

大寶小學校の前身は二つの小學校で、一は明治五年五月に創立された、南大組第十區小學校で明治八年四月には第一中學區第二大區第十番小學校と稱し、同年七月には第一中學區第二大區第十番大寶小學校と改稱され、又同十二年二月には學校番號は廢止さるゝこととなつて、單に公立大寶小學校と變つたのである。そして他の一は、明治六年二月に其の開校式を舉行した南大組第九區小學校で、明治八年四月には第一中學區第二大區第九番小學校と改稱され、次で同年七月には第一中學區第二大區第九番千年小學校と改まり、更に同十二年十月に至つて、單に公立千年小學校と稱することになつたのであつた。其の後明治十九年六月一日に前記の公立大寶小學校と、公立千年小學校とが合併して、南區立清泉小學校と稱する事となり、舊大寶小學校を本校とし、舊千年小學校が分校となつたのである。この南區立清泉小學校が明治二十年の四月の末に、清泉尋常小學校となり、更に明治二十六年の四月の初めに現校名の、大阪市大寶尋常小學校と改稱せられたのであつて、同時に分校は分教場となつた次第である。

次で本校の敷地並に其の校舎に就ては、次の如き事項がある。即ち此の前身である舊大寶小學校は明治五年に頒布せられた學制と、當府からの諭達に遵つて、不取敢同年五月大寶寺町中之丁圓融寺に假教場を設置して開校したもので、同年九月大寶寺町中之丁五十七番、五十八番の合併地に新校舎の築造に着手したが、翌六年七月竣工したので、同年八月落成式を舉行して移轉したのである。其の後明治十七年八月七日に増築工事に着手して、同年十一月三日に其の落成式を行ふたが、之れ生徒數漸く多きを加ふるに至つた爲めに外ならないのである。然るに生徒數は、年

を逐ふて次第に増加するので、勢ひ校舎の狹隘を告ぐることとなり、一面明治六年に建築した校舎が荐りに破損を生じて危険極りなく、且設備も不完全ではあるが、急に改築し能はざる事情があつた爲め、明治二十三年三月二十日鰻谷中之町二百九番屋敷に假教場を設け、先づ危険なる部のみを移轉せしめたが、明治二十五年三月に至つて、遂に地を大寶寺町中之丁六十番地に選み新築に着手し、一面舊校舎及其敷地は賣却したので危険を感ぜざる部も亦、鰻谷中之町舊區衙跡に移し爰を以て本校と假定したのである。

明治二十五年九月十一日に新校舎は落成し、同月十八日に本校及假教場を爰に移轉したのである。而して此の新校舎は明治二十五年三月三十日の起工で、其の敷地は四百拾五坪參合五勺、又建物は、木造瓦葺二階建の建坪貳百六拾五坪七勺であつて、敷地買收費としては金六千四百參拾七圓九拾貳錢五厘を支拂ひ、又工事費としては金七千貳百九拾七圓五拾五錢五厘を要したのである。そして右敷地購入費は大寶寺町中之丁外三ヶ町の區有金を以て支辨し、之を本市に寄附したのであつて、市は其地上に校舎を建築したのである。

舊千年小學校は其敷地を千年町二十三番地に相し、明治五年九月校舎の建築に着手し翌六年二月竣工したが、明治十三年十二月二十四日に至つて祝融の災「俗に云ふ島の内焼け」に罹つたので同十四年一月壘屋町三十二番地に假校舎を設置した。然し生徒數日に多きを加へるので、更に同年二月笠屋町三十番地に移轉して、授業を繼續したが、一時の急を凌ぐ手段に外ならないので、一方元の校地である千年町二十三番地へ再築することゝなつて、明治十五年八月に工を起し、翌

十六年一月新校舎の落成を見たので、同月假校舎の生徒を爰に收容することになつたのである。然るに翌十七年十二月二十八日になつて、又もや此新校舎が烏有に歸したのである。校内の諸器具は勿論、諸帳簿や種々の重要書類さへも、悉く焼失するの災厄に遭遇した。茲に於て直に假校舎を建築し、同十八年二月十一日竣工したが斯く僅少の年月の間に再度の火災に罹り、而も前校舎は其當時の建築物としては、吾大阪市内に於ても、尙且稀に見る輪奐の美を極めた壯麗な校舎で、従つて其経費も莫大な額に上つて其創痍未だ癒ゆるに至らないのに、今又茲に校舎の建築をなす事は、區民として到底其負擔に堪ゆる能はざるの點を考慮し、遷延十數年に及んだので、さらぬだに假校舎のことゝて危険甚しく、或は北より或は南より支柱を施して其傾斜を防ぐ程度にまで立至つたので、今は寸時も猶豫すべきにあらずとし、千年町十二番、十三番の合地貳百拾九坪壹合六勺を金五千貳百圓也にて購入し、其の地上に木造瓦葺二階建の建坪壹百四拾九坪貳合五勺の校舎を新築したのであるが、此の建築費は金壹萬壹千九百參拾圓で、其の竣工は明治三十年八月二十五日であつた。而して舊假校舎及其敷地は、之を賣却して資源の一部に充當したのである。

其の後明治三十四年九月一日に、一部閉鎖の命を受けたので右分教場（舊千年小學校）全部を閉鎖して、其兒童を本校に收容したが、爾來年と共に兒童數が増加し、校舎の狹隘を告ぐるに到つたので、明治三十九年五月二十六日西隣接地大寶寺町中之丁五十九番地貳百拾七坪貳合九勺を金壹萬五千九百參拾七圓八拾五錢にて買收し、明治四十年八月十日に工事に着手し、翌四十一年

一月二十五日に落成したのであるが、この増築校舎は木造瓦葺二階建の建坪壹百參拾五坪壹棟及同平家建便所四拾五坪五合壹棟とであつて、建築費は約金貳萬貳百圓であつた。

然るに向學心の旺盛に伴ひ、學區域には何等の變更がなかつたにも拘らず、其入學兒童數著しく増加し、到底現校舎を以てしては收容しきれない状態となつたので、再び増築を行ふことゝなり、明治四十四年五月二十二日校舎の西隣地、大寶寺町中之丁五十七番地貳拾五坪八合、同五十八番地貳百拾坪八合七勺、計貳百參拾六坪六合七勺を金貳萬八千四百圓四拾錢を以て買收し、明治四十四年十二月十五日起工して、同四十五年三月十五日竣工したのであるが、この建物は木造瓦葺二階建教室貳棟、此建坪壹百坪並に階段室五坪五合、計壹百五坪五合で、建築費は金壹萬五拾圓であつた。

元來本校並に附設幼稚園は、其の兒童の増加する毎に焦眉の急を凌ぐべく、校園敷地の餘裕のある擴張をなさずして、其の都度姑息的に増築に増築を重ねたる關係よりして、屋外運動場の如き、他の小學校に比して狭きに過ぐるの感あるに加へて、其の中間に雨天體操場の設けあるがため、之が共通利用の途を缺くのみならず、明治四十五年に増築したる校舎を除くの外は、何れも改築の必要を認むる状態にあるを以て、校地の大擴張を行ひ、而して全校舎の大改造をなすべしとの議起りたるも、何分多額の費用を要することに顧みて、容易く決せざりしも、さりとて荏苒経過することは許さざるが故に、先づ以て校地の擴張に着手せんとするに際し、區會側に於て積極的擴張論者と消極的論者との二派を生じ、一面附近住民は校地擴張の爲め、立退を命ぜらるゝ

ことの虞れよりして、消極論者に加擔し同時に陳情をなす等、民論喧しく區會は互に確執して譲る所なく、勢ひ一部議員の辭職沙汰にも及ばんとするの形勢なりしも、其間非常なる迂餘曲折を経て、漸くにして積極的擴張を行ふことに議を取纏むる事を得たので、大正八年四月十九日には隣接地なる東清水町十七番地ノ二、參拾壹坪九合五勺を金八千七百參拾八圓六拾壹錢にて、又同月二十一日には同町十五番地ノ二、五坪壹合九勺を金參千壹百貳拾圓七拾四錢にて買收し、次で翌々大正十年二月から三月にかけて東清水町十三番地、四拾參坪參合貳勺、同十四番地、四拾貳坪貳合五勺、同拾八番地ノ貳、參拾壹坪九合貳勺、同拾九番地ノ三、參拾參坪六合參勺、同番地ノ四、貳拾八坪貳合九勺、同二十番地ノ二、參拾七坪五合、同二十一番地ノ二、貳拾五坪貳合八勺、同貳拾貳番地ノ二、貳拾坪參合參勺、同二十三番地ノ二、參拾壹坪四合壹勺、同二十四番地ノ二、參拾貳坪七合、合計參百貳拾六坪六合參勺を、金拾六萬四千九百參拾七圓九拾五錢にて買收し得たるも、其の買收を終へるに至るまでの経路に於ては、餘程の困難を感じたのであつて、一時は土地收用法の適用を見んとしたが、區當局者並に區會側の熱心なる盡力によつて、漸く其の所期の目的を達したることは、本校の爲めに眞に慶祝すべきことであつた。然るに其の買收地上的居住者が容易に立退を了せなかつたが爲め、工事の着手が意外に遅延したことは甚だ遺憾とする所であるが、時恰も財界好況の際であつたので一般借家の拂底を告げ、居住者としては止むを得なかつた結果だらふと思はれた。是れより先建築様式の範を求むべく、各地の視察をなすべしとの區會側の意見に基き、區會議員並に學務委員の全員が、各地の参考となるべき校舍を視察

し、終に東京地方まで視察の歩を進め、以て研究に研究を重ねて數種の計畫を立て、之れを資料として其の設計方を在東京工學博士阿部美樹志氏に托し、其筋の認可を経て、工事は清水組に指名入札にて請負契約を締結し、漸く大正十二年四月二十四日に至つて、地鎮祭を舉行了たのである。而して同日から工事に着手したのであるが、同年九月一日關東地方の大震火災に遭遇した爲め、工事請負人たる清水組は、其の材料の搬入等に多大の困難を來したる由にて、且つ震災の實驗に徴して其の基礎工事に改良を加へたるに拘らず、工事は豫定の如く進捗して、翌大正十三年九月三日に竣成したのである。この新校舍は近世式鐵筋混凝土造で、東棟校舍は地階付の三階建て建坪貳百參拾參坪、北棟校舍は同三階建て建坪貳百參拾九坪、西棟校舍は地階なしの三階建て建坪貳百貳拾八坪で、其の規模の宏壯なる、其の内部の設備たる實に至れり盡せりて、吾大阪市に於ても稀に見るの完全なる大校舎であつて、其間に於ける當時の區當局並に本田議長、高橋學務委員長及岩本改築委員長を始め區會議員、學務委員の甚大なる勞苦は能く筆舌に盡し難きものがあつた次第で、其の功績は校舎と共に永久に記念すべきものである。而して本校の敷地總坪數は壹千貳百七拾七坪貳合四勺で、新校舎の延坪數は貳千六百參拾四坪八合參勺であつて、之れが建築費總額は實に、金五拾九萬七千八百貳拾八圓の巨額を要したのである。

斯く大々的の増改築をなしたる財源は、學區の所有財産であつた千年町の舊校舎の敷地並に建物（南稅務署及島之内警察署等に貸與せしもの）を賣却して得た金拾壹萬參千五百六拾圓貳拾錢と、本市より十ヶ年賦で借入れた金四拾貳萬圓と、他は積立金と歳入の剩餘金とを以て、之れに

充當した次第で、市からの借入金に付ては、大正十三年度から昭和元年度に至る三ヶ年間に、金拾七萬四千壹百圓を償還したのみで、測らずも昭和二年四月一日に學制統一が實現したので、殘金貳拾四萬五千九百圓は未償還の儘で市へ引繼いだ譯で、従つて區民の特別負擔は之れを要せないことに歸着したのである。

次で本校の施設及行事並に教授方針としては、

甲、施設及行事

一、御臨幸記念日は、明治十年二月十六日で爾來この二月十六日に記念式を舉行し、御下賜品と當時の記念品とを陳列して、參列者一同に拜觀せしめ來たが、愈々昭和二年四月一日を期して學制統一が實現することとなつたので、此の光榮ある歴史を永久に記念すべく、昭和元年度の財政を按配して金五千圓を捻出して基本財産とし、之れより生ずる利子金を以て、引續いて毎年其の記念式を舉行することとなつたのである。尙其の御臨幸當時の模様は本校の講堂に小出猶重畫伯の好意に依り掲記されてある。

二、教授上に於ては(1)兒童文庫―四年以上は週一回、三年以下の兒童に對しては貸出の方法を採り(2)兒童博物館―隨時觀覽せしめて常識養成の資とし又は教授參考材料となす(3)學藝會―毎年一回之れを開き平素修得せる學藝の演習をなさしめ(4)展覽會―毎年一回之れを開き兒童成績向上の一助となす(5)校内郵便―夏休及冬休の二回之れを行ひ練習發表の機會となす(6)學用品―父兄會の給品部を利用し學用品の統一を期し、併せて經濟上の利便を圖つて

ゐる。

三、訓練上に於ては(1)朝會―毎朝始業五分前に朝禮をなしたる後、所定の呼吸運動を行ひ次で校長及週番は兒童に對して、訓育事項及任意事項を指示する(2)講堂訓話―偶發事項を主題として隨時に之れを行ふ(3)記念講話―御臨幸記念日、陸軍記念日、創立記念日、時の記念日、戌申詔書御下賜記念日、勅語御下賜記念日、國民精神作興に關する詔書御下賜記念日等に夫れれ、其の記念日に因める講話をなす(4)自治會―參加者は職員としては校長及總務並に訓練部員と、兒童としては三年以上の正副級長と週番とであつて、訓練部主任が之れを主宰し兒童中に各係を設けて、毎月一回之れを開き、協議せる事項を職員兒童に通達するのである。

四、養護上に於ては(1)校技會―各學年を六班に分ちて毎月一回之れを行ふ(2)運動會―毎年各一回春季は校内に於て、秋季は校外に於て之を行ふ(3)蛔虫驅除―每學期蛔虫驅除のため海仁草を飲ます(4)洗身室の利用―夏季の候、體操又は課外運動後等に利用するのである。

五、家庭との連絡上に於ては(1)教育カレンダーを發行し各兒童の家庭に配付す。其の内容は毎月行事及學習訓育養護の注意事項を掲げて、學校と家庭教育の連絡指針としてゐる(2)保護者會―毎年各一回保護者總會は第一學期に、學級別保護者會は第二學期に、特別兒童保護者會は第三學期に、一年兒童の保護者會は第一學期の始めに、六年兒童保護者會は第三學期の終りに之れを行ふのである。

乙、教授方針

一、教育上の方針（1）至誠君國に奉ずる大義の精神を涵養し忠良なる國民とならしむること
（2）時代の進運に伴ふ生活に順應し得る智能を練り將來の文化的生活の基調たらしむること
（3）健全なる身體と旺盛なる氣力とを養ひ、大國民たる責務を完ふせしむることなどに努めて居る。

二、教授上の方針、教育思潮に鑑み、常に純真なる個性の伸張を基調として、之れが體現を圖ると共に、進んで文化の發達に資するの能を得せしむることに、即ち學習態度の確立、創意性の陶冶、個性の醇化等に出來得る限りの努力を拂つて居る。

三、訓練上の方針、社會の世相人心の歸趨を顧み、常に正義を好愛し尊重するの念を持し、而かも克く親和共存以て道義心を發達し、進んで國民精神を領得せしむることに、即ち自治的訓練の重視、道義觀念の尊重、國民精神の振作等に特に意を用ひて居る。

四、養護上の方針、文化の餘弊都市學童の傾向を慮り、常に生活の福祉は心身の健全に基くにあるを自覺せしめ、進んで之れが保護増進の途を得せしむるに於て、心身各部の均齊的發育心身の鍛鍊體氣力の増進、衛生思想の涵養等に於て萬遺憾なきを期して居る。

今本校の記事を終るに當つて、小學科と裁縫學校との事項に於て略述することゝした。
甲、小學科、舊大寶小學校も千年小學校も共に、其の設置の始めから、各小學科即ち上等、下等又は初等、中等、高等を通じて併置してあつたが、明治十七年十一月から中等、高等の二科は育英小學校に於て教授することゝなつた爲め、單に初等科のみとなつたのである。然るに明治二十

年四月二十九日から從來の初等、中等、高等を尋常科、高等科と改められたので、尋常科のみを教授することゝなつた。其の後明治四十一年四月一日から義務教育年限が延長された結果、從來の高等小學校第一學年級を尋常小學校第五學年級として、又其の翌四十二年四月一日から、從來の高等小學校第二學年級を尋常小學校第六學年級として教授することに改められたのであつた。
乙、裁縫學校、明治七年三月南大組第十區小學校内に、裁縫を教授するために女紅場を開設したのが裁縫學校の濫觴で、其の後明治十二年十二月に女子手藝學校と改められたが、此は獨り裁縫の教授のみを以て足れりとせず、女子として必要な禮儀、作法等をも教授することになつたからであらふと思はれるのである。其の翌々十四年一月には更に女子裁縫學校と改稱され、引續いて翌十五年十二月公立大寶小學校の附屬裁縫場となり、同十九年三月三十一日遂に廢止の運命に立ち至つたのである。

本校歴代の校長次の如し。

石井駒三郎 大槻 永三 今井 俊一 平田 華藏 河津 義一

大寶幼稚園

本園は明治十九年一月十五日に大寶小學校内に保育科を設置されたのが始まりで、其の後、年を逐ふて幼兒數が増加し、到底小學校内の一科として之を保育することは其の完璧を期し難いので、明治二十六年四月一日保育科を廢して、茲に大寶幼稚園として獨立したのであるが、其の園

舎は今日に至るまで大寶尋常小學校に併置されて推移し來つたものである。而して本園の保育方針並に施設及行事としては、

一、保育方針（1）自然の躍動を調節助長し、以て圓滿なる心身の發達を遂げしむること（2）純真なる個性の伸長を基調として、親和共存の要諦を領得せしむること（3）天賦の智能を啓發培養し、兼ねて良習慣の樹立及高尚なる趣味の涵養に、何づれも最大の努力を盡してゐる。

二、施設及行事（1）幼兒體格検査—毎年四月に入園兒の體格検査を行ひ、爾後毎月其發育状態を知らんが爲めに、體重検査をなすものにして（2）誕生會—毎月行事として其月生れの園兒のために此の會を催す（3）園外保育—八月を除いて、毎月異なつた地に之を行ふことにしてゐる、其他學藝會又は成績品展覽會、新入兒童者會、修了兒保護者會等の施設がある。

本園歴代の園長は大寶尋常小學校長が、其の兼務を命ぜられて推移し來つたのである。

大寶商業專修學校

本校は大正九年四月一日の創立で、大阪市立大寶實業補習學校と稱し、大寶尋常小學校に附設されたのであつて、補習學校前期二ヶ年の教育を施すのであるが、其の實際の環境に順應した適切な教授方針を執り、殊に商業上の實修方面に關しては、一段と其の内容の充實を圖りつゝ、あるため、其の生徒數逐年増加の傾向あるに加へて、本年三月末日に市内實業補習學校の大整理を斷行されたので、現在に於ては其の在籍生徒數百八十一名の多きに達したのである。尙本校は大

正十四年四月二十日に、現校名に改稱されたのであつて、歴代の校長は大寶尋常小學校長が、其の兼務を命ぜられて推移し來つたのである。

南第六青年訓練所

本訓練所は大正十五年七月一日の創立で、大寶尋常小學校に附設せられたのであるが、此は南第一青年訓練所の項に略述せる通り、中等學校以上の學校に入學せざる青年を善導して、心身共に健全なる國民を養成せんが爲めに外ならぬのであつて、創設當初は一百六十九名の入所生があつたが、其の後意思の薄弱なる者及境遇の變化等の理由のため、中途退所をなす者多く一時は百三名に減じたのであるが、河津主事始め職員一同の熱心なる努力と、内容設備の充實と相俟つて今日に於ては、其の在籍生一百三十三名に上つたのである。

大寶青年團

本青年團は大寶部内居住の滿十五歳から、滿二十五歳迄の男子を以て團員とし、大正六年三月に其の創設を見たのであつて、大阪市青年聯合團綱領の趣旨を体し、青年相互の親睦を厚くし、身體を鍛練して智能を磨き、品性の向上を圖り以て健全なる國民、善良なる公民たるの修養をなさしむるを以て目的としてゐる。其の主なる事業としては總會、補習教育の施設及獎勵、講演會開催、文庫の設置、各種運動の練習、運動會開催、公益に關する各種事業、修養娛樂に關する施

設である。而して本團創設後未だ幾何の年數も経ざる大正十二年に當時の團長本田友衛氏は、其の效績見るべきものありとして、本市青年聯合團長より表彰を受くるの榮譽を荷はれたのであつて、爾來益々堅實に發展しつゝある狀況である。尙本團の現團長は辻阪信次郎氏で、團員は無慮一千有餘名である。

在郷軍人會大寶分會

本會は明治四十五年二月二十日の創設で、其の主なる事業は軍事講演會、武術競技會、壯丁豫習教育、點呼豫習教育、軍人遺家族の救護及吊慰、入退營兵及軍隊の送迎等である。而して創設當時の會員數は二百二十九名であつたが、今日に於ては三百八十名の多數となり、其の基本財産は約金貳千圓である。尙本會は大正十年七月一日に其の成績優良なりとして、帝國在郷軍人會長より表彰せらるゝの光榮を荷ひたることは、會長たる森下幸助氏を始め、役員諸氏の熱心なる努力の賜と云はなければならぬのである。

大寶父兄會

本會は大正十年八月に、大寶尋常小學校在學兒童の保護者を以て、組織せられたもので、専ら家庭と學校との連絡を計り、協力以て兒童教育の進歩發達を期するに外ならぬのである。従つて其の目的を達成せんが爲めに、講演會の開催、會誌の發行（年三回）教育カレンダーの發行（年

一回）給品部の經營、學事研究の補助、職員及兒童の表彰、其他教育的施設の補助等の諸事業を遂行し、殊に給品部の如きは一般の學用品を原價に等しき廉賣をなし、其衝に當る幹事は父兄會員中より選出され、無報酬にて献身的に努力しつゝある狀況で、之れ全く北村會長始め會員諸氏の小學校教員に對する深甚なる理解と、其の精神の發露に外ならぬのである。而して現在會員は正會員、特別會員及名譽會員を合せて七百二名である。

大寶母の會

本會は大正七年七月の創設であつて、大寶幼稚園の在園兒並に修了幼兒の保護者を以て組織され、専ら家庭と幼稚園との連絡を圖り、以て幼兒保育の發達を期することを目的とするので、従つて其の主たる事業としては、保護者懇談會、講演及講習會、教育施設補助、學事研究補助、模範幼兒の表彰等で、大寶小學校に於ける父兄會と等しく又以て河津會長始め會員諸氏の幼兒保育に對する熱心振を物語るものと、云はざるを得ないのである。而して現會員は正會員、特別會員並に名譽會員とを合せて、二百二十名である。

大寶同窓會

同窓會といへば其の學校の出身者が母校との連絡を保ち、其の校の教育を後援し、會員相互の親睦を圖るを目的とするものであるが、本同窓會の男子の第一部同窓會は大寶尋常小學校の出身者でない。當部内居住の有志が自己達の母校が遠隔の地にあるため、假りに大寶尋常小學校を母

校として組織されたのであつて、約八十餘名の會員數である。而して大寶尋常小學校卒業生の同窓會としては男子の第二部同窓會と、女子同窓會との二つの同窓會があつて、前者も後者も共に其會員數は百二十三名である。會長は前記三同窓會共、大寶尋常小學校長河津義一氏で、各春秋二回總會を開催することになつてゐる。

參考

(小學校) 學級數及兒童數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇一―四〇四頁へ區内各學校別ニ列記ス

(幼稚園) 組數及幼兒數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇二頁へ區内各幼稚園別ニ列記ス

大寶

區會議員

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 池田庄兵衛 | 大浦彌兵衛 | 津田忠兵衛 | 村田重兵衛 |
| 松村龍次郎 | 石川常治良 | 植野佐兵衛 | 正木善七 |
| 東井重陽 | 藤田善七 | 高濱與兵衛 | 前川彦十郎 |
| 北村太治郎 | 大橋喜兵衛 | 福山長治郎 | 藤井藤助 |
| 豊田宇左衛門 | 江守敬壽 | 久次米定助 | 莊所太兵衛 |
| 原井半兵衛 | 植村治良兵衛 | 椋本佐兵衛 | 中村五兵衛 |
| 菅森善五郎 | 森岡竹治郎 | 三田政右衛門 | 藤井泰 |
| 吉田定七 | 豊浦包松 | 森下幸助 | 杉田宗助 |
| 肥田養 | 森高和吉 | 足立誠治郎 | 高橋慶次郎 |

公民選出學務委員

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 河内與三兵衛 | 松原務 | 西村直次郎 | 友井米吉 |
| 岩本榮三郎 | 藤塚芳太郎 | 玉置恭太郎 | 井上與三郎 |
| 今村宗兵衛 | 北野毎太郎 | | |

學區廢止當時ノ區會議員

| | | | |
|--------|-------|-------|------|
| 豊田宇左衛門 | 福山長治郎 | 高濱與兵衛 | 本田友衛 |
| 津田忠兵衛 | 原井半兵衛 | 辻阪信次郎 | |

學區廢止當時ノ公民選出學務委員

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 木寺隆太郎 | 北村宗十郎 | 早川兼三郎 | 今西儀兵衛 |
| 石橋政治郎 | 中井梅次郎 | 濱村嘉兵衛 | 宮内福松 |
| 杉谷峰太郎 | 尼崎秀之助 | 宮内長藏 | 辻阪信次郎 |
| 井上吉松 | 川島勝次郎 | 北村太治郎 | 伴治吉 |

大阪府會議員

辻阪信次郎 宮内長藏

大阪市會議員

玉置恭太郎

大阪市同委員及南區聯合會員

本田友衛 井上吉松 川島勝次郎 辻阪信次郎

今西儀兵衛 伴 治 吉 石橋政治郎 早川兼三郎
濱村嘉兵衛 高橋慶次郎 玉置恭太郎 中井梅次郎
尼崎秀之助 木寺隆太郎 北村宗十郎 北村太治郎
宮内福松 宮内長藏 杉谷峰太郎

南區聯合會員

大谷正三郎

大寶青年團正副團長

團長 辻阪信次郎 副團長 尼崎秀之助 河津義一

所得稅調查委員

辻阪信次郎

大寶衛生組合正副組長

組長 本田友衛 副組長 村田重兵衛 玉置恭太郎

帝國在鄉軍人會大寶分會正副會長

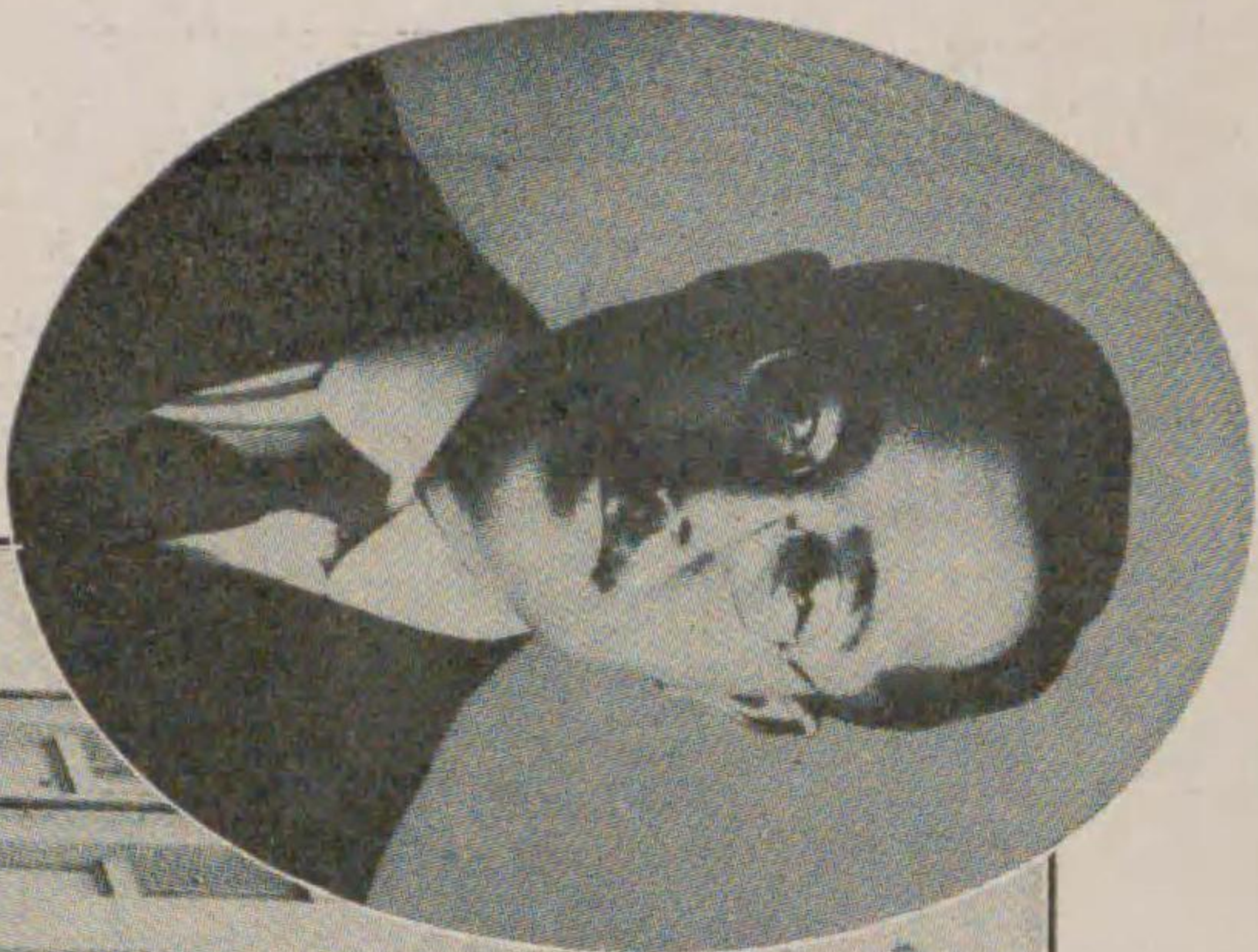
會長 森下幸助 副會長 吉田德藏 前川輝彦

借地借家調停委員

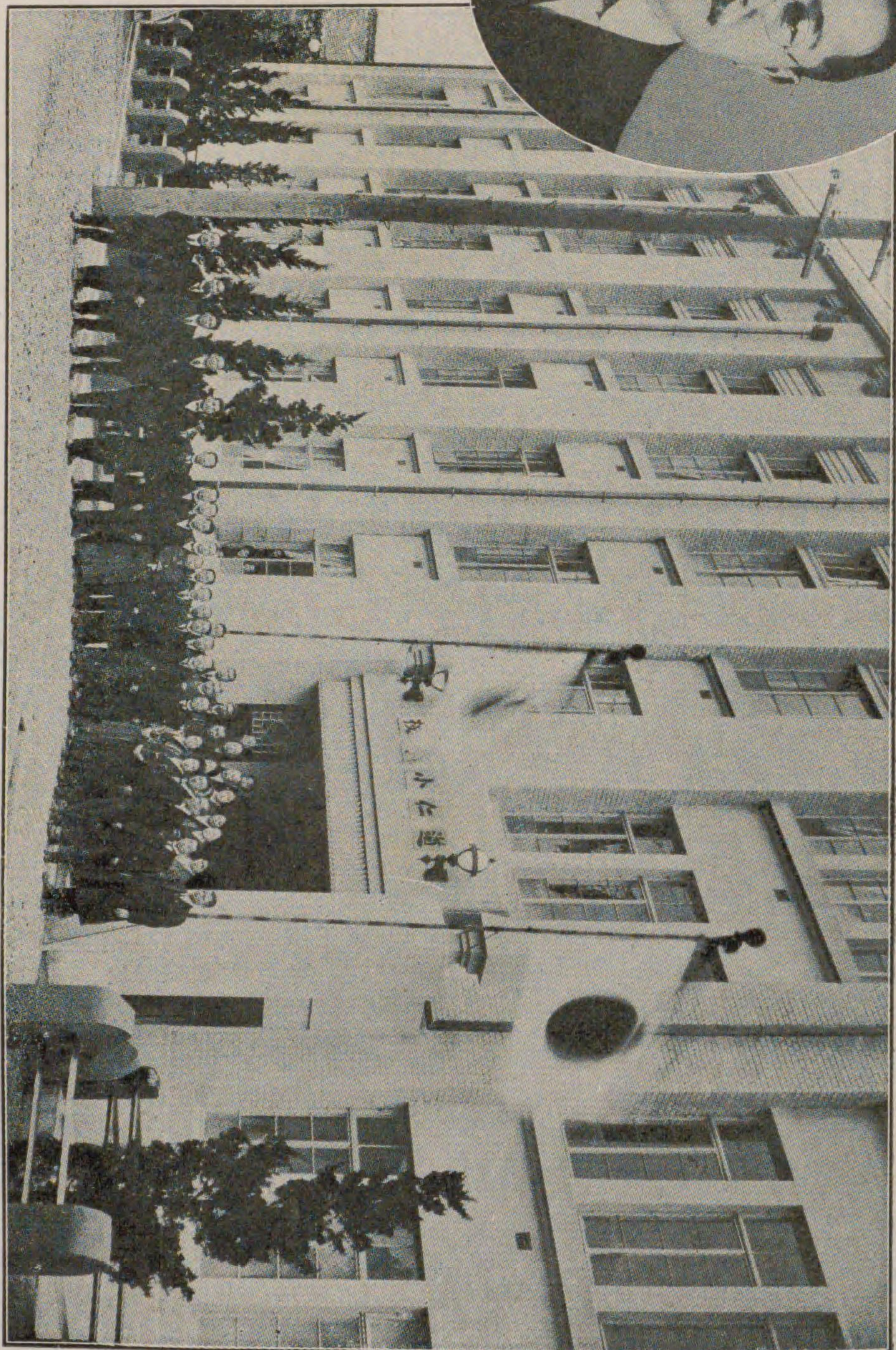
末吉辰藏

商事調停委員

久次米定助 莊所太兵衛



道仁尋常小學校長
道仁實業補習學校長
道仁幼稚園長
稻垣國三郎



道仁尋常小學校 道仁實業補習學校

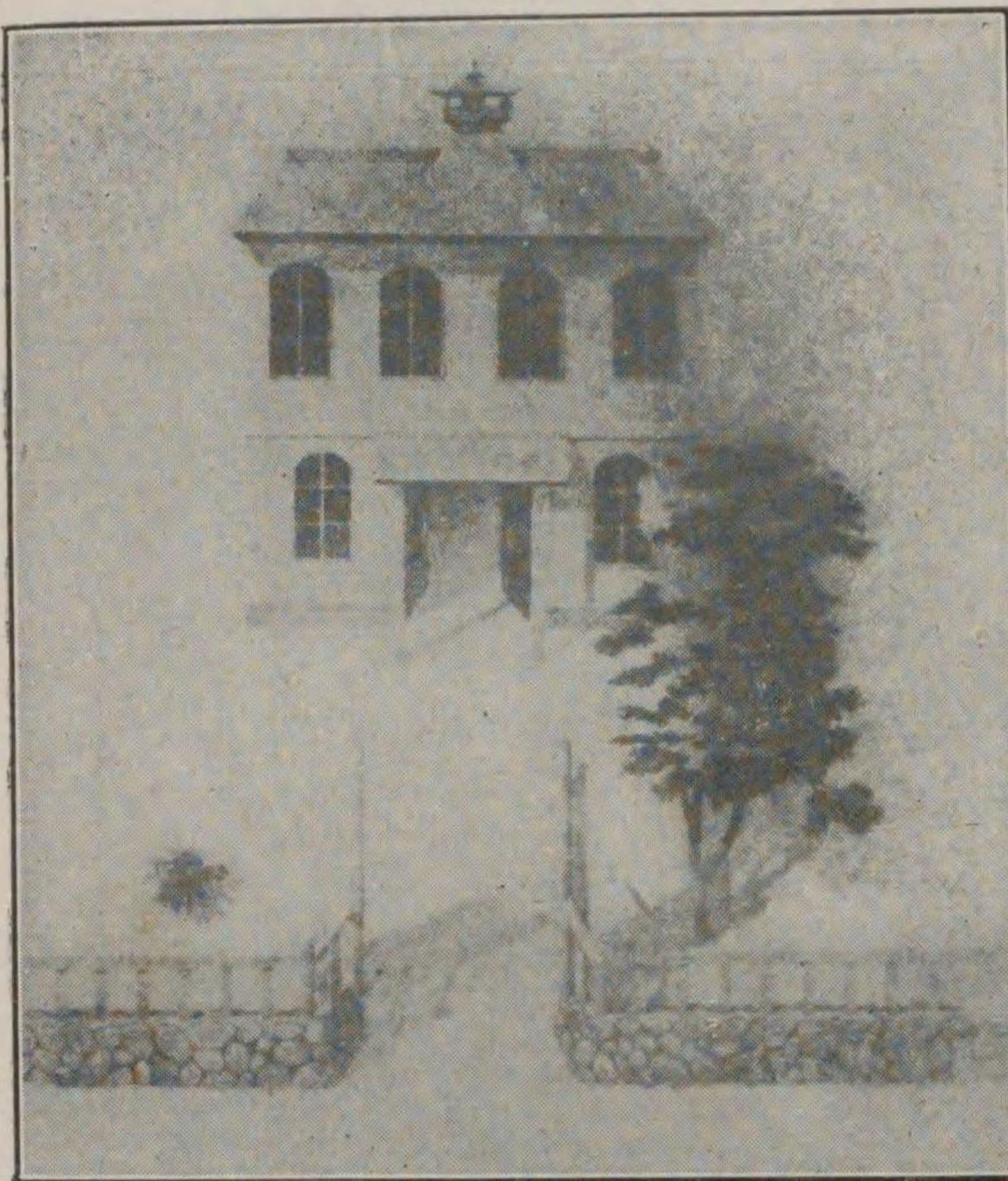
道 仁 學 區

この學區は三津、大寶の兩學區と同じやうに島之内の一部で而かも南は道頓堀川に、東は東横堀川に又北は長堀川に面し、西は大寶學區に接した大阪の中心地帯で即ち南綿屋町、鍛冶屋町、竹屋町、大和町、大寶寺町東之丁、鰻谷東之町、問屋町の七ヶ町で明治五年學制頒布の當時から今日に至るまで、其の區域には變りがなかつたのである。而して學校創立當初から學校取締なるもの、定めもあつて直接に其の學校に關した、一切の事項を處理して居たものである。然るに明治八年の九月になつて大阪府の布達に基いて、學校世話係を選擧して學校取締の事務を補助せしめ、越へて明治九年十月には學校取締が廢されて學區取締となり、其の翌十年八月に學童監護人を置かるゝ事となつたが明治十三年一月七日になつて、學區取締、學童監護人及世話係は廢止され、新に學務委員を置かるゝことになつたのである。

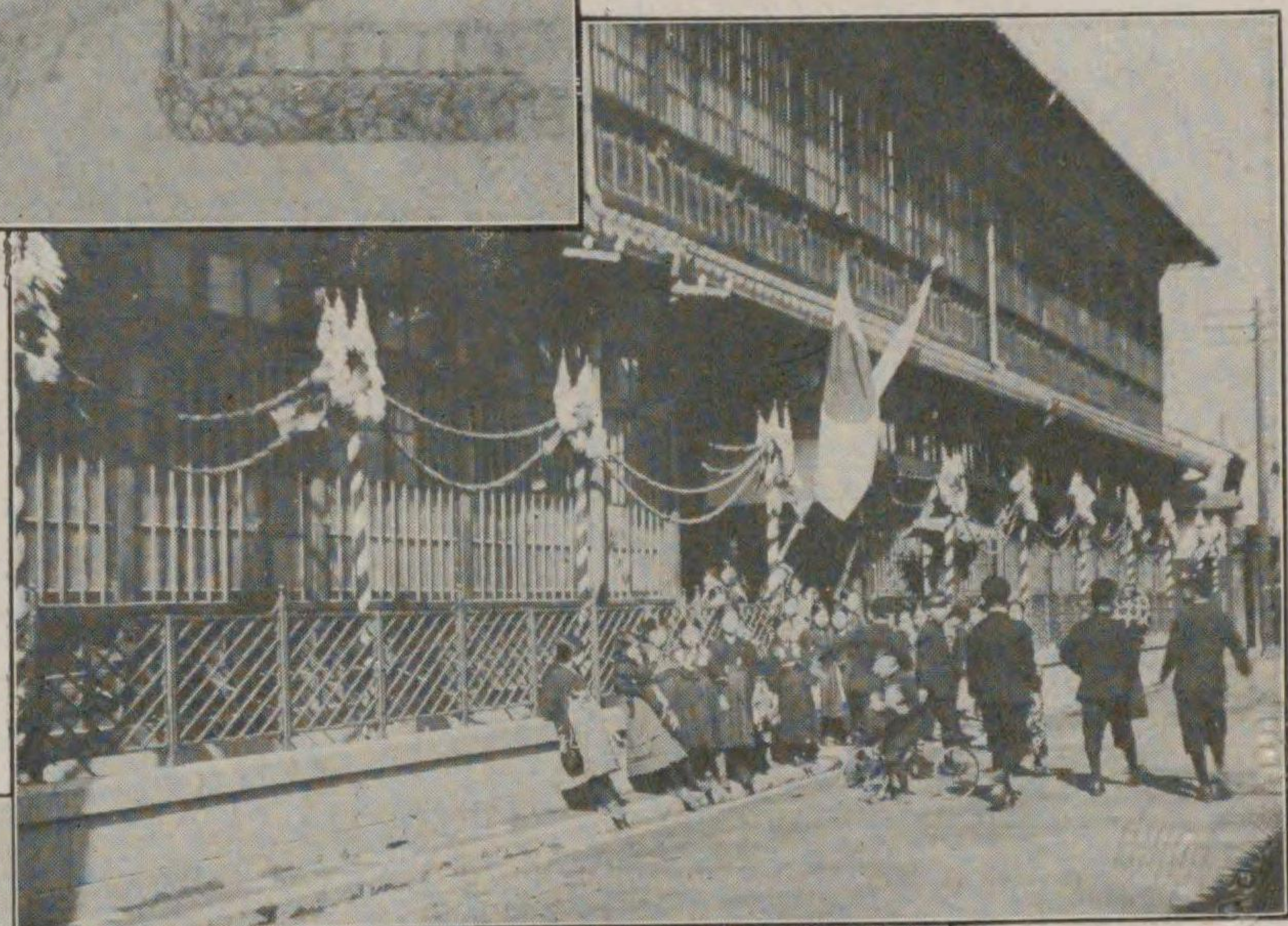
併しこの學務委員の制度も明治十八年八月三十一日に廢されて、其の事務は戸長が之れを行ふ事になつたが、此の制も又其の翌十九年三月三十一日には廢止されて、學校に關する一切の事項は南區長が管掌することゝなつたのであつたが、學區としては依然として今日まで變りがなかつたので、唯其間明治二十二年十月一日から同二十六年三月三十一日まで約三ヶ年間、大阪全市を以て一つの學區域となつたことがある。

而して本學區の廢止に關しては、本府知事から大正十五年九月八日付を以て學區廢止並に、其

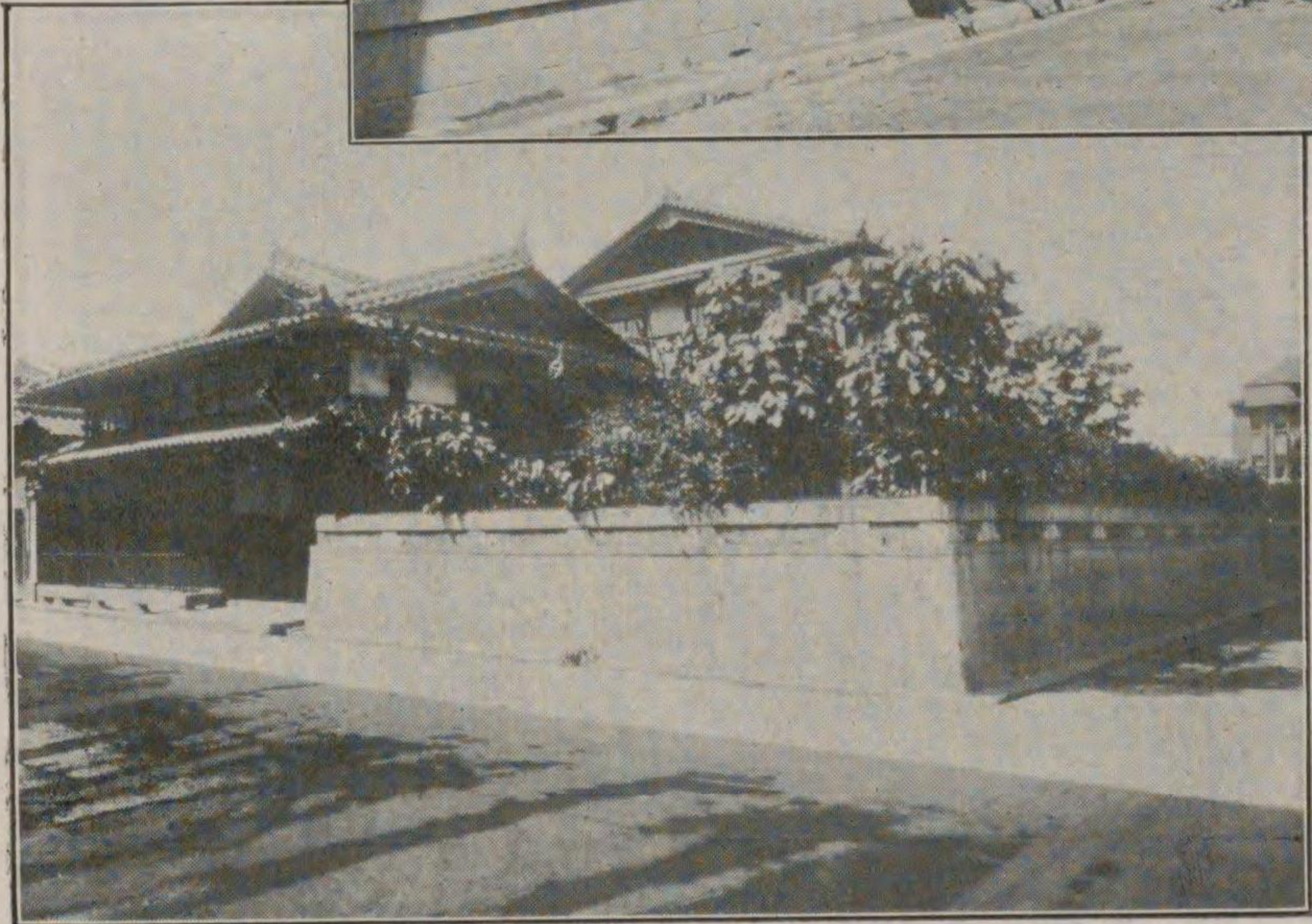
道仁尋常小學校
(創設當時ノ校舍)



同校(舊校舍)



道仁幼稚園



の財産及負債の處分に對する意見を十月三十一日限り答申すべしとの諮問に接したので、本區會は種々研究の末、右二件共異議ある旨の答申をなしたるにも拘らず、昭和二年三月三十一日限りにて廢止されたので、同年四月八日當學區所屬の一切の財産、並に負債及事務を本市長に引繼いだるのであるが、其の際左記希望要項を開陳したのである。

尚學區會の解散と學制統一の記念とを兼ねた式は、四月二十八日道仁尋常小學校に於て舉行されたのであるが、市長並に區長は區會議員並に學務委員に對し從業の功勞を謝するため、感謝狀を贈呈したのである。

記

道仁尋常小學校第一期増改築工事は本年三月十五日竣工したるを以て引續き其の第二期工事に着手せられたく、過般區會の決議を以て市に稟請したるものに係り、而して同校敷地は追次の擴張のため地形頗る不整形なるが故に、第二期計畫としては新築校舎の西隣を現校舎幅員に應じて買収し、其地上に新築校舎と聯續したる一棟を設け、更に採光通風共不充分なる東側及南側並に西側木造校舎は之を取拂ひ、西側に新設北側校舎と聯續せしめたる鐵筋混凝土造三階建とし、第一階を屋内運動場となしたる校舎を設け、運動場の整備を圖るときは、本校設備完成の域に達することを得べく、急速計畫に着手せられん事を望む。

本校附設の幼稚園舎は北方數丁鰻谷東之丁にあり、先年住友家の厚意により寄附せられたる敷地上に學區内有志十數名より建築費を寄附せられ、全然公費を支辨せずして建設したるものなるも當時より建築費に不足を生じ年々補強工事を行ふと雖も、近く改築の期に到達すべく相當の考慮を加へられむ事を望む。

道仁幼稚園は前述の如く本校と離るゝ事遠く附設幼稚園の實を揚ぐる能はず。即ち園長を置ける幼稚園は園長は組の擔任を爲さざるも、本園の如き又蘆池幼稚園の如き何れも學校と獨立したる建物内にありて、主席保母園長の職務を執

る傍ら組擔任保母として幼兒保育の任に當り、不便少なからざるを以て兩幼稚園に對しては專任の園長を設くるか、又は代用保母一名を特設せられたし。

小學校運動場鋪裝工事は本年三月三十日着手し、同四月三十日竣工の契約にて目下施行中なり。

道仁尋常小學校

本校の創立は明治六年三月で第十一番小學と稱したのであるが、其の年十一月に校内各舎に舎號を掲げ第何舎何等何級と書し、五舎に分ちて文部省の教則改正の趣旨に基き、兒童の智識を啓發せんが爲め掛圖を以て單語を教へ及修身、地理、理學、歴史等の普通學科を課し、上下二等每等八級に區別した新學制に改正したのである。其の後明治八年七月になつて第二大區第三小區十一番小學校と改められ、明治十年七月に始めて門前に揭示所を設けられた。

同年十二月戸々に不學の兒童なからしめんがため各種の學校を設置し、其の學區内の未就學者を集め修身、地學、歴史等の日用適切なるを摘みて口授し、漸次就學の楷梯相開くべき旨布達があつたので、區内の各父兄を説諭して學童就學の勸誘を行ふたのである。

翌十一年二月から學事勸誘のために毎月第二土曜日を期して、教育演説を開催する事になつたのである。そして同年七月に分校を鍛冶屋町と竹屋町の二ヶ所に設置し、之を鍛冶屋小學及竹屋小學と稱へた。翌十二年二月には學校番號は廢止され單に道仁小學校と稱することになり、其の翌十三年の十二月には鍛冶屋町の分校を廢して本校に合併され、更に其の翌十四年四月に至つて

竹屋町の分校を本校に合併されたのである。而して明治十五年二月甲第十七號を以て教則改正の達しがあり、ために上等下等の區別を止め之れを初等、中等、高等の三科に區別して教授することになつたのである。同年十月甲第九十九號を以て、初等科一級用書小學讀本卷の五を刪除せられたので本府所定の代用書中、小學商業書を右級の用書となすべき旨を府知事に開申した。其の後明治十七年十一月を迎へて育英小學校が創設されたので、中等科以上の生徒を同小學校に引繼いだのである。越えて明治十九年六月一日に雄帷小學校と改稱されたが、此は昔時この附近一帯の地を雄帷の里と稱したに因るので、翌二十年四月二十九日には又其の校名が區立雄帷尋常小學校と變り、更に明治二十六年の四月に道仁尋常小學校と改まつて今日を迎へたのである。其の創立當初の敷地は、南綿屋町十六番地（肥田彌兵衛氏所有地にして二百四十七坪七勺）を選定し、同年十月其の地上に校舎を新築することとなり工を起したが、翌六年三月二十七日に本造瓦葺の校舎二棟が竣工したのである。然るに明治十三年十二月二十四日午前二時三十分には笠屋町から出火し、遂には當校舎も其類焼の災に遭遇したのであるが、この火事は未だに古老の記憶に残る、俗にいふ島之内焼けの大火であつたので、當學區も七ヶ町の内五ヶ町迄は焼失して仕舞つたのであつた。

前述のやうな状態で例年一月七日に舉行する始業式、其の他の諸儀式も行ふ事能はず漸く明治十四年一月十八日に至つて、一時鰻谷東之丁十番地に假校舎を設置して授業を開始したのである而して同年六月に舊校地南綿屋町十六番地上へ、新校舎の再築に着手して同年九月十五日に落成

したので、假校舎は廢することとなつた。

然るに児童増加して校舎の狹隘を告ぐる同一理由のために、其の翌十五年四月に續いて、同十六年四月及同十七年二月と、僅々三ヶ年の間に三回の増築工事を行つたのであるが、明治二十年になつて又教室の不足を感じるやうになつたので、同年十一月二十五日に工事に着手し、同二十一年三月五日に竣成したのである。この増築校舎は木造瓦葺の建物十七教室で、工事費は金六百餘圓を要し、全部聯合町會費を以て支辨したのである。

次で明治二十四年五月に又増築の必要に迫られたのであるが、校地には其の餘裕がないので隣地三十坪を借入れて其地上に増築校舎を建設したのであつた。斯く増築に次ぐに増築を以てした校舎も元の明治十四年九月に新築した本校舎が腐朽に近い程度にまで立至つたので、茲に増築の議が纏まり、明治二十七年二月二十二日に、隣接地なる南綿屋町十七番地七十七坪二勺を金壹千壹百拾圓にて買収し、同年十月十七日に工事に着手し、木造瓦葺二階建の校舎建坪二百十七坪及同平家建十四坪五合五勺を建築したのである。竣工は翌二十八年十二月一日で工事費は金七千八百餘圓であつた。これで校舎の方は暫くの間は假令児童數が年々少々位増加して行つても増築の必要を認めざる程度の設備は出來たのであるが、校地は空地が尠なくなつた關係上、運動場擴張の必要が起つて、明治三十一年三月二十九日に隣接地なる鍛冶屋町五十一番地ノ三、四十三坪七合六勺を金貳千貳百圓にて買収したのである。

其の後明治三十九年に從來四ヶ年の義務教育年限が、同四十二年から六ヶ年に延長さるゝ事に

なつた爲め、延て校舎の増築並に運動場の擴張を要する事となつたので、同年十月十六日に隣地なる鍛冶屋町五十二番地ノ二、四十六坪四合一勺及び同町五十三番地ノ二、百二十六坪四合三勺計百七十二坪八合四勺を金九千五百六圓貳拾錢にて買收し、更に同年十一月二十八日に同町五十一番地ノ二、四十二坪九合五勺を金貳千參百六拾貳圓貳拾五錢にて買收を終へ、其の翌々四十一年三月七日に起工して同年九月二十五日に竣成したのであるが、其の増築校舎は木造瓦葺二階建て建坪九十坪及び木造瓦葺平家建の便所並に傳廊下十五坪五合で、この工費は金壹萬貳千五百圓である。其の後明治四十三年九月三十日には、隣地南綿屋町十五番地百六十六坪六合八勺を校地擴張の必要上金壹萬五千壹百五拾七圓八拾八錢にて買收したが、之れは明治二十八年の十二月に改築した校舎が又再び、改築を要する状態に立至つた爲めであるが、買收地上の建物内に居住する借家人の立退が意外に遅延したため、其の工事に着手したのは大正三年も暮に近づいた十二月の二十四日であつた。而してその工事の落成を見たのは翌大正四年の六月十五日で、出來上つた校舎は木造瓦葺二階建て其の建坪が東棟一百五坪、南東手棟七十五坪、南西手棟四十五坪、北西手棟三十五坪、鐵骨石綿板葺の屋内運動場八十二坪五合、木造瓦葺平家の便所及下足置場二十五坪五合とで、此外に鑄鐵製鐵柵延長二十間及板塀六十九間五分の工事費を加へて、總改築費約貳萬六千圓を費したのである。

斯様に擴張に擴張を重ねて來た校舎も、又其の教室の不足を感じるに到つたので、大正十年十二月十四日に隣地南綿屋町十二番地一百五十坪八合三勺及同町十三番地一百四十五坪一合九勺、

計二百九十六坪二勺を金八萬八千八百六圓にて買收し、更に同十二年七月六日に同町十三番地七十三坪二合五勺を金貳萬六千參百七拾參圓六拾錢にて買收し、此の地上に増改築校舎を建築することになつたのであるが、今回の増改築に當つては、時代の要求に伴つた耐震耐火の堅牢な永久的の校舎を建築する事となり、區會は荒川吉三郎氏を建築委員長として、大正十五年三月二十四日に工事に着手し、滿一ヶ年の日子を費して竣工したのである。此の新校舎は鐵筋混凝土造の三階建て建坪貳百七坪五合と、鐵筋混凝土造の高塀五間五分及駒除柵鐵骨混凝土造貳拾參間並に、木造平家建渡廊下拾八坪とで總工費金貳拾萬餘圓を要し、其の落成を見たのは學區廢止直前の昭和二年三月十五日であつた。

前述の敷地買收費或は建築費を支辨するに際して、之れを一時に賦課徴收することは負擔の激増を來たす事となり、到底堪ゆべきにあらざるの點を考慮し、大部分の資金は之を本市の交付金に仰ぐこととしたのであるが、其の額は擴張敷地買收費として金拾萬參千圓及建築費として金拾七萬圓、合計金貳拾七萬參千圓を十ヶ年賦にて借入れたのである。内金五萬九千四百圓を償還したのみで、殘額金貳拾壹萬參千六百圓は學制統一が實現した爲め、其儘本市へ引繼いだ次第であるから、區民の特別負擔は免がれた結果になるのである。

本改築工事は當聯合として空前の大事業であつたにも拘らず、能く其の竣成を見るに到つたことは、全く區會議員、學務委員は勿論、特に議長故村田又兵衛氏、建築委員長荒川吉三郎氏等の熱心なる盡力の功に外ならないのである。

次に本校の教授方針並に施設としては、

甲、教授方針

- 一、教育上に於ける方針としては聖旨を奉體し、體力氣力を旺盛にして確固たる實力と、高尚なる品格とを具備し、國家の使命を果たすに足るべき帝國公民の基礎を養はんとするにある。
- 二、教授上に於ける方針としては實力の養成を主眼として、智識技能を確實に體得せしめ、特に自發的研究の態度を馴致せしめんと努力して居る。
- 三、訓練上に於ける方針としては自律實行を重んじ、忠良有爲なる國民としての品性の基礎を確立せしむることに留意して居る。
- 四、養護上に於ける方針としては兒童の發達程度と個別的體質とを斟酌し、保護と鍛鍊との二方面に遺憾なきことを期し、自覺的に強壯なる體力を練成せしむることに専念して居る。
- 五、家庭との連絡上に於ては學校と家庭と接近調和し、相互的に理解し以て協力的に兒童教養上の効果を高めん事を期して居る。

乙、施設

- 一、山林及臨海學舎、六年生の爲めに毎年一回夏季休業の時期を利用して之れを行ふ。
- 二、水泳教授、毎夏季の候に四五年の兒童に教授す。
- 三、相撲、兒童の健康増進を圖る目的を以て校内に土俵場を設備す。
- 四、兒童文庫、大正十二年始めて之れを設けたのであるが、其の規模實に微々たるもので甚だ

振はなかつたのであるが、昭和二年四月に大擴張を行つて二教室を以て閱覽室に充當したのである。

五、特別室、特別教室及特別室は從來唱歌及手工の二室であつたが、昭和二年度から右の外、理科室、地歴室、裁縫室、作法室、圖書室、鑑賞室、算術室、兒童圖書館、教具室、備品室、職員及兒童食堂、會議室等の設備をなしたのである。

以上の外、教科研究會、實地教授研究會、研究報告會及修養會等の施設がある。

終りに本校には裁縫學校が附設されてあつたのであるが、其の創立年月は不明で明治十七年に道仁尋常小學校の擔任學務委員から南區長に提出した同小學校の沿革誌中に認めらるゝので、最初は女紅場と稱したのであるが、明治十年十二月に女子手藝學校と改められ、同十一年三月に南區大寶寺町東之丁に移轉して開設されたるも學校關係者協議の上、明治十二年九月に又道仁尋常小學校内に附設され其の後裁縫學校と改稱されたが、明治十四年一月十八日に島の内焼け（明治十三年十二月二十四日）のため校舎が類焼したので、一時鰻谷東之丁十番地に道仁尋常小學校と共に移轉したことは明らかだが、其の後廢校の年月は不明である。

本校歴代の校長次の如し。

島津義章 和田忠一 横山虎次 園田益三 青木庫治郎 星加欽三
平井暢二 吉田勘之助 稻垣國三郎

道仁幼稚園

本園は明治二十一年三月五日に道仁尋常小學校内に保育科を設けられたのが濫觴で、其の後明治二十六年四月一日になつて、大阪市立道仁幼稚園として獨立したのであるが、其の園舎は依然として道仁尋常小學校に併置されてあつたのである。而して其の後約二十年間年々の收容園児は百三四十名を上下して、其の收容園児數略一定してゐたが、小學校兒童の數逐年増加するに従つて漸次校舎の狹隘を告げ、爲めに園児を同一校舎に於て保育するの至難なる状態となり、且當時の財政上よりして獨立の園舎を建設するの餘裕なく、遂に大正三年十一月二十八日に至つて一時休園するの止むなきこととなつたのである。然るに其の後幼兒保育の普及及發展と他の學區に於て續々開園せらるゝの狀態に刺激せられ、漸次復活の機運に向ひつゝある際、偶々男爵故住友吉左衛門氏の舊本邸が鰻谷にありしと、同男爵の未亡人が道仁幼稚園の出身なりし緣故とに依つて、大正七年四月十日同男爵の厚意により園舎の敷地として、其の所有地鰻谷東之町二番地貳百四拾貳坪六合五勺を割愛して寄贈せられたるが爲め、問題は急轉直下して其の地上に園舎を建築することとなり、同年七月三日起工して翌大正八年三月下旬に竣工を告げたのである。而して此園舎は木造瓦葺二階建この建坪貳拾七坪、同平家建貳拾九坪貳合五勺、同拾五坪七合五勺、同貳拾坪の合計四棟で建築費は金壹萬八千餘圓を要したのであるが、凡て部内有志の篤志寄附金を以て支辨し、茲に再び開園して今日を迎へたのであるが、既往を顧み寄附者諸氏の厚意と共に當時の區

會議員並に學務委員は勿論、殊に議長森久兵衛氏及學務委員長故橋本半兵衛氏の功績も亦没すべからざるものがあつたのである。

尙本園舎は森議長の好意により、全部松材のみを以て建築したのであつて、斯くの如きは吾大阪市内に於ても未だ嘗て耳にせざる處で、従つて他に誇るに足る建築と思はれるのである。

前陳の建築資金寄附者の主なる芳名は

橋本半兵衛氏 若田源次郎氏 小林治助氏 森久兵衛氏 小寺元次郎氏 佐渡島伊兵衛氏 肥田熊藏氏
木村晋右衛門氏 井上市松氏 若山瀧三郎氏 西田盈藏氏 前田楠太郎氏 穗村治郎兵衛氏 片岡鶴吉氏

次に本園の保育方針並に施設及行事としては、

甲、保育方針、一般に幼稚園令及同令施行規則の指示する所に従ひ、正常にして圓滿なる心身の教育に留意し、特に健康の増進と善良なる習慣の形式に努力しつゝあるのである。

乙、施設、(一)毎週一回衛生検査を行ひ(二)鼻汁拭方練習(三)齒刷の使用練習(四)夏季の施設としては覆の設備、麥湯、汗母豫防のため天瓜粉撒布及び水遊びの設備(五)冬季の施設としては辨當温器及凍傷豫防法實施等である。

丙、行事、一月には新年拜賀式、始業式、二月には紀元節、三月には雛祭、創立記念日、保育修了式、四月には始業式、父兄召集、入園式、五月には端午祭、園外保育、六月には汐干狩、七月には七夕祭、鎮守祭禮、八月には終業式、夏季幼兒召集、九月には始業式、十月には園外保育鎮守秋祭、十一月には明治節、園外保育及運動會、十二月には終業式等である。

本園歴代の園長は道仁尋常小學校長が兼務を命ぜられて來たのである。

道仁實業補習學校

本校は大正九年四月道仁尋常小學校に附設せられたのであつて、同年五月一日から授業を開始したのであるが、前期學年制で科目は修身、國語、算術、商業、英語の五科目である。而して其の創立當初は僅々十九名に過ぎなかつた生徒數が、其の翌年には三十七名に上り、爾來四十名内外を往來する狀況であつたが、本年三月末に市内補習學校の大整理が斷行された爲め、俄に其の數を増して今日に於ては在籍生七十一名である。

尙本校歴代の校長は道仁尋常小學校長が其の兼務を命ぜられて來たのである。

南第七青年訓練所

本訓練所は大正十五年七月一日の創設で、道仁尋常小學校に附設されたのであるが、其の理由は南第一青年訓練所の項に略述せる通り中等學校以上の學校に入學せざる青年を善導して、心身に健全なる國民を養成せんが爲めに外ならぬのである。而して其の教科目としては修身及公民科、普通學科、職業科及教練とであつて、開所以來今日までに十八名の修了生を出し、現在に於ては壹百五名の生徒を收容して居るのである。尙本訓練所が堅實に發展しつゝあることは部内有志の援助は勿論、主事たる稻垣道仁小學校長を始め指導員一同の眞摯なる努力の賜といはなければならぬのである。

道仁教育會

本會は明治四十二年六月に學校教育の發達を補助し、一面部内教育の振興に貢献せんがため創設されたのであつて、従つて其の事業の主なるものとしては通俗教育講演會、道仁教育雜誌、展覽會、學藝會、運動會、兒童の學業並に體育獎勵、職員の學事視察、講習會、篤學操行善良兒及功勞ある職員使丁並に部内善行者等の表彰、臨海學舎、暖房設備等に要する各種の費用を負擔して、部内に於ける教育の向上發展に努力しつゝある現狀であつて、會長は創立當初より今日まで肥田熊藏氏が其の任に當り、會員は會費甲種一口一ヶ年五圓が五百口、乙種一口一ヶ年參圓が參百口である。

尙本部内より發行せる月刊『道仁』は本會及道仁青年團並に道仁軍人分會、其他五團體の報告並に修養の機關として、大正十二年十月二十五日に其の創刊號を發行し、昨昭和二年三月十七日に發刊五十號の記念會を開催したのであるが、其の際更に道仁文庫及道仁會が加盟し、今日に於ては十加盟團體の機關紙として、部内社會教育上に付て大いに貢献しつゝある現狀である。

道仁教化委員會

本委員會は大阪市教化委員設置規程第二條に基づき、大正十三年十一月十日日本市長より囑託を受けたる當部内の委員を以て組織されたものであつて、其の設置目的は本市社會教育の發展を期する爲めに外ならない。従つて其の管掌事項としては（一）市立小學校を中心とし其の通學區域内に於て行ふ社會教化事業に協力すること（二）市立小學校の區域内の各團體の施設に係る社會教化事業との聯絡を圖ること（三）本市の社會教化事業に關し市長の諮問に答ふることの三項である。而して大正十三年十二月二十三日道仁尋常小學校に於て第一回委員會を開催し、市長より諮問の『教化委員の協力により市民に對し、勤儉の實を舉げしむる適切なる方法如何』に付て種々協議の結果、百の理想案も一の實行に如かじとなし、大正十四年正月を期し『今日一日むだずかひをやめませう』の標語を印刷して部内各戸に配付すると同時に、部内の要所に之れを貼付して其の徹底を期することとなり、爾來之れが實行を獎勵する一面、部内の諸團體と相呼應して社會教化の事業に盡瘁しつゝある現況である。

道仁青年團

本團の創立は大正七年十月十七日であつて、其の目的とする所は心身を鍛鍊して其の健康を増進し智能を啓發し、以て國運の進展に資する所あらんとするに外ならない。此の目的を貫徹せん

が爲めに毎年四月には參拜旅行、閱團式、總會、五月には運動會、辯論會、六月には登山、宗教講演會、七月には講習會（公民科）海水浴、見學、八月には講習會（珠算作文）海水浴、九月には大登山會、辯論大會、十月には記念會及表彰式、見學、十一月には登山、辯論會、十二月には義士會（講演）入退營送迎會、一月には拜賀式、登山、二月には參拜旅行、辯論會、三月には登山、代議會等を行ふのである。而して本團は大正十五年六月九日に本市青年聯合團長から表彰規程第一條に該當する優良團として表彰せられ、又左記三氏も同第三條により表彰せられたることは本團の最も名譽とする所で、之れ全く前團長故村田又兵衛氏の献身的努力の賜といはなければならぬのである。

尙現團長は創立當初の團長であつた荒川吉三郎氏である。

第五回目 村田又兵衛氏 第六回目 松野伊三次郎氏 第八回目 龍田橋正氏

道仁在郷軍人分會

本會の創立は明治四十三年十一月二十三日で、其の後大正四年十二月二日 大正天皇陛下御即位式に際し、當時の分會長藤澤章次郎氏は會旗を擁して上京し宮城御車寄前に於て、陛下の御親閱を辱ふし、會旗に綬を賜はつたのである。次で大正十四年一月三十日には本會の業績顯著なるものありとして、帝國在郷軍人會長より模範分會として表彰せらるゝの名譽を荷つたのである。而して其の事業の主なるものとしては軍事講演會、武術競技會、壯丁豫習教育、點呼豫習教育、

軍人遺家族の救護及吊慰、入退營兵及軍隊の送迎等で、其の現状としては正會員約三百名を有し毎年春秋の二季に總會を開催して會務の進展に付て協議をなすと同時に、會員相互の親睦を圖りつゝある。

現分會長は豊田省三氏である。

道 仁 公 援 會

本會は大正十一年十一月に道仁在郷軍人分會及道仁青年團、其の他當部内に於ける社會公益事業の援助を目的として設けられたもので、従つて毎年右軍人分會並に青年團の事業費中へ金八百圓宛を寄贈し、此の二團體を通じて南第七青年訓練所へ金百圓を贈り、其の他部内の公益團體又は社會施設に若干の補助公援をなすつゝある現況である。其の創立當初は五ヶ年繼續にて金貳萬圓の基本金を蓄積し、其の利子金を以て各種の補助をなす計畫を立て、寄附募集をなす豫定であつたが、之れを變更して會員の募集をなしたる上、會費を徴收して前記兩團體への補助をなし、其の殘金は之れを積立つることとし、今日に於ては約金壹萬圓に達してゐる。尚現會長は橋本惣五郎氏である。

道 仁 婦 人 會

本會は部内婦人の精神の修養を圖り其の素質の向上進歩を期し、併せて社會事業の奉仕を目的として大正十二年三月に創設されたのであつて、事務所は道仁幼稚園内に置かるゝこととなつたのである。而して右の目的を達成せんが爲めに各種の講演會並に講習會の開催、社會見學、社會奉仕として罹災者の慰問、軍隊の慰問、敬老會の補助、女中慰安等の主なる事業を始めとして部内の各方面に涉つて活動しつゝある現況で、會長事務取扱としては道仁幼稚園の首席保母たる増田靜枝女史、其の任に當り顧問としては、道仁尋常小學校長稻垣國三郎、外三氏之れに任じ、其他に理事二十四名と會員三百十二名を有する婦人會としては大きな團體である。尚會費は年額金貳圓である。

道 仁 會

本會は我が國民として記憶すべき帝國憲法發布の年即ち明治二十三年十月一日に始めて呱呱の聲を擧げたのである。然れば道仁部内の有らゆる會の中で最も古い歴史を有するものである。而して本會の目的とする所は道仁尋常小學校の後援と、會員の親睦を圖ることにあつて、會員資格としては必ず部内に在住し、不動産所有者でなければならなかつた。併し年を重ねるに従つて此の制度も何時の程にか撤廢され、又其の目的も各般の事項に涉るやうになり、勢ひ最初の目的

であつた教育の後援には手が届かぬことになつて仕舞つたのである。其の後明治四十二年に道仁教育會が創設された爲め、現在では會員相互の親睦を圖り、一面部内の公益を増進せしむる目的の下に依然として活躍しつゝある。

現會員壹百參拾名を數へ、會長は田宿覺三氏である。

道 仁 文 庫

本文庫は大正十三年十一月十五日の創設で、最初は道仁青年團が其の成立以來文庫設置につき種々計畫奔走して大いに努力したが、經費の關係上行惱みの状態にあつたが、偶々幸にも大正十三年に皇太子殿下の御成婚があつたので、其の記念事業として有志の了解を求めた處、忽にして金六千圓と多數の圖書の寄贈があつた。そこで青年團と切離して、道仁尋常小學校舎の一部を借受け獨立するに至つたのである。其の創設當初は文庫閱覽室に於て閱覽する事に定めてゐたが、其の後巡回文庫の必要を認め、大正十五年二月から各町毎に文庫二函宛配付し、毎月順次各町を巡回せしめたが其の成績が甚だ良かったので、昭和二年七月から更に一函を増して閱覽に便宜を與へる事に成つた。現状としては藏書約壹千冊であつて基本財産は創立當初に寄付を受けた六千圓の中其の一部を圖書購入費に充當し、殘餘金參千五百圓は信託預金をなし之れより生ずる利子を以て新刊の圖書を購入する豫定となつて居る。

参 考

(小學校) 學級數及兒童數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇一―四〇四頁ヘ區内各學校別ニ列記ス
(補習校) 學級數及兒童數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇一―四〇四頁ヘ區内各學校別ニ列記ス
(幼稚園) 組數及幼兒數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇二頁ヘ區内各幼稚園別ニ列記ス

道 仁

區 會 議 員

| | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| 森 久兵衛 | 富士本庄三郎 | 山本治兵衛 | 前川幸三郎 |
| 宮崎齊十郎 | 保田木右衛門 | 中島松三郎 | 河部喜兵衛 |
| 小寺友七 | 浪田藤兵衛 | 橋本半兵衛 | 大溝傳造 |
| 楠 萬助 | 高橋謙三 | 柴田茂兵衛 | 井上清兵衛 |
| 石津吉兵衛 | 上田伊之助 | 小林治助 | 岸澤彌吉 |
| 畑中政太郎 | 川村小四郎 | 安達與一郎 | 福原作兵衛 |
| 川上楢治郎 | 小森虎次郎 | 雜賀榮吉 | 熊谷治太郎 |
| 橋本梅三郎 | 本出榮三郎 | 大溝傳兵衛 | 中島松三郎 |
| 木村嘉兵衛 | 山本仙助 | 岡島九一郎 | 大橋伊之助 |
| 宮島齊十郎 | 肥田熊藏 | 藤澤章次郎 | 豊田省三 |
| 肥田熊藏 | 岡島信次 | 芦田源次郎 | 荒川吉三郎 |
| 村田又兵衛 | 木村嘉兵衛 | 田宮覺三 | 藤村長三郎 |

學區廢止當時ノ區會議員

公民選出學務委員

林 定 藏
豐 永 強 哉
橋本 惣 五 郎
大橋 學 三 郎
加藤 治 助

學區廢止當時ノ公民選出學務委員

豐 田 省 三

大阪市會議員

荒川 吉 三 郎

大阪市同委員及南區聯合會員

芦田 源 次 郎

荒川 吉 三 郎

豐 田 省 三

林 定 藏

橋本 惣 五 郎

豐 永 強 哉

岡 島 信 次

大橋 學 三 郎

加藤 治 助

田 宮 覺 三

村 田 又 兵 衛

藤 村 長 三 郎

木村 嘉 兵 衛

肥 田 熊 藏

南區聯合會員

岡本 德 兵 衛

新 生 民 藏

道仁青年團正副團長

團長 荒川 吉 三 郎

副團長

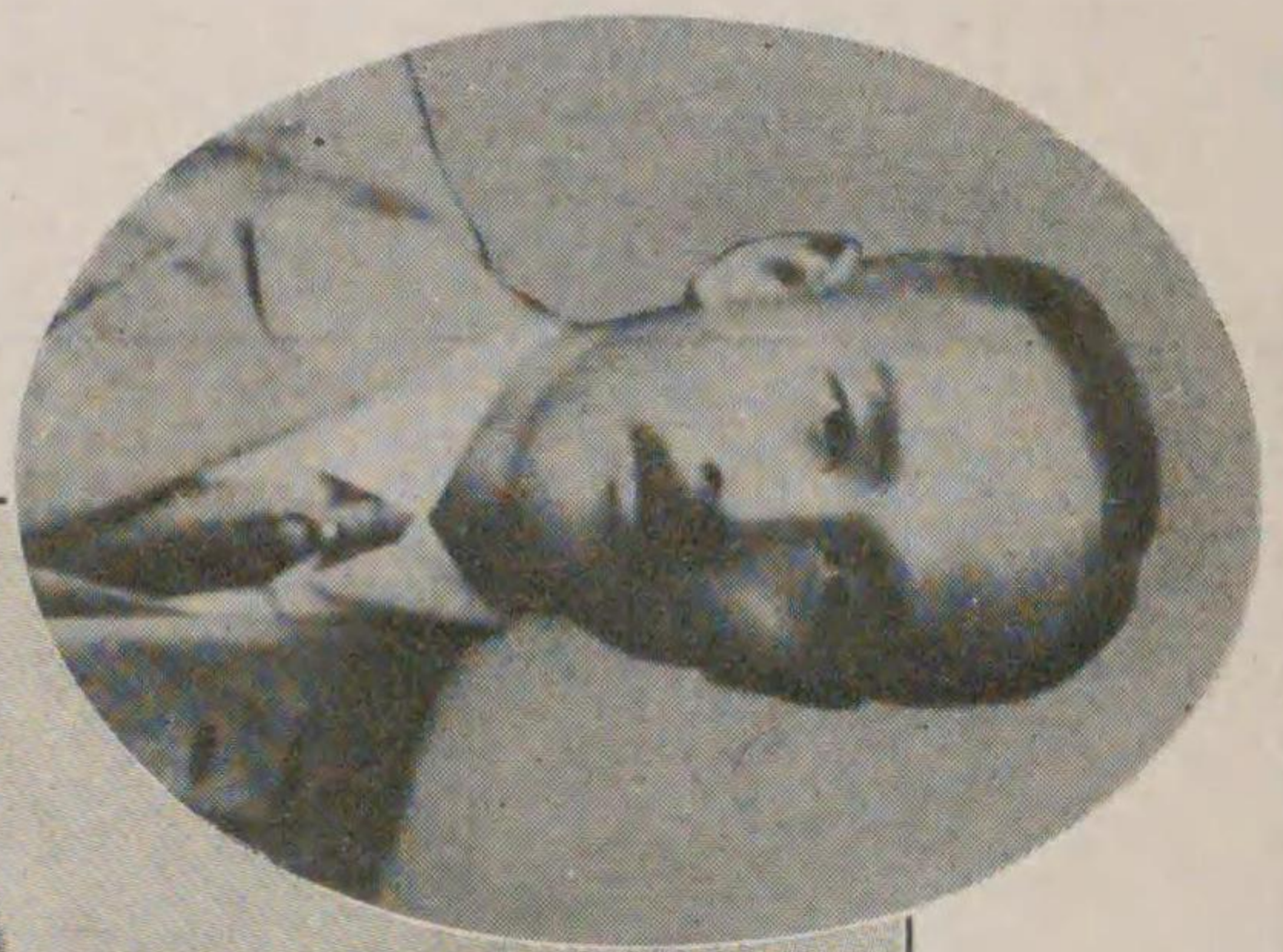
岡本 德 兵 衛

脇

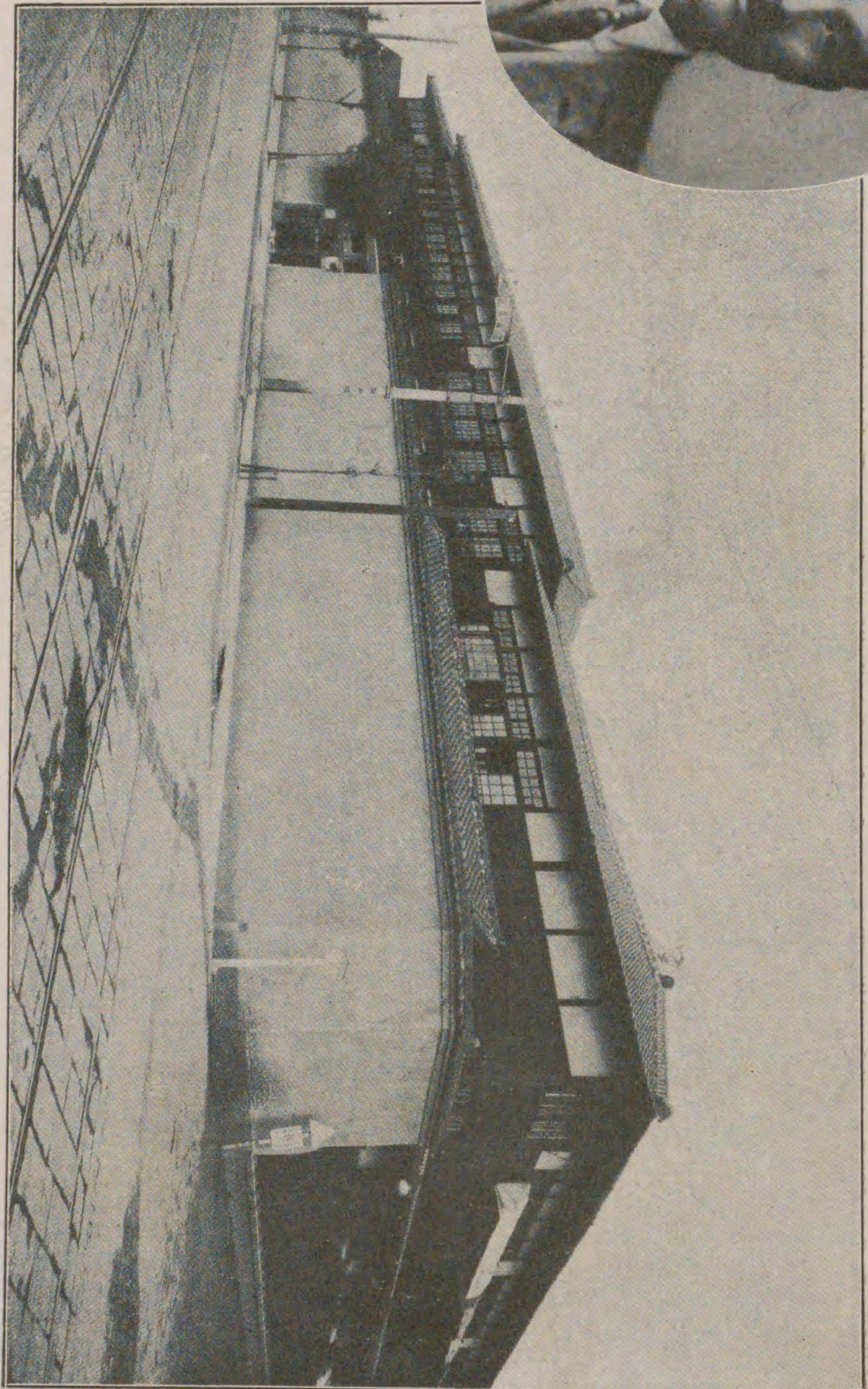
平 三 郎

所得稅調查委員

新 生 民 藏

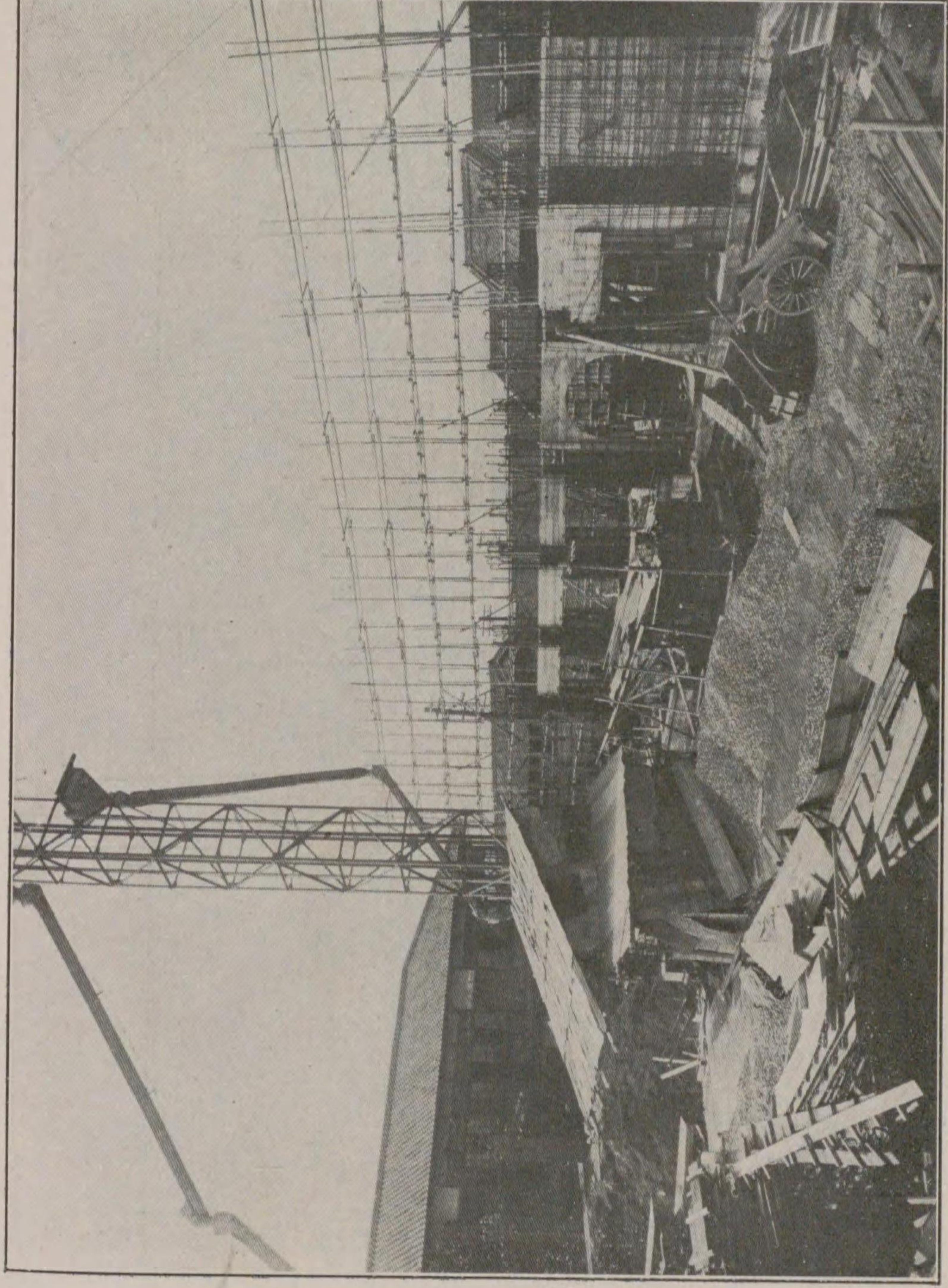


高津尋常小學校校長
高津實業補習學校校長
大倉 矩 次 郎

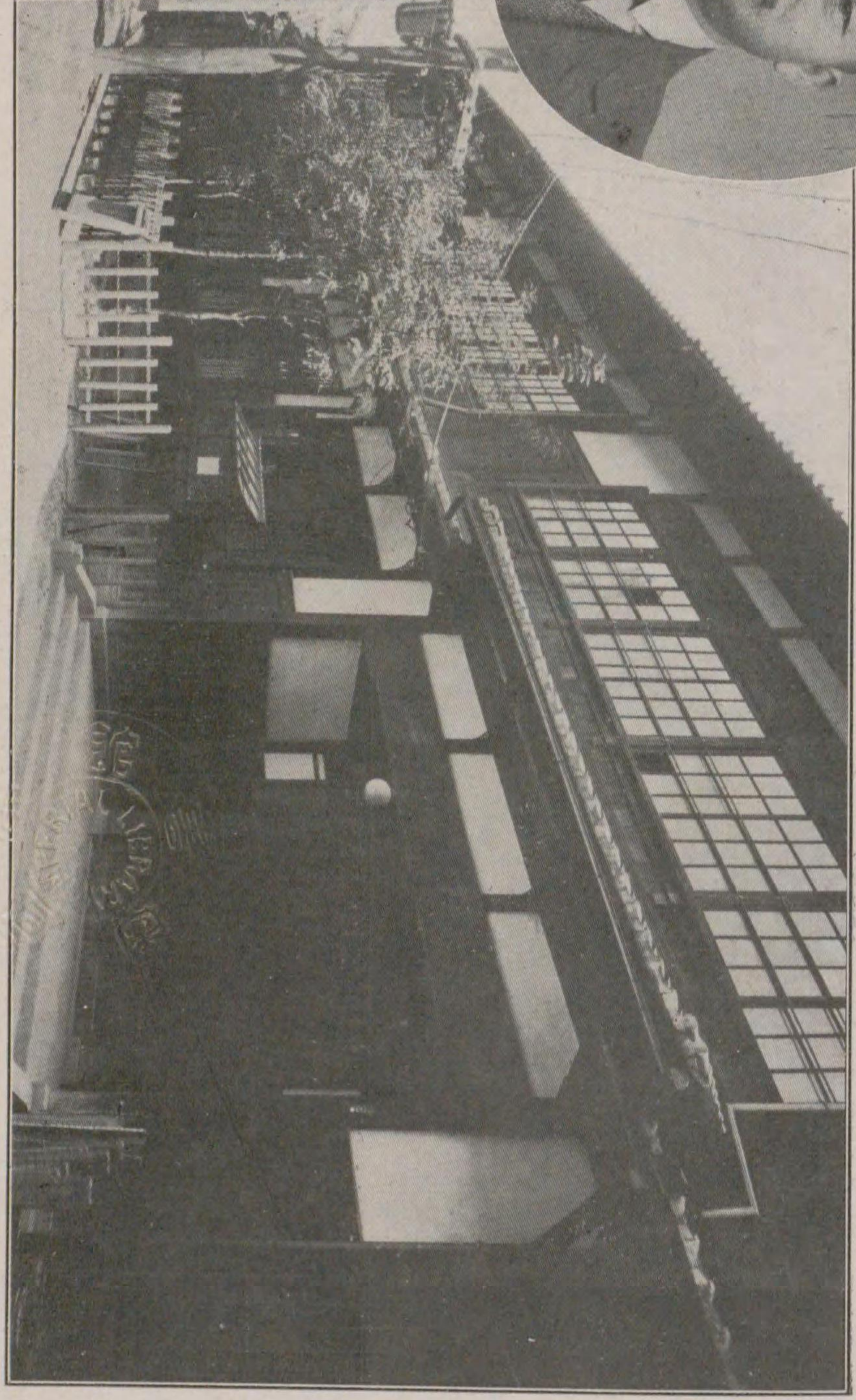


高津尋常小學校 附 高津實業補習學校

高津尋常小學校增築工事

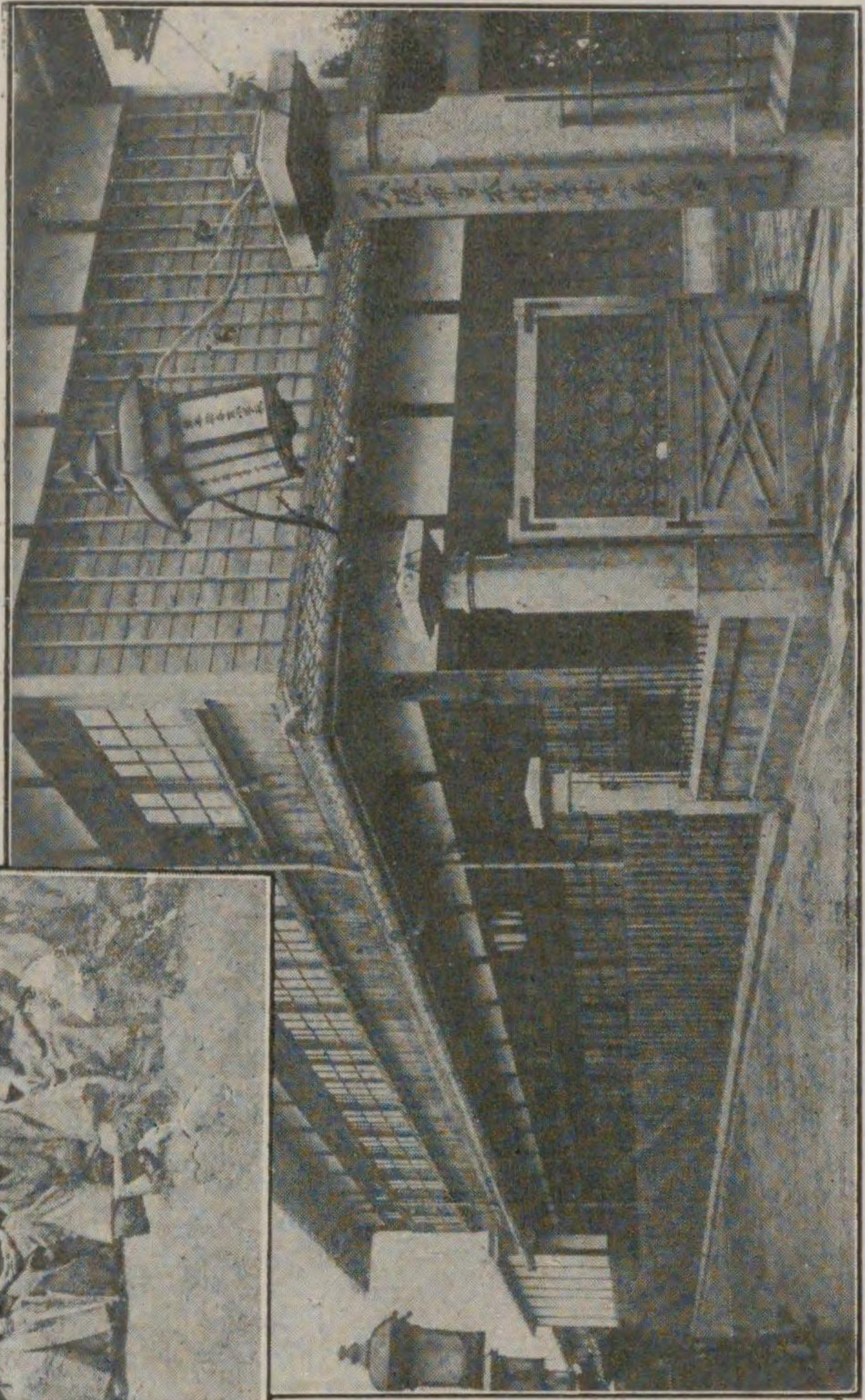


日本橋尋常小學校

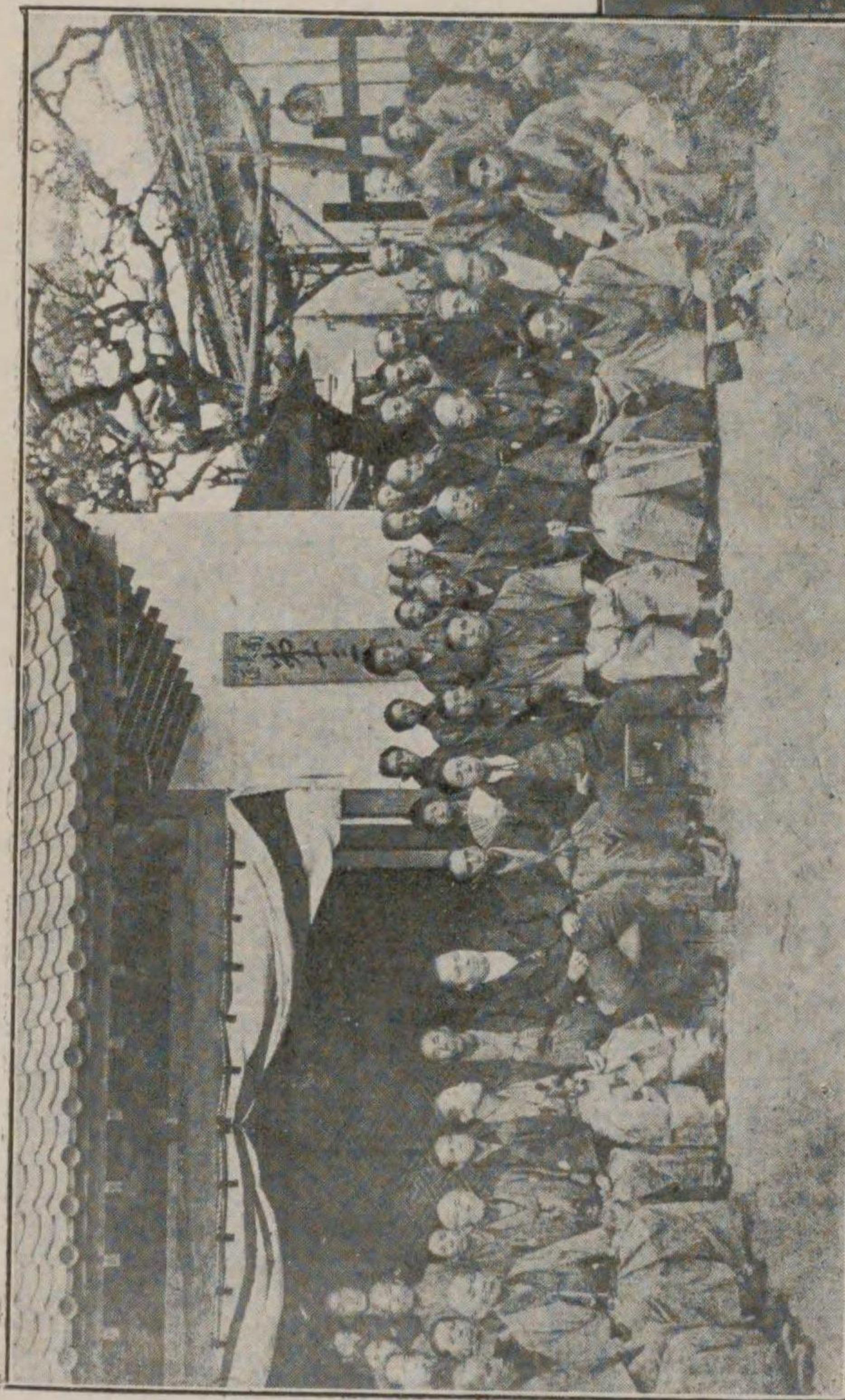


日本橋尋常小學校長
吉田傳治郎

同 校 校 舊 (舎)



日本橋尋常小學校 (創設當時ノ校舎)



道仁衛生組合正副組長

組長 新生 民藏 副組長 加藤 治助 福島 義太郎

帝國在郷軍人會道仁分會正副會長

會長 豊田 省三 副會長 大橋 學三郎 福原 正人

帝國在郷軍人會南區聯合分會長

藤澤 章次郎

高津學區

本學區は南區の東南部に位し、現在の區域は二ツ井戸町高津町一番丁より同九番丁に至る九箇町、御藏跡町、日本橋筋二丁目より同五丁目に至る四箇町、計拾五箇町であつて、北は道頓堀川を隔て、道仁學區と相對し一部は金甌學區の瓦屋町五番丁と交り、東は天王寺區に接し、南端は入堀川を隔て、天王寺、浪速の兩區に境し、西方北部は精華學區、南部は浪速區と接して南北に細長く其の日本橋筋は堺街道として松屋町筋と共に、南北二大幹線をなす南區最大學區である。

明治五年九月當時の學制に基きて、南區第二大區七小區二ツ井戸町、高津町一番丁より同十番丁迄、計十一箇町を以て第十二小學區を組織した。これ高津校學區の創始で同時に第二大區八小區、日本橋筋一丁目より同五丁目に至る五箇町を以て第十三番小學區を組成した。これ日本橋校學區の創設であつた。

翌六年十一月區劃改正せられ、高津校區域は高津町八番丁より同十番丁に至る三箇町を第十三番學區へ割き、御藏跡町を編入して九箇町となり、日本橋校區域は高津町八番丁より同十番丁迄の三箇町を第十二學區より東櫓町、東阪町の二箇町を第十四番學區より編入して都合十箇町と改められた。

明治十九年六月南區を以て一學區と定められ、日本橋校は高津校に合併して其の分教場となり高津校假定所屬區域は二ツ井戸町、高津町三番丁より同九番丁に至る七箇町、御藏跡町、日本橋筋二丁目より同五丁目に至る四箇町計十三箇町と改められ、高津町一番丁、同二番丁は金甌學區へ高津町十番丁、東櫓町、東阪町の三箇町は精華學區當時の新川小學校區域に編入せられた。

明治二十二年十月全市を以て一學區と定められたが、高津校所屬町は従前の通である。

明治二十六年四月全市一學區を廢して負擔區を設置する事となり、高津校設置負擔區域は二ツ井戸町、高津町一番丁より同九番丁に至る九箇町、御藏跡町、日本橋筋二丁目より同五丁目に至る四箇町計十五箇町と定められて今日に至つた。

大正十一年四月より區會の決議に依り、當負擔區域内の居住者に限り小學校の授業料を全廢した。

當學區は南區最大の負擔區として、前記の如く高津日本橋の兩校及後に記する如く、一時日本橋第二小學校の三校を經營し來つたのであるが、他の負擔區同様大正十五年九月八日大阪府知事より學區廢止並之れに伴ふ財産處分の諮問あり。區會は審議の末同年十月二十九日決議を以てこ

れに同意の答申をなし、併せて左記の條件を追申したのである。

記

一、高津尋常小學校敷地擴張に伴ふ設備の充實及幼稚園の設置に就て、本學區申請案を承認許可し本年度内に未完成の場合は市に於て之を繼承し、大正十六年度内に必ず完了すること。

二、從來本學區に於て經營せる各種の施設及通學區域並高津青年團、有隣會補助金下附等は本市に移管後も凡て踏襲し益々教育の向上に努められたきこと。

三、學區統一後の負擔は經濟界の現状に鑑み財政の調節、設備の緩急を考慮し、就中起債の長期借替等に依り可及的負擔の軽減を圖られたきこと。

斯くて大阪市多年の懸案たりし學區統一事業も愈其機運熟し、遂に昭和二年三月三十一日限り從來の小學校負擔區を全廢することとなり、本學區は左の演說書を添付して負擔區に關する一切を大阪市に引継ぎ、同年四月六日高津校に於て負擔區會の解散記念式を舉行し、同時に市長並區長より區會議員、區學務委員の從來の功勞に對し感謝狀を贈呈した。

演 說 書

南區高津町四番丁外十四箇町學區

本學區經營二校の内日本橋尋常小學校は、元日本橋筋に面し電車の騒音甚だしく教授上不備の點多かりしを以て、先年東方御藏跡小公園に面したる場所に移轉改築したるも、當時區財政の關係上特別教室の設備に乏しかりしが故に後述高津校の改築と併せ一棟増築を決し御市の承認を経て、三月廿九日建築認可を得たるを以て直に請負契約に附せられん事を望む。

高津尋常小學校は明治四十五年一月南區大火に類焼せるものにして、其後電路の設定に依り敷地の一部は御市に買収

せられ而かも東西北の各面は何れも道路を以て圍らし、南側は電車軌道に直面し其の騒音は甚だしく、教授能率を阻害するのみならず、運動場亦頗る狹隘一坪五人を數へ、市内小學中稀れに觀る不完全なりしを以て、數年來他に移轉改築を爲さんとし、種々物色したるも適當なる候補地を發見し能はず、已むを得ずして北面道路の附換及其の以北土地七〇四坪九合の買収を計畫し、校地擴張に付ては大正十五年十月十一日道路附換に關しては同年十一月二十七日許可を受け土地所有權の取得は、同年十月二十九日及十一月二日の兩回に所有權移轉登記を完了したり。而して該地上は何れも借家の建設ありて總戸數五十二戸に對し、借家法の定むる處に依り六箇月間の猶豫期間を與へ、昭和二年五月十日明渡すべき事を通告したり、立退慰藉金としては月家賃額を標準とし一面猶豫期間中は家賃を免除し、其立退月數半箇月毎に區切り猶豫未經過月數に相當する慰藉金を給與すること、せり、四月一日現在に於ける立退戸數は十二戸にして内二戸は借地借家調停法に依り、調停成立立退を爲したるものに係り、該成立後所定期日に立退かざるもの四戸を加へ、未だ四十戸の立退未了者を有し、就中七名は法外の立退料を要求し調停委員を手こざらせ調停成立せず、猶借家人にして自己の費用を以て家屋に取付けたる造作は買収又は移轉料を交付すべく該當豫算は引繼を爲せり。

高津小學校の改築は御市の承認を経て市交付金は三月二十八日建築設備は同月三十日認可を受けたるを以て、敷地上建物の立退狀況を參酌し追次着手せられん事を望む。

高津小學校に幼稚園を併設する事とし、曩に御市の承認を経目下御市に於て認可手續中の趣なるも、可成昭和二年度始めより開始したきの區會側の希望なりしを以て、同校改築の狀況に依り教室中餘裕を生じたる場合は直に開園せられたし。

高津尋常小學校

明治五年九月十三日當時の學制に基きて、西成郡西高津村大蓮寺内を借入れて第二大區第十二番小學校を開設し、讀書、習字、算術の教授を始めたのが本校の創設である。

明治七年三月校内に夜學校を設置し、雇人及晝間就學不能者を集めて教授し、翌月更に女子の爲めに女紅場を開設して裁縫を主とし讀書、習字、算術を併せ教授した。

明治八年七月本校の名稱を第十二番高津小學校と改め、下等小學校、上等小學校各四ヶ年を併置することゝなつた。明治十二年二月本校名稱の番號を廢し、公立高津小學校と改められた。同十四年四月小學課程改正に際し本校は初等小學校、中等小學校各三ヶ年を併置した。

明治十九年六月南區を以て、一學區と定められ本校の名稱を高津小學校と改稱した。そして同年日本橋小學校は廢止されて高津校の分教場となつた。

明治二十年課程改正せられて尋常科四箇年を置かれた。明治二十二年十月全市を以て一學區と定められたが、本校の所屬町は従前の通であつた。翌二十三年五月分教場内に第二簡易小學校を設置したが翌年四月にはこれを本科尋常科に合併した。

明治二十六年四月府令に依り校名を大阪府大阪市高津小學校と改稱し今日に至つた。

明治二十八年五月十八日高津町三番丁の新築校舍竣工を告げ落成式を舉行し、此の日を以て本校の記念日と定めた。翌二十九年四月夜間部を開設し尋常科の教科を授けた。同年五月には本校

内に裁縫専修科を設け尋常科卒業の女子を收容して、修身科、裁縫科を主とし、生花、茶の湯等の教授を開始したが、明治三十五年四月之れを廢し、大阪市立高津裁縫學校を本校に附設した。同年五月分教場を獨立せしめて、日本橋尋常小學校と稱し兒童の通學區域を高津校は二ツ井戸町、高津町一番丁より同九番丁迄、日本橋校は御藏跡町、日本橋筋二丁目より同五丁目迄と定めた。

明治四十一年四月義務教育年限六箇年に延長せられ、教室に不足を告げ翌四十二年六月當學區内に日本橋第二小學校を設置せられた。依つて當校の通學區域は二ツ井戸町、高津町一番丁より同六番丁迄計七箇町と變更せられた。

明治四十三年四月より夜間部兒童には學用品の外、更に教科書を給與し且授業料を免除したが同時に高津裁縫學校は廢止せられた。

明治四十五年一月十六日南區大火に際し、不幸校舍は全部燒失烏有に歸したるにつき同月二十二日迄臨時休校し、二十三日より日本橋兩校に兒童を分割收容して授業を開始した。此大火災にも御眞影は無事に南區役所内に奉遷し奉ることを得た。同年三月三十一日限り夜間部兒童を日本橋校に引繼だ。

大正二年七月三十一日日本橋第二尋常小學校廢止につき通學區域を變更して、高津校關屋口以北日本橋校關屋口以南と改めた、同年九月新校舍落成して兒童を日本橋校より移轉せしめ、同月一日より新校舍に於て授業を開始した。

本校舎は創立當時は前述の如く、西成郡西高津村四十八番地大蓮寺内を借受け使用したのであるが其坪數等は不詳である。明治六年八月借地内に桁行五間、梁間三間の教室一棟を増築し明治十六年七月には借地内に更に桁行四間、梁間三間の教室一箇所を増築した。

明治二十八年五月高津町三番丁六番地、同町七番地、同町八番地の計五百五十九坪八合九勺の敷地を九千八百三十圓七錢五厘で購入し、教室十八室其の他の室十二室此建坪數三百六十八坪五合、延坪數六百七十七坪五合の校舍を建築費一萬四千二百一十一圓三十錢五厘を以て、新築して移轉したのである。明治三十五年八月豆砂利敷の運動場を改造して煉瓦敷とした。此工費二百七十三圓五十九錢五厘である。同三十七年八月には雨天體操場の板敷を煉瓦敷に改造した、此工費三百八十九圓四十五錢七厘であつた。

明治三十九年三月隣接地たる高津三番丁甲十一番地七十三坪五合四勺及同町乙十一番地二百六坪二合一勺、計二百七十九坪七合五勺を購入して敷地を擴張した。此購入費一萬千九百九十圓であつた。同年八月此の新たに購入したる敷地の内百四十五坪五合と既有地四坪五合計百五十坪を整理補修して砂利敷の運動場とした。翌明治四十年九月雨天體操場東隣の唱歌室拾七坪五合を取除き、煉瓦敷と改め雨天體操場を擴張した。同年四月及翌年八月東部運動場の北端に學校園を設置した。

明治四十四年十二月東部運動場の東端に校舍四教室及附屬建物を建設した、木造二階建々坪五十七坪二合八勺、兒童便所竝廊下此建坪二十五坪、渡廊下二箇所此建坪七合五勺、鐵柵長さ十間

五分、高塀及表門設置一式以上の總工費六千七百五十八圓五十錢であつたが、不幸にして翌年一月十六日南區大火に際して本校舎全部類焼して烏有に歸した。

本校の再築に關して時の區會議員、區學務委員諸氏の努力は甚大なるものにして中には自宅の類焼せるにも拘らず、學校の再築に晝夜奔走盡力し建築を急がれたる結果、大正二年八月に至り敷地の整理、校舎及附屬建物一式の新築落成を告ぐるに至つた。そして其の敷地は前敷地計一千十六坪四勺の内市營電車敷として二百九坪四勺を割り、新たに壹百拾八坪四勺を購入して差引九百二十五坪四勺となり、校舎は木造二階建四棟木造二階建一棟、以上の建坪數四百九十一坪七合五勺、御眞影奉安所一式、木造平家建便所二棟此建坪計四十二坪五合其の他塀柵等附帶工事一式で總工費六萬三千三百三十七圓四十五錢六厘を要したが、其の財源は火災填保金三萬一千圓市營電車敷としての買收金一萬五千七百七十九圓五十錢を充當し、尙不足分は市交付金に依つたのである。

さて本校の再築を見たのであるが、校舎の南側は電車線路に接し、殊に其路面に勾配ある爲め電車の音響甚だしく教授上支障尠からざるのみならず、運動場頗る狹隘にしてしかも南光線を遮り。加ふるに幼稚園併置の必要あるも校地狹隘の爲め其運びに到らず、遺憾尠からざるを以て適當なる敷地を得て移轉の外なしとの議もあり、程遠からぬ生魂神社南隣地又は溝の側東の辻角地等を物色し交渉する等區會當局に於て、種々劃策苦心の末遂に現校舎北側の道路を距て、擴張の議を決し、漸く其の筋の認可を経て地主に對し買收の交渉を開始したる所、幸にも地主の一人に

府會議員にして公共心に篤き小島正信氏あり、氏の現住地は住吉區なるも此の買收敷地に於て誕生し高津校の出身にして、元高津學區議員たりし關係よりして潔く交渉に應じ呉れたる爲め、他の地主に於ても多少の曲折ありたるに結局承諾の意を表したるを以て、大正十五年十月隣接土地五百八十一坪二合七勺を拾五萬一千三百三十圓二十錢を以て購入し、同年十一月には更に此土地の北側の隣接土地百二十三坪六合三勺を三萬二千四百三圓八十錢を以て購入して、敷地を擴張し將來校舎の増改築に備へたが、該地上建物に居住せる住民の借家明渡しに關しては、調停裁判の結果其の終結を見たのであるが、調停委員たる鹽見伊八郎氏は調停委員として種々斡旋せられたるのみならず、又一面部内住民として不尠盡瘁せられたる結果、圓滿裡に解決を見るに至つたものである。

斯くて校舎の改増築並幼稚園設置の計畫を立て、學區統一と共に、之を大阪市に引繼ぎ目下着々工事進行中である。

尙前記擴張敷地と校舎との中間にある道路の附替に關しては、寺田區會議員の特別なる盡力に依りしこと及擴張計畫につき、市學務委員會の承認に關しては市會議員にして、市學務委員たる中岡氏の多大なる盡力ありしこと、其の間區會當局並學務委員諸氏の苦心盡力多大なるものあり茲に特筆大書するものである。

本校教育の方針は聖旨を奉體し小學校令其他の諸法規に則り、時代の趨勢と地方の狀況に鑑みて兒童を教養し旺盛なる氣力、體力、高尚なる品性確固たる知識技能を具備せしめ、將來國家の

重任を擔ひて立つべき帝國公民たるの基礎を養はんとするものである。

第一教授方針は(1)兒童學習の動機を盛ならしめ自發的研究、創造的活動の態度を養成す、(2)各科教授の本旨を明かにし、教材を研究精選して其の徹底に努む(3)教授は兒童を本位として終始し、個性の暢養に努め、知識技能を確實に體得せしむ。

其施設は(1)教授細目、教務係及各教科研究部員によりて毎學年始めに編纂及改訂す(2)教授日案、毎日終業後翌日の分を作製し、校長之を檢閲す(3)教科書通讀會、每學期始めに學年別に、其學期に教授する教科書の通讀會を開き教授の統一を圖る(4)教材打合會、每週一回(金曜日)各學年別に開催し、次の週に於て教授すべき教材の進度、教便物、取扱法等につき打合を爲す、學年主任之を統括す(5)校外教授、各學級共春秋二回定期に行ふもの、外臨時に施行することあり(6)兒童文庫、兒童文庫規程により第四學年以上の兒童をして自治的に自學自習せしむ(7)揭示教育、揭示教育係擔當し全職員教材を提供す(8)全校兒童成績考査每學期一回各學年共通の問題にて、全校兒童成績考査を行ふ(9)兒童成績の發表、學藝會、運動會、展覽會(校内校外)校報、兒童成績物回覽等によりて兒童の成績を公表す。

第二訓練方針は(1)修身科と關聯し兒童の發達程度に即して自覺、自律の態度を養成し以て兒童の品位を向上せしむることに努む(2)全職員一致協力實行の儀範を示して兒童を導き、訓練に關する命令禁止の徹底を期す(3)兒童の環境を整理して惡風感染の機會を防止す。其施設としては(1)教育勅語及詔書奉體、式日又は其他に於て教育勅語及詔書を奉讀又は謹

解して道德思想の統一保持に努む(2)大廟參拜、毎年秋季に六學年兒童全部參拜す、夏秋二回全校兒童高津神社に參拜、入學當日新入學生一同を保護者と共に高津神社に參拜せしむ(3)校長訓話、朝會、集會等に於て學校長訓話したることは各擔任之を復演して其の徹底を圖る(4)訓練要目及作法要目、教務係及修身科研究部員これを編纂し、修身科其の他の教授時間に適宜指導す(5)兒童心得、兒童各自に持たしめ常時に實行せしむ(6)兒童自治會、校内兒童自治會校外兒童自治會連絡協調して善良なる校風をつくることに努む(7)兒童役員及當番、組長、副組長、列長、看護當番、給品部當番、兒童文庫係、掃除當番、其他臨時の係又は當番によりて勤務奉仕の徳を養ふ(8)兒童學用品及服裝檢査、毎月一回これを行ふ(9)作業、三學年以上の兒童には作業として教室其の他校舎内の清潔整頓を爲さしむ。

第三養護方針は(1)家庭と連絡を保ち、學校醫と協力して兒童身體の發育程度と個々の體質を明かにし、保護と鍛鍊の二方面に遺憾なきを期す(2)學校内の清潔を保持し、衛生思想の涵養に努め、兒童をして常に自衛的保健に留意せしむ(3)體操科と連絡し課外運動を顧慮して、兒童各自の體力に適應したる鍛鍊を爲さしめ、敏活なる動作、剛健なる身體の養成に努む。

其の施設としては(1)衛生救護施設、醫務室を設け學校衛生婦が三人の校醫の指揮を受けて毎日執務す(2)定期身體檢査、毎年四月全校兒童の一般的身體檢査を行ふの外、第二學期及第三學期に口腔及耳鼻咽喉の診察を行ひ、其結果を家庭に通知す(3)兒童健康相談、特に病弱なる兒童の爲め隔週土曜日の午後學校醫出張して該兒童と其の保護者に對し健康相談を爲す(4)

清潔巡視、毎週一回（木曜日）校長、衛生係及清潔當番の職員、衛生婦第三學年以上の學級總代表兒童、使丁長、各教室を巡視す（5）定期運動競技會、每年秋季に大運動會を行ふ外、毎月一回全校兒童の綱引紅白勝負を行ひ優勝旗を授與す（6）遠足、定期に行ふ各學年の校外教授の外に春秋二回體育を主眼とする全校兒童の遠足を行ふ（7）水泳、毎年夏季に五、六學年兒童中有志を募り校醫の診察を受けて行ふ（8）山林學校、毎年夏季に四、五、六學年兒童中の有志を募りて行ふ（9）課外運動、放課後一時間校庭を開放して、教師監督の下に自由なる運動を爲さしむ。

第四家庭及社會との連絡方針は（1）學校と家庭及社會との有機的連絡を保ち協力して、學校教育の徹底を期す（2）郷土の民風を明かにし、學校の環境を研究整理して美風を導入し、惡風の排除に努む（3）學校をして部内の中心たらしめ、家庭の改善、郷土民風の善化に努む。

其の施設は（1）通告簿、毎學期兒童身體の狀況、學業成績、訓育及勤怠の狀況を保護者に通告す（2）成績物回覽、毎學期一回各學級兒童成績物の回覽を行ふ（3）保護者會、毎年一回全校兒童保護者會を開く外臨時各學年別の保護者會を開く（4）通俗講演會及映畫會、學校及教化團體の主催にて學校の講堂に於て開催し部内一般の人を招待す（5）家庭訪問、長期の病氣缺席兒童其他特別の事件發生したる時は校長、擔任訓導、衛生婦等訪問す（6）學校後援會（有隣會第二部）兒童の保護者によりて組織せられ學校教育事業を後援す（7）報道機關、高津時報、有隣會報等によりて學校の教育方針、施設狀況、兒童の成績等を家庭及社會に報道す（8）兒童

獎學（有隣會第四部）學校卒業兒童中有爲の才能を抱きながら家庭の事情により上級學校に進學し能はざる者に獎學金を與へて進學せしむ（9）永田獎學金、故永田仁助氏より寄附せられたる基金の利子によりて毎年卒業生全部に永田賞を授く。

第五職員の執務及修養方針は（1）學校に於て職員は徹頭徹尾兒童本位に活動し、全職員協同一致して事に當り熱と努力を以て終始す（2）勤務及校務の處理は誠實、正確、迅速を旨とし日程時間を嚴守す（3）職員は人格の修養に努め、研究を怠らず以て常に社會文化の先驅者たらんことを期す。

其の施設は（1）學級擔任及教科擔任、兒童教育を分擔す（2）學年主任、同一學年の連絡統一を計る（3）教科研究部、各教科につき教材、取扱方、教便物等の研究を爲す（4）一般校務分掌、總務係、教務係、庶務係、學務係、校舎係、校具係、消耗品係、會計係、衛生係、圖書係、揭示教育係、統計係、記録係、學校園係等に分掌す（5）研究教授、毎月一回輪番にて行ひ全校職員參着して後批評會を開く（6）南區共同研究會、一學期に一回南區小學校輪番にて研究會を行ひ公開教授及批評會を開く（7）講習會及講演會、毎年一回開催する校内講習會の外、隨時に開かる、各種講習會、講演會に出席す（8）視察出張、學校、南區教育會、有隣會等の囑託を受け、毎年數名の職員他府縣の學校視察を爲す（9）研究發表會、學校長の命により又自己の任意にて研究したる事項を全職員に發表して批評を乞ふ（10）職員讀書會、職員共同出資によりて圖書、雜誌、新聞等を購入して讀書す（11）職員慶弔會及親睦會、職員毎月醵金し慶弔を爲すこ

と及び春秋二回親陸旅行を爲す。

元高津裁縫學校

明治二十九年五月の創立で、當時裁縫專修科と稱し、尋常小學校卒業の女子を收容して、修身科裁縫科を主とし、生花、茶の湯を教授した。明治三十五年四月裁縫專修科を改めて大阪市立高津裁縫學校を設置されたが、明治四十三年三月廢止せられた。

當初より廢校に至る迄高津尋常小學校舎を使用し、學級は二學級、修業年限は三ヶ年、生徒數は明治二十九年二四人、同三十年四六人、同三十五年九三人、同四十年五八人であつた。本校歴代の校長左の通りである。

(明治十三年迄校長ヲ置カズ)

| | | | | | | | |
|--------|-----------------------|--------|------------------------|-------|-----------------------|-------|-------------------------|
| 田中 淺吉 | 自明治十三年十月 至全 十八年二月 | 吉村 忠太 | 自明治十九年六月 至全 年十一月 | 上野 義一 | 自明治十九年十一月 月至 | 藤井 則義 | 自明治二十年五月 至全 二十一年九月 |
| 久野 福太郎 | 自明治廿二年五月 至全 廿二年七月 | 西田 友平 | 自明治廿二年八月 至全 廿五年五月 | 金森龜次郎 | 自明治廿五年五月 至全 廿九年一月 | 福井 時治 | 自明治三十九年一月 至全 四十四年十二月 |
| 宮川 富次郎 | 自明治四十五年三月 至大正 四年十月 | 湯澤 喜作 | 自大正 五年 六月 至大正 五年 六月 | 山際 格藏 | 自大正 五年 六月 至全 八年 一月 | 桑田 精一 | 自大正 八年 三月 至全 十一年 二月 |
| 阿部 武重 | 自大正十一年二月 至全 十一年三月 | 大倉 柁次郎 | 自大正十一年四月 至全 現 在 | | | | |

日本橋尋常小學校

明治五年頒布の學制に基き、日本橋筋一丁目より五丁目に至る五箇町を以て、第十三番小學區を組成し、日本橋筋三丁目に富豪稻川安右衛門氏の控邸を買入れ、増築の上同年十月始めて第二大區十三番小學校を開設し、讀書、習字、算術を教授した。之れ本校の起源である。同八年五月日本橋筋四丁目五十三番地に一家屋を借り受け分校を設置した。同年六月校内に夜學部を設け晝間就學し能はざる者に普通小學校を教授した。同年七月舊稱十三番小學校を十三番日本橋小學校と改稱し、上等小學校、下等小學校を併置したが學年は各四年である。

明治十一年七月には校内に裁縫學校を設置し年の長幼を問はず、裁縫を主とし兼て讀書、習字算術等を教授した。翌十二年二月布達に基いて公立日本橋小學校と改稱した。同十四年四月には初等小學校、中等小學校を併置した。學年は各三年である。

明治二十年四月府令に基き高津小學校と合併し其の分教場となつた。同二十二年十月大阪市を一學區と定められたが、當校の所屬町は従前の通りとされた。翌二十三年五月本分教場内に簡易小學校を設置し、翌二十四年法令の結果本科に合併された。

明治二十九年十月當校内に夜間部を開設し、晝間就學し能はざる兒童に普通小學校を教授した。明治三十五年五月府令を以て、高津尋常小學校より獨立し日本橋尋常小學校となつた。

明治四十年三月三十一日貧困兒童に對する施設宜しき廉を以て、大阪府より金七拾圓を下賜せ

られた。

明治四十二年四月より義務年限は延長せられて六箇年となつた。翌四十二年三月三十日普通教育奨励の爲め設備費補助として文部省より金參拾圓を交附せられた。

同年四月日本橋第二尋常小學校新設せられ當校は日本橋第一尋常小學校と改稱された。それで通學區域は高津校は高津町一番丁より五番丁迄及二ツ井戸町の六箇町、本校は日本橋筋二丁目高津町六番丁より九番丁迄及御藏跡町の一部、日本橋第二校は日本橋筋三丁目より五丁目迄及御藏跡町の一部と定められた。

明治四十三年四月より夜間部兒童の授業料を免除し、且つ教科書を給與する事とした。同四十五年一月十六日南區大火の際には危険を慮り、御眞影を日本橋第二校へ奉遷したが、同月二十三日同校より奉迎して奉安室に安置し奉つた。大正二年八月一日、日本橋第二尋常小學校廢止せられたるを以て、當校は日本橋尋常小學校と改稱した。そして通學區域を高津校は關屋口以北、本校は關屋口以南と改定された。

同月十一日元日本橋第二校舎に本校の假教室設置の認可を受けたが、翌三年三月三十一日限り廢止となつた。

大正七年八月富山縣滑川町より勃發したる米騒動は破竹の勢を以て各地に蔓延し、本市も一時頗る危険の状態に陥り、軍隊を派して保護の任に當らしめたる状況であつたが、宛かも本校舎西側に在る米穀商某家は暴徒襲撃の中心となり、學校舎亦危険の状態にありたるを以て、御眞影は

一時高津校に奉遷したが幸に事なきを得て、同年十月十五日御眞影を奉迎した。

本校は明治五年十月日本橋筋三丁目四十七番地に一家屋を借り受け、之を増築して開校したのであるが同七年五月新築した。元來當部内には家計豊かならざる者の子弟特に多く、故に就學兒童常に僅少で督勵するも更に其效なかつたので、當務者は種々其の事情を探索し其の短を補ふの方法を採りたる爲め兒童の就學するもの續々と其の數を増加し、同八年五月日本橋筋四丁目五十三番地に一家屋を借り入れ、十三番小學校分校を設置するに至つたが明治十九年二月に至り、故あつてこれを廢することになつた。明治二十九年五月學事の進歩に伴ひ、就學兒童増大して校舎狹隘を告ぐるに至り校舎（建坪二百四十七坪二合五勺、延坪數四百五十九坪七合九勺）教室十室其他七室、土藏一棟を新築した。此の工費壹萬千貳百九圓七拾八錢六厘。此時の學校敷地坪數四百二十七坪七合九勺であつた。明治三十五年八月屋外運動場の豆砂利敷を煉瓦敷に改造した。同三十七年七月東高塀並南高塀の大修繕をした。此の費用百五拾圓、同年十一月表門改造並兩側水捌け土管工事竣工此の工費七拾四圓九拾五錢、翌三十八年七月日覆取替並欄柱修繕費用五拾參圓同年八月屋内體操場敷板を煉瓦敷に改造此の費用參百五拾五圓北手板塀改修此の費用百貳拾圓。同三十九年三月校舎南隣日本橋筋三丁目の敷地三百五十九坪四合七勺を買收、此の費用壹萬圓同年十月校舎の東南に四教室の校舎を増築した二階建六十三坪平家建十三坪五合其他高塀四十六間五分である。此の工費七千四拾參圓壹錢五厘であつた。

明治四十一年七月三日市營電鐵線路敷設の爲め校地百六坪三合八勺（建坪三十四坪三合二勺教

室二個)を縮少され校門を西方より東に變更した。此工事は同年五月五日より九十日間を要した。市電開通の爲校地は日本橋筋三丁目四十八番地ノ一、三百六十八坪八合六勺、同町四十六番地ノ一、八十二坪七合、同町四十七番地ノ一、百一十一坪一合二勺、同町七十二番地百十六坪二合、合計六百八十坪八合八勺となつた。

明治四十一年八月屋外運動場の豆砂利敷を煉瓦敷に改造した。此費用四百六圓八拾六錢、同時に第十三、第十四教室の窓を切り下げた。同年十二月六日より夜間教授の爲め電燈を使用することとなつた。

明治四十二年三月一日日本橋筋三丁目四十四番地、市街宅地八十坪一合二勺を購入した。此の買收費千七百參拾九圓五拾錢四厘、更に翌四十三年十月七日同町四十五番地ノ一、市街宅地七十坪一合七勺を五千貳百六拾貳圓七拾五錢を以て買收し校地を擴張した。

明治四十四年十二月七日南校舎六教室此建坪九十坪、延坪數百八十坪の工事竣工、此費用八千九百五拾六圓五拾錢を要した。明治四十五年六月三日御眞影奉安庫を新設した。

大正六年六月二十五日、日本橋筋三丁目七十五番地、同町七十六番地の二筆計千七百五坪九合三勺を四萬千五百九拾九圓五拾九錢で買收、翌七年十一月廿九日此土地に地鎮祭を擧げて翌月一日起工校舎の移轉改築に着手し、翌八年十月十三日工事竣工落成式を舉行。總建坪數五百四十九坪七合五勺で内譯は移轉した舊校舎(南校舎の東部)木造二階建八十二坪五合、増改築南棟校舎木造二階建九十七坪五合、同上西棟校舎同二百二十六坪、同上北棟校舎同三十五坪、同上同二百二十

六坪、同上同十八坪、附屬建物六十四坪七合五勺、正門一箇所、附屬煉瓦高塀木柵等延長百十八間。此の工事費に拾貳萬四千五百八圓五拾錢を要した。移轉校舎は主として舊校舎を移轉し、敷地代金は元校舎敷地賣却代金を充當し、殘金を以て増築費に充つる等可成市よりの一時借入金の減少を圖つたものである。

大正九年十二月二十六日より屋外運動場煉瓦敷工事を開始、翌十年二月十四日竣工此工費五千四拾圓參拾九錢、大正十年八月より北校舎補強工事に着手し、同年十月二十八日竣工此工費壹萬貳千九百八拾五圓七拾四錢を要した。

以上の諸經費は其都度一時に區費を以て、支辨することは到底其の負擔に堪へ難きを以て年賦償還の市借入金を以て充當し、負擔區の財政を顧慮しつゝ、除々に之れを償却する方法をとつたが、本校は未だ特別教室に不足を告ぐるを以て雨天体操場の東方に空地あるを以て、此處に建増をなし以て之に充當せんとしたるも、既に學區統一實施は眼前に迫れるを以て漸く市當局の了解を得て統一後、其の實現を期することとなり今や其工事中に屬して居る。

本校の主義はよいと信じたることほどこまでもやれ。

教授方針は(1)小學校に於ては小學令第一條の趣旨を遵守して兒童を教育すべし。道德教育國民教育に關する事項は、何れの教科に於ても常に留意して教授せんことを要す。知識技能は常に生活に必須なる事項を選びて之を教授し、反復練習して應用自在ならしめんことに努むべし。兒童の身體を健全に發達せしめんことを期し、何れの教科に於ても其教授は兒童の心身發達の程

度に副はしめんことを要す。男女の特性及生活に注意し各適當の教育を施さんことを務むべし。

(2) 教授は知識技能習得の實質的目的と、心力練磨情操陶冶の形式的目的と、常に相俟ちて其効果を收むべし (3) 各教授は單に終局目的のみ進まんとすることなく、各過程其のものにも目的を有せざるべからず、故に各週各日各時及び各教材の單元に於て、其の目的を明かにし其到達を圖るべし (4) 一旦教授したる事項は種々の形によつて常に之を發表せしむべし、發表の形式は話方及文章は勿論圖書、手工、實驗等により創作に至らしむべし (5) 各教科の教授の目的方法を誤ることなく、互に相聯絡して補益せんことを要す (6) 各教科は常に公民教育上の資料として、本市公民教育調査書の示す要點を逸せざらんことに注意すべし (7) 盛に學習動機を誘發して自學自動の態度を養成し以て、學習に關する訓練の確立を圖るべし (8) 教材の選擇排列より教授の方法に至るまで、凡そ普通に教師の教ふるの便利を標準とせず、兒童の實習し得る程度を基とすべし (9) 總て必ず確實に修得せしむべき教材と、之を理解せしむる方便たる教材とは、自ら輕重本末あることを辨へ、無益に時間と努力とを費すことなく經濟的取扱を爲すべし

(10) 教材の選擇排列を示す教授細目の緊要なるは論を俟たず、之等はよろしく本校所定の教授細目に準據すべし (11) 教授は概ね兒童の生活より出發し、直觀觀察若くは直觀化の方法によるべし、其校内に於て爲し能はざるものは校外教授によりて効果を著しからしむべし (12) 教授は智的理解にのみ偏せず、情意的理解にまで徹せざるべからず (13) 心理の原則たる刺戟總和の規定を應用して、各科各教材は如何に之を分節するも常に全体の有機的關係を保つことに注意すべし

(14) 應用練習を盛に課して創作發見の能を養はんことに努力すべし (15) 兒童は各其心意活動の型式を同じうせず、故に教授は常に偏頗なく各種型式に適合すべき種々の方法をとるべし、(16) 一齊的取扱と個別的取扱との調和を圖り、一齊的取扱の利益を逸することなく、而かもなるべく個性の發動をして充分ならしむべし (17) 兒童の素質に應じて補導し優中劣各其處を得せしめんことに注意すべく、殊に優者をして餘力を十分に伸ばさしめんことに努力すべし (18) 劣等兒の救済に留意し特に幼年級の時代に於て、落伍者を出さざらんことに努むべし (19) 自習時に於ては能く各學科普遍的に自學的態度の養成と、個別的指導とに留意し特に遲進者の救済に利用すべし。

施設並行事 (1) 學級編制は第三學年以上は能力別により、學級を分ち勉めて優等兒を助長し劣等兒を救済するの方針を取り、以て教授上の能率を高めんことを期す (2) 教授研究會は、全校職員によるもの毎月一回、個人的に他學級交互參觀によるもの毎月一回以上 (3) 學藝會は春秋二回其の他臨時に開催、兒童談話會、唱歌會等隨時開催 (4) 兒童文庫は、各學級に學級文庫を施設す (5) 成績物の展覽會は常に其の優秀なるものを揭示し、定期としては夏期中の成績品を九月上旬に、新年書初めを一月上旬に於て展覽す (6) 課外自習は各學年共毎日一時限自習時間を特設して豫習、復習を指導し、併せて優秀兒の助長、劣等兒の救済をなす。

訓練 (1) 勅語の實踐窮行に努む (2) 教育勅語、戊申詔書、民風作興詔書につき特に本校撰定の略解を印刷し、之を兒童に配布し常に座右の銘たらしむ (3) 自治訓練 (イ) 自分でなし能

ふことは努めて自分にて処理せしむ(ロ)學級自治會は毎月一回月末に開催し學級の自治向上を圖ると共に月番會との聯絡を保つ(ハ)月番會は第二學年以上各學級毎に毎月始めに四名の月番を互選し、其の學級の自治向上を圖らしむ(可成多數の兒童に體驗せしむるため毎月改選すること)尙毎月一回月始めに各學級より選出せる月番により、全校月番會を組織し全校訓練上の成績を自治的に向上せしむべく打合會を開く(ニ)全校自治は、兒童相互の監護、當番、合同體操、朝會、服裝檢閲、校内清潔等に於て上級生をして自治當番に當らしむ(4)作業は掃除當番、圖書器械標本器具の整理、兒童文庫の管理、手工工具の準備(5)記念日は次の記念日を毎月に配當し記念行事をす、靖國神社祭、海軍記念日、國旗記念日、元冠記念日、豊公祭、阿部野神社祭、菅公祭、陸軍記念日、王政復古記念日、義士會(6)賞は教育勅語下賜記念日に特別操行善良者を表彰す(7)出席表彰は、毎月出席優秀なる三學級に賞品を授與し、尙一箇年を通して優秀なる三學級に賞品を授與す(8)徒步會は、毎月一回兒童の心身を鍛鍊するため徒步會を行ふ。(9)兒童貯金、大正十二年十一月より同年九月御換發の御聖旨により、毎月第三月曜を兒童貯金日と定め、其の貯金高現在九萬六千餘圓に及ぶ。

養護(1)家庭訪問、學校衛生婦をして營養不良兒、虛弱兒、不時傷病兒、不衛生兒其他病氣欠席兒童を訪問せしめ家庭に對し注意を與ふ(2)時々口腔清掃訓練を行ふ(3)三箇月に一回蛔虫驅除を家庭と協力して行ふ(4)季節の變り目に於て校醫の講話を聽かしむ(5)月經初期の女兒に其の注意及處置の指導を行ふ(6)家庭看護法の教授を行ふ。

元日本橋第二尋常小學校

明治四十一年五月十四日府令を以て高津町四番丁外十四箇町小學校負擔區内尋常小學校二校を三校とし、増設すべし校舎の位置を日本橋筋五丁目に定められ、同四十二年三月校舎一部の工事成り同年四月六日日本橋尋常小學校より引繼ぎの兒童を收容し教授を開始した。之れ本校の起源である。同年七月一日新築落成式舉行されたが敷地買收費工事費共金三萬四千九百圓餘であつた。大正二年七月三十一日限り負擔區内三尋常小學校を二校に減ずることとなり、本校を廢止せられたのである。そして校舎は大正四年一月十六日、公入札を以て三千二百圓で賣却し、敷地は同年三月十五日藥學専門學校へ、三箇年賦を以て三萬三千四百七十圓五十八錢三厘で賣却した。本校々長は左の通りである。

| | | | | | | | |
|--------------|------------|-------|------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|
| 上野 義一 | 自明治十九年十一月至 | 藤井 則義 | 自明治二十年五月至全二十一年五月 | 久野福太郎 | 自明治廿一年五月至全廿二年七月 | 西田 友平 | 自明治廿二年八月至全廿五年五月 |
| 以上分教場の時代 | | 西田 友平 | 自明治廿五年五月至全廿七年三月 | 三木 達治 | 自明治廿七年三月至全廿九年八月 | 吉田傳治郎 | 自明治廿九年八月現在 |
| 元日本橋第二尋常小學校長 | | 寺東 晋 | 自明治四十二年六月至大正二年六月 | 宮川富次郎 | 自大正二年六月至全廿九年七月 | | |

大阪市立高津實業補習學校

本校は大正九年四月一日設立認可を受け、同年五月一日高津尋常小學校内に開校した。

實業補習學校規定に據り、前期二箇年の課程を教授するものである。創立當時の教科目、教授時数は、毎週修身一時間、國語二時間、算術一時間、商業一時間、英語一時間、教職員校長以下四人であつた。爾來年を閲みすること九年、卒業生を出すこと、八回壹百二十一名である。

現在は、青年訓練所との關係上、授業日を月、水、金の三日とし、毎週の教授時數、修身一時間、國語三時間、算術二時間、商業及英語一時間半、職員は校長以下四人である。

校長は高津小學校長の兼務である。

南第八青年訓練所

本訓練所は南第一青年訓練所の項に述べたるが如き事情に依り大正十五年七月一日本所創立、南第八青年訓練所と稱ふこととなつた。主事、主任の外指導員十人、生徒數は當初三組百二十一人、現在は三組百十八人である。關係者に於ては極力勸誘、宣傳につき攻究中であるから將來は必ず倍々、好成績を擧ぐることに信ずるものである。

高津青年團

大正九年一月二十五日創立（高津部内十五ヶ町組織）され團長一名、副團長二名、顧問十名、幹事十五名、評議員四十六名、團報編輯員十五名、總集會計劃係四名、講習會計劃係三名、講演會計劃係三名、運動會計劃係二名、運動練習計劃係二名、會計係一名を置くの職制を定め、十五

分團々員數二、一九三名ありしが大正十年黒門市場、高一の二分團退團し、十三分團々員數一、八、五八名となる同年七月各計劃係を廢し教育、講演、體育、編輯、文庫、會計の六部を設け各部に部長一名部員二名宛を置く、同時に評議員を廢し、代議員制となし、一分團より五名宛計六十五名の代議員を擧げた。大正十一年三月四日社會、庶務の二部を加へ八部制となし、八部長を置く、大正十四年五月代議員制を廢し、評議員制を復活し、各分團より公選することとなる、會計部長を改めて會計主任とした、日本五、高八、高三の三分團休團し残り十箇分團々員數一五五〇名となつた。

經費は、昭和二年度豫算額約四千六百八拾四圓であるが團費、大阪市補助金、寄附金を以て之れを支辨し益々堅實なる發展を期してゐる。

本團元團長川村敏行氏は大阪市青年聯合團長より表彰を受けられた。

帝國在郷軍人會高津分會

明治四十四年五月部内有志並に在郷軍人有志を以て創立せられ、高津在郷軍人會と稱した。明治四十五年三月三日陸軍省當局より軍人のみに依る組織となすべき通達に接し、東京に帝國在郷軍人會本部を置き、大阪聯隊區を以て大阪支部と爲し、本會は帝國在郷軍人會高津分會と稱して在郷軍人のみの組織成る。同時に高津在郷軍人會を解散し同會の財産引繼を受けた。大正九年九月三日聯隊區管轄の改正に因り堺聯隊區に編入せられ、堺支部管下となつた。

大正十五年六月二十五日本部會長一戸大將より優秀分會として表彰を受けた。成立最初の會員數三百七十三名なりしが、逐次増加し現在六百七十三名を有するに至り、殊に大正七年の米騒動事變に處する献身的努力並に、大正十四年六月大阪市電罷業事件の警備等克く秩序ある行動を爲し、分會事業の整備發展を見るに至つた。經費は一ヶ年豫算約參千六百圓であつて之れが資源は會費、高津軍人後援會補助金、大阪市補助金、雜收入、繰越金等を以て之れに充當し益々堅實なる發展を期してゐる。

現分會長は外山與治郎氏である

高津軍人後援會

歐洲戰亂の直後、軍人會の事業、夙に社會に認識せらるゝに及び軍人會事業後援の議熟し、大正八年二月聯合内に高津軍人後援會成立し、高津在郷軍人會に對し會費中より十分の二の補助金を支出し來たが其の後十分の四に増加し、更に大正十五年十一月事業の擴張を行ひ、會費の二分の一を補助することゝし、一躍今日の如き盛大なるものとなり、現在會員九百餘名、會費口數約三千口で一口の出金月額は金拾錢である。本會一ヶ年豫算約三千六百圓とし半額は軍人分會に補助し、殘額の五割を積立金に五割を總會費及諸經費に充當して居る。積立金は約千二百圓を有して居る。

高津教化委員會

大正十四年一月大阪市長より高津部内七十三名に教化委員を囑托され、直ちに委員會を開き委員會規定を作り爾來教化事業に活動せり。

有隣會

明治二十六年五月十八日故永田仁助翁、故藤原政兵衛翁、及現會長熊田嘉久馬氏等數名發起人となり學校と家庭の圓滿なる連絡を計り、部内小學校の後援を爲すの目的を以て同志二十數名を得て、當時の商業俱樂部（今の新世界南海食堂の邊）に發會式を擧げ、永田仁助氏を會長とし熊田嘉久馬氏外數名を幹事とし有隣會と命名したものである。爾來會員は年と共に増加し大正十三年五月の總會に於て會則を變更し、現今に至つた事務所は高津尋常小學校内に設け、部内教育の普及發達並に社會教化の促進を圖り、會員相互の交誼を篤くするのが目的である。事業は第一部（社會教化）第二部（高津小學校後援）第三部（日本橋小學校後援）第四部（獎學）の四種に別つ、役員は數六十一名、書記一人を置く。會員數は第一部八九五人、第二部一〇九〇人、第三部一、二七四人、第四部二〇〇人であつて會員の分布は高津部内十五ヶ町以外の者二十三人である。創業當時は、専ら部内小學校の教育の普及隆盛に重きを置き、之れが援助に盡せしが其の後會則を變更し部制度とし、從來の會員を第一部の社會教化部に編入し、更に第二部、第三部の會員

を募集し各該當小學校の後援部會員とし、第四部は有志家の寄附により獎學資金を以て兩校卒業生中より選拔し、中等程度の實業學校に入學せしめ其の學資を補助することゝなし、現に三名商業學校に在學中である。

團體活動としては、講演會、講習會、保護者會及功勞者、篤行者、高齢者（九十歳以上）等の表彰其の他會報の發行等により、本會の目的に向つて各部に於て之れを實行しつゝあり。又本府教化聯合會、全國教化團體大會には毎會代表者を出席せしめて居る。

資産並に維持方法は、第一部積立金貳千八百五拾五圓餘、第四部昭和二年度繰越高金參千八百五拾九圓餘あり。第二部、第三部は積立金無し。第一、二、三部は各部の會員の會費及び有志者の寄附金にて第四部は會員の寄附金により維持支辨してゐる。

昭和二年度の豫算額は金壹萬壹千五百四拾貳圓餘にして、同決算額は金八千貳百參拾六圓餘である。

獎勵金として大正十四、十五年度には高津學區より昭和二年度は大阪市より各年度毎に金壹千圓宛下付せられた。乍併故永田仁助翁は本會を通じて毎年高津、日本橋兩小學校卒業生に對し、獎勵の意味を以て物品を寄贈し、毫も變ることなきは誠に敬服感謝に堪へず。翁は先年死亡せられたるも、後繼者翁の在世中の意思を繼承すべく兩校卒業生獎學資金として、帝國政府五分利公債額面壹萬圓を大阪府に寄附せられたことは、彌々以て奇特と云はなければならぬ。

方面委員

世の文化進展に隨つて思想の變遷があり、人權問題の高唱せらるゝに至つて益々複雑の世想となつた。

大正七年八月たま／＼米騒動でう不祥事件が勃發した。時の大阪府知事林市藏氏は夙に救濟施設の完備に留意されて居た際であり、一層この念を深く感ぜられて其の基礎的事業の制度が立案されるに至つた。

當時府下に於ける下層階級の救護方法を講ずるにしても、如何様の施設を最も必要とするか又救護を必要とする者が何程あるか、救護の必要なくして救濟の聲を揚げる者等も多數にある、其爲に一面救濟を必要とする人々に十分の實を盡すことが出来ぬと云ふ實況にあつた。

茲に於て各種救濟事業に於ける基礎的事業が最も必要であると云ふ林知事の意見から斯業の權威者法學博士故小阿滋次郎氏が、囑託を受けて成案せられ全國に率先して大正七年十月七日、大阪府告示第二五五號を以て、大阪府方面委員規定制定の旨公布となつた。

同年十月二十六日南區日本橋方面外十五方面を設置し、更に大正八年一月二十方面を増置し三十六方面となつた。

その後増置改廢があつて現在、堺、岸和田、兩市を加へ、四十四方面となつてゐる。大正七年十月七日大阪府告示第二五五號を以て、大阪府方面委員規定公布せられ同年十月二十

六日當日日本橋方面委員を設置し、事務所を日本橋小學校内に置かれた。其の區域は本學區の内高津町一番丁、同四番丁より九番丁に到る七箇町、御藏跡町日本橋筋二丁目より同五丁目に到る五箇町計十二箇町である。

毎月一回以上委員會を開會し、取扱事件の報告及協議をなす。又大正十年一月十八日天王寺區一心寺に於て『カード』登録死亡者の追悼會を施行し、爾來毎年の行事として孟蘭盆を期して同寺に於て施行して居る。設置以來『カード』登録保護者總數五百八十一戸（第一種百五十二戸第二種四百二十九戸）人員千六百三十六人であるが、現在『カード』數第一種三十二戸人員九十四人第二種七十二戸人員二百人である。

處理事項件數は相談指導二百六十四件、保護救療二千百十件、育兒獎學七十二件、周旋紹介四十二件、戸籍整理四百十一件、金品貸與七千三百三件、其の他千六百九十九件である。

當方面取扱の庶民信用組合貯金成績は、特別出資二百四十五口五千三百九十八圓五錢、普通出資十七口二百四十三圓五十四錢、普通貯金六百六十二口八千四百三十圓六錢、積立貯金四十九口九千五百二十六圓五十五錢、定期貯金三十七口一萬九千九百三十八圓六十八錢、合計四萬三千五百三十六圓八十八錢である。

資源に就ては大阪府より事務費として一箇月拾圓を支給せらるゝ外、篤志家の寄付金等よりなる救済資金現在高千三百餘圓、木田救済基金壹千圓等あり。

常務委員は創立以來大正十五年三月迄は一生を公共事業、特に社會救済事業に捧げた木田新三

郎氏であつて、同氏沒後現任奥村鼎次氏である。

参考

(小學校) 學級數及兒童數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇一—四〇四頁へ區内各學校別ニ列記ス

高津

區會議員

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 野村彌兵衛 | 青木徳兵衛 | 松崎房次郎 | 鳥谷辰藏 |
| 妹尾平三郎 | 永田仁助 | 山中庄兵衛 | 鹽見伊八郎 |
| 長谷川喜市 | 杉山小兵衛 | 平松與兵衛 | 藤原熊太郎 |
| 吉田吉五郎 | 安井治右衛門 | 多田久次郎 | 伊藤長兵衛 |
| 井浪松兵衛 | 今井延太郎 | 藤原玖兵衛 | 山賀清吉 |
| 安井五郎兵衛 | 近江源兵衛 | 西川清助 | 阪本辰三郎 |
| 友田嘉助 | 淺田伊助 | 藤森英信 | 加納槍太郎 |
| 小西利助 | 木田新三郎 | 岸田治郎三郎 | 小島正信 |
| 林太藏 | 豊田治助 | 竹島吉松 | 中田豊三郎 |
| 阪田彌助 | 中納彌兵衛 | 左子和田太郎 | 友田嘉助 |
| 東田熊吉 | 大西幾治郎 | 上柴新藏 | 松生武兵衛 |
| 小林茂助 | 水谷松太郎 | 大西幾治郎 | 藤守忠次郎 |
| 梶川兵吉 | 淺野定治郎 | 浪田彌助 | 古市吉太郎 |
| 猪田長 | | | |

公民選出學務委員

杉山小兵衛 鹽見伊八郎 伊藤長兵衛 太田勘兵衛
外山彌太郎 市橋良三 伊藤長兵衛

學區廢止當時ノ區會議員

田中米太郎 野口忠兵衛 吉見谷英 片倉長次郎
熊田嘉久馬 寺田八三郎 奧村鼎次 生田嘉助
島田音吉 船本茂兵衛 山野管次 竹島源藏
松村留吉 古岡和三郎 西尾房次郎 新野邊熊之助

學區廢止當時ノ公民選出學務委員

外山彌太郎 市橋良三

大阪市會議員

中岡政雄

大阪市同委員及南區聯合會員

熊田嘉久馬 西尾房次郎 外山彌太郎 山野管次
生田嘉助 市橋良三 新野邊熊之助 奧村鼎次
片倉長次郎 吉見谷英 田中米太郎 竹島源藏
野口忠兵衛 松村留吉 船本茂兵衛 古岡和三郎
寺田八三郎 鳥田音吉 平尾藤三郎 平松靜一
杉下信義

南區聯合會員

太田勘兵衛 玉置耕治郎 野口榮吉 阿部蝶三
齋部德太郎 岸田治郎三郎

高津青年團正副團長

團長 熊田嘉久馬 副團長 阿部蝶三 大倉征次郎
吉田傳治郎

所得稅調查委員

奧村鼎次

高津衛生組合正副組長

組長 熊田嘉久馬 副組長 大西幾治郎 奧村鼎次
會長 外山與治郎 副會長 井上勝次 古市恒夫

帝國在鄉軍人會高津分會正副會長

會長 外山與治郎 副會長 井上勝次 古市恒夫

借家借地調停委員

鹽見伊八郎

商事調停委員

吉川伊作

日本橋方面委員

山口市郎兵衛 奧村鼎次 梶川兵吉 中納彌兵衛
吉田傳治郎 和泉五郎 內田貞臣 萩尾信敏
水谷松太郎 鹽見伊八郎 藤守忠次郎

精華尋常小學校 (創設當時ノ校舍)



同校 (舊校舍)

同校 改築校舍



至つて順當に經過し、其の増改築に對しても、多額の借入金を要せずして、今日に至つたのである。

然るに、大正十五年九月大阪府知事より、從來の小學校負擔區を廢し、全市を以て一學區と爲すことに關し、意見を諮られたので、直ちに區會を開會し、旬日に亘り、其の利害得失に就て、慎重審議を凝らした結果、乍遺憾之れに異議ある旨答申することに議決したが、大勢の趨く所に従ひ、遂に昭和二年三月多年の歴史を有する學區は、廢止統一せらるゝこと、決定せられたので同年四月、其の引繼ぎに際し、左の演說書を添へて負擔區に關する一切を市に移管し、同月二十日、本校に於て、精華學區の解散式を舉行し、同時に市長、區長より區會議員、區學務委員の從來の功勞に對し感謝狀を贈呈した。

演 說 書

本學區特別經濟に屬する基本財産及び蓄積金の大部分は、精華校園改築工事費の財源とし、區有土地家屋は、市交付金三十三萬圓の償還財源に充當すべき豫定なりしを以て、可成償還期を繰上げ有利に本資源を活用すべく、尙又、區有家屋賣却代金の一部は、改築すべき校舍の内容設備費に充當すべく、市の了解を得、三月二十九日全部の土地家屋を賣却し、内八名金九萬七千六百八十七圓八十五錢は即納なりしを以て、同月三十一日所有權移轉の登記を了り、残り八名は二箇年三回分納に屬するが故に、別文契約條款に依り、第一回分納金四萬五千七百九十一圓三十五錢を徴收したり。而して之れが總額金二十一萬二千一百六十六圓二十一錢、特別普通兩經濟中、既に改築工事費財源に繰入れたる殘額金二萬七千九百七十九圓四十七錢、合計金二十四萬一千四百六十八錢にして、市交付金の七割三分弱に相當し、若し學區の存續するものと假定して、昭和二年度區費剩餘金を加算するときは、優に市交付金を償還し得べしと信ず、而し

昭和元年度特別經濟追加豫算中に、區有家屋補強費として金五千圓を計上したるは、昭和二年度市精華校改築工事豫算に、繰越計上を乞はんとするものにして、同校地は正門、道路面を除き、全部他人所有土地家屋に圍繞せられ、他人隣接地には、煉瓦積防火塀を建設しあり、其の防火塀に接して、他人家屋を建設せるが故に、校園舎建築に當り、地下の掘下げ、基礎杭の埋没等、周密なる注意を拂ふにあらざれば、必ずや隣接家屋に損害を生ぜしむるに至るべく、斯の如き場合あることを豫想し、相當の補強方法を講ぜんとし、豫算の繰越計上を要求したる所以なり。尙今回前記土地建物賣却に當り、土地實測の結果、元百二十八坪五合五勺の處、百三十六坪九勺となり、坪數更正登記を爲したるに依り別紙納稅告知書(省略)の通り、既往五箇年間に遡りたる、地租を課せらるゝ事となりたるも、時日の關係上、豫算追加の暇なかりしを以て、可然納稅相成度。精華校園舎の改築は、昭和二年三月五日着手、同三年六月二十二日竣工の契約にして、工事中の二部教授を避くる爲め、浪速區船出町、後に新川三丁目と更正市有地に假校舎を建設し、五、六學年、八學級を收容せり、假校舎敷地の賃借期間は、本年十二月末日限りなるも、本校舎建築の狀況に依り、相當延期の出願を要するものと認む。改築附帶工事の内、便所淨化装置は、本工事契約中に包含し、電気、暖房兩工事は、既に契約を了したるも、昇降機二基及び上水道並に排水工事は、契約未了なり。内、昇降機に關しては、輸入品並に國産品につき、種々考究を重ね、或は其の製造工場に臨み、製造を鑑査し、一面見積書を徴し、比較研究を重ねたるに、從來既に定評を有せる、オーチスに相當すべきは、日本エレベーター會社の製品にして、其の他現時各種の製品あるも、何れも使用箇所僅少、其の年月亦短く、充分なる調査を爲す能はざるものと信ず。但し日本エレベーター會社に、製作を命ぜんとするも、既製品に付き、猶一層の調査を爲し、價額に關しても、更に交渉の餘地を有す。本校は、區内渥美校と同じく、十數年前より、學習用品の無償給與を爲し來れるを以て、第一特別基本財産三萬圓を、歲計剩餘中より繰入れ毎年其の利子を以て、之れを繼續實施せられたく、猶本校特有の儀式として、本校關係教育功勞者の祭典を、毎年二月十七日に同校に於て舉行せり。此費用として、第二特別基本財産五千圓を設定せるが故に、其利子を以て、毎年實施せられん事を望む。

精華尋常小學校

本校は、明治五年八月の學制頒布に依つて、明治六年二月十七日に初めて當時の第二大區第一中學區第九小區西阪町二十番地法祐寺本堂に創設し、第一中學區第二大區第十四番阪町小學校と稱し授業を開始した。其の後、明治十年十月第十四番新川小學校と改稱し、明治十二年二月本府學第四十一號達に依り新川小學校と改稱せられ、明治十九年六月公立南區相生小學校と改め、同時に日本橋筋一丁目に在つた日本橋小學校名古分校を本校の分校と成し相生小學校分校と稱し、明治二十年四月南區相生尋常小學校と改稱せられ、明治二十六年四月市立相生尋常小學校と改稱と共に、相生小學校分校を相生尋常小學校分教場と改む、明治二十七年五月本府小學校教則第十八條に依り本校に夜間教授を開始したが、明治三十七年三月に之れを廢止した。明治三十三年六月に本校舎の新築移轉と同時に大阪市精華尋常小學校と改稱せられ現在に至つたのである。其の敷地及び、校舎については、明治五年八月學制の頒布に依り西阪町二十番地法祐寺本堂を借り受け、増築假設して五十九坪五合を本校の敷地とした。明治六年一月本校増築につき資金として本府より金五拾圓を下與せられ、明治九年二月近火のため法祐寺内教室の大破したると、入學生徒の増加とにより、明治九年九月難波新地四番町二十八番地の敷地二百八十六坪八合四勺を購入し内建坪九十二坪二階建總坪數百二十九坪二合五勺の校舎新築に着手し、明治九年十一月其の資金とし本府より金貳百圓を下與せらる。明治十年四月竣成して新築校舎に移轉す。明治十六年八

月就學生徒益々増加し教室狹隘となりたるにつき難波新地五番町四十二番地に間口四間奥行九間の分教場を設置したが、明治十七年十月本校東側に於て間口四間奥行八間の教室を増築落成につき分教場を廢止した。明治二十一年八月難波新地四番町外八箇町共有金並に有志者の寄附金を以て、本校舎東側の空地及び家屋を買収しその空地を運動場と爲し、家屋を應接室に修築した。尙日本橋筋一丁目に在る分教場は、普通民家を假用せるが、教授管理上不便尠ならず、且就學兒童數増加のため、校舎の改築中であつたが、明治二十七年一月に竣工した。明治二十八年二月本校舎の北側に、二階建一棟を増築落成したので、階下を幼稚園の保育室に、階上を教室及び應接室に充つ、而して其の當時に於ける本校の敷地總坪數は三百四十五坪八合八勺、建坪數一階百七十坪七合、二階百三十六坪、運動場四十九坪五合で、分教場の敷地總坪數は百三坪一合三勺、建坪數一階五十九坪、二階三十六坪、運動場二十四坪であつた。然るに就學兒童は、逐年増加するのみであつて、本分校共に、各教室の狹隘を告げつゝあつたが、本校舎は周圍の關係によつて、此の上擴張を許さざる事情あり、且つ分教場を存續する事は、學校教授管理上多大の不便を感じて居つたので、當時の區會議長故武田源兵衛氏は、區會議員及び學務委員諸氏と共に、熱心なる盡力を以て萬難を排し、遂に明治三十二年九月難波新地五番町即ち現校地に於て、七百九十四坪四合七勺の敷地を選定購入し、内戎橋筋に面する要地百二十八坪五合五勺、此地上建物約九十五坪は、本學區將來の財政を慮りて、之れを基本財産とし、特別經濟に移して収益を圖ることとし校地には直ちに校舎新築の工を起し、翌三十三年六月竣工したので、本校及び分教場を此所に移

轉し同時に分教場を廢止した。其の内容は、室外運動場百二十七坪五合、屋内運動場百二坪二合五勺、二階建普通教室百九十八坪二合五勺、講堂九十六坪、職員室其他各室を合して五十一坪七合五勺であつた。此秋本校舎の新築に當り、嘗て分教場の建物整理に際し同敷地に埋没せられたる壺中より多數の古金を發掘し、制規の手續を経て、半額は發見者朝日山四郎右衛門に下付せられ、半額は當學區の所得と爲り、校舎の建築費に充當することの出來たのは芽出度き一挿話であつた。明治四十一年二月精華幼稚園の新築落成せるにより、従前の保育室を本校の圖書標本室及び唱歌室と爲し、裁縫教室を本校の教室に改む。其の室換坪數は五十九坪五合である。之れより先き、明治四十年四月勅令第五十二號に依り、義務教育年限の六箇年に延長せられたる結果、自然教室に、大なる不足を來したるため、明治四十一年十二月教室の改修に着手し、翌四十二年一月工事終了す。其の増加せる教室及び運動場の坪數は、教室階上に於て四室七十七坪階下に於て三室五十一坪六合、運動場二十五坪五合であつた。而して大正七年八月の現在調査によれば、學校敷地千三百七十三坪三合六勺にして、校舎總坪數六百五十八坪六合二勺、内二階建六百五坪六合二勺、平屋建五十三坪、此の建設費合計金八萬九千五百六拾參圓五拾錢である。然るに、就學兒童は年々増加するのみであつて、従つて教室の狹隘を告ぐるのみならず、全體に腐朽し特に危険な部分もあり、屢々補強工事をして、尙危険尠からざる事態に至つた。故に市より度々改築の督勵を受くるも、全部改築の必要上莫大の經費を要すべく到底其の負擔に堪えざるを以て、大正八年度より經常費の按配調節を圖り、以て毎年改築準備資金を蓄積し來り、一面現

在敷地は周囲の環境上、教育場としては、適當の地と云ふべからざるを以て、他に移轉改築の目的を立て、學區域内阪町に物色したるも、恰も住宅拂底の際なるを以て、附近住民より立退困難の故障が起つた、元來阪町と雖も、左迄好適の地と云ふべからざるのみならず、接續町村編入の議盛となり、勢ひ増區、分離、併合をも行はるゝ懸念あり、若し果して然らんか、兒童數に増減を來たし、延いて校舎の設備に影響すべきにより、暫らく改築問題は休止することゝしたるも増區の形勢、此れに影響なき見込みつきたるを以て、旁々、茲に方針を改めんとした。即ち、南海鐵道線は、本學區域内に乗り入れをり、昇降に最も至便なる地の利を得るを以て、小學幼年生並に幼稚園は、現在の校地に改築して、之れに收容し、上學年生は、二、三十分程度の範圍内に於て、通學し得べき郊外地に移すときは、兒童の保健上最も適良なりとの見地より、南海上町線方面に對し、屢々、議員、學務委員共に、實地視察を遂げ、漸く一候補地を選定し、殆んど地主の了解を得る迄に立ち至りたる矢先き、區會議員の總改選に逢着したために、新議員の多くは現在の地に於て改築を主張し、舊議員其の他は一部校舎を郊外地に需むることを主張する等、勢ひ區内の圓滿を缺く恐れあるも、現校舎の擴張を成さんか、地價高く且買收極めて困難なるを以て、區當局は兩者の主張を調停すべく、現校地に於て、立體的四階建築と成し以て双方の主張を相兼ねた設計を作製することに、漸く議を纏むるに至つた。爾來上田學區會議長の要求に基き、幾十枚かの建築プランにより、意見の一致を見て、茲に市長の承認並に知事の認可を得ることゝしたるに、時恰も學區統一に、將に直面せんとするの時なりしを以て、急速に其の運び

に至らず、區當局は勿論、其の間區會議員、學務委員の焦慮苦心一方ならざりしが、漸く其の筋の認可を得て、昭和二年三月愈々總工費金六拾餘萬圓の豫算を以て、本校を全部鐵筋混凝土四階建の一大模範的新校舎に改築すべく工事に着手することゝなつた。浪速區新川三丁目六百五十五番地に假校舎を設け、一部の兒童を、それに收容し、翌三年三月改築校舎の一部竣工せしにつき假校舎の分は其の儘とし、本校舎全部の兒童を假移轉せしめた。以上は本校舎の敷地選定、移轉擴張等の沿革の概要であるが、此れ等の資源については、多年苦心計畫に留意せし積立基本金を本とし、之れに前述せる特別經濟たる、區有財産を賣却して、其の代金貳拾壹萬餘圓を充當することを得て、これが一大財源と成つたことは、市區の公課を多大に輕減せしめたのみならず、宏壯なる校舎の新築を容易ならしめた點に於て、本學區の窶かに誇りとする所であつて學區統一のため、之れを大阪市に引繼ぐことゝなり、今や市の手に於て、殆んど落成の域に達せんとしてゐるのである。本校の改築に就て、關係せられたる、區會議員並に學務委員の熱心なる盡力と、殊に本學區議長上田忠三郎氏は、多年育英區議長として執掌せられ、本市鐵筋校舎の鼻祖たる育英女子高等小學校の如きも、實に同氏の主唱に係るものにして、旁々、校園舎の建築に就ては、多大の趣味と、深き經驗を有せられ、且性來周密なる頭腦と、熱烈なる公共心の持主であるから、同氏の公共事業中、畢生の事業として計畫せられたる、本校の改築に當りては、區當局を督し、幾十種かの建築プランを作成せしめ、建築委員諸氏と共に、考究に、調査に、幾多の苦心を重ね漸く、現に改築中の設計を完成せしめられたるは、偏に、同氏の奔走盡力の賜ものであることを

忘れてはならぬ。

本校の(一)教授方針 イ、確實なる智能の修得、自學的努力的學習態度の養成、科學的研究意欲の培養、應用才幹創造能力の練磨、ロ、個性を尊重し、個性に即せる學習指導により、學習能率の増進を計る ハ、共同學習、獨自學習の運用 ニ、學習態度の養成(二)施設 イ、學級兒童文庫 ロ、教育成績物展覽 ハ、學藝會 ニ、文化施設の見學 ホ、校外教授 ヘ、學校新聞、揭示教育 ト、學用品の統一 チ、伊勢神宮參拜 リ、兒童友團の組織 ヌ、質實勤勉の風習の養成

教育功勞者の祭典

本校特有の儀式として、本校關係の教育功勞者の祭典を、毎年二月十七日に本校に於て舉行する。此の費用として、第二特別基本財産金五千圓を設定せるが、本年當日に於ける祀者は、左の人々である。

武田源兵衛、妹尾利兵衛、尼野吉郎兵衛、貴田傳兵衛、梅村安兵衛、吉田芳兵衛、近藤藤守、安部彌七郎、荒木鐵次郎、森川勘兵衛、松本ヤサ、泉原タマ、宇高利久、柏木猶太郎、大槻吉右衛門、宗得常七、狭間英枝、齊藤房藏、大谷仙太郎、秋山幾太郎、田川藤平、木村彦右衛門、榎本太三郎、分銅與信、佐々木榮次郎、幸谷小とみ、

歴代の校園長其の他の諸氏

校園長 田谷彌三郎 監事 高原直臣 校長 久野福太郎

校園長 荒木一威 校園長 阪本弘毅 同 佐藤壽夫 同 江田定吉

明治六年二月、大阪府權知事渡邊昇より、南大組第十四區區長木村彦右衛門に對し、洋服料金千匹に、其方儀小學建校告諭之本旨を奉し、區内を勸奨し、速に落成に至り、區民をして開化に進ましむる基を立候段畢竟勉勵之所致神妙に候、依之褒美目錄之通り遣之候事と、功績表彰狀を添へ授與せらる。同時に、大阪府より、戶長伊藤佐助に對し、區内人民を奨勵し、小學校の創立建築を心頭に掛け落成候は、畢竟神妙の至りに候とて、金五百匹褒美として賞與せられ、尙左記九名に對し、大阪府より職務勉勵の廉を以て、各金五百匹を賞與せらる。

區長 木村彦右衛門 戶長 龜岡宇八 戶長 伊藤佐助
戶長 武田源兵衛 同 橋本誠太郎 同 田中長兵衛
同 西島清助 同 菅原嘉兵衛 同 増田彌兵衛

明治九年十二月、戶長岡島英信、同武田源兵衛、同妹尾利兵衛、同増田彌兵衛に對し、學校建築方を心頭に掛け、金貨、書籍を寄附候段神妙の至りとして、内務省へ上申を經、褒美として木杯壹個づゝを下賜せらる。明治十年四月大阪府より妹尾利兵衛に對し、區内人民を奨勵し、新築落成候は、畢竟勉勵神妙の至りにつき、褒美として金壹圓貳拾五錢を賞與せらる。明治十年十二月大阪府より戶長岡島英信、同武田源兵衛、同妹尾利兵衛、同増田彌兵衛、同榎本多三郎、同大槻吉右衛門、同白井五三郎に對し、學校建築の節、器械寄附候段、殊勝の至りにつき褒美として、木杯壹個づゝを下賜せらる。明治十一年七月大阪府より元二等戶長兼四等學區取締武田源兵衛に

對し、數年事務煩忙の區内に於て擔任辨治の傍、學事獎勵方、行届候段、殊勝に候とて金五圓を賞與せらる。明治十四年八月大阪府より、新川小學校へ金員を寄附したる區内六十三人に對し、木杯壹個づゝを授與せらる。尙左の三名は、大正四年、大正天皇即位の大禮を擧げさせ給ひし節、南區各聯合區會にて調製せる記念寫眞帖に、精華學區の功勞者として、區會議員其の他の名譽職等と共に、其の寫眞を掲載せられた人々である。

木村彦右衛門

大槻吉平

橋本誠太郎

精華幼稚園

明治二十年二月本校に初めて、保育科を附設し、明治二十六年四月保育科を廢し、相生幼稚園と改め、本校内に設置す。明治二十八年二月本校舎の北側に、二階建一棟を増築竣工につき、其の階下を幼稚園保育室に充て、明治三十三年六月本校の新築落成につき、精華幼稚園と改め、同校舎内に移轉す。明治四十一年二月に至り、本校舎の北側隣接地に金參萬貳千壹百七拾五圓の工事費を以て二階建百十九坪二合五勺、平家建七十二坪二合五勺の園舎新築落成を告げ、茲に多年の希望を達したが、本校の児童及び園兒の逐年増加するに伴ひ、明治四十五年三月園舎の一部を隣接空地に移轉改造す。昭和三年三月本校の大改築工事の一部竣成につき假移轉す。

精華幼稚園（一）保育方針（イ）幼兒の心身を健全に發達せしむること（ロ）幼兒の善良なる性情を涵養すること。（二）施設（イ）幼兒の個性に基き可成個人的保育に注意し、團體生活の善

良なる事項に倣はしむることに努む（ロ）雛祭、端午祭、七夕祭、（ハ）幼兒の誕生會

大阪市立精華實業補習學校

明治三十二年勅令第二十九號實業學校令に基き明治三十七年四月本校内に實業補習學校を附設し、大阪市立精華實業補習學校と稱し直ちに授業を開始し、商業、修身、國語を教授す。明治三十八年四月より簿記、算術及び英語の三科目を加へ、明治三十九年四月より一學級を二學級とし、大正十三年四月より授業料の徴收を廢止し、昭和二年四月學區の廢止により經理の主體大阪市に移る。而して現在は夜間開校毎週四日間にして、職員は本校校長以下兼務者とも六名である。

精華實業補習學校 教授方針、活動的精神と實際的手腕とを具有する優良なる國民の養成に資す。

大阪市立精華女學校

明治十年五月本校内に裁縫場を設け女紅場と稱す。此れ本女學校の最初である。其の後同年十二月本府學第四十七號達に依り女子手藝學校と改稱したが、明治十四年一月本府乙第二號に依り新川女子裁縫學校と改む。明治十六年三月難波新地五番町十三番地に於て間口四間半、奥行五間半の裁縫教室を借地建築移轉し、同時に新川小學校附屬裁縫場と改稱す。明治十七年十月南區共

立育英小學校を創設せられ、中等科以上の生徒を收容せらるゝこととなりたるに依り、附屬裁縫場の生徒も自然該校に轉學せしむることとなつたので明治十八年二月に附屬裁縫場を廢止す。明治二十九年十一月本校に裁縫專修科を加設したが明治三十四年三月に之れを廢した。明治三十九年五月本校内に裁縫學校を附設し、大阪市立精華裁縫學校と稱し、明治四十一年二月、精華幼稚園の新築落成につき、其の階上を本裁縫學校の教室とし、明治四十五年五月より國語、算術の二學科を増加す。大正元年十二月、精華幼稚園舎の一部増改築せらるゝに當り其の階上に本裁縫學校の教室をも移轉した。

大正九年四月より体操科を、大正十一年九月より家事科を増加す。大正十二年三月精華裁縫學校を廢止し、同年四月實業補習學校規程に準據する精華實科女學校を設置し、同時に從來の學科目に音樂科を増加す。大正十三年四月更に修業年限を一箇年延長し、前期二年後期二年と爲し精華女學校と改稱す。昭和二年四月學區廢止により經理の主体大阪市に移る。昭和三年三月改築校舎の一部竣工せしにつき其の四階教室に假移轉せしめた。

精華女學校 教授方針 生徒の個性に留意し、勤勞作業により完全なる技能を得せしむると共に徳性の涵養に力め貞淑温良なる子女を教養せんとす。

精華教育懇話會

本會は學校並に幼稚園と家庭との連絡を保ち、教育の普及及び上進を圖る目的を以て學校及び

幼稚園の事業をして十分なる成績を挙げしめんには家庭と親密なる連絡を保ち、相共に協心戮力するにあらざれば其の目的を達すること難く、精華部内には夙に私立相生會なる教育的團體ありて多年精華校園の補助機關として成績の顯著なるは人の能く知る所であるが、該會は會費其の他の關係上、普く保護者諸氏の入會を得るに至らざるを遺憾とし、偶々相生會創立二十周年記念式を舉行せらるゝに際し、其の機會に於て更に教育懇話會を組織し、保護者諸氏全部の賛同を得て一千名以上の會員を網羅し、以て此の歴史ある相生會と相提携して部内教育の爲めに貢献するところあらんことを期する趣旨の下に大正四年五月之れを設立し、毎年、父兄懇話會、兒童獎勵會教育研究會を開催し、また會誌の發行、校園職員の功績表彰を爲す等、相生會の事業を繼承して良好なる成績を收めつゝあり。現在會員數は一千百五十名であつて、昭和三年度に於ける本會々計收支豫算は金參千貳百七拾七圓五錢に達し、現在役員は會長金澤利助、副會長二名、評議員四十九名、會計監督二名、幹事九名を以て會務を處理してゐる。

精華幼稚園母の會

本會は幼兒を中心とし精華幼稚園と保護者相互の連絡を圖り、以て幼兒保育の進歩を圖る目的のため、昭和三年四月發會式及び總會を開く。現在會員二百三名收支豫算金八百圓にして、會長は本校々長江田定吉之れに當り、副會長二名理事長及理事五名幹事十四名評議員二十五名會計理事二名を以て會務を處理し、創立後日尙ほ淺きも本會の事業たる保育材料の補助、誕生會、講演

會、總會、節句會の開催等、所期の目的を達成したいと企圖してゐる。

精華青年團

本團は大正九年四月六日之れを設立し、事務所を本校内に設置して各一箇町に一分團を設け、現在正團員三百四十名、贊助團員百七十九名あり、基本金壹萬圓を有しているが經常費は會費、市補助金、寄附金、基本金の利子を以て支辨し現在役員は、團長大槻吉平、副團長二名、顧問若干名、理事十五名、評議員七十名、正副分團長二十四名を以て團務を處理している。而して本團員三好一郎は模範優良團員として、大正十二年五月大阪市青年聯合團長より表彰せられた、尙、明治四十五年四月大槻吉平氏の主唱に依り、本校内に本校出身者中の有志を以て、精華青年修養會を設立し、精華文庫を設けて廣く讀書の趣味を涵養して社會教化に資し、修養講座、乃木豊公會、義士會を開催して、忠君愛國の精神を鼓吹し、また遠足會、運動部を設くる等、會員相互の親睦を敦くし智育の向上、体育の發達を圖り爾來十有七箇年、多少の消長があつて、其間大阪市青年聯合團の組織せらるゝや進んでそれに加盟したれども、地域本位の青年團創立後は脱退して専ら同窓有志の修養に努めてゐる。現在會員數は正會員百七十五名、贊助會員四十八名、名譽會員八名を有し、正會員より月額金參拾錢、贊助會員より月額金貳圓の會費を徴收して、月額金約七百圓の費用に宛て、現任本校々長及副會長一名を以て會務を處理し青年團と共に益々堅實なる發展を期してゐる。

帝國在郷軍人會精華分會

明治四十四年十二月本分會の前身たる精華尙武會の役員會合の結果本分會を創立され役員に分會長故荒井松太郎、分會副長菊井新吉、理事七名、監事三名、評議員十八名を選擧し、以來毎月十四日を定例日と定めて會議を開催し事業を計劃することゝなつた。而して明治四十五年九月現在に於ける會員數は特別會員百七十四名正會員三百九十一名であつて、大正二年十一月本校に於て第一回總會を開催し席上本分會の後援團體たる精華尙武會を解散せらるゝことに決し、同時に其の會務及び財産全部を繼承することゝなつた。大正八年二月優良模範分會として本部會長より表彰を受け、大正八年六月、時の分會長木村彦右衛門氏は米騒動後の社會の風潮を深く憂へ、普く會員一同に勤儉貯蓄の美風を奨励せん爲め、躬行率先私財を投じて現今尙引續き實行しつゝある、勤儉貯蓄會の基礎を確立せられた。大正十四年四月本會の向上發展に伴ひ財政上援助の必要を以て、精華分會後援會の設立を見るに至つた。現在會員數は四百八十餘名に達し經常費年額約貳千參百圓にして之れが資源は會費、市補助金、雜收入（後援會補助、基金約六千圓の利子）等を以て充當し現分會長石井市造氏始め役員諸氏一同熱心に會務を處理されている。

本會の實施事業に就ては創立當時は壯丁教育、入退營者の指導、慰問、徵兵検査、簡閱點呼の補助、祝祭日の擧式、講演會等、軍事方面を主とせしも年と共に分會の向上發展、基礎の確立するに伴ひ其の範圍も愈々廣く、現今は社會事業及び思想善導等其の施業も種々繁雜を加へて來た

が機に臨み社會の模範と爲る團體行動を發揮して益々堅實なる發展を期してゐる。

大阪市立南第九青年訓練所

大正十五年四月勅令第七十號を以て、青年訓練所令の公布せられたに依つて、同年七月部内名譽職及び有志者並に各種團體の施設後援により、本校内に創設し新入所生百六名を二組に編成し主事以下七名を以て直ちに訓練を開始したが、當初は一般に其の趣旨を理解せざるため、入所出席共に稍々不良なりしにより、之れが普及に努めた結果漸次成績向上しつゝあるも、本所は土地の状況上、多數の入所生を得ることは至難なるも内容の充實すると共に、生徒の資質は良好に向つてゐる。終了生徒數は昭和元年度四名、昭和二年度五名であつて現在の生徒數は八十名である

参考

(小學校) 學級數及兒童數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇一・四〇四頁へ區内各學校別ニ列記ス
(幼稚園) 組數及幼兒數ハ明治十九年ヨリ五年毎ニ四〇二頁へ區内各幼稚園別ニ列記ス

精華

區會議員

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 石川文右衛門 | 入江新助 | 橋本誠太郎 | 西村彌三郎 |
| 大槻吉右衛門 | 吉田芳兵衛 | 吉田政次郎 | 吉積源治郎 |
| 竹内龜吉 | 武田源兵衛 | 梅村安兵衛 | 駒林幸助 |
| 尼野吉郎兵衛 | 妹尾利兵衛 | 菅原嘉助 | 杉山久次郎 |

安部彌七郎

柏本誠三郎

貴田傳兵衛

重野和兵衛

天田傳吉

太田潮造

福永治兵衛

秋里竹治郎

伊與田新太郎

奥田徳次郎

森川勘兵衛

梅谷虎藏

永峰英熊

宗得常七

宇野伊之助

野口安五郎

松井宇吉

岩井政吉

金澤利助

和田仙之助

下條直五郎

本間榮次郎

荒木鐵太郎

泉原榮藏

佐々木菊次郎

高木徳兵衛

牧野由松

岡村庄兵衛

小川藤次郎

菊井新吉

岸田小三郎

木村龜助

藤村新藏

安田佐兵衛

田川藤平

分銅與信

秋山幾太郎

大鳥敬資

栗駒政保

石井市造

泉田定藏

吉野宗次郎

淺野卯兵衛

武田源兵衛

公民選出學務委員

武田源兵衛

大槻吉右衛門

杉山久次郎

秋里竹次郎

今井三之助

金澤利助

太田傳吉

木村彦右衛門

學區廢止當時ノ區會議員

上田忠三郎

高田音吉

吉田竹次郎

今井三之助

金谷伊藏

木村常次郎

下村僊太郎

中野房三

荒木兵藏

鎌田七兵衛

田中重藏

和田米太郎

米谷久兵衛

中辻房吉

中島佐太郎

岡本寅太郎

學區廢止當時ノ公民選出學務委員

木村彦右衛門

大阪市會議員

大槻吉平

大阪市公同委員及南區聯合會員

上田忠三郎 木村彦右衛門
 泉 猶次郎 今井三之助
 和田米太郎 金谷伊藏
 米谷久兵衛 高田音吉
 中島佐太郎 木村常次郎
 荒木兵藏
 田中重藏
 岡本寅太郎
 吉田竹次郎
 中辻房吉
 下村僊太郎
 中野房三
 鎌田七兵衛
 奧山長八
 荒木兵藏
 田中重藏
 岡本寅太郎
 吉田竹次郎
 中辻房吉

精華青年團正副團長

團長 大槻吉平

副團長 米谷久兵衛

所得稅調查委員

高田音吉

相續稅調查委員

金澤利助

精華衛生組合正副組長

組長 山口虎太郎
 副組長 鎌田七兵衛
 田中勉
 松村友吉

帝國在郷軍人會精華分會正副會長

會長 石井市造

副會長 米谷久兵衛
 石川廣三郎

借地借家調定委員

金澤利助

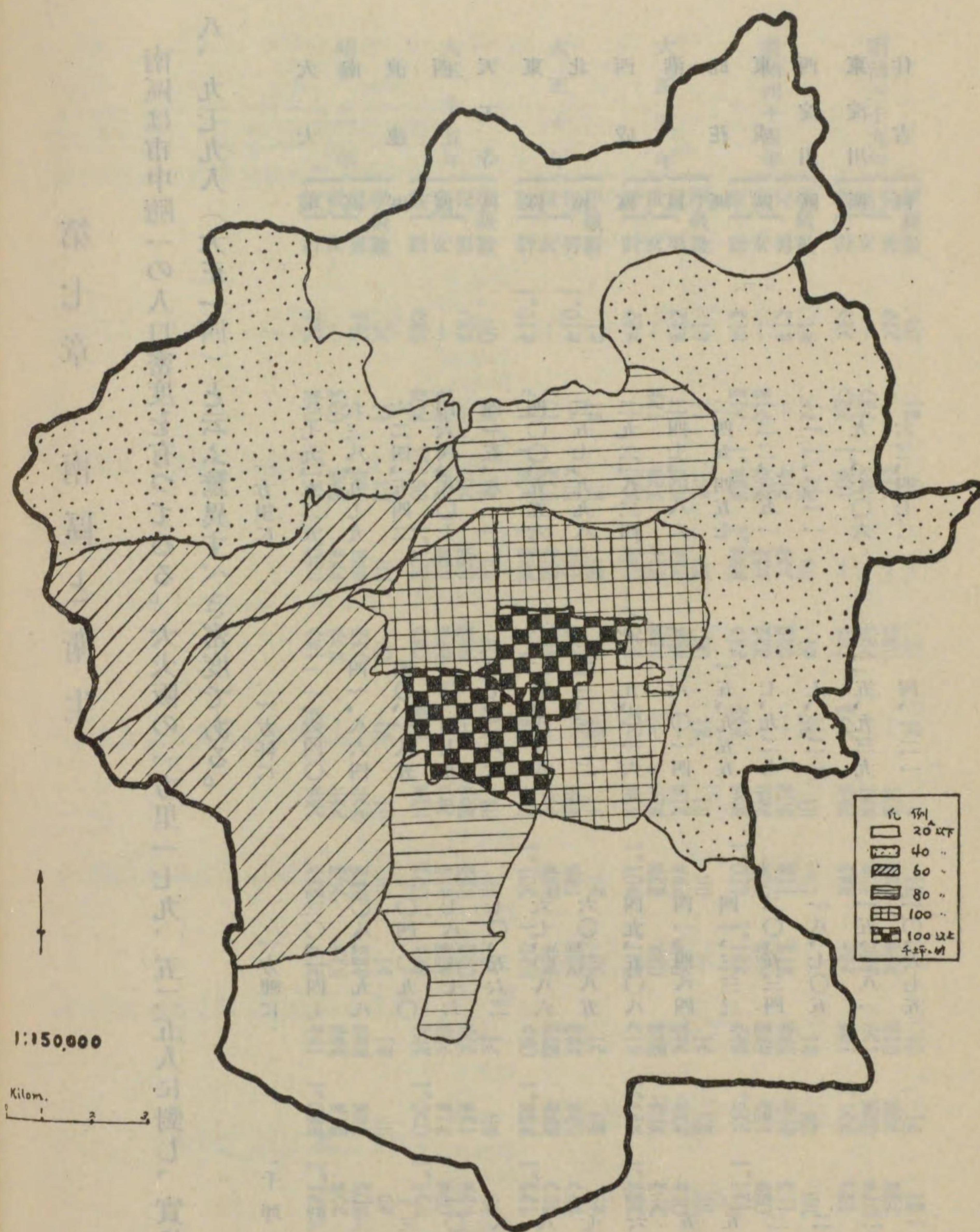
| 年次 | 十明治二 | 十明治三 | 十明治三 | 十明治四 | 十明治四 | 五大正 | 十大正 |
|------|--------|---------|--------|--------|----------|----------|---------|
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 學校名 | 育英商工學校 | 育英實科女學校 | 桃園商業學校 | 金剛裁縫學校 | 金剛實業補習學校 | 渥美實業補習學校 | 渥美實業女學校 |
| 學級數 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 生徒數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 計男女數 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 |

| 住吉區 | 東淀川區 | 西淀川區 | 東成區 | 此花區 | 港區 | 西成區 | 北區 | 東區 | 天王寺區 | 西區 | 浪速區 | 南區 | 大正區 | 大阪區 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 六三、四七二 | 九一、七〇六 | 一一、二一一 | 一二、三五一 | 二四、四五七 | 二四、〇八六 | 二九、八三四 | 三五、九九八 | 四〇、九五六 | 四一、五八一 | 四六、八〇七 | 六二、五四二 | 六三、八九九 | 一七、九二五 | 一、六四〇 |
| 四、一二一 | 五、九三九 | 七、二二一 | 七、九二七 | 一五、九五五 | 一六、〇一四 | 一九、一一六 | 二三、三一二 | 二五、八八八 | 二七、二六六 | 三〇、四七九 | 四〇、一八五 | 四一、八六四 | 一一、六四〇 | 三〇、一四七 |
| 一〇、六七五 | 一五、三八一 | 一八、七〇五 | 二〇、五三四 | 四一、三三三 | 四一、四八四 | 四九、五〇八 | 六〇、三八五 | 六七、〇八六 | 七〇、五六二 | 七八、八七六 | 一〇四、〇九〇 | 一〇八、三九八 | 一〇八、三九八 | 一〇四、〇九〇 |
| 一四 | 二〇 | 二四 | 二六 | 五三 | 五三 | 六三 | 七七 | 八六 | 八九 | 一〇〇 | 一三四 | 一三七 | 一三七 | 三八 |

南區は市中隨一の人口密度を有つてゐる。大大阪の一方里一七九、五二五人に對し、實に六三、九七九人（大正一四）と云ふ驚異すべき密度である。

第七章 南區と衛生

| 昭和二年 | 大正十五年 | 大正十年 | 大正五年 | 明治四十四年 | 明治三十九年 |
|-------|-------|------|------|--------|--------|
| 學級數 | 學級數 | 學級數 | 學級數 | 學級數 | 學級數 |
| 童數 | 童數 | 童數 | 童數 | 童數 | 童數 |
| 兒數 | 兒數 | 兒數 | 兒數 | 兒數 | 兒數 |
| 計女 | 計女 | 計女 | 計女 | 計女 | 計女 |
| 男數 | 男數 | 男數 | 男數 | 男數 | 男數 |
| 七六 | 八五 | 一〇七 | 九五 | 六七 | 九六 |
| 七六 | 八五 | 一〇七 | 九五 | 六七 | 九六 |
| 五〇 | 六〇 | 八〇 | 五九 | 四八 | 八四 |
| 一、一七 | 一、三〇 | 一、五〇 | 一、三六 | 一、四八 | 一、七〇 |
| 一〇、九二 | 一、四三 | 一、四三 | 一、七三 | 一、三六 | 一、三三 |
| 八五 | 八五 | 一、一六 | 一、〇三 | 九二 | 六三 |
| 五〇 | 五二 | 七三 | 七六 | 六七 | 四六 |
| 五八 | 五二 | 六三 | 五三 | 五五 | 三九 |
| 八四 | 八七 | 一〇九 | 一〇三 | 一〇一 | 六三 |
| 七三 | 七六 | 八五 | 八四 | 九三 | 五九 |
| 一、〇三 | 一、〇八 | 一、一五 | 一、一六 | 一、一六 | 一、一六 |
| 一、一九 | 一、一八 | 一、一八 | 一、一八 | 一、一八 | 一、一八 |
| 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 |
| 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 | 一、〇三 |



第九十三圖

恐らく全国の都市中でも密度の高いことにかけては、他に匹儔するものは極めて乏しからう。

(第三十九圖参照) (市統計書)

従つて傳染病患者の多いのも、又乳兒死亡率の高いのもこの過密生活が招致したる必然の結果である。されば上水道(明治二八第一期完成)及び下水排泄(明治三四舊市完成)の整備を見るまでは、一朝悪疫の襲來あらば忽ち蔓延を極め、市民はその毒手に呻吟せねばならなかつた。地勢地質上井水を以て飲料に當つること至難な大阪では、水道が引けるまでは止むなく河水を使ふてゐたのである。水屋と云ふものがあつて河水を汲取り、市民に料金を徴して分つてゐたのも中年以上の人は知る。下水が出来上るまでは、船場島之内を除くとやゝもすれば汚濁せる悪水の排泄不良で、病菌の培養傳播を助けてゐたのである。

尤も防疫補助の機關として衛生組合は早くから存在してゐたけれども當時の組合は街路の撒水溝渠の浚渫、便所の掃除その他、専ら經費等の關係上消極的方面にのみ働く。故に水道、下水公園以下の積極的施設は當然市に於て當たることとなる。既に明治十三年上水道の計畫もあつたが所要資金の捻出難で畫餅に歸した。その後數度の虎列刺の襲來、殊に同十九年の猖獗に遭遇するの秋、恰もよしコツホ博士のコレラ病菌の發見、並びにその水傳播説の發表あるに教へられ、急遽上水の配給に取急ぐ。爾來恐るべき傳染病の發生も蔓延も輕減すると同時に、一般消化器病をも併減するに効を奏す。續いて下水工事は成り、防疫機關は整ひ、衛生組合は發展し、上叙の善果は愈々増長する。

備考 自明治十三年（初めて水道計畫さる）至大正九年四十ヶ年間に亘る市内虎列刺患死者
調を見ても瞭然。

| 年次 | 患者 | 死亡 | 患者百に 死亡率 | 人口千に 罹病率 |
|--------|-------|-------|-------------|-------------|
| 明治十三年 | 五二 | 二一 | 四三・八五 | 〇・一七 |
| 明治十四年 | 一、〇二二 | 八三一 | 八一・二三 | 三・四〇 |
| 明治十五年 | — | — | — | — |
| 明治十六年 | 二三 | 一二 | 五二・一七 | 〇・〇六 |
| 明治十七年 | 二七 | 一四 | 五一・八五 | 〇・〇七 |
| 明治十八年 | 一、〇七一 | 八四八 | 七九・一八 | 三・四二 |
| 明治十九年 | 七、八七八 | 六、五三八 | 八二・九九 | 二〇・九五 |
| 明治二十年 | 二一 | 七 | 三三・三三 | 〇・〇五 |
| 明治二十一年 | 九 | 五 | 五五・五六 | 〇・〇二 |
| 明治二十二年 | 一一 | 八 | 七二・七三 | 〇・〇二 |
| 明治二十三年 | 三、九一〇 | 三、三七一 | 八六・二一 | 八・二一 |
| 明治二十四年 | 四五五 | 三五三 | 七五・五八 | 〇・九四 |
| 明治二十五年 | 三二 | 一九 | 五九・三七 | 〇・〇七 |
| 明治二十六年 | 一一 | 四 | 三三・三三 | 〇・〇二 |
| 明治二十七年 | 二一 | 一〇 | 四七・六二 | 〇・〇四 |
| 明治二十八年 | 二、九八一 | 二、二三八 | 七五・〇八 | 六・一〇 |

| | | | | |
|--------|-----|-----|--------|------|
| 明治二十九年 | 三六 | 二二 | 六一・一一 | 〇・〇七 |
| 明治三十年 | 三四 | 一三 | 三八・二四 | 〇・〇五 |
| 明治三十一年 | 二七 | 一三 | 四八・一五 | 〇・〇三 |
| 明治三十二年 | 二四 | 九 | 三七・五〇 | 〇・〇三 |
| 明治三十三年 | 五 | 五 | 一〇〇・〇〇 | 〇・〇一 |
| 明治三十四年 | — | — | — | — |
| 明治三十五年 | 八〇五 | 六一八 | 七六・七七 | 〇・八五 |
| 明治三十六年 | — | — | — | — |
| 明治三十七年 | — | — | — | — |
| 明治三十八年 | — | — | — | — |
| 明治三十九年 | — | — | — | — |
| 明治四十年 | 二八一 | 一九九 | 七〇・八二 | 〇・二四 |
| 明治四十一年 | — | — | — | — |
| 明治四十二年 | 四 | 三 | 七五・〇〇 | — |
| 明治四十三年 | — | — | — | — |
| 明治四十四年 | 五八四 | 三六五 | 六二・五〇 | 〇・四七 |
| 明治四十五年 | — | — | — | — |
| 大正元年 | 一八九 | 九〇 | 四七・六二 | 〇・一四 |
| 大正二年 | — | — | — | — |
| 大正三年 | — | — | — | — |
| 大正四年 | — | — | — | — |

| | | | | |
|------|-------|-----|-------|------|
| 大正五年 | 一、〇七九 | 七〇七 | 六五・五二 | 〇・七二 |
| 大正六年 | 一四 | 九 | 六四・二九 | 〇・〇一 |
| 大正七年 | — | — | — | — |
| 大正八年 | 六二 | 四〇 | 六四・五二 | 〇・〇四 |

この衛生組合が今日の發展を遂ぐるに至つた事は決して偶然でないと思ふ。それは法規上にこの名が現はれたのは、明治二十年府の達して「コレラ豫防消毒心得書」に依つて翌二十一年「衛生組合準則」が發布せられたのに初まり、同三十年の法律「傳染病豫防法」に基いて同年府令の「衛生組合規則」に依つて現在の組合は組織せられたのであるが、實際は其前身前々身があつて古い歴史を持ち根強い傳統を有して居る。以下順次今日に及んだ凡その經路を記して見よう。

先づ五人組制度の事を調べて見ると随分古い。孝徳帝の御宇白雉三年に戸籍法が制定せられ、「凡戸は皆五家相保る、一人を長と爲し相檢察せしむ云々」と。後にこの制度は地方民政の基本となり我國固有の美風良俗となつたのである。今日でも向へ三軒兩隣りとか、遠き親類よりも近き他人などと唱へ、隣保町内は吾々の共存共榮上大切なものとなつて居る。明治維新當時の「仕法書」に

五人組は一町内にて親戚同様殊更懇切に相交り吉内相扶け疾病相憐み盜難火災其の外非常時有之時は互に可相救事
又同五年、戸長及五人組頭への達に

風儀を慎み身體を保全すべき段は追々布令に及びたる次第も有之處猶ほ不心得の者不少云々
此間に衛生行政機關が順次出來上り同十三年に次の達が發せられて居る。

府縣並郡區役所へ主務吏員ヲ置キ衛生事務擔當爲致置候得共各町村内ニ於テ實際人民ニ接シ世話致シ候者無之テハ日常
民間ノ實況ニ就キ行ハレ兼候場合モ不尠ニ付更ニ町村ノ公選ヲ以テ衛生委員ヲ設置シ戸長ヲ助ケテ町村衛生事務ヲ取扱
可申ニ付委員選舉法並事務取扱手續別冊ノ通云々

更に翌十四年この衛生委員の互選に依る衛生通信擔當委員と云ふのが置かれることゝなつた。
明治十四年六月郡區役所衛生通信擔當委員へ達（摘記）

人ノ健康ナルト否トハ事業ノ興廢、人智ノ開閉ノ由テ岐ル、所ニシテ苟モ孱弱多病ナレハ富貴ノ人其ノ智力ヲ揮フ能ハ
ス貧賤ノ人其筋肉ヲ勞スルニ堪ヘス家之カ爲ニ衰ヘ國之カ爲ニ耗シ復人間ノ幸福國家ノ富強ヲ望ム可カラサルナリ是レ
理尤モ見易キ者ニシテ愚夫愚婦ト雖皆能ク了悉スル所ナリ然リ而シテ衆人各々自ラ處スルノ事實ニ至リテハ毫モ其ノ身
體ヲ愛護シ健康ヲ保持スルノ念慮ナキ者ノ如キハ何ソヤ蓋シ本邦衛生事務ノ着手日尙ホ淺ク人々自衛自愛ノ情未タ人心
ニ洽カラス其ノ意ノ注ク所多クハ淺近頃刻ノ間ニ止ルノミ愚夫愚婦ニ論ナク衛生事務ニ喋々スル者ト雖疾病死生ノ眼前
ニ迫ルニ及ヒ狼狽錯愕之カ豫防ヲ爲スニ過キス猶ホ火災ノ其ノ家屋財産ヲ燒燼シ壯夫煙ニ咽ヒ老弱道ニ顛シ行路ノ人ニ
酸鼻ニ堪ヘサルノ慘狀アルモ恐懼スル所ハ僅ニ頃刻ニ止マリ戒慎ノ念慮ヲ永久ニ保持スル事能ハサルカ如シ必スヤ世人
ノ此ノ大夢ヲ呼ヒ醒シ諸般事物ノ得失利害ニ注意シ健康ヲ傷ヒ疾病ヲ致ス所以ノ理由ヲ考究シ之ヲ未萌ニ防キ人々身體
精神ヲシテ強壯活潑ナラシムルノ基本ヲ建テ然ル後始テ衛生法ヲ講究スト謂フヘシ一時虎列拉流行等既發ノ災害ニ就キ
之ヲ防禦スルハ僅ニ衛生事務中ノ一部分ニシテ焦頭爛額之カ豫防ニ從事スルカ如キハ固ヨリ未ダ其職任ヲ盡シタリト謂
フヘカラス是レ蓋シ衛生議會及局課委員等ノ設置アル所以ニシテ決シテ一時虎列拉ニ由テ忽ニ此舉アルニアラサルナリ
今ヤ衛生事務ト組織ハ議事ニ中央衛生會、地方衛生會アリ、行政ニ衛生局、衛生課、郡區役所衛生係、町村衛生委員ア
リ而シテ衛生委員ハ民吏ヲ以テ最モ親シク人民ニ接シ且ツ多少議事ニ關スル所アリ各地衛生事務ノ舉否專ラ此委員負擔
ノ深淺厚薄如何ニアリト云フモ不可ナカルヘシ然レトモ通信報知ノ順序方法尙未タ備ハラサレハ諸般ノ利害得失比隣ト
雖モ或ハ其ノ情況ヲ審ニスルニ由ナク耳目ノ觸ル、所心思ノ感スル所之ヲ等閑ニ附スルニ非サルモ之カ通信ヲ爲サ、ル

コトアリ苟クモ衛生法ヲ考究シ之カ基本ヲ立テント欲セバ必ズ先ヅ各地ノ景況ヲ詳悉シ慣習ヲ探究シ利害得失ノ實證ヲ
歴舉シ判然明著黑白ヲ辨スルカ如クナラシメ其弊害ノ恐惧スヘキヲ衆人ニ明示シ常ニ火災ノ將ニ眼前ニ起ラムトスルカ
如ク自ラ戒メ自ラ慎ムノ念慮ヲ抱持セシムルニ非サレハ未タ以テ世人ノ大夢ヲ呼ヒ醒マヌニ足ラス是レ通信手續ヲ設ケ
實地ノ現狀ヲ採集スル所以ナリ各委員深ク之ヲ負擔シ其ノ通信報知スル所遺漏ナク誤謬ナク中央衛生會、地方衛生會ニ
於テ其ノ利害得失ヲ審議シ衛生局、衛生課ニ於テ之ヲ實施スルニ至ラハ衛生事業ノ基本漸ク定マリ災害ヲ未然ニ防キ國
家衰耗ノ源ヲ絶ツコト得テ期スヘキナリ各委員此ノ意ヲ體セヨ

この衛生委員こそ實に衛生組合を誘致するに至つた。その近き前身として重大なる關係あるこ
とを見逃がすことが出来ぬ。

超えて同十八年この衛生委員等の規程を廢して、その事務を戸長に移したが、矢張り民吏的自
治的衛生事務の組織を無視することが出来なかつた。即ち同二十年衛生組合なる名が現れたので
ある。

組合區域に就ても地の利人の和等を察し、或は大區域制を採り小區域制に改むる等、適當に按
配し來つたが、大正四年に十戸以上百戸以内といふ狭いものから十年振りに一躍して現在の概ね
一聯合區の大區域に改められ、茲に面目を一新しその事業も漸次多方面に進み衛生思想啓發の施
設、ベスト、コレラ療養等の豫防接種、健康相談、尿尿汲取、捕鼠、捕蠅の勵行の如き其一例で
兎に角平時非常時を問はず府市等の施設に策應して其活動の目覺ましい事は小組合時代に比べ實
に隔世の感がある。彼の大正十一年上町方面其他にベスト續出の際に於ける活動振は何人も否む
事の出来ない未だ耳目に新しい事實である。

商店組合の統一聯絡を保ち共同の發達を圖る爲區聯合會、市聯合會と云ふ、其區域内の組合に
依て組織せらるゝ國體があつて、何れも重要機關として認められ順調に進みつゝある。わが南區
は天王寺、浪速の兩區と合併して南衛生組合聯合會と稱しその事業の一として月刊會報を發行し
て衛生上の報道宣傳を爲しつゝある。又全國都市衛生組合聯合會なるものがあつて各都市の聯合
會を會員として全國的に聯絡協調を圖り同十年同會創立以來特に要望しつゝある衛生組合法も近
く發布を見んとするの現状にある。

序にこの衛生組合事業にどれ程の經費を要して居るかと云へば全市合計百十餘萬圓（昭和元）
となり市保健部の經費三百萬圓に對し實に三分の一以上となるのである。

以上五人組制度の隣保共同、相互扶助といふ大主義方針に胚胎した衛生組合は爾來脈絡を續け
來つて、現今法規上から見る單なる防疫補助機關たるに止まらずして廣く一般保健衛生方面に進
展し今尙旺に此方面に進路を取りつゝあるのは正に其當を得たるものである。その茲に至らしめ
たのは組長初め役員の熱誠盡瘁の賚であることは勿論殊に南衛生組合聯合會會長橘善四郎翁の功績
を忘れてはならぬ。

今過ぎし日の慘狀を回顧するのも、要は都市施設の擴充と民治機關が齎らせるその實益を感謝
せんとするにあるのみ。

丙戌の歲旦（明治一九）早々、前年の餘菌再發して五名の虎列刺患者を出す。以來一進一退を

持續しつゝ六七月に至り、暑熱加はるに從ひ病勢頓みに猩獗し、一日の新患者百名乃至二百餘を數ふ。漸く殘暑の九月に入り百名内外と減じ、月更はり冷氣愈々増すにつれ日五十内外と降る。この拉病の猖獗はさしもの道頓堀、千日前の熱鬧を寂さしめ、その界限の人達にどれ位塗炭の苦を味はしめしか、左に定期通信控の記事を摘出して、それを偲ぶよすがとする。定期通信控とはその昔、區役所にて府の命を受けて常置せる勸業委員が毎月書上げしもの。

道頓堀芝居前

明治十九年九月、於戲壯なる哉股賑快なる哉駱駝該巷の地勢や正に是れ中外國民環注の集合點にして南區人民憑恃の生活路なり觀よ夫れ東貨西色北金南郊九軌之塗參劇之市靴々踵を繼て埃塵雲の如く蒸し齊々肩を摩して喧囂雷の如く轟く之を眺望すれば此屋宇の彩帛構造なる手を疑はしめ之に幾臨すれば此路途の人波簸揚に眩せしむ綠紫の旌旗覺を掩て山海の珍珠鄭に横はり紅白の球燈簷を填めて遠近の士庶利に聚る斯れ其勝景の略説なり冀はくは斯民主治者の重任に坐する諸君夫れ之を輕視する勿かれ此地や此府民が悲喜休戚に大關係を特有する所以の者なり豈一朝一夕に速了妄斷して以て其冷熱を左右し得可きものならんや其れ然り而して千萬不得止事情のある有にや去る五月廿五日の諸興行停止以來如此金玉地も嘗て名狀す可らざる大衰頹を窮めて第一芝居茶屋及俳優以下の興行稼人等が生活上の困難に於ける前々回以降數度具申せし如く夫の五劇場は百三十日間餘の坐食なれば其慘狀實に言ふに忍びざる境遇にして彼等の語にも毎日各社の新聞紙上に於て他事は眼に係らず専ら虎列拉患者新患死込の員數而已注目し其増を知て痛難し其減を識て喜悅し朝暮此一事に從事し今日は何とか御沙汰があるか明日は解停せらるゝかと西北の空を詠め鶴首の長々敷待ちに待兼連日會同協議の上衛生課へ歎願に出し事も數十回にして中々其數も覺え居らざる程なるに毎次御叮嚀に程宜しき御説諭而已を拜承しつゝ一週間々々と轉ばされて未だ解停の恩命無く是連も世間一統一運託生と云事ならば愚痴を滴さず諦らめ様もあるなれど其似高寄高の同業者とも謂可き勾欄廠及儀太夫以下の人寄席等は特許解停せらるゝを聞見する毎に我

々凡夫の淺ましき立ても居ても胸の動氣が靜り兼實に申すも恐入り憚り多き事乍ら怨めしく腹立しく蘭蝶では無いが噴ひ付鯛様に思ひ升けれど底が人氣商賣の弱味で跡先を考へじつと千松様に膝に手を置いて音無しく待ては居り升ものゝ我々所持の器具は不殘奇麗に典物と成目下一盤奇中も入金の日途は無之衰れな仕合最中一日も早く此劇場にも特許とか申す事を蒙り仁風浹洽一視同仁の恩澤に浴し相當の税金も區費も上納し永久買掛り代金をも拂はざれば到底之を此儘に投捨置可き算段も無く唯此上の覺悟は最早昨今暮明きと云如き急驟主儀は取らざれど大慈大悲の思し召もあるあらば何卒何月何日には屹度解停させて遣ると云御一言而已承り度と即ち是我々一統の者の熱望なり若其意匠如何と御下問あらば申上ぐ可し抑々十月一日より開場する事とせば即ち一と芝居は二十五日興行にて終へるが故に場代前金の振込や其他從來拂込置し諸代金が夫れ相當に掌握せらるゝを以て來る十月節季には例の不拂一本鎗の拂口も少々許筋道附く可きなれど若此開場が十五日とか二十日とかになるときは到底其金融が節季の間に合はず尤も平生と違ひ何しろ三節季も不拂續きの事故今度は何卒十月一日頃より興行始めが仕度と思ひ込み今九月中に其許可月日を承り度許りに屢々歎願すれども今に御開届け無く而かも見世物人寄席の歎願は疾くに御開届とはまあ何て此芝居者には斯く日當り照加減が違ひ升か頓と相考へ附申さず誠に不可思議無量の次第と歎息仕居候云々扱該地の商業如何の質議に對すれば小賣商店及露店（尤も晝夜とも）大低皆大不印の姿其理由は此南地劇場に興行あれば其第一證雜喉場生魚市に於ても其七分は南方へ賣捌け残り三分が市中各所へ賣行と云位の勢にて劇場の人氣一つにて其相場に變更を來す如き大勢力の出來るものなるに目下は前件開陳の如き衰運なるが故に此道頓堀芝居前は料理菓子蒲鉾饅頭餅類汁粉糖餅商に至る迄之を平時に比して五分乃至六分方も不捌けと成る又開き店飲食店は獨り京與に奪はれ來客皆無厨に蜘蛛を張り疊に黴菌を生じ何方も生活大困難の模様にも相違無之候

明治十九年十月 累月縷陳せしが如く何分五劇場は百六十日間餘の興行停止後に漸やく特許を蒙り興行從事に夫々着手するに至るも長らく休業の結果肝腎の俳優が當地に居らざる者夥多なるに由り俄然呼戻さんと羽檄を飛ばして照會するに何地に在ても興行中と云且つ孰れも其地に於て多少前借金あれば先づ之を返戻する方法を立てた以上ならざれば歸阪

致し難しとの回報然れば連興行主に於ては既に再三彼に金を貸與へ草臥果たる曉き今又更に金を貸與する時は抑も此返
辨方法や如何にして完了し畢るとの見込も立たず各座主は孰れも大困難に陥り皆踟躕して議を決せず是を以て我等芝居
茶屋も座主同客の困難に罷在候

明治十九年十一月 嗚呼本土の光景や貴賤老若肩を摩り車馬絡繹として織るが如く糾ふが如し野夫村娘にして初めて此
地に臨む者は惟れ毎日祭禮なる手を疑ひ佳境奇觀幾回か其眼中を眩ましむに至ると股賑蜂午を以て名聲を全國に轟かす
繁昌地も本年五月興行停止以來忽焉時ならぬ黄枯を來し光沈み響絶て南風競はず財用因竭百事拘礙恰も是れ越鳥霜を畏
るゝの容ちならざれば寧ろ吳牛月に喘ぐの姿ならざるは無く此哀れむ可き肅殺乎たる風物は延て各商業者の腦裏に浸染
し百六十日間餘の長き日夜痛苦悲歎して休まざりしが漸く本月に至り中角に劇場特許なりたるより斷絃復た續き枯骨再
び肉づくの感無きに非ず是を以て此邊各商業者も之を既往に比すれば些か増し方なりと欣喜報答するに至る然り而して
毫も此德澤に浴せざる者は芝居茶屋なり成程一通り特許の御蔭で從來得意の御客少々有之には相違なけれど其初の程は
朝からちよい興行正午限の中止再び日没からの入直し夜は十二時限と云ふ實に間の否や齒の抜けた様な一種の新工風な
るも風雅でもなく洒落でもなく性ことなしに止られもせず幕明けはしたものの、客人は中飯を喰はず芝居茶屋へと立寄ら
ず其場から隨德寺和尚然と歸宅して仕舞はるゝので中々立行が出来兼ね底て又其筋へ泣付た所がやつぱり一日引通しの
興行は許可せられず詰り朝三暮四の狙公手段朝來が午後と成たばかりの御慈悲尙ほ且つ辨當の差入は許可せられず漸く
菓子と柿蜜柑位を賣ばかり是でも爲に雇人が入り其雇人には喰さにやならず世話に云あべこべ算用實に所得も何も無く
糊口を凌ぐこと陸かしく一體全體胸なすて下はる御積りか世には芝居が飯より好きぢやと誰れも口では立派に發言は致
さるゝものゝ其實際は大に然らず内裏女も喰はにや立てらず貴きひじりでもひだるさと寒さと戀と比ぶれば恥かしな
がらひだるさぞ増すと明言せられたことの如く内てひづめりや餘計にひがみ外へ出ていかもの喰するのが人情僅々辨當
やあくび留の酒肴を入れさせず尿牀嫌て夜尿を掴む失錯空腹の看客は忽ち安物飲食店へ踊り上りごみだらけの大群集中
て瘦坊主が齋飯の譬に漏れず殆んど餓鬼の如く喧しく催促して不熟な煮の不消化食物をどか喰大喰其上にがぶ飲する

のを之が至極の衛生法と教へぬばかりの奇妙制限是れも誰れ故櫻姫でもあるまいが何しろ衛生法も餘り勉強に過ぎ研究
が足らぬと得手半開人民社會ではこんな妙な理屈が出る事と御存じなきこそ何ぼうか悲しかりける有様なりと狂鳴し居
るもをかしかりける然て又次に本道は府下第一飲食店の多き場所にて該滿街比々皆是なりと謂可き處なるが彼の規模宏
大輪奐巍然たる京與支店隆運に向ふ爲め此近邊のひよろゝした魚鳥肉煮賣店は泣の涙の文屋康秀さん此御手元はきつ
ちり詰つたやにさせる大低資本相當にすげ換せにやならんとの天心配斯く四苦八苦眼玉を白黒するに反し京與支店の繁
昌や又格別にして來客の制限なにぞとそんな窮屈な束縛を被らず譯て天長節一日の來客無慮五千有餘名の大入なりしと
云夫れから後は彼の清水寺清玄上人の御蔭で毎日芝居茶屋に反對の大賑はひ實以て虎列拉様々結構至極の仕合然るに盈
れば虧る世の習ひ茲に一つの憂患と申すは去此不遠其南方に敵國一秦を生ず即ち其規模宏大同等の三層樓閣業は安飲食
名は井筒字は千日前支店道號を御手輕の開き店と稱す將來必や安價競争進動し饕餮社會駝食鯨飲の流行は到底數の免が
れざる理なる可きが嗚呼扱々困つたものぢやなあとさ勸業委員は決め申しは致しませんが夏以來やつきと成て折角こゝ
迄御出なされた有志熱注の衛生會員様達は定て御困り否や御歎きなさらはせぬかと入らざる世話ながらも實に氣が揉て
溜り兼熱い涙がこぼれ升がまだ案じ過して見ると丸萬も鳥熊も皆三階造の競争會員となりませう底で所謂大阪の喰倒し
虎列拉の種蒔扱も苦々敷次第哉

千日前

明治十九年九月 之を前月に比すれば餘程賑やかに相成たり其理由一に止まらざれど第一は興行解停特許の思命に基因
し其停止以來比類無き好景氣を呈し昨今は殆ど舊の姿となれり第二は時候追々冷氣に向ひ殊に拉病も漸次衰退する加
減にや近國近在より通行人の出方も日々増加し且つ西國筋の旅客もちらりほらりと見請る事とはなれり第三頃日市中雇
下女の出替時期に際せし故にや丸輪島田齋の女子衆通行餘程多く行人十分の二三分は比々皆下婢白大の髻を振て喋々口
裡を休めず興行するを視る然て本場各小賣商況如何を視るに菓子煎餅鹿の子襟類婦人粧飾具其他の小間物寫眞玩物の如
きは相應に商内ある様子なれど其餘の各商は何れも皆閑らしき氣重の容體夫れからちよつと西側へ這入ことゝして法弄

寺境内の景況は實に見かはす如く賑はしく相成三棟の人寄席は悉皆解停特許ありて後毎日毎夜中々上景氣こやつゑらいと飛入て其内幕如何を調査すれば豈料らんや意外に原氣悪しく曰くまあ御開下はれ成程外見は毎夜大入を占むる如く思し召なれど此各境内は皆來客の定員ありて席の割合には看客が僅少なれば左而已場錢は揚らず去らば其場錢を増額せんと愆張ときは到底看客を増さざる可らず看客増加するときは忽ち警官が眼をむき定員以外を充す犯則者なり迎其場切て禁止の嚴命を被むる事を如何無情的の人は一概に木戸錢を高くせよと謂はるゝなれど之を高くするときは來客非らず實に目下の家政は僅かに家族少々が糊口を凌ぐ迄の事にて彼の百日間餘遊食せし時の借金がやかましく催促に詣らるゝなれども此調子では開けて悔しき玉手箱其食を仕舞た借金返済の期は何れの日にか免れて元の白地になるやらと胸裡痛歎して止まず云々其れもそうかと寺門を出て再び各商況を視察するに麵類鮭魚肉牛肉煮賣汁粉等の諸飲食店而已隆盛となり譯て近頃は露店の出方澤山と成しより肝腎の店商内は兎角に引立たず又夜店は自安寺妙見の午の日法善寺金比羅の九日十日等が劇甚にして且つ平常と雖も安物夜店のさつき賣が始終勝を制する勢ひなれば銘々の如く高い家賃或は店借賃を出して眞面目に商業する者は不引合に陥る愚物たるを免れずと云又興行掛りに接し其景況如何を叩くには是又前陣即ち法善寺境内同容の口供而して更に一異語あり何ぞ曰く原來此邊(即ち西側は竹林寺界以南東側は自安寺界以南を云)は見世物小家斗りにてありしが過般休業中より露店が非常に多くなりしより我々興行人の治安を妨害する事實に鮮少ならず例へば紺足袋男唐縮緬禪女の御客様(註して曰く以上何れも田舎ものゝ事を指す)が物珍らしげに此露店へうかうか立止り口を開き涎を垂して見物するを其横手より掏摸のめが附狙らひ足場を見振て何なり蚊なり其物品を掠奪すれば彼紺足袋さんにはそらちぼよ〜と大聲揚てけけ調子に吐鳴立るより道路の群集人も皆騒ぎ立て其勢ひ實に大波の崩るゝ如く一般底て我が見世物小家内に見物の御客方に於ては毎此騒ぎに吃驚し若し近隣の火事では無き乎刃物三味の大喧嘩では無き乎と狼狽して場錢を拂はず飛出さるゝ事が毎日平均五六度位ある事故に實以て業體大妨害會計大困難なり此れは是れ此土地景況の差支にも成り且つ大阪府下の人氣にも影響を及す次第柄なれば一概に我が小家仲間の得手勝手と覺し召さず責て此掏摸的の捕獲が十分に御手廻り兼る事ならば嗣か其原因の露店を何れへか放逐して此處へ出し店せ

ぬ様には成りませぬまいか尤も是も仰々敷建議に屬する譯では御坐りませぬ全く我々小家仲間の咄し合即ち千日前景況書の主意でござります

明治十九年十月 十月七日午後十一時十五分西成郡難波村五百三十番地奥田辨次郎所有に係る鞠乗曲の小家より出火して該地の強半を焼失し就中其主眼的の興行物は十の八九滅却し大に景勝の美觀を沮喪するに至り燒込後の景況は諺に所謂漢分火の消たる如しと云譬諭引證位な洒落では無く正眞正銘現金掛直氣しにも頭寂莫無爲の狀況に萬々相違無之調査せんとするも有志者の家屋は燒込して不分明となりと云

明治十九年十一月 本場去る十月七日の火後大に其風景を失ひしも十一月三日天長節大紋日に際し曩の類焼人は各自其廠其宅を再築開業せしを以て爾來の風光少しく回復し就中彼別嬪(實は常の家重尾一名其餘は敢て此限にあらず)へらへら踊り熬の球乗の如き他に比類少なき奇軸突出し興行なるを以て大に觀客の喝采を博し毎日毎夜大入を占む併し是れ特別制限あるが故に必ずや皮想の妄評は渠れ容れざる可し然り而して此地股賑通行晝夜を分たず衆庶の脚底均しく茲に止るは僅々其貳三丁間程にありて頃來雨天多く晴天と雖も寒冷なる日多き割合には人の出方が多き故にや之に準して先づ其近邊小賣商店も相應に活潑の氣を含めり然れども惜ひ哉其側は未だ再建未成なるより夜分九時を過ぐれば遊歩人も解散して追々寂莫と成併し乍ら日今造築最中の井筒麵類商が竣功して三階樓の一家屋に開業し(是れは觀物興行人及遊技場の評説にして飲食店の評説にあらず此段茲に入念す)繼て其東側の觀物場殘らず落成したらんには一層賑はふ可しと住民は皆(但し飲食店を除く)欣喜の色を帶ぶ偕て夫れより法善寺境内落語廠内を視察するに初め特許ありし時は疊一疊に付二人詰十一月十五日より三人詰と許可なりたるより一時は看否な聽客相應にありてやれ嬉しやと悦んだのはちつとの間目下の場合では濱通り劇場に人氣を奪はれ聽衆大に減少せりとこぼす又東へ出て通り否行當り筋南北併列の各商業如何を質すに是又彼の五花街踊りの影響と日曜紋日や祭日晴天の好都合より前月に比し倍額許の上景氣となりと聞及びたりし

第八章 南區と交通

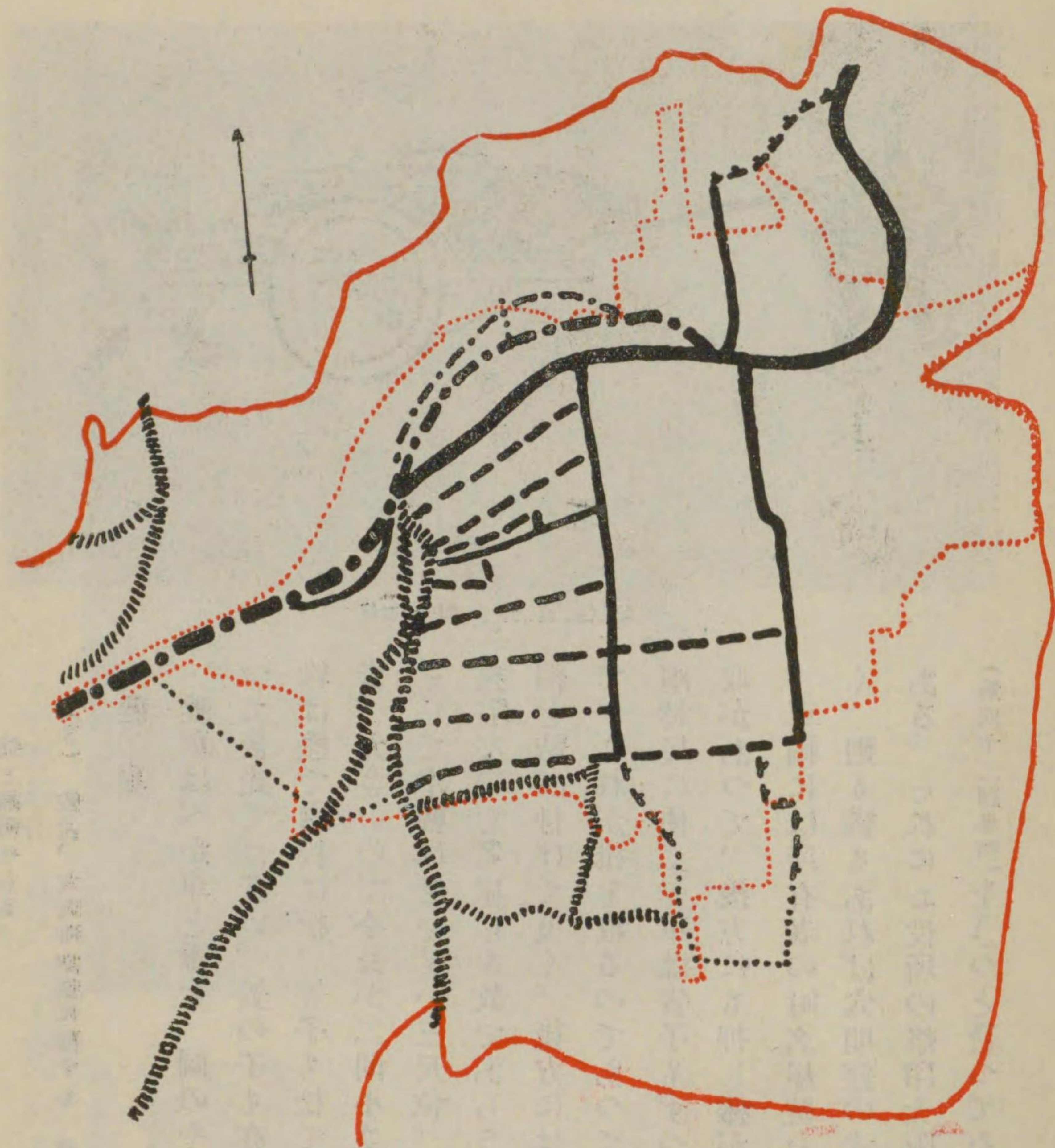
現南區の地域内に於る交通路は、近世以降著しい變化を見ない。漸く水路の上に難波入堀(享保一八)高津入堀(同一九)が開鑿されてゐるも、ともに難波の御藏(1)天王寺の錢座(2)への入堀である。従つて一般交通には何の關係も持たぬ。(第四十圖参照)

道路に至つては市電の敷設都計の實施にて、若干が新設され若しくは増幅された以外は、依然として元和の町割制(3)を保つてゐる。

しかし交通具の上に眼を轉ずるならば、實に隔世の驚異を喫するであらう。鞍車や駕はいつしかその姿をひそめ、大八や腕車も早や廢れて、駄馬も背中への荷を下して車に積んで曳く。それも暫今や自働車の全盛となつた。巡航船が珍重されたのもまだ二昔しかならぬ。が今では辛うじて場末の川筋に餘命をやつと繋ぐだけで發動機船の天下である。上荷船や茶船は今に残つてゐるが、屋形船の風流は金の草鞋で探したつてとても見付らない。町々を警備したあの町木戸も夙々の昔に取り壊たれて、四六時中自由に往來し得る今の人々に混びて行つたこれ等の思出話も、滿更興味のなさそうな話でもなからう。

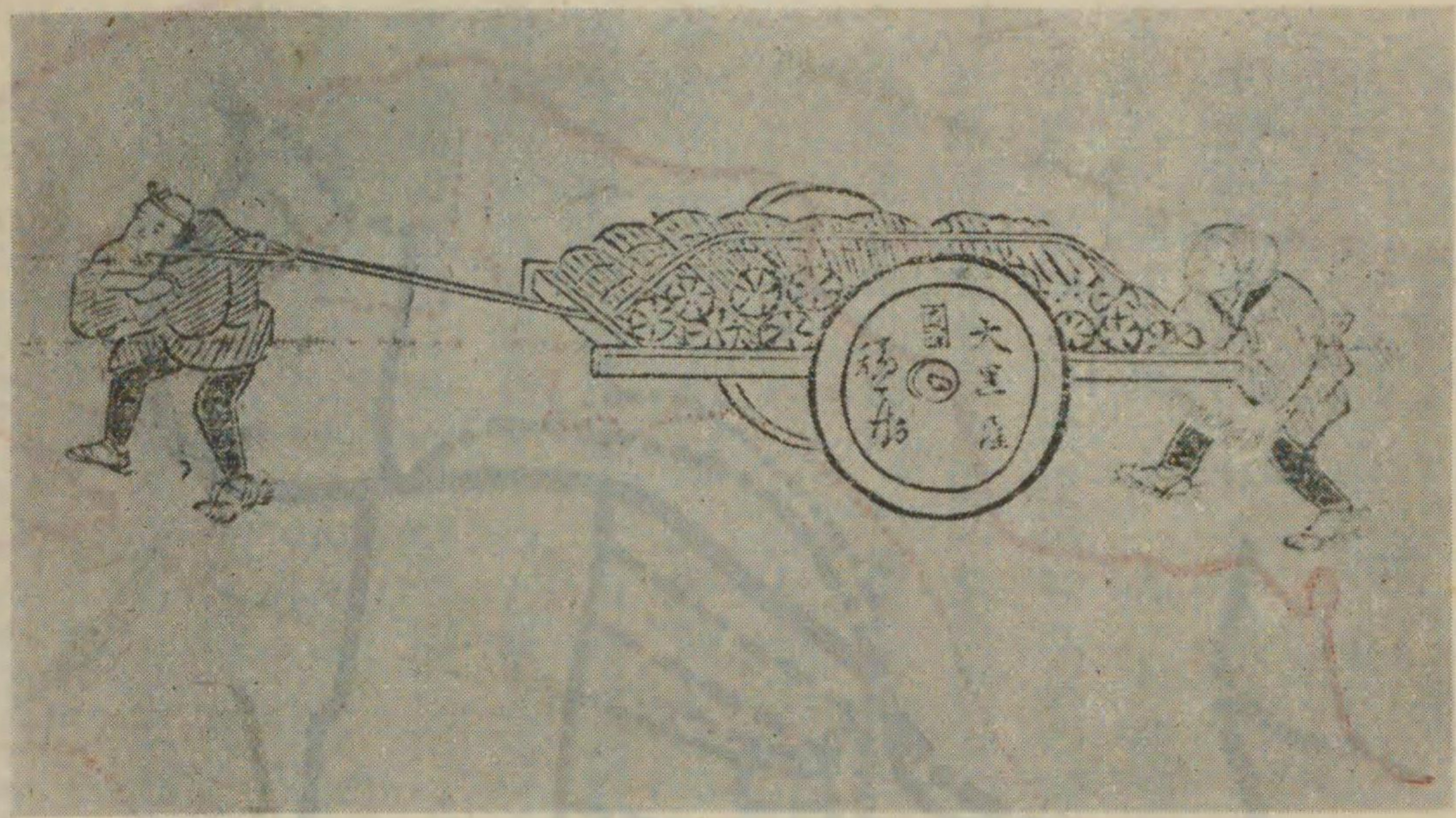
(1) 難波御藏は享保十七年の大凶荒に際し、窮民救済の爲に起工、難波入堀の開鑿も同じ趣意に出づ。故に一名極貧堀と呼ばれてゐる。

(2) 天王寺村錢座は銀座年寄徳倉長右衛門、平野六郎兵衛が幕府の允許を享けて元文五年に作る。銅錢を鑄造し元文



凡 例
 徳川以前水路 明治期水路
 元和寛永年間水路 ||||| 自然の造成
 享保元禄年間水路 ———— 第一次市域擴張線
 徳川以前水路 - - - - - 寛永頃以前
 備考 明治元禄間に築かれた水路は、
 ほとんど明治以前に

圖十四第



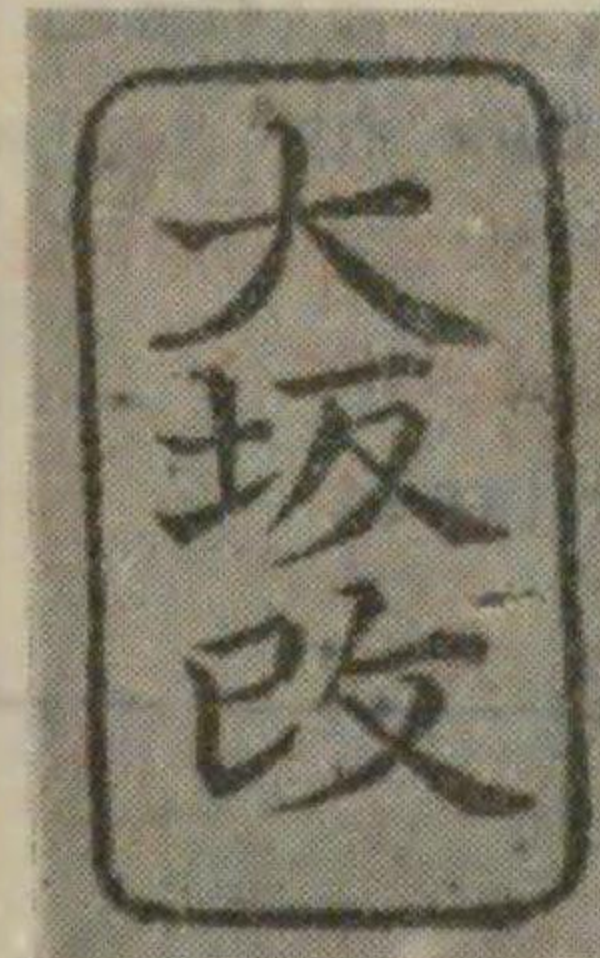
稿漫貞守 圖一十四第

軽車

錢と通稱せらる。
(3) 佐古、大阪町割制に関する一考察参考

軽車はべか車と讀む。圖のやうに車輪は板で作つてあつて後光ではない。簧の子も亦板で張つてある。車輪の縁は樫で内板は松、簧子も松で板の間は四五分づゝ透かす。大きいので全長が二間小さいのでは全長が一問内外そして車幅はせいぜい三尺位。これ大阪の土地柄道幅の狭隘なるを考慮した故であらう。楫棒がなくて一二條の綱を結び付けて曳く。後方には必らず押し手が撞木で押す。これが楫を取るものであつて、代八と違ふ所以。尤も兩替屋に使ふ車は簧子もずつと短く、そして周圍に縁取があつて、後方にも押し棒が出てゐる。(第四十一圖参照)

車輪には所有者の町名屋號を書く。廻り書もあれば穴明錢の式もある。それにお役所の烙印大阪改



圖二十四第

(第四十二圖参照)をきつと貫つてゐるのは認可濟の證。車體

が堅牢である故重量品の運搬に適し、専ら荷物の輸送に用ゆ。輕量品は多く駄馬に振分荷とする(第四十三圖参照)近いところは仲仕が擔ぐ。

駕

駕は醫者の外乗らない。いつも市人は徒歩で用を足してゐる。乗つたら馬の背であるが、それも市中ではめつたに見掛けぬ。それ



大坂の家造 二階格子ありて

れに鳥之内八幡筋には一町の間駕屋で詰つてゐたと聞けば一寸合點が行き兼ねる。がこの駕は江南の柳巷を相手とするもの。雨の日酩酊の夜更、おのがじ、歸路に就く遊子どもが乗るのである。或は又朝戻りの寝亂れ姿をかくす爲に、鳥之内の妓だちが乗るのである。茶屋駕、勘當駕、戻り駕、色駕の異名が生まれる由來は茲にある。

従つて轎夫も靜かにやるを自慢とし、その習練にも鉢に水を盛つたものを載せて専ら動搖せないやうに用心する。駕は垂れ駕で二人で昇ぐ。夜間は棒端に小田原提灯を吊る。その色駕は今も尙

寶惠駕に使はれて、相も變らないで南紅の美女を今宮の戎に運ぶ。
屋形船



庫文有希 鏡品伽御本繪 圖四十四第

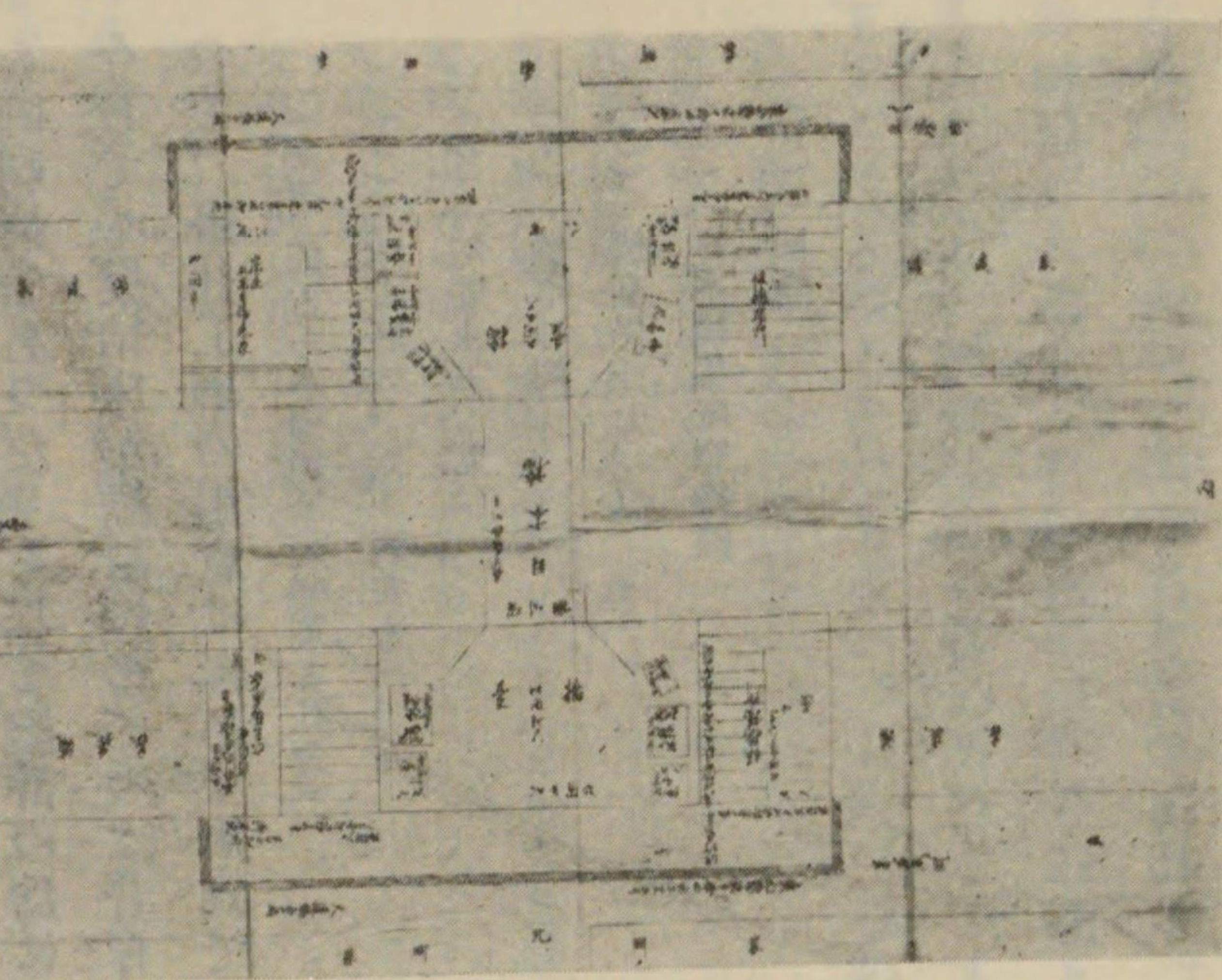
論二階とてもその高さ漸く二三尺である故、器物を容れるのに過ぎぬ。大きいのは舳が七八疊も布ける位。舷には船縁があつて屋形には戸障子もはめられる。天神祭の船渡御を拜みに行くのもこの屋形船が多い。げに水の都だけに舟上涼を引き、酒肴を入れ歌妓をば擁して三味線太鼓で騒

杓あれ／＼撫で、通れば一撫に、はや本復の伊丹酒。茶船で下る樽肴、在所嫁御の里歸、上荷で送る葬禮やその有様の様々を、一時に見る舟遊これ常になきお肴と、一つ勸むる盃や、然れば船のせんのを、公に薦むと書きたり、船の屋形に三味弾けば、納屋に油の白を挽く(今宮心中)類ひ難波の舟遊は必らず屋形船でやる。(第四十四圖参照)二階つきで、これだけは江戸にもなかつたもの。勿

ぐ情趣は到底他所では味ふことが出来なからう。

維新前橋は出来る丈け人や車をば通さないやうに苦心したものの、殊に公儀橋より町橋の方が甚

しかつたと聞く。と云へば元來橋は人車の往返を便にする爲に出来たものなるに、戯れ言も亦甚だしと今人は恐らく呟くであらう。



圖繪惣所場橋本日 圖五十四第 藏所氏吉貞岡三

だが事實わざと橋を高くしたり、弓形にしたりして、可及的に人車の往來を回避した事には間違がない。わけて車などは一切橋上を曳いては通さなかつた。祭禮の地車べか車など殊に重量のあるものは、御觸でこれが通行を差止めてゐる位。その理由に「往來人の妨に相成、其上橋々損強、橋懸りの町々難儀の趣相聞候」^⑥とある。極少數の橋を除くの外は凡て橋掛町と稱するそれぞれの負擔區があつて、一橋の架替修復、掃除其他の責任を擔ふ。故に現在の如く一律に市の經濟に屬し、市費で支辨されてゐると全然事情を異にする。

わけて町橋が人車の往來を嫌がつたのは、その橋の掛替、修復の負擔を恐れるためである。平素でも橋の掃除は克明にする。塵や泥が溜ると従つて橋が腐る基になると云ふ因縁で、で厄介でも

車は橋の詰へ来ると先づ積荷を下し、車は車積荷は積荷で別々に、橋向ふへ運搬しそれから再び車に荷を積んで曳くと云ふ段取。従つて車も今と違つて二人曳が普通⁽⁹⁾。同じ理由で橋上の出見世も御制禁であつた⁽⁸⁾。そして橋番の爲に特に橋詰に髪結床⁽⁹⁾が設けられ、橋上橋詰の警戒に當る。今日でも髪結床が橋詰に多いのは昔日の形身である。その代り假橋場所の指定(第四十五圖参照)があつて、掛替工事の用意は極めて周到であつた⁽¹⁰⁾。

- (4) 佐古「水橋閉筆」(建築と社會)
- (5) 達齋曆六、六 觸安永三、九
- (6) 觸安永三、九
- (7) 輕車の例
- (8) 觸享保一七、三
- (9) 日本橋場所惣繪圖
- (10) 同斷

第九章 南區と火災

古來江戸は火早い所で名を賣つてゐる。明暦の振袖火事に、安永の目黒行人阪の火事に、文政の外神田の火事と、實に火事は江戸の花と賞へられたものである。翻つて押照るや此の浪華の土地も大火の苦い經驗は再々嘗めてゐる。もつとも東京と較べては多少見劣りはするけれど、さう卑下するほどのことでもない。大阪三郷の一割以上を焼失せしめた大物許りを列記すると、

- 寛文の新町廓焼 (凡そ二割五分)⁽¹⁾
- 元祿の大火 (凡そ一割)⁽²⁾
- 寶永の道修町の火事 (凡そ一割)⁽³⁾
- 享保の妙智燒 (一名明珍燒とも呼ばれる凡そ七割)⁽⁴⁾
- 寛政三度の火事 (凡そ三割五分)⁽⁵⁾
- 天保の大鹽燒 (凡そ二割)⁽⁶⁾
- 文久の扇燒 (凡そ二割五分)⁽⁷⁾
- 明治の北區大火 (凡そ一割)⁽⁸⁾

の八者である。かの明治の大火として市人の多くが忘れもしない、明治四十二年の北區大火などは、面積上から云へば大火中の優しいもので、罹災戸數から云へば僅か五分に過ぎぬ。況して大正元年の南區大火⁽⁹⁾の如きは大火として顧みるの要もない位である。これを見ても我大阪が徳川時代には、どれ位祝融氏に依つて禍されたかを、容易に想像し得ると思ふ。そしてこれ等大阪大火

中の大火と云はれる八者の焼失町数の割合を延べてみると、概略二十割餘となつて、ざつと大阪全體が二百五十餘年間に再度火災に罹つたこととなるのである。

- (1) 一四二町、八五二七家
- (2) 五一町
- (3) 六五町、一五〇一家、七四九一竈
- (4) 四〇八町、六七六九家、六〇二九二竈
四三〇町、一七六五家、九八七〇〇竈
二八〇〇〇家
- 死者三〇〇〇〇傷者一二〇〇〇〇
- (5) 八七町、一三三六八家
一三三八二家
- (6) 八七町、二二一八家、一五〇四二竈
八九町、二二一〇家、一五〇四二竈
- (7) 一一二町、三三八九家、一八五七八竈
三三八九家、一八五七八竈
- (8) 五一町、一一三六五戸
- (9) 二二町、四五七六戸

もしそれ大阪が甘受し來つた火の洗禮を悉皆、詳かにすることが出来れば、恐らく先に概算した數字に倍するであらう。かくも絶えざる火災の脅威の下に曝されてゐることを自覺し、且往々

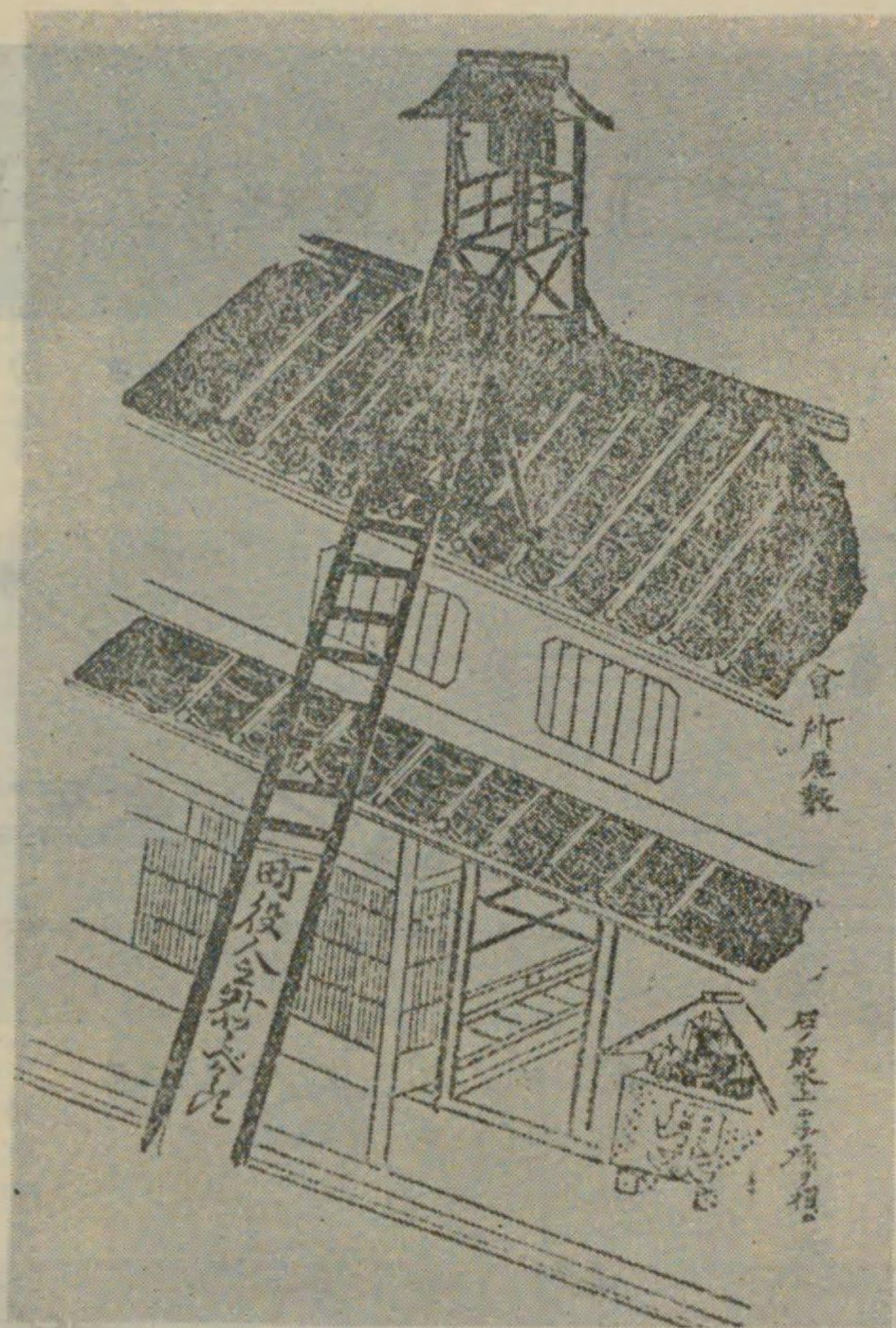
苦しい經驗を嘗めてゐる市民が、火事をば非常に怖れて居たのは當然の話である。すれば果して片岡博士の所言の如く「唯天運と諦らめ前世の因果と見做してゐた」であらうか。我々の祖先は果して斯かる安價な宿命論信奉者であつたであらうか。將た又因循姑息の怯夫であつたであらうか。筆者をして率直に語らしむれば、幾多の正確なる史實は明白に、博士の所言を裏切つてゐると斷定することが出来る。

(10) 普通大火と呼ばれる千戸内外以上の罹災戸数を有する火事に關しては、未だ充分信頼するに足る調査があるのを聞かない。福原金吉氏の大阪市消防要論には三十一許り列擧されてゐるが、誤植多く且杜撰極まる。片岡博士の現代都市之研究に所出のものは、前書よりはましたが、東京に比較して大阪のが餘り疎に過ぎる。即ち享保の妙智燒を叙するにも「享保九年二月二十一日(筆者曰、三月二十一日の誤)南堀江より火を失し鳥之内船場悉く燒け延いて天満に及び、翌二十二日に至りて鎮火」とあるのみ。これだけでは大阪の地理に未知なる人達に對しては、折角の骨折も役に立たないことになる。それも仔細の計數なり事情なりが不明であるのならば詮術もないけれど、その焼失町數、家數、竈數、土藏、納屋、藏屋敷、死傷數等に至る迄明白なのである。しかるに東京の場合なら數行乃至二十餘行も費し乍ら、史上に判明せる大阪大火中の最も甚大なるこの妙智燒の場合には、僅々一二行を割かれるだけである。その他所載事項に幾多の誤謬を發見する。某誌の需めに應じ大阪大火之覺書、御用向留、反古籠、至享文記、天満大火之次第、稀文章、大阪大火比較一覽圖以下十數種並びに一枚摺に基いて作つた拙稿大阪大火年次も、故あつて暗から暗へ葬られた。

(11) 片岡博士、現代都市之研究
消防機關の整備した明治大正に、火難が輕微であつたのは自明のこと。さりとて維新前に於ける火難の激甚だつたのを見て、片岡博士のやうに全く拱手無爲のせいだと、決めて了ふのも餘り

根え上り手々に蔦口又は何成とも手に當るものを持、屋根へ上り聊燃立候初に屋根をめくり打消候へば、假令水の手無之場所にて、小火の内に候へば忽ち打消被申候事に候、火事は屋根へ上り消防いたし候ものと以來相心得候様に致度事に存候(出火之節消防人足働方仕法書、八田本)

その爲綱、斧は廢止されたのである。出火の報知にも太鼓が早拍子木と代り(寶曆七)⁽²⁵⁾最後に



稿漫貞守 圖十五第

は半鐘となつた(同九)⁽²⁶⁾。所在に火見櫓⁽²⁷⁾が建てられ、火見番が置かれたのはこれが嚆矢。尤も半鐘打法の制には明治と違つて、御城近邊上町は最初より急、梯子町より二町四方は早目、其他は最初五回ほど緩かに後は稍早目に打つ。そして鎮火に至るまで連打し續け櫓の上からは屢々現場の位置方角をば呼ぶ。⁽²⁸⁾要は火消人足の繰り出しを早や

めるためである。或は火事場荷物の取締⁽²⁹⁾にも、或は火事場見物人の取締⁽³⁰⁾にも、夫れ夫れ腐心してゐたことは説く迄もない。

(12) 五區二十一番組の制を可成り永らく採つてゐる。五區とは

上町 東横堀川以東
北船場 東西横堀川間北久寶寺町以北
南船場 東西横堀川間北久寶寺町以南
西船場 西横堀川以西
天満 大川以北

區を更らに分けて上町を五、北船場を四、南船場を四、西船場を四(堀江新地開發後は五)天満を三の番組とし各番組毎に火消人足以下を配當す。

(13) 例、五區を廢して南、北、天満の三區に改めた(文政)のは、三郷協力一致して消防に當らんとする主旨に出づ。

(14) 觸元祿一〇、一〇

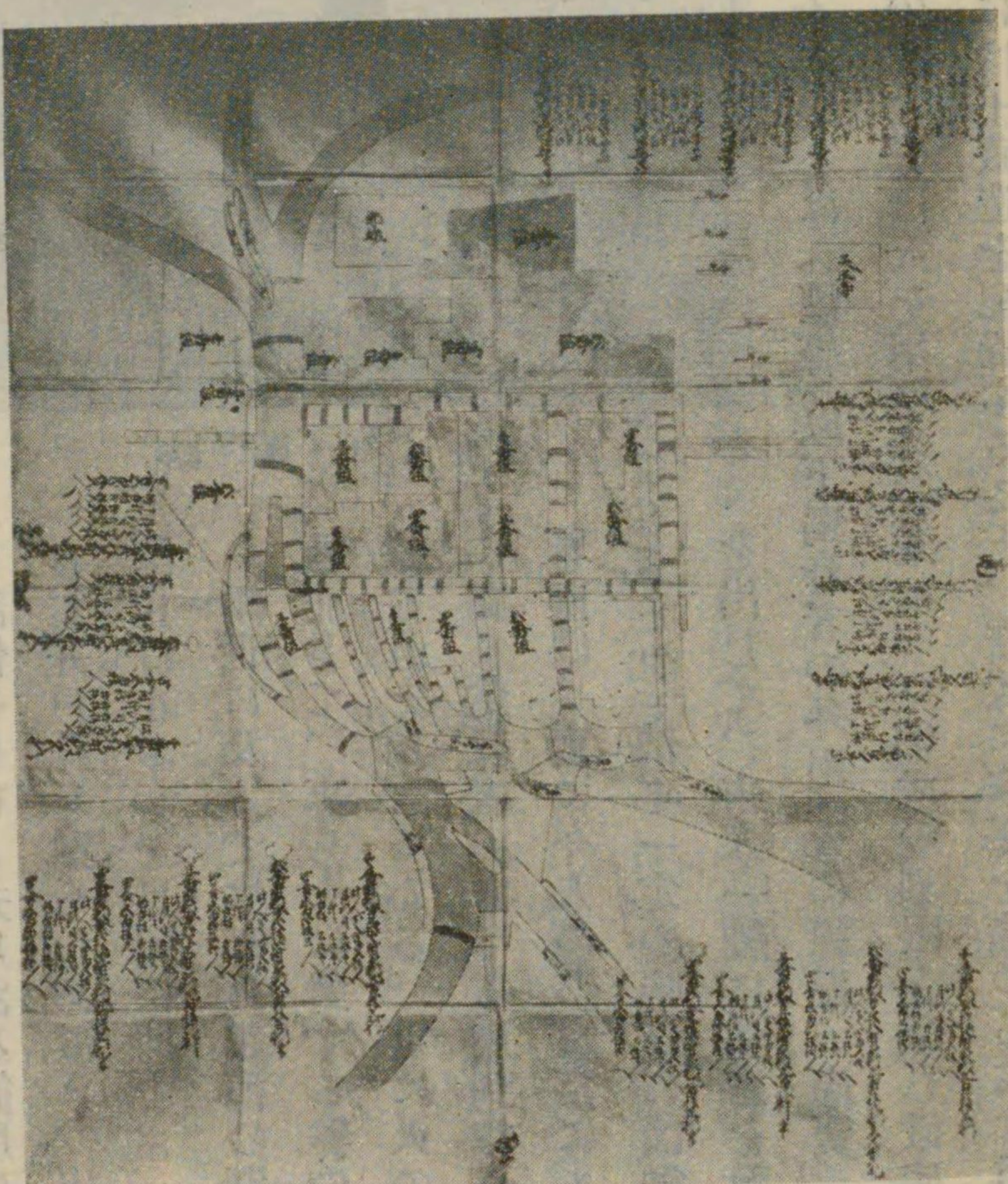
(15) 觸寛政二、四 火消人足仕法御改一件、永瀬本

(17) 大和屋六右衛門、和泉屋武兵衛の工夫

(19) 檜屋利兵衛の工夫

(21) 天王寺屋卯兵衛の工夫

(23) 檜屋金兵衛の工夫



庫文有希 圖繪大合組消火繩三 圖一十五第

(16) 觸寛政二、四、同四、一〇

(18) 平野屋藤兵衛、河内屋喜三郎の工夫

(20) 天王寺屋卯兵衛の工夫

(22) 近江屋卯之助の工夫

(24) 一個の代銀凡八百目(三郷町火消人足御願仕様書)

(25) 觸寶曆七、一二

(27) 火見梯子とも云ふ、七十二箇所に置く。

(29) 觸慶安二、九以下、火付札

(26) 觸寶曆九、三

(28) 達寶曆九、三

(30) 觸萬治二、一二以下、火事札

次に消極的防火の方面に就て見ると、毎町に町木戸を設け、⁽³¹⁾ 毎戸に手桶を常備せしめ、⁽³²⁾ 又用水

を設備せしむ。⁽³³⁾ 井戸ある箇所には必ず井戸札を貼らしめ置き、⁽³⁴⁾ 出火の際には小さしを目印に挿す。

季世に及んでは毎戸起番の制⁽³⁵⁾をも布きて、専ら火に對する警備に遺憾なきを期してゐる。更に火の用心に關し爲政者の拂へる周到細心なる考慮は、實に今人の夢想だにもせぬところ。例年一定の時日には御觸⁽³⁶⁾を出して、市人一般に注意を喚起し



稿漫貞守 圖二十五第

或は火難の危惧ある花火、⁽³⁷⁾ 燈明、⁽³⁸⁾ とんど、⁽³⁹⁾ くはへ煙管⁽⁴⁰⁾ 以下獨身者の外出⁽⁴¹⁾ 火に縁近い商賣⁽⁴²⁾ に至るまで銘々に注意を興へ、或は烈風の夜などは火を用ゆる營業は、一切成の刻限と命じ徹底的に⁽⁴³⁾ ことを未然に防ぐ。その他町角町境には土藏造を配置すること、新規に家屋を建つるには道路よ

り三尺後退すること⁽⁴⁴⁾ 等、防火の目的を以てする建築政策をも試みてゐる。加ふるに所々に火除地を作り、⁽⁴⁵⁾ 橋詰にも橋詰火除地を造る。⁽⁴⁶⁾ 都市計畫でやかましい防火地帯も防火地區も、既に昔實行済のもの。橋の構造にも防火の見地から、一工夫が施されてゐる。⁽⁴⁷⁾ と聞かば、一驚せぬものは恐らくなからう。尙個人、町中、組合に龍吐水(最も進歩せる消火器具)の備付を奨勵する⁽⁴⁸⁾ など、全力を傾倒して防火に盡せる關係上、當然放火犯に對する處刑は極めて重い。⁽⁴⁹⁾ 殊に財物竊取を的にせるものは、本人のみならず親子兄弟とも同罪と規定⁽⁵⁰⁾ してゐる。若し夜番添番に油斷があつて放火事故發生すれば、彼等は死罪を以て問はれる。⁽⁵¹⁾ 白晝の放火にはその犯人を屹度町中に求めしむる⁽⁵²⁾ など、峻烈過ぎる程度の防火政策を採つてゐる。

(31) 第四章参看

(32) 觸承應二、二

(33) 達寬政四、一〇

(34) 火消仕法永瀬本

(35) 達寬政四、一〇

(36) 毎年六月初日、十一月初日、十二月十五日に出す火之用心の觸

(37) 達寶曆二、七以下

(38) 達天明四、一〇以下

(39) 達天明元、正以下

(40) 觸享保一四、九以下

(41) 達弘化元、一一

(42) 藁、葭、萱、柴等を扱ふ商賣には觸寛文四、八以下 辻々の出店(例、琉球芋)には達寶曆一二、一〇以下

戸大工、其外木細工職の材木、木屑には達弘化元、一一

(43) 達寛政四、一〇

(44) 達寛政四、六

(45) 例、本堺町、京橋一丁目、相生東町南側西半、相生西町南側全部を火除地とし、代地を道頓堀吉左衛門町裏に給ひ、元堺町、元京橋町、元相生町を造る。

(46) 觸寛文四、八 例、日本橋場所惣繪圖(第八章第四十五圖)參看

(47) 橋臺と地壘とをあげる。間敷は公儀橋と町橋とに依つて相違する。觸寛文四、八

(48) 達享和元、六

(49) 放火犯人も自首すれば、その罪科は免ぜられ、褒美さへ下さることがある。觸明曆三、三

(50) 觸明曆元、一〇

(51) 觸明曆三、二

(52) 觸明曆三、三

由是觀之、彼等は火難をば前世の因果だと悟り切れなくて、矢張り火難を回避すべく精進してゐたのは動かすことの出来ぬ事實である。火を疎かに扱ふ點に至つては、却つて今人こそ甚だしい。唯人智の開明、昭代の惠澤が克く祝融王の弄戯をば封じて呉れてゐるのみ。〔佐 古〕

第十章 南區の三業

商工都市の大阪も南區に於ては、その面目を窺ふことは至難事である。けれど古來順慶町の夜見世⁽¹⁾で、名を賣つてゐたその面影は、今でも橋筋の人の出に見出せる。殊更に統計を繰るまでもなく、寧ろ南區の眞面目は市人の慰安業にあるのではなからうか。道頓堀の芝居、難波新地の見世物(後の千日前の小屋)さては江南の歌妓、三郷が大大阪となつても、何等變はることなく覇を唱へてゐるのを見ても點頭けよう。

(1) 第十四章參看

その一、橋筋小賣街

拂面黄塵滂渤生 夷橋南畔萬人行
具平不必蕭韶樂 唯在劇場絲管聲

廣瀨 旭 莊

戎橋⁽²⁾(第五十四圖參照)と梵天櫓とは架橋

以來水魚の續柄を持つてゐる。抑も筋は「北は心齋橋と遙に相通じ凡そ劇場を観るの客多くは此の橋を渡る⁽³⁾」。従つて橋



庫文有希 御賀家木繪 圖三十五第

筋が小賣ところであり、夙に延寶より小間物・三味線・笛・尺八・に名ある所以⁽⁴⁾も諒解出来よう。それに橋筋は五感悦樂の兩極をば連絡する最短線を造る。蓋し橋筋を北上すれば順慶町の通りは、古來夜見世で有名。その繁盛は名所圖會にも唱はれ、更らに順慶町夜店詠狂歌夜光玉⁽⁵⁾となる。その井戸の辻⁽⁶⁾を過ぎ新町橋を渡れば坂地唯一の傾城町、歌舞の菩薩の別天地に入る。されば橋



第五十四圖 繪本御伽品 希有文庫

筋はLの縦線で、順慶町はその横線、首點が戎橋で止點が新町橋に恰當する。加ふるに橋畔には竹本義太夫に近松門左が、滿都の子女をしてその袂を絞らした竹本をとつかへりに「竹田唐操を見ねば大阪へ來りし驗なし⁽⁷⁾」と、遠つ國人までに知られてゐる竹田に到る。淨瑠璃、歌舞伎、舞、説經、唐操⁽⁸⁾がある外に、尙江南の妓邑をば控へてゐる。土地は白人の本場で戀の重荷のナア島之内との定評がある位。太

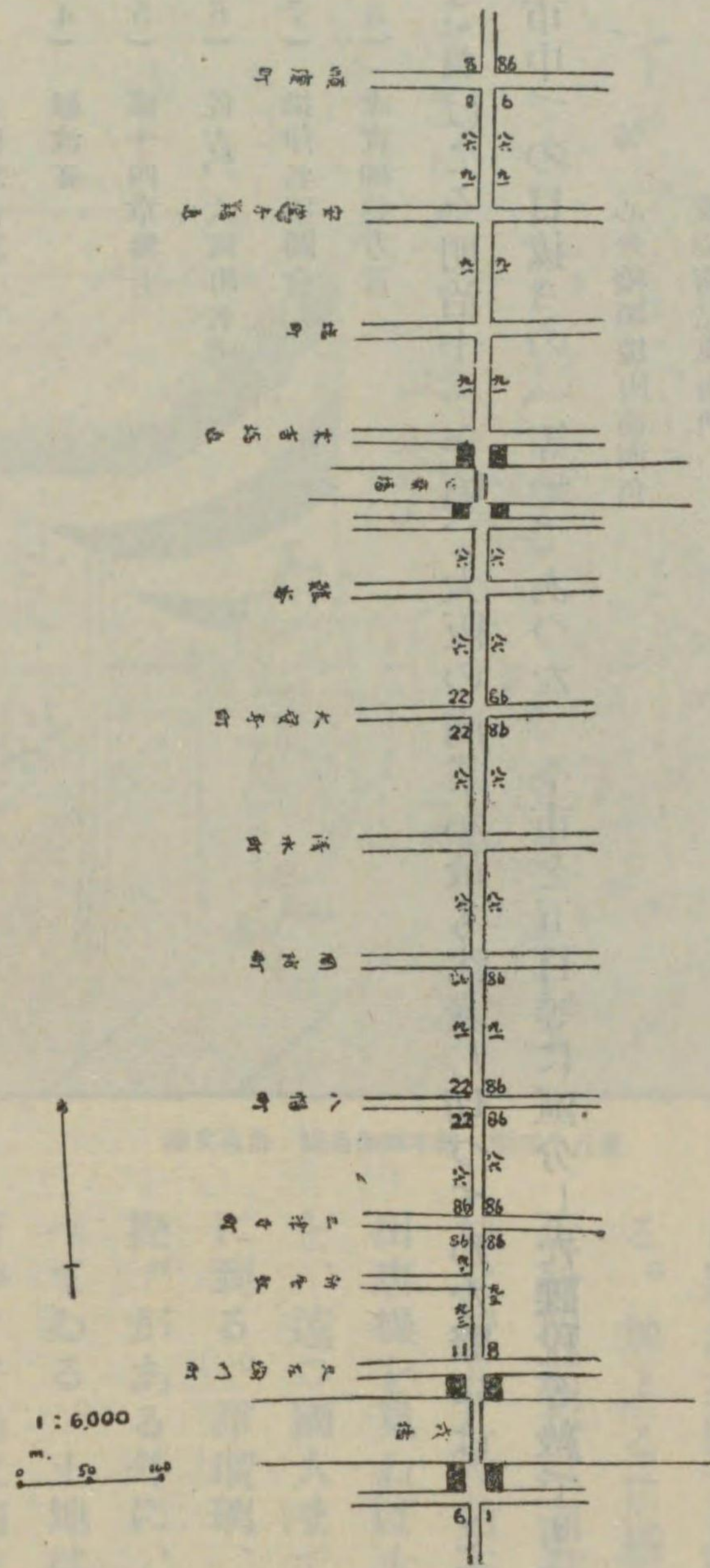
有様に⁽⁸⁾また格別の風情があるらしい。

- (2) 佐古、大阪橋名考に橋名の由来
- (3) 大阪繁昌詩
- (4) 難波雀
- (5) 第十四章參看
- (6) 佐古、大阪町名考
- (7) 攝津名所圖會
- (8) 虚實柳巷方言

さればこそ明治十一年頃、大阪の商業が最も沈衰し切つてゐた際には、この小賣どころのL線は市中での目抜きの一等地であつた。全市を五百等に區分した課税等級でも、

- 一 等 心齋橋順慶町西南角
- 戎橋南詰東南角
- 六 等 心齋橋順慶町東南角
- 戎橋南詰西南角
- 八 等 心齋橋順慶町西北角
- 戎橋北詰東北角
- 戎橋北詰西北角
- 十一 等 戎橋北詰西北角
- 二十二 等 心齋橋大寶寺町西兩角

心齋橋八幡筋西兩角
 二十六等 *日本橋南詰兩角
 五十一等 *天神橋北詰東西兩角
 八十六等 心齋橋順慶町兩角を除き南へ石橋迄
 心齋橋南詰より南へ周防町四つ角迄
 (但大寶寺町西兩角を除く)



圖五十五第

九十一等 心齋橋周防町四つ角を除き南へ八幡筋角の次迄
 心齋橋順慶町東北角
 心齋橋八幡筋西側は兩角の次より、東側は兩角より南へ三津寺筋四つ角迄

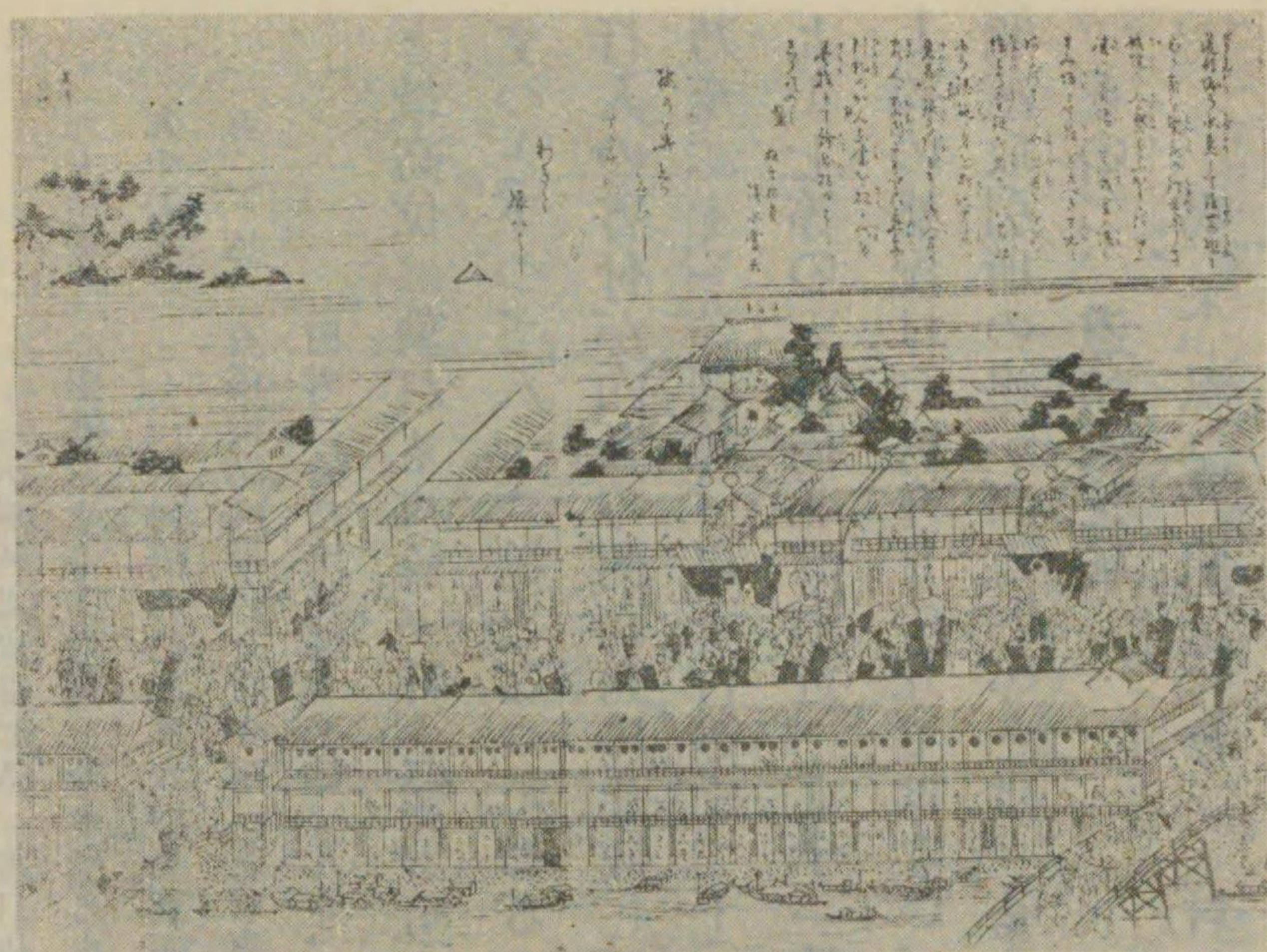
心齋橋順慶町南へ入石橋より南へ心齋橋北詰迄
 *戎橋南詰東角の次より東の辻西角迄
 *天神橋北詰北に入二邸日兩側
 九十三等 心齋橋三津寺筋兩角を除き南へ戎橋北詰兩角次迄
 九十七等 *天神橋北詰北に入中央東西兩側
 百一等 戎橋南詰西南角を除き南へ芝居裏北角迄
 備考二等乃至五等、七等、九等、十等以下等級を掲載せぬのは關等である。

と最高位は孰れも戎橋々畔と順慶町心齋橋筋の角、就中興味のあるのは心齋橋順慶町の東北角が、ずつと下つて八十六等となつてゐることである。けだしこの東北角はL線の外角に當つてゐる爲、行人の寄付が内角の西南角に比較して、極度に劣つてゐるのを有力に物語る。二十二等(十二等乃至二十一等關等)以下百等まで十一等のうち、二十六等の日本橋南詰、五十一等、九十一等、九十七等の天神橋北詰附近、九十一等の道頓堀の五筆を除外せば、他は悉皆橋筋で獨占してゐる。L線の盛況は到底今日の比ではない。反之堺筋は漸く二百九十一等に南久寶寺町四角が見え、北濱取引所の邊が四百四等とは、全く隔世の感がするであらう。

その二、道頓堀芝居

喝采風雲龍虎會 君臣巧寫結心深
 信長夕化甘輝出 秀吉更顏忽鄭森
 田中華城
 芝居櫓(第五十六圖参照)の繁榮は全く安井九兵衛の業に繋る。安井棧敷の用意も畢竟するにその

功績に報ゆる芝居側の微衷に外ならない。当初は難波村の遊女⁽¹⁰⁾で於國歌舞妓⁽¹¹⁾を演じてゐたのが女歌舞妓の差止めになつた後は若衆歌舞妓⁽¹²⁾に模様替せられた。それも幾多の障害を伴ふので再び差止められてからは、物真似狂言盡⁽¹³⁾の名義で芝居を興行したのである。降つて延寶年間に入り漸く花道の外に棧敷も設けられ、狂言の仕組も舞踊から世話に進化するに至つた。離狂言も次第に看客に厭かれてきて二番三番續となり、世話物の筋は一段と客筋に受け。それに取材を市井の出来事に仰ぐので、人氣は彌が上にも高まつた。そのあてぶりは難波鑑に見える⁽¹⁴⁾。加ふるに歌舞妓⁽¹⁵⁾以外にも淨瑠璃⁽¹⁶⁾舞⁽¹⁷⁾説經⁽¹⁸⁾機振⁽¹⁹⁾も興つて來た。殊に淨瑠璃は竹本義太夫の出づるに及び、近松巢林子の靈筆と吉田三郎兵衛、辰松八郎兵衛の人形と相俟ちて、他の歌舞妓興行以下は一切壓倒された時流に投じたこの淨瑠璃は竹本の西流と豊竹の東流と相競ひて、戻子手摺人形の精巧とそれぞれ新趣向を凝らし、永く櫓町に於ける寵兒となる。竹豊二座對立の盛觀は寫して竹豊故事にある。



庫文有希 帖古放 圖六十五第

操芝居繁昌せるに付、道具建衣裳等漸々に向上に成、別して竹本豊竹兩座と成てより東は西に負まじ、西は東に勝らん

と互に勵み出來益々芝居繁榮し、淨瑠璃の作者は種々様々の趣向を工み出し、道具建にも金銀を惜まらず金襴にて舞臺を暉かし、或は數奇屋懸りの粹成思ひ付に知慧袋の底を振ひ、人形の衣裳には縮緬、緞子、縹子、金襴等にて美麗を盡し、詰人形の外は皆々足付と成、出遣ひの外は介錯足ひ遣立懸り、歌舞妓役者の所作より増りて天晴見物事也、併し西か東か一座斗にては斯繁昌もせまじ、當時は町中の若い衆豊竹講の竹本講のと號し、毎月掛錢を集め置替り淨瑠璃の節、進物の入用に仕給ふとかや。



藏所氏水木南 遺拾會圖屋樂場戲 圖七十五第

さあれ梨園と雖も尙立役に嵐三右衛門、澤村長十郎、敵役に片岡仁左衛門、女形若衆に岩井半四郎、若女形に水木辰之助、荻野澤之亟、芳澤あやめと、古今の名優輩出してそれぞれ最氣筋を引き寄せてゐた。彼が國姓爺でうければ此は忠臣藏であつて。上方の全盛時代は將さにこの刻を外して求めることは出來ない。

(9) 西三の棧敷一間を安井棧敷とて、いつの興行でも安井一門の爲に空けて置く。その後同家

の辭退に由つて鑑札となる(安井棧敷由緒證文留)

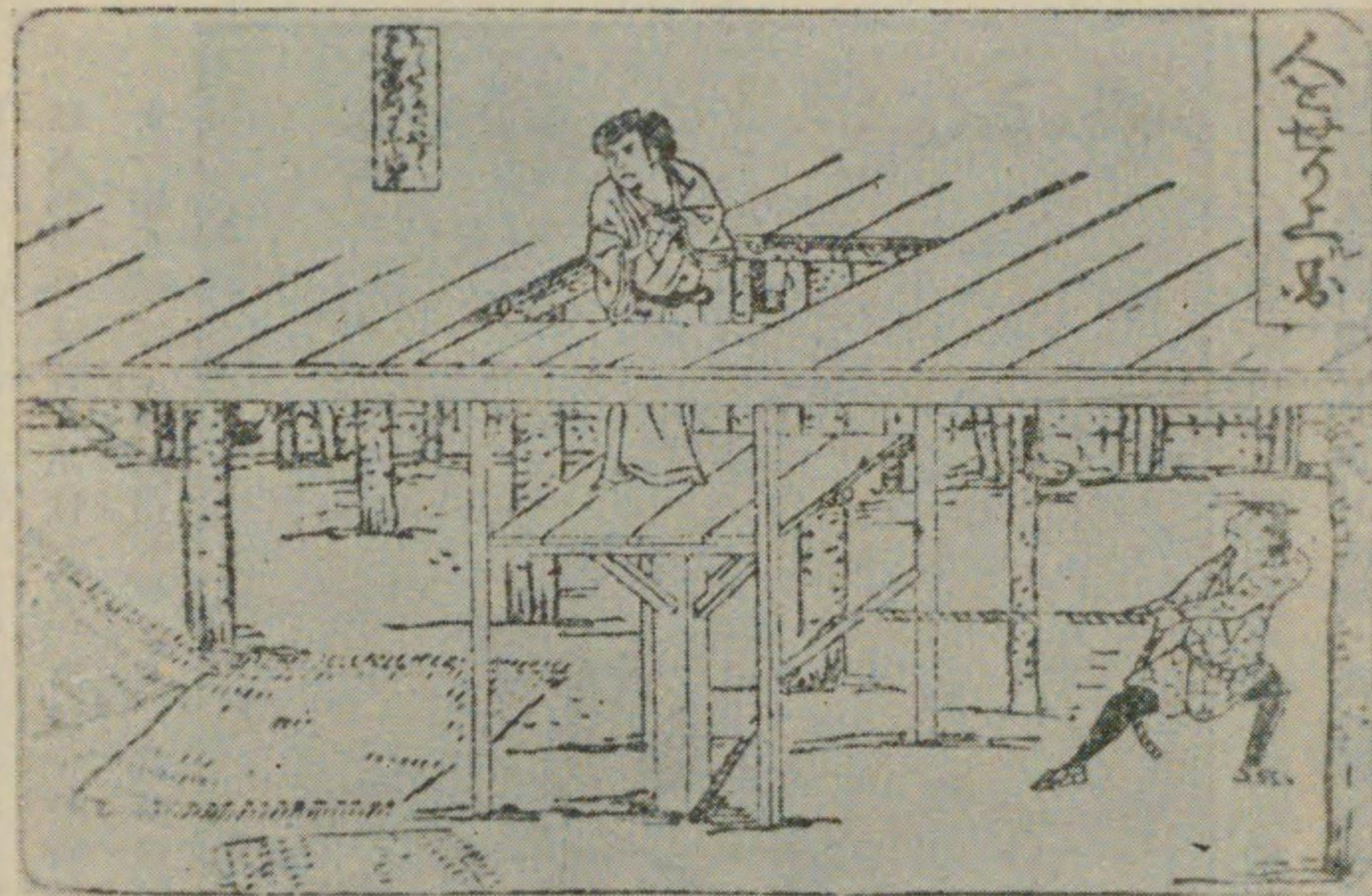
(10) 芝居同様安井氏の開發、後の難波新地に宛てる(全志)のは間違。

(11) 於國歌舞妓は京下りの段助が初手である。

(12) 若衆歌舞妓は六座で、即ち鹽屋九郎右衛門、同九左衛門、大和屋甚兵衛、河内屋與八郎、松本名左衛門、大阪太左

衛門。

(13) 物真似狂言盡は最初三座に許可。與八郎、名左衛門、太左衛門の三座はその後許される。



藏所氏水葦木南 會圖屋樂場戲 圖八十五第

(14) きの大坂のうちにありしことを、けふははやとりくみ、戀幕密通せしことを狂言にして其人の名をさしてそれといひければ人また是をおもしろがりぬ。

(15) 名左衛門、九郎右衛門、太左衛門、甚兵衛、與八郎の五座、即ち若衆歌舞妓、物真似狂言盡の六座のうち九左衛門の一座を抜いたもの(難波雀)

(16) 出羽、播磨、次郎兵衛、源太夫の四座(同書)

(17) 又太夫、兵太夫、市太夫の三座(同書)

(18) 與七郎一座(同書)

(19) 竹田近江一座(同書)

しかしさしも隆昌を極めた竹豊の對座も、内輪もめで次第に衰頹し、明和には竟に兩座ともに一時退轉するの悲運に遭ふた。そこで華城の名物であるところの人形淨瑠璃のこの滅落を嘆く人達に依つて、その再興を策せられ二座の合併となつて、竹本座のみが残ることになる。

かく俄然として衰微せし所以は、全く作者に近松なく太夫に義太夫なく、人形に吉田、辰松がな

かつた爲であらう。反之歌舞妓では^{せりあげ}迺上、(第五十八圖參照) ^{あせり}跡迺、宙釣

がんだうがへしの新工夫が順次施され、作者には奇才並木正三の出現するあり、名優には中村富十郎、中山文七、嵐小六、淺尾爲十郎、嵐三五郎等の輩出あつて、歌舞妓と淨瑠璃は全然榮枯盛衰その地を換へたのである。

それも暫やがて梨園にも訪れた名優の凋落に、加ふるに天保七年の飢饉と同十三年の質素令は、中村梅玉の孤軍奮闘も水泡に歸せしめた。江戸役者尾上菊五郎、市川團十郎の折角の招聘も、唯菊五郎の尾上岩藤後日話があつたばかりで、團十郎は自殺し、尊王攘夷の騷世裡に恢復の曙光だに見ることなくして竟に幕を閉ぢぬ。維新後世情落ちつくにつれて漸く、歌舞妓は復興の氣運に向ふて、今日の盛大を致す。一面には新派の起るあり、近くはキネマの異常なる進出あるも、中の成駒屋はよく上方の爲に氣焔を吐く。その三、五花街青樓



藏所氏水葦木南 會圖屋樂場戲 圖九十五第

嬌妓洗顏紅粉粧 蕩子映波龍麝裳
一盃欲解醉中渴 汲得春流全是香
田中金峯

南地五花街は云ふまでもなく、宗右衛門町、九郎右衛門町、橋町、坂町、難波新地を通じての呼稱である。もとは宗右衛門町、九郎右衛門町、立慶町、吉左衛門町、坂町（髭剃）黒船新地、溝之側、難波新地と別々であつた。維新前には尙この外に六軒町、御前町、新屋敷、深里、祇園町、高津新地（菊畑）などがあ



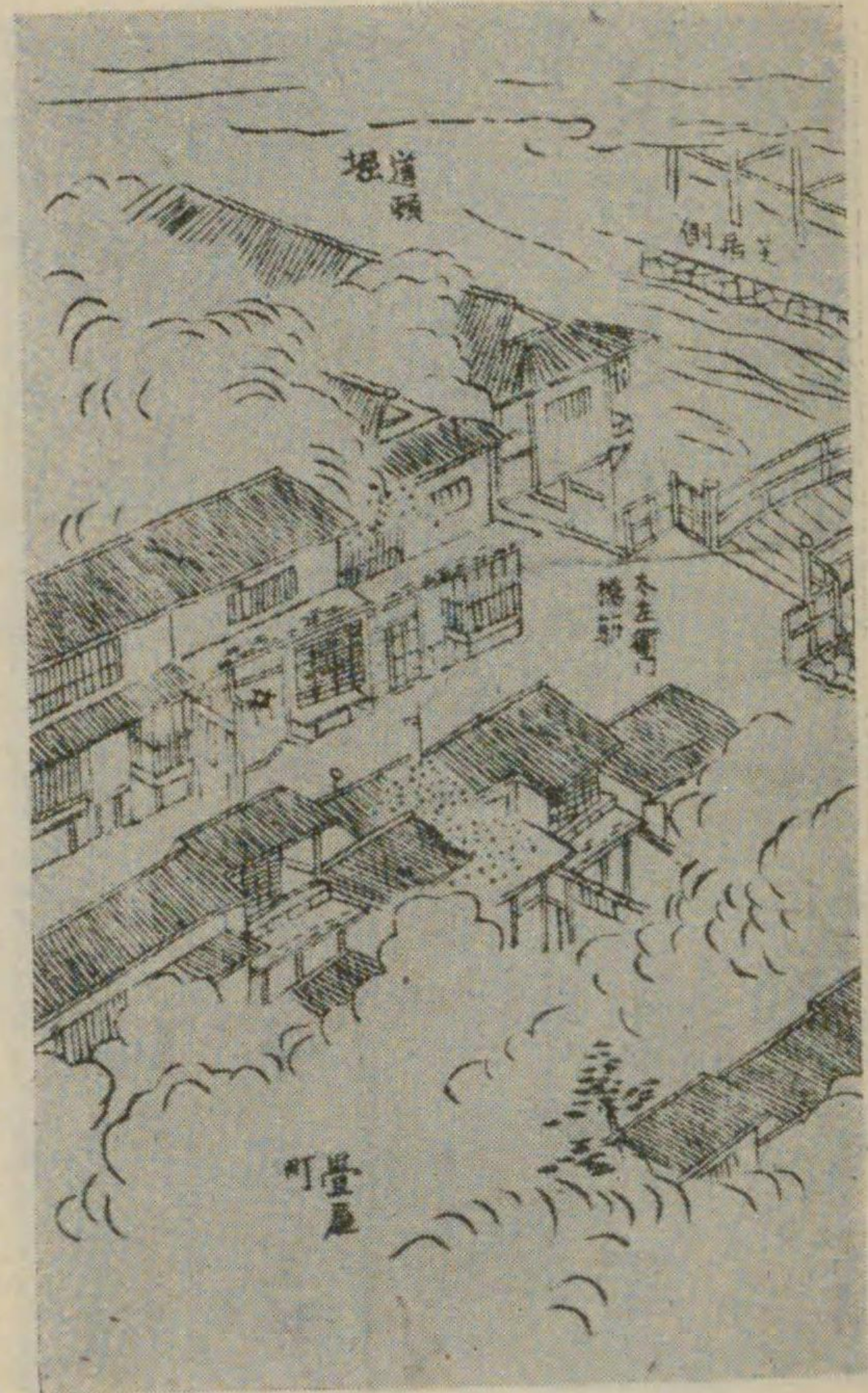
江南 情花歌言 希有文庫 第六十圖

る。最も由緒の古いのが難波新地だと云ふ。遠く寛永の昔安井氏に依つて下難波村に設けられたもの⁽²⁰⁾。伯人の優雅（第六十圖参照）で謳はれてゐたのが島之内、今の宗街はその傳統を承く。九郎右衛門町は宗右衛門町の分れて、爾餘の島⁽²¹⁾は孰れも妓品がずつとあちる。

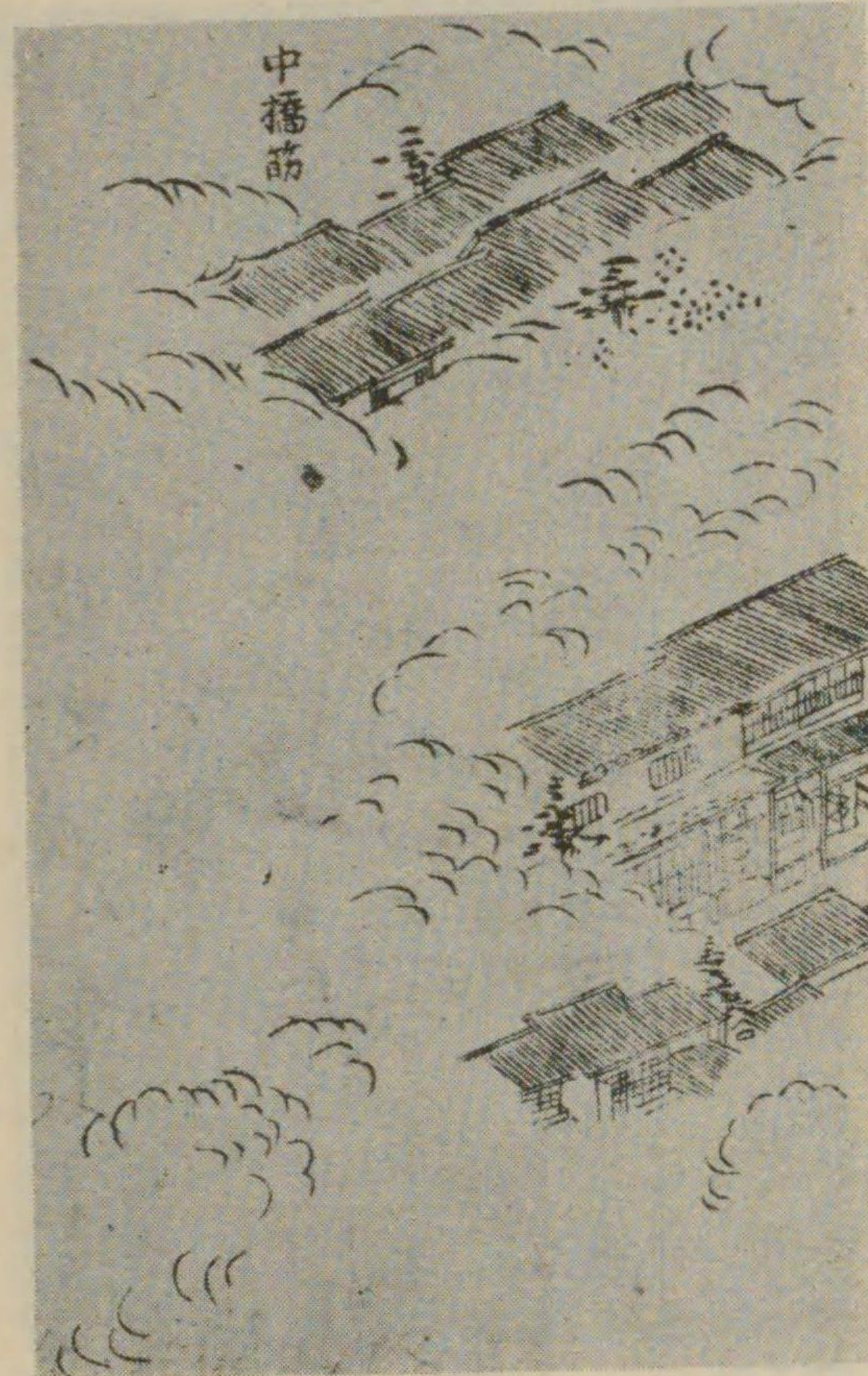
初より御城下（往古下難波と云）に輻湊し、永代大廓と成る、今の瓢箪町は道頓堀の下（西をさす）より引來れり云々とは別物。
 (21) 島とは遊所のことて江戸の岡場所に當る

今月華餘情の後編である陽臺遺編を鉛槧に寫して、ありし世の江南妓邑の通を偲びなん。

〔山根〕



第一十六圖



第二十六圖

江南艶語

江南 賑しきは南廓の粧ひ、西北すべて難波の三廓といへと、これに過たる遊地はなし、中略四季にしほまぬ花、松の位にもすきたり、もつとも京をもちぢすといふへし、誰かゆきてのまさらぬうたはざらぬ

煙華漫筆

秋滿江南十二樓 新歌一調囀嬌喉
 恨無由薦陽臺夢 買笑千金醉裏投

陽臺遺篇

白人 大坂の富貴こゝにとどめたり、太夫の美なるは櫻にひとしく花の玉にして、雲上にけだかくものかずいわず、春の夕邊のかねの音にしどけなくもちりかゝるながめにも似たらんか、白人は牡丹の花ならん、はてにしてしやんとして、とりわき花の富貴なるものにして、名にたかき判官の露をふくむ花のもとに、たわむれはなれがたくもよりそひて、ねむりをよほす有様にも似たるべし

虚實柳巷方言

江南花樹歌二首

其一

席邊花亂眼 隨意欲飛香
可賞紛紛色 渾含帝女粧

其二

捲幔花奇麗 賞心薄暮時
坐中餘逸興 殷勤春風吹

江南早春

浪連之陽春色開 雲霞帶
彩入樓臺傳聞此際繁華

三ノ圖一十六第

色駕

送迎必乘駕籠 凡吉妓家 曰置屋

妓在置屋不侍客 客來酒樓 則使

至置屋招妓 凡買妓 一日一夜曰揚

如客客九分晝夜 買其一或二三 柱線

香占刻謂之座切 妓來曰送 歸曰迎

如馴染而逢者 不俟駕行矣

月花餘情

置屋

から風呂をたきて業とする在、名ばかりに

てせぬあり、日をさためていり人をまねく、

垢搔女茶立女といふを抱置、又水茶屋といふ

もあるか皆此類也、敷きたまりて今猶連綿た

り、から風呂の功能宿酒を醒し體をゆるくす、

くはしくは行きてきたるかよし

煙華漫筆

置屋の小女郎 西門夕さんおきなんせ

これいなおきてままもくいなんせ、風

呂もよいぞ、せわしない事じや、何ん

時じやいの、もう八ッちやわいな

四ノ圖一十六第

境無數東風實快哉

秋夜游酒樓賦

得春花色新

臥閣頭生春春色新

先欺庭際雪或就陌頭塵

對酒偏含笑吹香倍帶銀

可憐風雅事堪弄賦詩人

觀妓

秋風張宴浪華濱醉愛傾

城掌上新生憎搔頭斜墮

五ノ圖一十六第

らおきて風呂へいらか、花咲さんはおきかや
アイもふおまへより、さきに風呂へいら
なんして、今まよくふてじやわいな、それで
お熊さんのはやぶをこしてこいて、コレそ
したらふるへいかふ程に、かぶらおろしてお
いても、そしテの女因さんのかうやくをや
いとふた程に、二つしておいても、夫よ
り風呂へ入てまよくふ、身じまいべやへ行く
前に置屋のくはしや、これ子供衆早ふ身
じまいさしやれ、たまよく留りに行と七ツ時
分までねて、そして風呂の身じまいのと

姫閣秘言

茶屋

江南之夕世人之盡娛故貴介公侯不而思而步

不期而適優入茶店則全家巧言令色陪婢

之前垂則紅於紅葉之紅孟郎悅孟郎嘆時又一

段勝素君至宛轉雙蛾不春還於揚柳之春

娟兩鬢不秋鏡於芙蓉之秋矣振袖之長也搔

頭之照也輝銀燭奪壹鬱朱唇花顏覆郁餘光

梅遠薰桃近侍加之約肘騷者春宵千金不足

當剪指盟者一人三千不爲過千態萬貌甘哉

晴陽英華

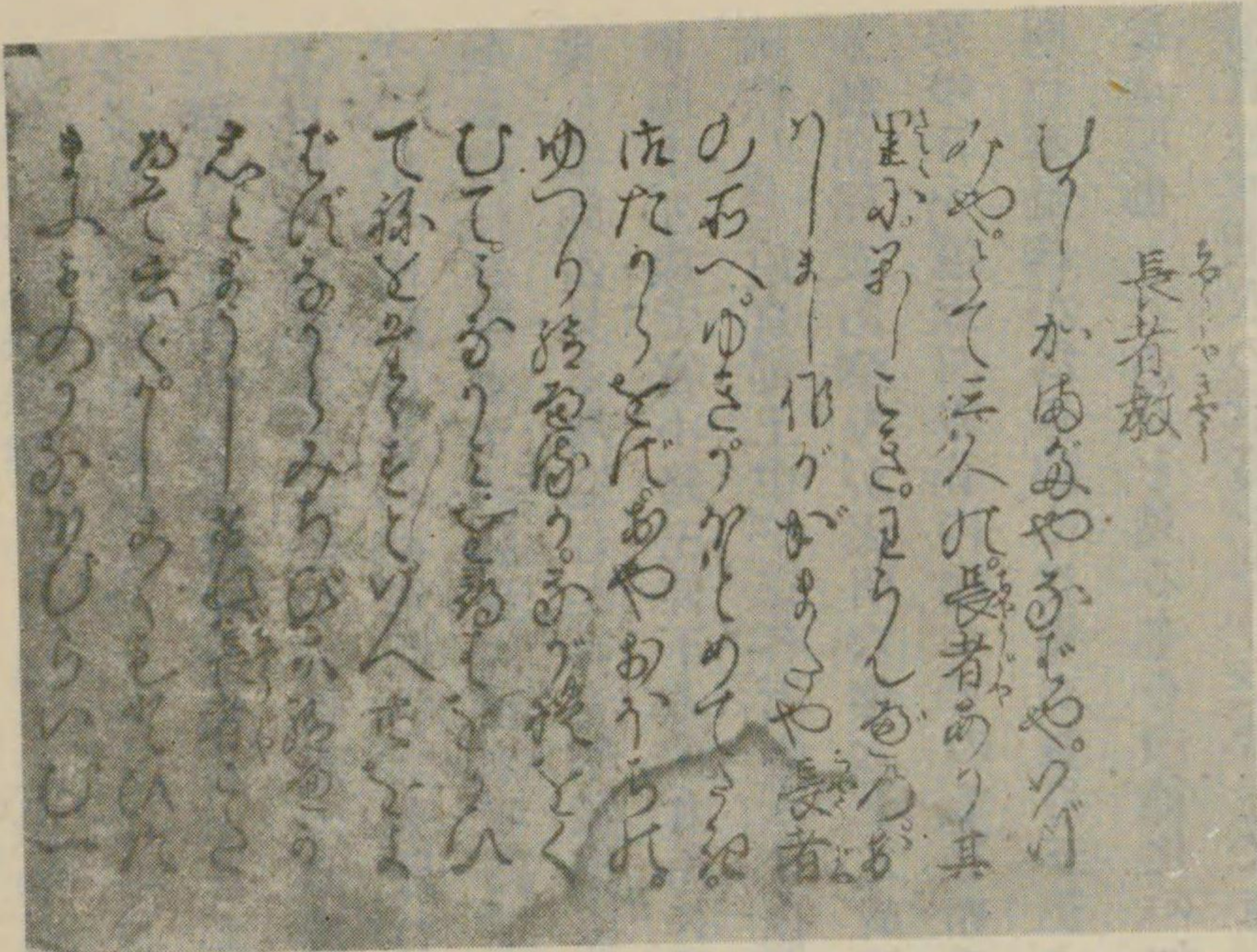
六ノ圖一十六第

第十一章 南區の文物

乾、心學明誠舎

心學を創始し民衆に訴へた最初の人は石田梅巖であつた。名興長、通稱勘平、梅巖と號し丹波國南桑田郡東懸村（今東別院村）に貞享二年九月十五日に生れた。二十三歳（寶永四年）京に出て上京の老舗黒柳氏に奉公し業務に精勵の餘暇寸刻を惜んで刻苦修養を怠らず始め神道を學び次に儒教を究め後佛學に轉じて禪宗の碩徳了雲律師（姓小栗、名正順、海容軒と號す）に指導を享け悟道を得神儒佛三教の蘊奥を究めて四十三歳主家を辭し四十五歳居を上京車屋町御池上る東側に卜して始めて心學の講筵を開く。表の掛行燈に「何月何日開講、席錢入不申候無縁の御方にて、御望みの方には無遠慮御通り御聞可被下候」と掲げ紛々たる毀譽の裡一意其所信に向つて邁進するのであつた。即ち自己の研究せし神儒佛を打つて一團としその各々の長所を抽きつゝ然も藍より出でて藍より青き所説を吐露して、徐ろに社會救濟の爲に立つて後世我徳育史上通俗教化史上重大な價值を持ち影響を與へた心學の初聲を擧げたのである。當初は聽者一人と云ふ如き夜もあつたがその學得した神儒佛の奥義を基礎とし忠孝人倫、修身齊家、治國平天下乃至は日常道德さては實業道德に至るまで平易通俗に諄々と説いて飽まず、貫くに燃ゆるが如き熱誠を以つてこの熱誠人を動かさずして止むべけんや。漸くにして認めらるゝに至り學徳を慕つて門に入つて

教を乞ふ者續出するに至り門下より齋藤全門（近江屋仁兵衛）富岡以直、木村南冥 杉浦止齋、慈音尼兼葭、手島堵庵の如き大家を輩出し之等の人々は師梅巖の旨を奉じてその教旨の宣布に力を盡し殊に堵庵の如きは後心學の大成者たるに至つたのである。梅巖自らも京洛は云ふに不及、屢々攝津、河内、和泉等にも出講して人心徳化に全力を擧げたのであつたが延享元年（九月二十四日午刻）六十歳を以つてその有意義にも感謝さるべき一生の幕を閉ぢ遺骸は洛東鳥邊山に葬られた。（大正六年十一月特に正五位を追贈）「都鄙問答」「齊家論」を著し又門人の筆寫して傳へた「石田先生語録」二十四卷「石田先生遺稿」一卷を残し終生娶らず道の爲に専ら門人の養成と社會徳化に努めた。梅巖の遺志を繼いで心學の大成をなした者は梅巖の高弟手島堵庵である。堵庵を得なかつたなら梅巖の偉圖も或は中絶するの不運に會つたかも知れないのである。堵庵名は信又喬房、字應元小字宗吉郎、長じて源右衛門隱居の後



第六十二圖 著者（原） 希有文庫

本書は寛永年間の板行で長者分限となる方法を童子に物語る。後世の所謂心學書の先驅と見るべきもの

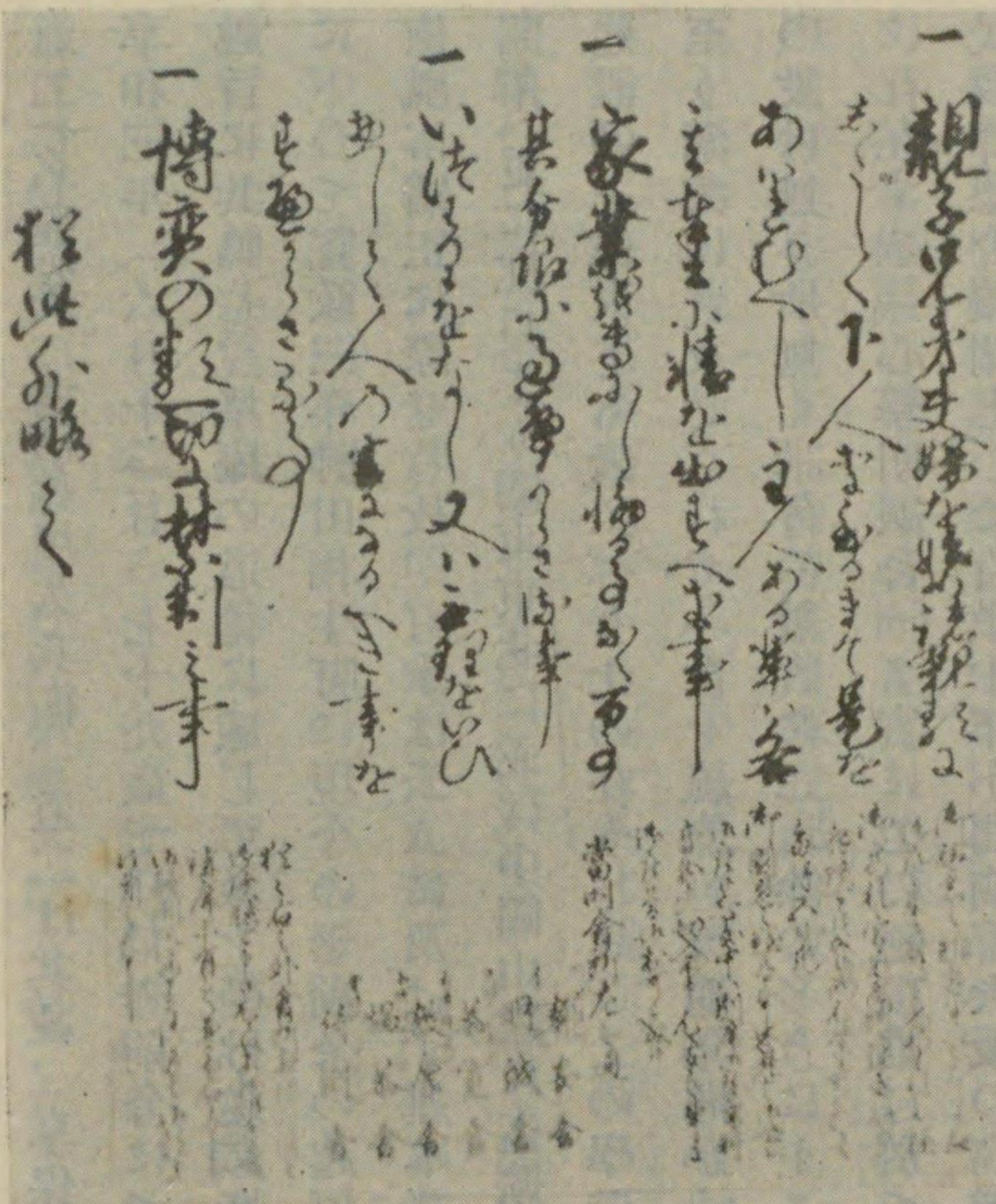
嘉右衛門と改める。享保三年（五月十三日）京洛華頂山下に生れ父蓋岳と號し母は上河氏である先生が梅巖の門人となつた時は享保二十年乙卯十月堵庵十八歳師梅巖は五十一歳心學提唱せられてより七年後であつた。

爾來日夜自性を見得性を知らんと工夫を凝す事三年、元文二年十一月九日夕に至つて忽然として自悟し梅巖が許に至つて悟道の心境を披瀝し「猶存養の工夫を怠る事勿れ」との誠を得、翌元文三年春梅巖自著「都鄙問答」を印行せんとし校合の爲門人を會したるに二十一歳で列席した堵庵を指し梅巖より「番房は後來我門の孟子となりて斯學を興すものならん」との言葉があつたが果して師の見る所空しからず學識徳望儕輩を抜き師の歿するやその業を繼ぐ事となつた。明和二年四十九歳で富小路三條下る朝倉街に講席を設け五樂舎と名附け、又明倫舎を開いて全國心學を統轄し、尙京都上中下京各所のみならず伏見大阪堺丹波龜山等にも出張道話して席の暖る暇も無き程であつたが天明六年六十九歳にして平和なる生涯を終つた。伴藁溪「近世畸人傳」に葬送の日「遠近四方葬に趣くもの干をもて算ふ。其居より黒谷に及びて二十有餘町ばかり、道路の間行來是れが爲に狭く、先立ちて至り、後れて急ぎ終日人立込みしも近世僧俗の間聞くこと稀なる所也」とあるを見るもその徳化の如何に普く又その死の如何に悼まれしかを知る事が出来る篤實謹厚世人の敬慕を受けた堵庵又商人道、女子道を説いて頗る適切なるものがあつたが特に當時兒童教育に意を須ひてその先鞭を着けたのは敬服するに足る。更に教導の方法、講舎の組織、講師の資格等の制度を立て、心學普及の基礎を築いたのは堵庵の力に依る事大であり心學の大

者として時人心學を稱して手島學と云つたのも故なきに非ずである。堵庵の子手島和庵及上河淇水（堵庵と合せて石門の三世と稱せられる）の各々五樂舎に主となり父堵庵の遺鉢を繼ぎ或は中澤道二（名義堂、通稱龜屋久兵衛、道二は其號、享保十年（八月十五日）京都上京新町通一條に生れ享和三年（六月十一日）七十九歳で江戸參前舎にて歿す）が手島堵庵の門を叩いて大いに心學の趣旨に共鳴し、堵庵の道徳に感じて教を受け遂に斯學の蘊奥を極めて堵庵門下の高足となり江戸に下つて寛政三年神田相生町に現今の參前舎の起原たる心學講舎を開く。時宛も樂翁公が銳意勤儉風俗矯正に際せし故、町家は云ふに及ばず旗本諸侯迄心學に歸依する者多く心學の江戸に於る開拓、更に江戸より關東東北に或は中國山陰に迄擴るの盛大を來さしめたは、梅巖堵庵と共に心學建設の三偉人とも云ふべき士の在りし故。この學道二に至つて「心學」の名を以つて呼ばれるに至り漸次に普及せられて一世を風靡し天明年間から寛政年間に涉つて日本全國至る所に心學講舎の設け無き所無く講舎の數實に二百餘の多きに上るの旺盛を極めたのである。而して我大阪南區に存在する「心學明誠舎」も實にこの絶頂期に於て創設せられ、町人の都大阪に於ける有力な庶民教育徳育機關として百數十年が間商都大阪の商業道徳の維持に町人精神の宣揚に延いては今日の如き大大阪の發達に貢献し與つて大いに力ありしものである。心學明誠舎は天明五年乙巳九月井上宗甫（屋號三木屋太兵衛）が手島堵庵を師として心學を學んで南船場飾屋町の自邸の一部を開放して心學道場とし、屢々堵庵の來講を乞ひ斯道の普及に力め堵庵より明誠舎の號を授けられ道場の名とするに始まる。後井上宗甫は益々切磋琢磨の功を積み學成つて後は隱居して専心普及

に勤め道の爲に奔走したから、大阪に於る心學は漸く普及し宗甫は遂に尼ヶ崎の藩侯に招かれ心學の教義を講演し大いに感動せしむるが如き迄に至つた。天明五年明誠舎の創立から約二年を経て天明七年に至つて宗甫の學友にして名を榮富、呼び名を善左衛門と稱して元と京五條に住み學

御高札之旨



第六十三圖 大阪商史學研究所藏

を塔庵に得た中山甫門が大阪天滿に移り住んで天明七年夏天滿に恭寛舎、寛政元年玉造に敦厚舎を設立して大いに社會教育に力を盡したので、好學の徒次第に増し講舎に不足を告げたので阿波座に靜安舎、富島に倚衡舎、北船場に協恭舎、平野町に信成舎等設けられ是に明誠恭寛敦厚の三舎を加へて當時大阪に七舎の心學教育の道場を有した。各講舎には皆五人乃至八人の都講と稱する世話人があつて講義事務の事に當り、殊に明誠舎に於ては手島塔庵の心學の心得に關しての書牘

並に富岡以直の十五ヶ條の定書の意を體する事を怠らず、各所在地附近の人々を集めて心學教育に従つたのである。かくて曩に井上宗甫の明誠舎あり今又甫門の心學舎あり彼等は何れも手島塔庵門下の故に互に親交提携して當時の町人に對する社會教育に力を盡したのであつた。以下心學明誠舎沿革の概要を「心學明誠舎の起源」より轉載して述べる事とする。

心學明誠舎沿革

一明誠舎の號は

手島塔庵先生所命而天明五年乙巳九月、浪速南船場飾屋町心齋橋、三木屋太兵衛宅に始而賜之乃右宅に於而數年會補仕居候事。

一寛政四年壬子五月同船場金田町大和屋利助殿所持之屋敷、表口四間一尺、裏口二十間有之處、銀八貫八百目に買受乃會補場新建右明誠舎之號を移し申候事。

顧ふに寛政四年まで、飾屋町井上宗甫の邸宅其一部を開放して以て研究の道場に充て心學道話の道場となし來りしが住家の構造は一般に衆を容るゝに便利ならず、故に其當時の會中協議の結果、前記の金田町(今の博勞町)に當明誠舎を新築す可き適當の敷地を發見し、其所有者と折衝數度を重ね、前記の如く其當時の價格を以て買收し、直ちに新築工事を施し土木功成りて、井上宗甫より明誠舎の號を移せり、是れ即ち天明五年の創設より七年を経て、寛政四年始めて心學明誠舎の道場として新に新築せしものなりとす。

一文化九年壬申五月、右會補場狭小にて所々破損出來候間、又々棟宇を寛大に致し再建仕候所九月に及而落成、同月吉日を擇み京都洪水上河先生を請待仕、開筵之儀式相濟候事。

之に依つて考ふれば寛政四年、明誠舎の講舎を新築せしより好學の徒日に多きを加へ、従つて自然講舎の狹隘を感じるに至り、且つ寛政四年の新築工事より約二十箇年經過の事とて家屋の所々に破損を生ぜし爲め其當時の都講及び會中は協議を重ね、講舎の再建に一決して前記の如く文化九年五月土木の工を起し九月に至りて落成し、依つて京都より上河洪水先生を招聘し、以て一場の講話を請ひ開筵式を舉行せしものなり。

一文久三年癸亥十一月延燒之節、當舎焼失候處元治二年乙丑從四月再建之發起に付、新古社友方御寄納に相成候段各自宅に而相記置候事。

一同年八月に及而落成、吉日を擇び開筵の儀式相濟候事。

文久三年の出火は、世に所謂船場大火にして一度新町附近の民家より火を失して折柄の西風に煽がれ、火勢頗る猛烈を極め遂に東は玉造まで延燒し、燒失家屋幾千戸を數ふるに至り之が損害も亦莫大なるものとす我が明誠舎も亦其火災を免るゝ能はず、遂に燒失せしを以て、舎中協議再築に一決し舎中各自に應分の寄附をなし、元治二年四月土木工を起し同年八月に及びて落成し以て開筵の式を舉げしものなりとす。

一明治維新に際し、府下各區に小學校を開設せらるゝに付、明誠舎を假學校に使用せられしを以て、其後終に金田小學校に相成候事。

一明治十四年六月、大阪南區長堀橋筋一丁目豊田作次郎殿の地所借請、新築致し同年十一月落成、吉日を撰み開筵之儀式を營み月々説教相勤候事。

顧ふに明治五年は小學校令の發布ありし年なり、故に我が大阪市内各區に、小學校を開設せらるゝに當り、市内各區に適當の校舎無き爲めの故に、舎中協議の結果、明誠舎を假り校舎として提供したり、故に爾來金田小學校と稱するに至りぬ。

右の始末に依り忽ち毎月並道話の席場、並に會補の場所無き爲めの故に、舎中一同協議の上、各舎中輪番に自宅の一部を開放し、以て毎月道話を勤め會補の席を開きて、内は専ら斯道の研究怠らず、外は心學教育に力を盡せしなり、然れども一般市民の住家は、其構造よりして講舎の如く衆を容るゝに便利ならず、故に舎中會合度び毎に、當明誠舎設置の場所並に明誠舎の講舎となす可き家屋、かねて物色中の所、時恰も其當時の講師岡本孝道翁の親交ありし、當時の堺縣令税所篤氏、他府縣に轉任せらるゝに當り、其住家不用に歸せしを以て、岡本孝道翁は税所氏に、右家屋譲り受けの議を入る、氏も亦欣然之を諾せしを以て直ちに其家屋を買收し、之を堺より運搬し、以て現在の場所に新築せしものなり

之即ち今の明誠舎の講堂となす、時は明治十四年六月の事なりとす。

即ち明誠舎は、其講堂として寛政四年其當時の金田町、今の博勞町に新築工事を起し工竣りて井上宗甫より、明誠舎の號を移し爾來約八十年間、同所に於て毎月道話並に會補の席相開き來りしが、明治五年小學校令の發布と共に、當明誠舎を小學校の校舎に提供せしより十箇年間、舎中毎月輪番に各自の住宅を開放して其用途に當て來りしが前記の如く明治十四年に現在の敷地に其講堂を新築し、以て明誠舎の號を移せしものなり。

一明治三十七年、舎員豊田字左衛門氏の發議に依り南區下寺町大蓮寺境内の墓地を選定し、石田梅巖先生、手島堵庵先生、岡本孝道先生の石碑三基を建立し竣工以て除幕式を行ひたり。

一、明治三十七年八月十七日、舎中一同合議の結果、今日の思想界に益々心學教育の必要を感ずると共に、當明誠舎の基礎を確定せんと欲し、民法の規定に従ひ定款を制定し心學明誠舎を、無限責任社団法人組織と爲すことを議決し、講師山田俊卿氏、同大矢尙賢氏、の二氏を以て之が設立總代に選定し右二氏の名を以て、左の如き法人設立認可申請書を時の内務大臣に提出したり。

法人設立認可申請書

大阪市南區長堀橋筋一丁目百六十九番屋敷

心學明誠舎

右今般心學明誠舎ヲ設立シ設立者ニ於テ別冊ノ通り定款議定致シ以來弘ク有志者ノ入舎ヲ許諾シ實施仕度候處當舎事業ハ民法第三十四條ニ該當シタル社団法人ト存候間同法第三十七條ニ因リ右議定ノ定款相添へ差出候ニ付設立御許可被成下度此段申請候也

明治三十七年八月十七日

大阪市南區逢阪上之町千四百四十二番屋敷

總代 山田俊卿

大阪市東區博勞町一丁目八十八番屋敷
大 矢 尙 賢

内務大臣子爵芳川顯正殿

一明治三十八年三月二十日に至り、内務省令三七阪戊一八三號を以て、左の如く許可を得たり。

大阪市南區長堀橋筋一丁目百六十九番屋敷
社團法人心學明誠舍設立總代

山 田 俊 卿
外 一 名

一明治三十七年八月十七日社團法人心學明誠舍設立ノ件
右民法第三十四條ニ依リ許可ス

内務大臣 子爵 芳 川 顯 正
文部大臣 久 保 田 讓

心學明誠舍定款大意

第一章

其第一條ニ曰

本舍ハ故石田梅巖先生ノ遺教ヲ遵奉スル有志同盟設立スルモノニシテ専ラ心學知性ノ學ヲ研究シ廣ク衆人ニ對シ人倫ノ大道ヲ説キ善行ヲ獎メ汚風ヲ矯メ各天職ヲ守ラシムルヲ以テ目的トス。(二條略)

其第三條曰

本舍ノ存立期ハ永久無限トス

第二章 本舍ノ要旨

其第四條曰

本舍目的ノ意義ヲ推擴スレバ其要旨左ノ如シ

一斯道ノ要旨ハ人々固有ノ本性ヲ知り天賦ノ良能ヲ全フシ以テ安心立命ノ地ニ至ルニアリ

二修身齊家ノ旨ニヨリ職業ヲ勵ミ節儉ヲ守リ奢侈遊惰ノ弊ヲ矯メ利用厚生ノ法ヲ講ズベシ

三私慾ヲ戒メ公德ヲ重ンジ慈善ノ行爲ヲ獎勵シテ國家ノ福祉ヲ増進センコトヲ勉ムベシ。(以下條項略)

以上記述する所は、心學明誠舍の起源より法人組織に至るまでの經過とす、即ち學祖梅巖先生が、斯道の教義を提けて天下に唱道せられしより、約百七十四年、明誠舍の創立より百二十一年を経て、始めて無限責任社團法人組織となれり今や社團法人設立の許可に依り、心學明誠舍の基礎は茲に確定し、學祖梅巖先生の偉徳は其遺教と共に、永く後世に榮えて一般邦人の胸中に、誠實の花開き、忠孝の實を結びて我が國道德思想界に裨益すること蓋し鮮少にあらざる可し、是れ全く明誠舍に於ける先覺者即ち地下先輩諸氏の力に依らずんばある可からず。

而して右第四條、第一項の精神は心學知性の研究より進みて、各自天賦の良能を全ふし以て安心立命の地に至らしむ、即ち自己に對する務めを説きて、其道德を示し、第二項の精神は奢侈遊惰の弊を除去し、其職業に力め儉約を守らしめ利用厚生之法に依りて、修身齊家に至らしむ、即ち家に對する務めを示して以て家に對する道德を説き、第三項は其私慾を戒めて公德を守らしめ、慈善の行ひを獎勵し以て國家の福祉増進に心を寄せしむ、即ち人道に對する務めを示して國家に對する道德を説きたるものなり、語は極めて簡にして意は至りて深しと云ふ可きなり。

社團法人心學明誠舍は、深く教育勸語、成申詔書の御聖旨を奉體し、定款第四條の精神に則り、内は以て舍の事務を整理し其研究に力め、外は以て斯道の教育に力を盡しつゝあり。

一明治三十九年會員豐浦包松氏は、文天祥の忠孝大小の二版本、施印版本全部、並に梅巖手島兩先生の肖像掛物等は、本舍を創立せし井上宗甫の玄孫、井上太兵衛氏の土藏二階に保存しあるを知りて、是れを明誠舍へ寄附の議を同氏に

申込みでは如何との事を理事會に申出らるゝや、講師山田俊卿翁並に豊田宇左衛門氏等は大に悦び、忽ち是が寄附の議を豊浦氏を介して、井上氏に容れしむ、井上氏は早速快諾せられしを以て前記の諸品悉く、明誠舎へ寄贈の義を了したり。

是れ全く豊浦氏の斯道の研究に熱心なる思慮と、井上氏が、其祖宗市氏の遺志繼紹の厚意に外ならず、故に右の如く寄贈を受けたる明誠舎は、兩氏の厚意を永く相忘れざるものとす。

一明治四十三年八月、講師山田俊卿翁を介して文部省の許可を得、日本全國の高等學校より大學校に至るまで、六十有餘校へ文天忠孝の摺物に表装を施し、是を雙幅に仕立て、箱入れとして其寄贈を終了したり。

一明治四十四年、市内電車界筋線の敷設に際し本舎講堂の附屬家屋の新築工事を起し同四十五年、即ち大正元年に至りて落成せり。

從來心學明誠舎は、教義の發展と共に講堂及び其他是れに對する、附屬家屋の狹隘を感じ且つ路次内にありて一見街路よりしても、其心學明誠舎と記せる、掛額によりて所在を知るの有様なりしが故に是れが増築の件につき、かねて理事會に於て工夫を凝らし來りしが時恰も、市電界筋線の敷設に際し、道路幅擴張せらるゝに當り、舍員豊田宇左衛門氏の意見に基き同氏所有宅地、路次口表の家屋一戸を取り除き、本舎の區域を取擴め以て表門並に高塀、現在の附屬家屋を増築せしもの即ち是れなりとす。

右増築の結果に依り。内部は優に三四百の聴衆を入るゝに足り、外部は道路の人も一見して、心學明誠舎なるを知るに至れり。

一因に明誠舎の宅地全部は、舍員豊田氏の所有なりとす、其始め所有權の同氏に移るまでは、毎月本舎より其所有者に借地料を支拂ひ來りしが、明治四十年十一月同氏の所有に歸せしより、爾來全部の宅地無料にして、心學教義の爲めに提供し以て今日に及びしものなり。

一大正二年三月、講師山田俊卿翁、並に舍員豊田宇左衛門氏等は、學祖梅巖先生、御誕生地の遺蹟湮滅せん事を恐れ、

其郷里丹波國南桑田郡東掛村、石田勇次郎氏祖先累代の墓地へ、記念碑建立の議を理事會に提出せらるゝ依つて同會の決議を経て直ちに右建立の工を起し、名づけて彰徳碑と云ふ、又同氏邸宅の一部に、家屋を新築し平素に於ても、先生の遺墨を陳列し、常に先生の遺徳を慕ひ來る者をして、自由に拜觀を得しめ以て其遺教を偲ばしむるに便にせり、大正四年九月二十三日、工竣りて是れが落成式を舉行す、明誠舎より舍員一同參列したり。

(因に石田勇次郎氏は其家の裔孫なりとす)

一大正四年、舍員豊田氏の發議に基き、本舎の副事業として、心學修三會なるものを組織し、退校後の小學校兒女を收容し、讀書、習字、珠算の三課を授く、かたはら修身訓話、忠孝人倫の道を説話せり。

一大正六年秋、聖上陛下兵を江州の野に御統監あらせ給ふや、聖恩枯骨に濕ひ先哲に對せられ、御贈位の榮典を垂れさせ給ふ學祖梅巖先生も亦與る、茲に於て大正七年二月十五日、南桑田郡地方有志の人々、發起者となりて、其誕生地に於て是れが奉告祭を行ふや、講師山田俊卿翁の著、心學起源の小冊子を記念として、參列者一同に配付せり、大阪明誠舎より舍員參列したり。

一同七年四月二十四日、右奉告祭を明誠舎に舉行せらるゝや、講師山田氏の著心學起源並に山本氏著、大正心學國民道徳と題する小冊子を記念として、參列者一同に配付せり。

一同年十月十日、和歌山市本町四丁目、修敬舎に於て、修敬舎舍中の人々同奉告祭を執行せらるゝに當り、大阪明誠舎舍員、豊田氏の著心學道歌百首と題する、小冊子を同記念として參列者一同に配付したり。

四心學明誠舎年中行事

一本舎は去んぬる明治三十八年、社団法人組織の許可を得しより、爾來毎年四月二十四日定款の規定に依り總集會を開き、年中行事の有様と會計決算の報告とを爲し、其書類を文部省並に大阪府廳に進達す、又三年間毎に役員の選舉を行ひ、其都度區裁判所へ届出をなす。

五春秋二季の法要

一本舎は學祖梅巖先生の遺教に對する謝恩の意味を以て、毎年四月二十四日、十月二十四日の春秋の兩度を期し、南區下寺町大蓮寺境内に建設しある、石碑に參拜し佛式による法要を營むを以て、恒例とす。なほ時には心學教義の儀式に則り其祭典を行ふ事あり、其順序左の如し。

- 儀注
- | | | | | | | | |
|-------|----|------|----|------|----|-------|----|
| 一、序 | 立 | 二、表 | 帳 | 三、上 | 香 | 四、參神 | 四拜 |
| 五、進饌 | 獻體 | 六、讀祝 | 再拜 | 七、侑食 | 再拜 | 八、垂 | 帳 |
| 九、說 | 遣 | 十、褰 | 帳 | 十一、撤 | 饌 | 十二、獻茶 | 再拜 |
| 十三、送神 | 四拜 | 十四、垂 | 帳 | 十五、禮 | 終 | | |

六心學道話開催日
一本舎は毎月左の日割順序に依り、心學道話を開催す、(但し一月と八月は休講)

- | | | | | | |
|------|----------|---|---|-----|--------|
| 明誠舎 | 六 | 七 | 八 | 三日間 | 暮早々より、 |
| 天滿支舎 | 廿一、廿二、廿三 | | | 三日間 | 暮早々より、 |

此の外地方有志の招聘に應ず

七本舎讀初式

一本舎は毎年一月十二日午後一時より、舎員一同明誠舎へ參集し、梅巖、堵庵、和庵三先生の肖像掛物、並に創設者宗甫氏の肖像等を床に祭り、其靈前に於て讀初式を行ふ其讀書日は左の如し。

- | | | | |
|--------|-----------|----------|----------|
| 一、教育勅語 | 二、梅巖先生知性論 | 三、手島先生本心 | 四、六論衍義大意 |
| 五、齊家論 | 六、富岡先生定書 | 七、會友大旨 | 八、定款第四條 |
- 右終りて舎員相互に、年始の禮を行ひ屠蘇酌み交はし、御鏡餅開きて雜煮を祝ひ午後五時頃散會す、誠に有意義の會合と云ふ可きなり。

八心學教育の目的

かくて梅巖を先驅者とせる心學は當時の慣しに背き町人、一般平民階級殊に町人の子弟婦女子の教化を重んじ、純朴質實の風地を掃へる時勢に適應せる人倫五常の道、報恩、服從、忍耐、温和を平易通俗に學者の如く小



圖四十六 第 藏所氏一野飯 授傳るかうもねか

六ヶ敷く學理等を主とせず事實談、比喻等を用ひ形式儀式張らず、講者も袴等を着用せず着流しの態にて男女の席は簾にて分つ等細微の末に至る迄の注意を拂つて窮屈がらさず心易く聞き得る様構へた故に欲求と平民の學問沙汰は偃武以來この方の故半ば好奇の心もあつて追々と大衆に迎へられた。故に京都を中心に慈音尼、道二等が盡力により江戸にも擴まり更に近畿中國山陰北陸關東奥羽に到る迄寛政元年既に全國に五十五ヶ所の講舎ありその後續々と各地方に設けられ、絶頂期には二百以上の數に上つた

のである。加之著述による宣傳も大に行はれ、家憲家訓の類ひさては延いて間接に尊徳の報徳に迄大なり小なり、感化を及ぼすあるを見るに至つてはその影響の如何に大なりしかを知り得るのである。しかるに一時如斯く榮え世道人心に訴ふる所多く裨益した心學も、茲に明治維新となり泰西外來思想の移入産業の發達による目まぐるしき時勢、世相、世態の推移轉變によつて世は功利のみ追ふに至つて心教に耳を藉さず、且は心學の繼承その人に乏しく又教化宣傳の方法よろしきを得ず、かの東西屋の漸次に影薄く今は僅に片僻の地に於てのみ之を見出し得る如く、あわたくし世人は今「耳」に於てよりも「眼」による感得、口よりも印刷による訴へに俟つ事が多くなつたので、舍に入つてその説教に聞き入る如き餘裕を欠くに至りしも一因とするか、現今に於ては心學舍も京都修正舍、大阪明誠舍、東京參前舍が公益社團法人の組織に改めて連綿存続するの外、京都に明倫舍、和歌山に修敬舍、廣島に敬信舍等十指に充たざる有様に陥つたのである。然し乍ら頽勢茲に至つたのは道そのものの罪でなくその心教の本義に至つては永久の眞理であり人類道德生活に意義價值あるものである故、布教の方法よろしきを得たならば昔時程には行かずとも再び一部時代精神を導く事が出来る事と思ふ。長堀橋街鐵路を南へ東側、南區長堀橋筋一丁目十番地）心學明誠舍にあつては前記規定の通り一八兩月を除いて毎月六七八の三日間點燈時より道話あり、聽講者、舍員は重に老年の仁にして商家の人々多く約五十名、守川清二郎氏が永續して居る。講師が五六名あつて始め鳩翁道話より始めて手引をなし問を出して答を求め五倫五常を根本とし忠孝を説く事とす。外に副事業として心學修三會あつて讀、書、算を尋常四五年

から高等一二年生位のものに教へ、大正十五年二月から時に幻燈寫眞を用て修身を説き百五十名より多き時には二百名に及ぶ。天滿支所は天神橋筋石ノ鳥居南へ入る笠谷氏方に設けられ一、七、八月は休講毎月二十一、二、三の三日間暮早々から道話がある。そは豊田宇左衛門氏の借家を利用せられしもので中山甫門の設立にかゝる恭寛舍の廢滅を惜んでその意思繼紹の意を含めて設けられたもので、現今大阪に於る心學明誠舍が時に盛衰ありと雖創立以來綿々として、持續せられて今日に及び得たのは全く、明誠舍に於ける先覺者の賜は勿論先代豊田宇平治氏、現代宇左衛門氏等の道に篤き人士の力に依る事大である。商都大阪の中央に周圍の騷鬪に孤然として純精神的なる存在であり一沫の古風味を邊りに漾せる吾が『心學明誠舍』の建物を標牌を見出し得るはなる歡びでもあり大阪の南區の誇りである。

坤、泊園書院

心學が主として中層階級以下の一般民衆、町人階級老幼婦女等の教化に努めしに對して、他方儒教そのものの攷學によつて、商都大阪の文化的品格は保持せられ、文教の興隆は致されたのであつた。南區の文物として「心學明誠舍」を述べたものは更に筆を轉じて儒教—徂徠學、古文辭學の旗幟を掲げ、南區の地に在つて南區を中心として廣く大阪の漢學界、文教、町人の精神的教養に貢獻寄與する所不尠りし「泊園書院」に就き叙述を進めねばならないのである。が序言的に泊園書院創立せらるゝに至る迄の及び創設せられたる當時に於る、大阪儒學界の消長狀勢につき

一瞥的視野の展望を試みるべき必要が存する。藤原惺窩出で、薩摩の文之和尙と相前後して程朱學を唱へ、夫迄公家或は禪宗五山の僧侶の獨占の有様であつた漢文學が、儒者と稱する特別研究者によつて講學上自由の天地が開拓せらるゝに至り、徳川幕府の文物獎勵によつて儒者彬々として輩出し文藝復興の時代が現出するに至つた。近世儒學の祖先驅者一代の儒宗、惺窩の門に學んだ林羅山は、博洽の才識を以て惺窩と共に家康に登用されて、その唱導する程朱學は幕府が治國平天下、經國濟民の典據として政教の基とし官學を以て遇したので、この儒林の二大家を魁とし石川丈山、朝山意林庵、松永尺五、那波活所、谷時中、野中兼山、中江藤樹、林鷺峯、山崎闇齋、熊澤蕃山、山鹿素行、木下順庵、伊藤仁齋、貝原益軒、五井持軒、三宅石庵、淺見綱齋、安積澹泊、新井白石、物徂徠、雨森執齋、伊東東涯、祇園南海、佐久間象山、渡邊華山、吉田松蔭、賴山陽等の儒者が徳川時代に出づるに至つたのである。國學に於ては隱士下河邊長流と圓珠庵の僧契沖の二先覺者を有し新學風を興し範を天下に示した大阪も、儒學に至つては江戸、京に於る近世儒學の發達よりして百餘年を遅れて漸く其端を發するに至つたのであるが大阪が實力ある大商都となれるに不拘、文化移入の遅かつたのは從來學問は公家僧侶醫者の手に委し商都として文物と没交渉の生活範圍にあつて文化的缺乏につき不足の感なき時代なりしが故であつたが寛文延寶に至つて國儒共に其發端を持つに至つたのは大阪の商業益々繁榮の域に入り都市として充實し來り一方案内記の様な出版も生じ單に商業のみを以て生活の全部となす状態に満足し得ず進んで文化的要素を求むるに至つたからであつて大阪の儒學は前述五井持軒、三宅石庵が相次いでこの地

に學を講ずるに至つてから徳川幕府時代を通じ學派こそ異れ幾多の學者茲に起りこゝに來つて文物を隆盛ならしめ風教を作興し品位を維持せしめたのである。しかし大阪に在つて儒學を説いたのは持軒、石庵が最初と云ふ譯では無く大隅の人文之和尙に學を受けた如竹散人が最初の人で、大阪に於る從學者も多かつたのであるが、幾許も無くして國に歸つて門流傳はるに至らず又松江の人で林羅山の門に遊んだ一井鳳梧も大阪に來つて學を授け門弟千餘に上り甚だ盛であつたが其後を繼ぐ者は出でなかつた。其他古林見宜、北山壽安等の儒醫等あつて儒學を授けし點より見れば既に寛永年間から大阪人にして向學求道の士もあつたのであるが適當なる後繼者を得るに至らず又後代に於ける儒學に大した影響寄與も無かつたのである。かく大阪儒學の先驅者も二三無いではなかつたが眞實大阪儒學の祖開拓者と稱すべきは、寛永十八年大阪に生れ京に出で、伊藤仁齋、中村惕齋に學び享保六年八十一才で歿する迄五十年間孜々學、庸、論、孟の四書の授業を専らし延いて懷徳堂學舎設けらるゝに至る氣運を導いた五井持軒と、次いで來阪し有志の協力に依つて維新前大阪唯一の學問所であつた懷徳堂を創立し懷徳堂と命名し最初の學主となつた三宅石庵（號萬年、寛文五年生享保十五年歿）の二人であつた。而も持軒の子蘭洲出で、懷徳書院に石庵の助教となり二十餘年間教授の中堅となつて儒學の發達に進展を興へ更に蘭洲の學友であり持軒の門に入つて四書を學び幕府の有志と會して赤誠を披瀝して懷徳堂に對する官許と補助を乞ひその結果幕府は命を大阪奉行所に傳へ懷徳堂を大阪學問所に指定し敷地を下附するに至り京師より請ぜる三宅石庵を推して學主とし彼の歿後自らも第二代の學主となり懷徳堂を大阪の學問の中

心となす基礎を拓いた播州龍野の人中井登庵、並にその子で五井蘭洲に業を享けた竹山(享保十七年生、文化元年歿)が石庵の子春樓の後を享けて學主となり、次いで弟履軒出で當時弛緩した懷德堂の學風を興して校規を緊張せしめ講筵の盛なる前後比無からしめ蘭洲と相次いで懷德堂中興の士となる。かうして大阪に於る儒教は充分の發達を遂げ、隆盛の域に達するを得たのである。この懷德堂は竹山の子蕉園、弟履軒、子碩果桐園を経て最後の教授碩果の姪、並河寒泉に至り明治二年一と度び廢校に至る迄、享保九年大阪に於る前後無比の大火ありし翌々月五月獨立自尊の意氣に燃ゆる大阪町人の篤志者の資により設立せられてより爾來凡百五十年間大阪儒學の中心となり幾多の俊才を生み學界の權威となり江戸の昌平齋と對峙併立して教學史上重要な地位を占め文教振興維持の効果を收め實用を重んじ自由なる學風の許に飽迄も町人階級に適應せる學を施して商人の都大阪に偉大なる精神的感化影響を與へたのである。懷德堂は幕府の官學たる朱子學を以つてその教義とし爲に幕府より大阪學問所と指定せらるゝに至つたのであるが他方程朱の懷德堂に對して、山鹿素行に出で伊藤仁齋東涯之を繼ぐ古學、轉じて物徂徠(名雙松、字茂卿、幼名傳二郎、通俗總右衛門、姓物部、荻生氏寛文六年生)の古文辭學の提唱せられたのを奉ずる一派及び之を中心とせる詩文家の會盟混沌詩社の文學が一時旺盛を極めたのである。官學たる朱子學に對して大阪に徂徠の復古的古文辭學護園學を移入せし學者は岸和田藩士であり江戸藩邸にあつて當時江戸に盛んなる古文辭學を徂徠に享け後延享二年大阪に來つて徂徠學を教授した菅甘谷である。

勿論大阪に於る徂徠學は甘谷を最初とする譯でなく、江戸の菅沼東郭なる矢張り徂徠の門人が大阪に來つて教授したのであるが甘谷は延寶二年より寶曆十四年七十四歳で歿する迄孜々飽まず阪地に二十年間教授をなしたからその門から藤川東園、紘合斗南、葛子琴、橋本樂郊(子琴の兄)田中鳴門、岡魯庵等出で藤川東園の門に中山城山(一説城山は斗南の子張庵の門となす)あり而して泊園書院の創始者藤澤東咳は城山の門下であるから甘谷が大阪に移植した護園學は今に大阪に傳はり綿々絶へずと云ふべきである。しかも橋本樂郊の門弟に篠崎三島がありその學が子小竹に傳つて梅花社となり又一方混沌社の盟主片山北海は京の宇野明霞の門人であり明霞は特に徂徠の古文辭學に傾倒せし人であるからその門の北海亦徂徠學派の一人と見るを得るから菅甘谷の大阪への徂徠學の移入、その懷德堂の朱子學と相對峙しての教授により徂徠學は一分野をなして榮え混沌詩社、梅花社、泊園書院を生むに至つたのである。徳川幕府の允許指定に依る懷德堂が官學たる朱子學派の書を用ひて教授せるに對し、當時大阪に於る他の儒學研究の盟社は純私立であり民間學舎であつて、而も官學たる程朱學或は陽明學も形式に趨くものとして之に飽足らず孔孟の古へに還るべしとなす復古的古文辭學を奉ずる徂徠學派なりしも意味ある現象となすべく混沌社は越後の人片山北海を會主北斗とし系統を菅甘谷より曳く。伊豫人篠崎三島、田中鳴門、岡白洲、葛子琴等儒者、醫者、國學者、幕吏、商人等大阪在住の各種階級の者二十名を算し、之に時に若かりし頃の古賀精里、柴野栗山、尾藤三洲、山陽の父頼春水等の衆星之に向ひ寶曆明和安永の頃を最盛とし懷德堂の竹山履軒等の活躍と共に大阪儒學の黄金時代を現出したのであるが天明

以後盟友等の死歿老衰等によつて文化文政頃には消滅するに至り、懷徳堂も文化以後は衰頹の状態に陥つたのであるが懷徳堂混沌社の頽勢期に於て大阪儒學の爲萬丈の氣を吐けるは混沌社と同じく徂徠派の説を採り混沌社會友たる篠崎三島の遺鉢を繼いでその養子醫加藤氏の出なる、貞和先生篠崎小竹の創立せる梅花社であつて宋學を以つて梅花社に教授し詩學を以つて特に著れたのであつた。

天保弘化前後に至つては廣瀬淡窓の弟吉甫、旭莊、篠崎小竹の女婿後藤松蔭の塾、刻苦精勵陽明學の蘊奥を極め大正に至つて洗心洞文庫をその學徳を仰ぐ人達により創立せしむる程の影響を與へた町奉行の與力中齋大鹽平八郎の洗心洞家塾等あつて各々儒學を教授するところあつたが大鹽中齋の天保八年の亂に憤死するあり何れも永續するに至らず獨りこの間に在つて菅甘谷の系統を繼ぎ徂徠學を奉じて大に古文辭學の復興を唱導した藤澤東咳の創立する所の泊園書院の存するあつて混沌社絶え、梅花社廢絶し懷徳堂亦衰微せるの時浪華の學風を振興し嶄然一頭地を抽んで南岳之を繼承する事によつて幕末大阪儒學界沈滯の氣に漾ふ裡克く維新を經明治大正に涉り學風を維持し盛況を持続するを得次で黄坡氏の今日に至る迄綿々絶えざる刺戟影響を大阪精神的文化に與へ今や猶復活せる懷徳堂洗心洞文庫及「心學明誠舎」と共に混濁せる餘りにも商業主義横溢の大阪に物堅き精神的文化の建設商人道德の作興、氣品、品格の向上の爲に貢献しつゝあるのである。今日南區の一劃に毅然として存在する泊園書院が藤澤家學の塾として藤澤東咳翁に依つて創設せらるゝ端を發したのは文政八年に始まる。現院長黄坡氏の祖父東咳翁名は甫、字元發寛政

六年讃岐國安原に藩士として生れ中山城山に従つて徂徠學を受け十八才にして高松片原町で讀書を教へたが文政元年長崎に遊學し文政七年三十一才の時大阪に來つて淡路町御靈筋に住んで讀書を教へたが翌文政八年塾を開いて護園の學を傳へ師より與へられた自己の號泊園を冠して泊園塾と稱し勤王の志篤く徂徠學派の經書を講じ、次いで瓦町二丁目に移り門人堀田友爾、妹尾謙三郎等の補佐に依り塾規大いに擧るに至つたが元治元年七十一才を以つて歿し子南岳家學を繼承して識見高邁、氣節自ら高く父東咳の後を享けて徂徠學派の蘊奥を究めて門弟の誘掖に努め南本町、若松町、東平野町五丁目等塾を移す事七度に及んだがその學徳を敬慕して來つて教を乞ふもの常に數百に及び在塾生のみにて百二三十名を數へ黄坡氏幼時の追憶に依れば通學生の如きは廊下に溢れて師の説に聽き入ると云ふが如き狀況であり、武士醫學の書生商家中名門の子弟も多く殊に父東咳が勤王忠誠の志深く維新王政復古の際にもその主腦部として活躍せし人々は東咳の孟子講説に感激し多くその門より出たのであるが南岳亦父に繼いで熱烈なる勤王精神に燃え明治戊辰の役に高松藩論順逆を誤つた時は黙止する能はず蹴起國に歸り幾度か危機身邊に迫るも屈せず能く東奔西走順逆を正し之を救つて數年の後大阪に歸つて泊園書院と改稱し再興したが聲譽愈々擧つて書院未曾有の盛況を呈したのである。かくて帝國大學南岳を招聘せんとした時も濟民慨世の翁は應ぜず市井に在つて維新前後學塾勢力無きの時泊園書院獨り大阪儒學の重鎮として上は勤王家の輩出より、當時町人にして文學を理解せるは殆んど泊園書院に學びし人なりと考へらるゝ迄に偉大なる影響を及ぼしたのである。論語彙纂、日本通史、修身新語、莊子纂疏、論戰新詠、自

警蒙求、探奇小録等幾多名著を述作し又赤誠を吐露して南北朝正潤を正して名分を明らかにする等世道人心に廣大なる感化影響を及ぼしその生彩變化多かりし生涯の幕を七十九才の高齡を以つて大正九年（二月二日）に閉ぢたのである。泊園書院は長子藤澤黄鶴によりて繼がれ次いで現院長藤澤黄坡（章次郎）氏に至り、豊田宇左衛門氏の設立した私立高等小學校の跡を借つて南區竹屋町の現校舎に移り漢文學の普及に努め藤澤家學の發揚に盡して居られるのであるが、朝廷藤澤氏の功績を嘉せられ

東咳に從四位南岳に從四位を追贈あらせられたのは如何に藤澤氏及泊園書院が幕末より明治に涉つて貢獻する所大なりしかを證するものでなければならぬ。今日猶漢學塾泊園書院は謹嚴なる現院長黄坡氏の全く献身的なる努力の許に武士道的品格を保つて漢學を基礎とせる特徴ある精神教育を行つて居る傍ら帝國在郷軍人會南區聯合分會長の要職にありて軍事功績者として陸軍大臣の表彰を受けたるのみならず關西大學の漢學の講座を擔任し一面各地に精神講話の爲め寧日なき有様なり。今次に書院の内規を得てその一斑を紹介する事としやう。

目的

本院ハ専ラ和漢ノ學ヲ授ケ知徳ヲ涵養シ進ンデ國家有用ノ人トナリ退テハ一郷ノ善士タルヲ失ハザラシメンコトヲ目的トス

第一條 本科修業年限ハ三ヶ年トシ別ニ研究科ヲ置ク研究科ハ本科卒業若クハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノ、爲メニ設ク

第二條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

一學年ヲ前期後期ノ二學期ニ分ツ即チ前學期ハ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル後學期ハ十月一日ヨリ翌年三月末日ニ至ル

第四條 本院ノ教授時數ハ毎週三十時トシテ各科目ノ配當及ビ各學事ノ課程ハ左ノ如シ

但シ夏季休業前後ヲ通シテ四週間ハ其教授時數ヲ毎週十八時トシ便宜各科目ニ配當スルモノトス

| 學科 | 學年 | 毎週 | |
|----|----------|------|-------|
| | | 教授日數 | 教授時數 |
| 修身 | 第一學年(程度) | 二 | 道徳ノ要領 |
| | 第二學年(程度) | 二 | 道徳ノ要領 |
| | 第三學年(程度) | 二 | 同上 |
| 漢文 | 第一學年(程度) | 一五 | 經書素讀 |
| | 第二學年(程度) | 一五 | 經書詩文集 |
| | 第三學年(程度) | 一五 | 同上 |
| 歴史 | 第一學年(程度) | 三 | 日本歴史 |
| | 第二學年(程度) | 三 | 東洋歴史 |
| | 第三學年(程度) | 三 | 西洋歴史 |
| 作文 | 第一學年(程度) | 三 | 假名交リ文 |
| | 第二學年(程度) | 三 | 假名交リ文 |
| | 第三學年(程度) | 三 | 漢文詩作 |
| 習字 | 第一學年(程度) | 三 | 楷書 |
| | 第二學年(程度) | 三 | 行書 |
| | 第三學年(程度) | 三 | 草書 |
| 體操 | 第一學年(程度) | 四 | 柔道擊劍 |
| | 第二學年(程度) | 四 | 同上 |
| | 第三學年(程度) | 四 | 同上 |
| 計 | | 三〇 | |

但シ一科若クハ數科ヲ選擇學習スルコトヲ得

第七條 入學資格ハ尋常小學校卒業若クハ同等以上ノ學力ヲ有スルモノニシテ年齢十三年以上ノモノトス

第二十條 本院ニハ寄宿舎ヲ附設ス

第二十一條 寄宿舎ノ定員ハ五十名トス

第二十二條 寄宿生ハ外泊ヲ許サズ但シ疾病又ハ止ムヲ得ザル事項ノ爲メ外泊ヲ要スルトキハ父兄後見人又ハ保證人ニ

於テ其事由及ビ日限ヲ具シテ院長ニ願出ヅベシ

かくて徳川期末葉以降に於て一は比較的上中流智識階級に對する學問所學塾として他は中下流一般庶民階級商人老幼婦女に對する神儒佛教等の缺陷を補ふ教化機關として兩々相應じて商人の都民衆の都大阪の社會的精神的教育機關として多大の影響感化を與へた『泊園書院』及『心學明誠舎』が何れも南大阪に在つた事、今は大阪の中心南區に存在して維前後大阪精神的文化の發祥を掌つた懷徳堂洗心洞塾等が或は廢絶し再興されしに對し之は兩者共連綿絶ゆる事なく大阪の社會民衆の精神的向上を圖り率以盡した貢獻の多大なりし事は吾人の大いなる矜持を感ぜざる能はざる所である。

主なる引用書

赤堀氏心學叢書

足立氏近世德育心學史要

柴田氏石門心學提要

瀧本博士通俗經濟文庫

同「心學に就て」(經濟一家言)

河野氏「心學の由來」(中央史壇)

圓谷氏我國資本家階級の發達と資本主義的精神

心學明誠舎の起源

久保學士近世儒學史

今井學士「大阪の國學及び儒學」(大阪文化史論)

磯野氏「浪華の和漢文學」(大阪と神戸)

大正大阪風土記

心學明誠舎佐藤寛九郎氏談話

泊園書院藤澤黄坡氏談話

〔飯野〕

第十二章 南區の風俗

北濱、遊賣^テ言^リ去^リ 南堀、戲場^ヲ買^テ笑^ハ過^ル 戲詩選浪華之風

「芝居は南、米市は北」と人口に膾炙されてゐるほど江南は芝居で立つてゐる。島之内風がともすれば粹好みであるのは、實にこの芝居が至大の感化を及ぼしてゐるからである。心もうき立つ役者の風姿は、直ぐに世俗を駈つてそれに眞似せしめる。流行はかくて生れ、難波の男も女も擧つてその渦中に投ず。なべて贅六は芝居が好きだつたらしい。久須美祐雋の浪華の風に、

戲場は殊の外繁昌する土地柄なり、是一體の風俗淫風なるゆへか、戲場は自ら繁昌し戲場繁昌するに依ては淫風もいよとあるほど。

これを結髪に就て見るも、どれ位太夫や役者が流行の根源だつたか判かる。

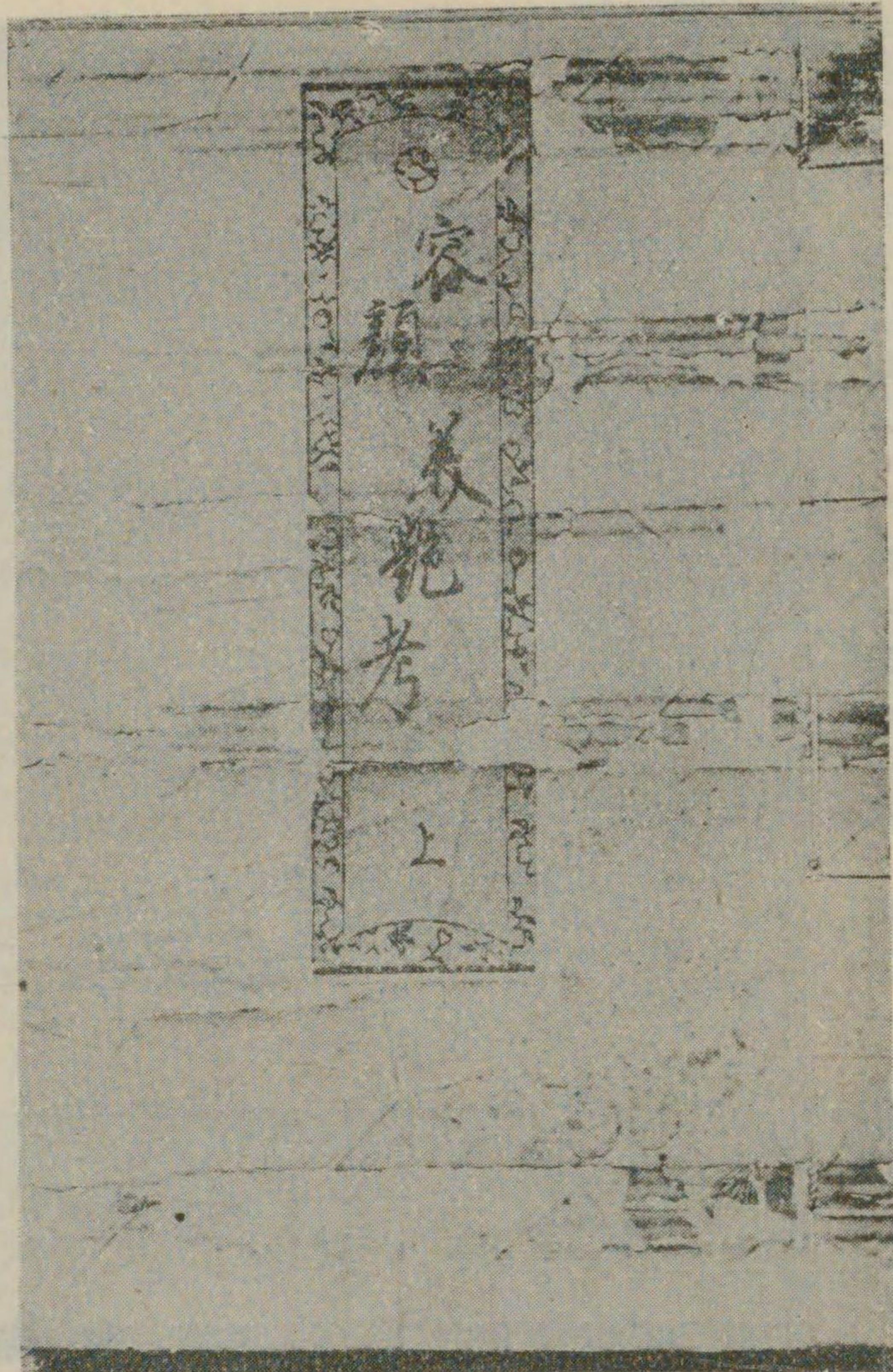
辰松風 男鬘

人形使辰松八郎兵衛が始めたもの。

元結をことごとくしく長く巻、月代の上の方へ高く上げ、曲^{わげ}の方をもつ立たる風あり、辰松は人形遣ひなれば、仰ぐに曲の方襟の中へ入て亂る故髪を高結^{ゆふ}也、此風頃日世間に行れて俯て業をなす者も、もつたて曲を好めり、俯ては常の曲も高く見ゆるなるに、ましてそらざまに結ひたる髪、見るだにもうたてありけり、頃年卑賤の輩好^レ之 世事談

文金風 男鬘

淨瑠璃語の宮古路豊後椽が始めたもの。



第百六十五圖 一 容美艶考 (紙表) 高尾彦四郎氏所藏

豊後ぶしの流弊次第に淫風に移り遊士俗人の風あらぬものに成行て髪も文金風とてわけの腰を突立、元結多く巻てまき髪とて、びんの毛を下より上へかきあげ、月代のかぎはにて巻込て結たり、衣類對たけの羽織を着、長き紐を先に小さく結び、下駄のはにかゝるやうにして、腰の物は落しざしにさし、懐手して駒下駄をはきて、市中をぶらりとあるきたり 賤の小手卷

勝山 女鬘

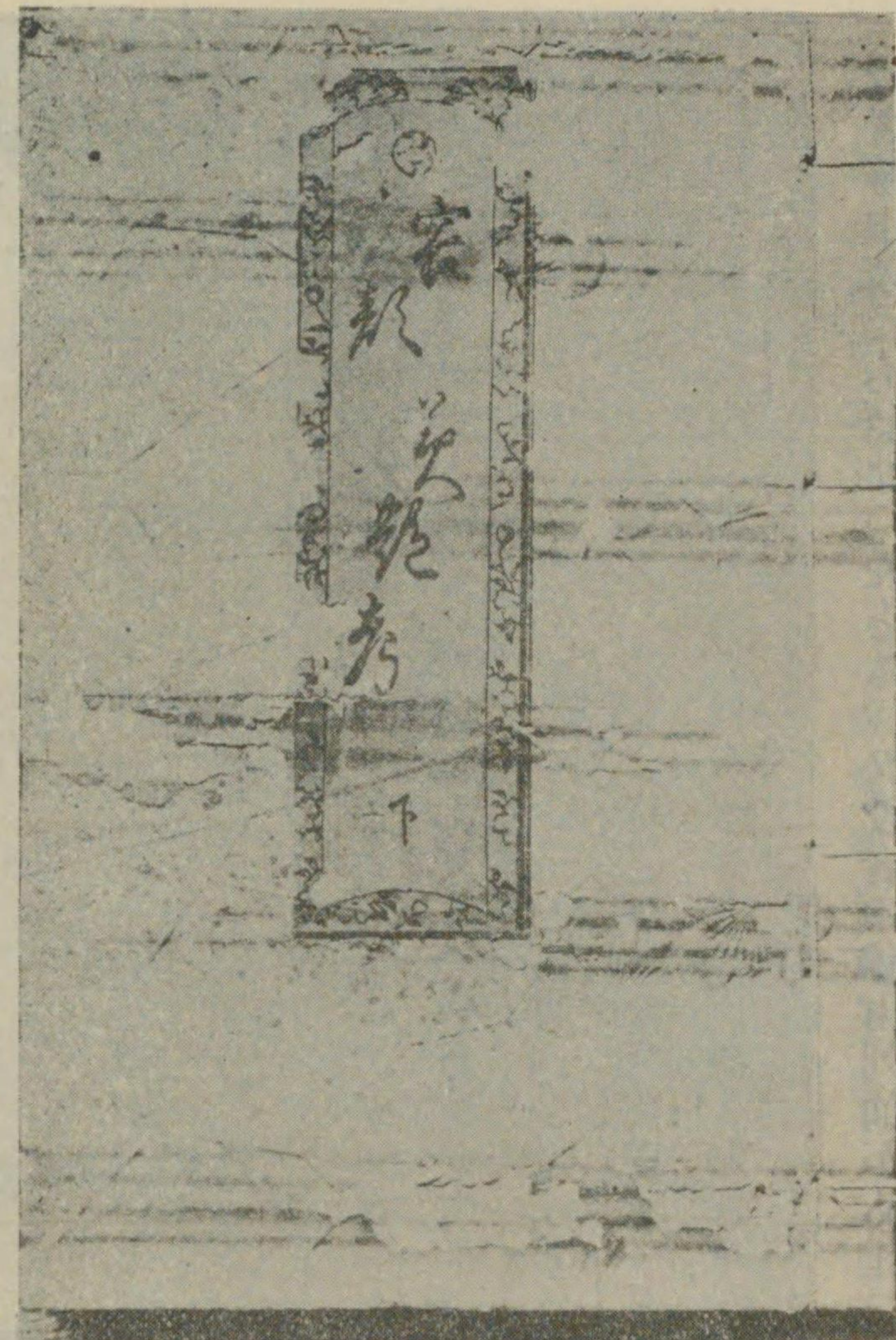
役者勝山湊から始まつたとも、又役者の勝山列仙から起つたとも云はる。鬘の巾が至つて狭く後にその巾を平たくしたのが現今の丸鬘である。

小萬島田 女鬘

奴の小萬と云ふ嵐璃寛の妾とも、又柳澤棋園の妾だつたとも傳へられる名代の女から始まる。

元來島田は細長いものであつたのを、それを極く縮め小さくして、くつきりとした島田を拵へる。

頭巾には竹田出雲から出た竹田頭巾「一つに大阪頭巾とも云はれる」獄門庄兵衛の役から來た

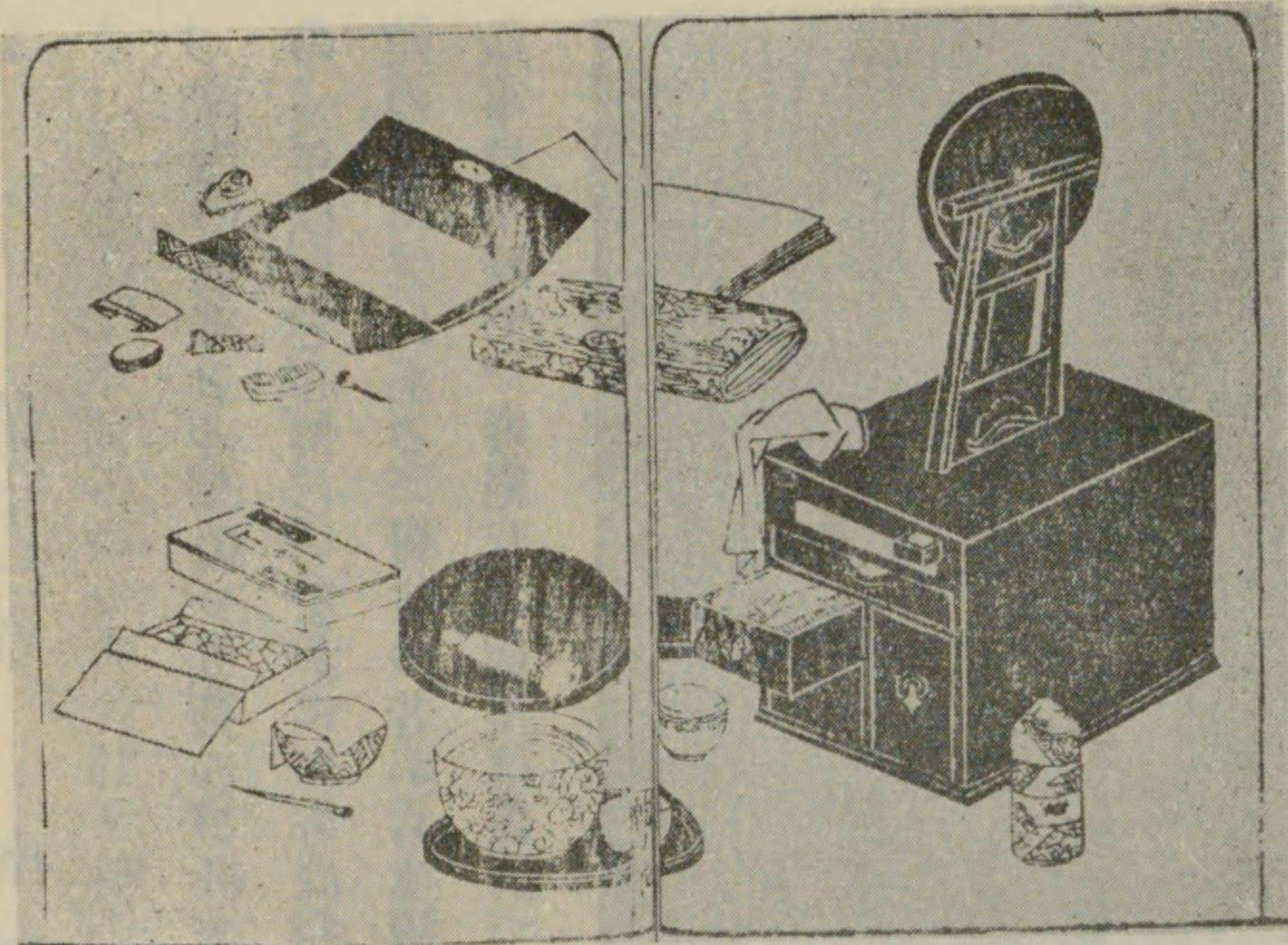


新同 二ノ圖五十六第

庄兵衛頭巾、中村富士郎の作る大明頭巾（一名おこそ頭巾と云ふ）があるし、帽子には萩野澤之丞から出た澤之丞帽子、瀬川秀之丞から來た瀬川帽子がある市松で知られてゐる模様は、有名な若衆佐野川市松に起り、嵐小六の小六染、瀬川路考の路考茶、嵐璃寛の璃寛茶、中村千彌の千彌染、いづれもその由來は役者の好尚に出づ。

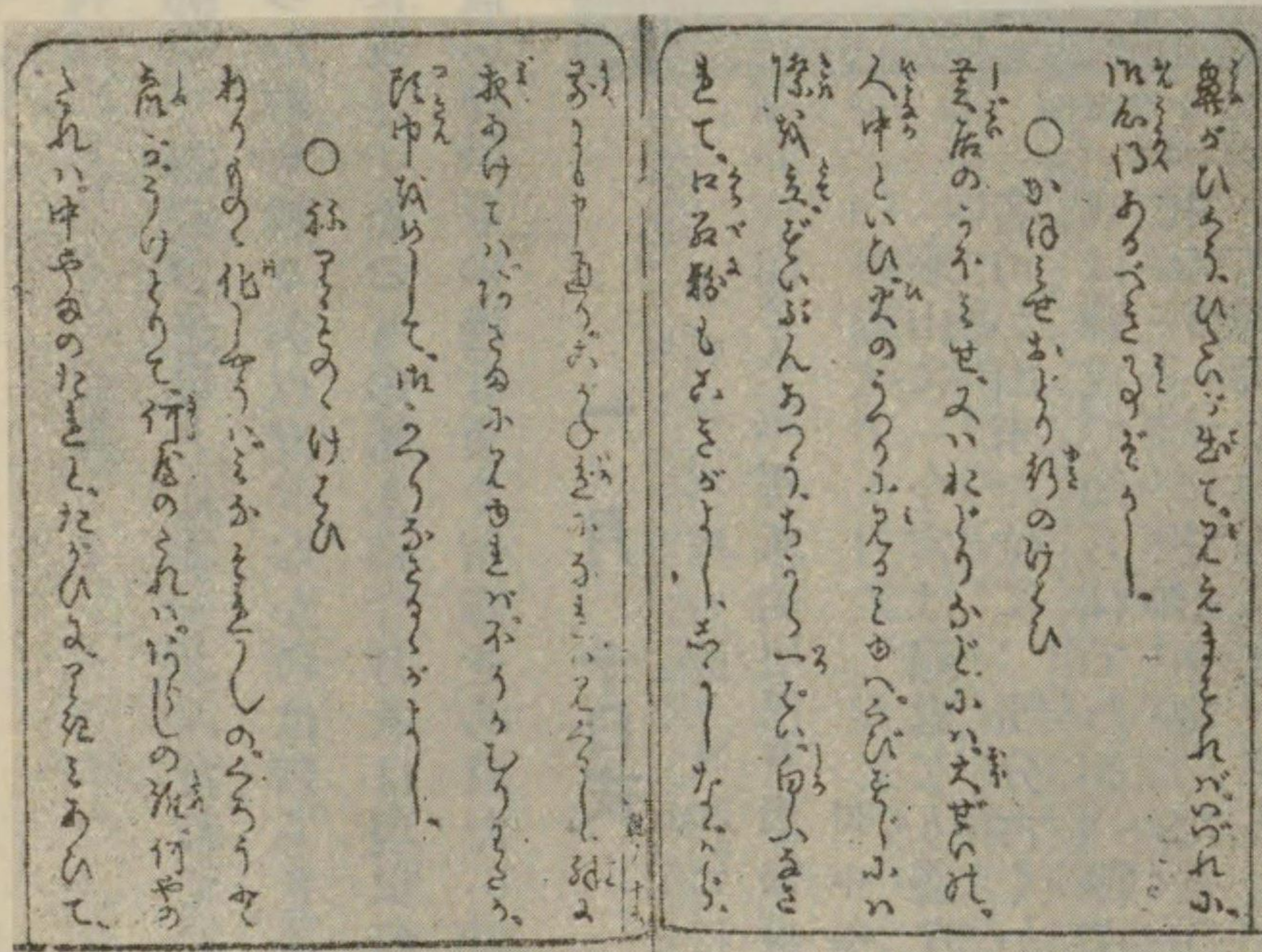
今でも上方は東より白粉を濃く塗る。西澤一鳳もずつと昔に「京江戸共一体に化粧は薄き方也大阪程化粧する所は他國にては珍らし」（皇都午睡）と看破つてゐる。實にこれも役者の化粧ぶりを摸倣してゐるからである。そして「白粉を塗るのは禮儀にたつなり」（女重寶記）と女のたしな

みにしてゐる。従つて化粧に關する研究では、古來一頭地を抜く。その隨一として並木正三の容顏美艷考（第六十五圖參照）を推す。正三は脚本作家の奇才として知らる。この人にこの好著があるの



藏所氏郎四彦尾高（繪師）考艶美顔容 三ノ圖五十六第

も、蓋し當然のこと、云ふべき。



藏所氏郎四彦尾高（事記）考艶美顔容 四ノ圖五十六第

〔今井〕

第十三章 南區の歳事

區内の歳事を書き綴つて見る。社寺、民家、廓中、商家、芝居と紅紫とりみだれて、げに江南の一年はいと心憎し。なかにはもはや泯びて行つたのも數々あれば、なかには新らしく興つて来たのも二三はある。難波の昔から連綿として今に及んでゐるものもある。月次は現に行はれてる歳事は新曆で、廢絶した歳事は舊曆で排列して置いた。その邊はよく留意せられたい。

一月 十日戎

春興昇妓疾如飛 醉挈竹枝敲廟扉
賽人數萬祈福 各自囊錢拋福歸
田中金峯

來山に「今宮は蟲處なり聾なり」との名句が出来た位に、隨分古くから今宮の戎は聾戎で知られてゐる。「霄戎、君が約束だがへずにまゐりましたとうしろから背中叩いて（まさづき）歸る習俗も、聾なればこそ念を押すのだと云傳ふ。攝津名所圖會に



第六十六圖 浪華擲芳譜

毎歳正月十日は大小群參して福德を禱る。諺云此御神は鞆にてましますとて、詣人後の羽目板を敲きて諸願をかかへ玉へと訴ふる事喧し

とある。恐らくこれは牽強附會の説であらう。今でこそ今宮神社は紅塵萬丈の裡にあるけれど、もとは西成郡に屬し市の南郊に位して、橋筋の南方に鎮まる。戎橋の來歴も實は今宮戎の參道に當つてゐるためであつた（佐古大阪橋名考）。それに社殿は南面してゐたから、市人の參詣はみな手近の北寄りの裏門を潜り、祠脊から正面に廻はつて賽するのを通例とする。往きに購ふた木槌か握り拳で戯れに堂後の羽目板を叩いて行過ぎるのも、さゝの機嫌がする仕業。ほんの一寸した假初めの弄みに、何時の間にかやら勿體が付き、おしまひには方圖もない聾説の捏造となつたらしい。更らに輪をかけて「大勢祈福難與焉 漬耳爲聾令賽錢（年中狂詩）と皮肉つては、少々えげつな過ぎる感じが湧く。

あさなひ神の事代主命（蛭子）を祀つてあるので、毎歳正月十日修せられる例祭に、欲深の連中が所謂福を貰ひに出掛ける。九日を宵戎、十日を本戎、十一日を残り福と呼ぶ。市中いづれの社でもその例祭は宵本祭の兩日に限られてゐるのに此處ばかりは一日多い。残り福でも貰ふと蝟集して來るところに贅六の本旨が窺れやう。賽者は市中は勿論のこと、近郷近在舉つて押寄せる。そして必らず小寶のついた竹枝を持つて戻り、神棚のあたりに挿置きて、その年の富貴繁昌を冀ふ。

小寶とは

小判一分判、丁銀等、銅、鉛及び土を以て模造之たる米升、米俵、熨斗、匏、錢、木槌、大福帳、鑑各一、はぜ袋赤紙、黄紙三袋或は五袋、是を小寶と云。或は戎神と大黒天と相並ぶ土偶を加へ之もあり、米枿は木製、米俵藁製もみ穀を納るのみ匏は薄板二枚、錢匏は藁を括り摸之、木槌は木製、大福帳は紙二枚也、背に戎屋三郎兵衛と印書し、鍵の柄木製銅を頭にしたる或は全く木製あり、はぜ袋は空袋又銀幣五百目包の形をば摸し加ふ、粗穀を紙包にし墨當す。小寶は全家詣と雖ども、各自非買之なく、一戸一筒を買つて神壇に置之、竹枝に小寶を結び付けて神棚の上に挟む云々。守貞漫稿

小寶は一に吉慶とも云ふ。「毎年の吉慶買ひなれ」と呼ばるは、この小寶を嚮く見世。その外參道の兩側には道狭しと飴（お多福、ねぢ棒）付髭、鳶口、熊手、米倉などを賣る。いづれも招福致富の假托でないものはない。これで福が貰へる、金が儲かると信じ切つてゐる。

なかでも飴は家運永久福徳圓滿を願ふため、當地の俗として目出度い折なら祭禮、節分時をかまはず先づ飴を舐る。飴は長く引張つてもすぐには斷れぬから、身の福徳も飴にあやかつて長く続けよかしと祈るのであらう。

當社には全く氏子と云ふものがない。けれど商ひ神だけあつて、堂島（米）雜喉場（海魚）靱（干魚）天満（青物）以下の各商人連、新町、堀江、南地の玄人衆、いづれ劣らぬ福徳祈願の講中は、三日の間社殿の脇にそれ／＼陳取つて囃子立て、景氣を添え、希望者の竹枝に幣札、小判、豆手拭などを括りつける。その陽氣な浮れ方には流石の恵比須さんも呆れ返へる位に騒々しい。俗神俗物十日戎は終始此の俗で盡さる。

十日戎の賣り物ははぜ袋に取鉢錢匏小判に金箱立烏帽子、ゆで蓮木槌東熨斗、お俵を擔いで千鳥足十日戎

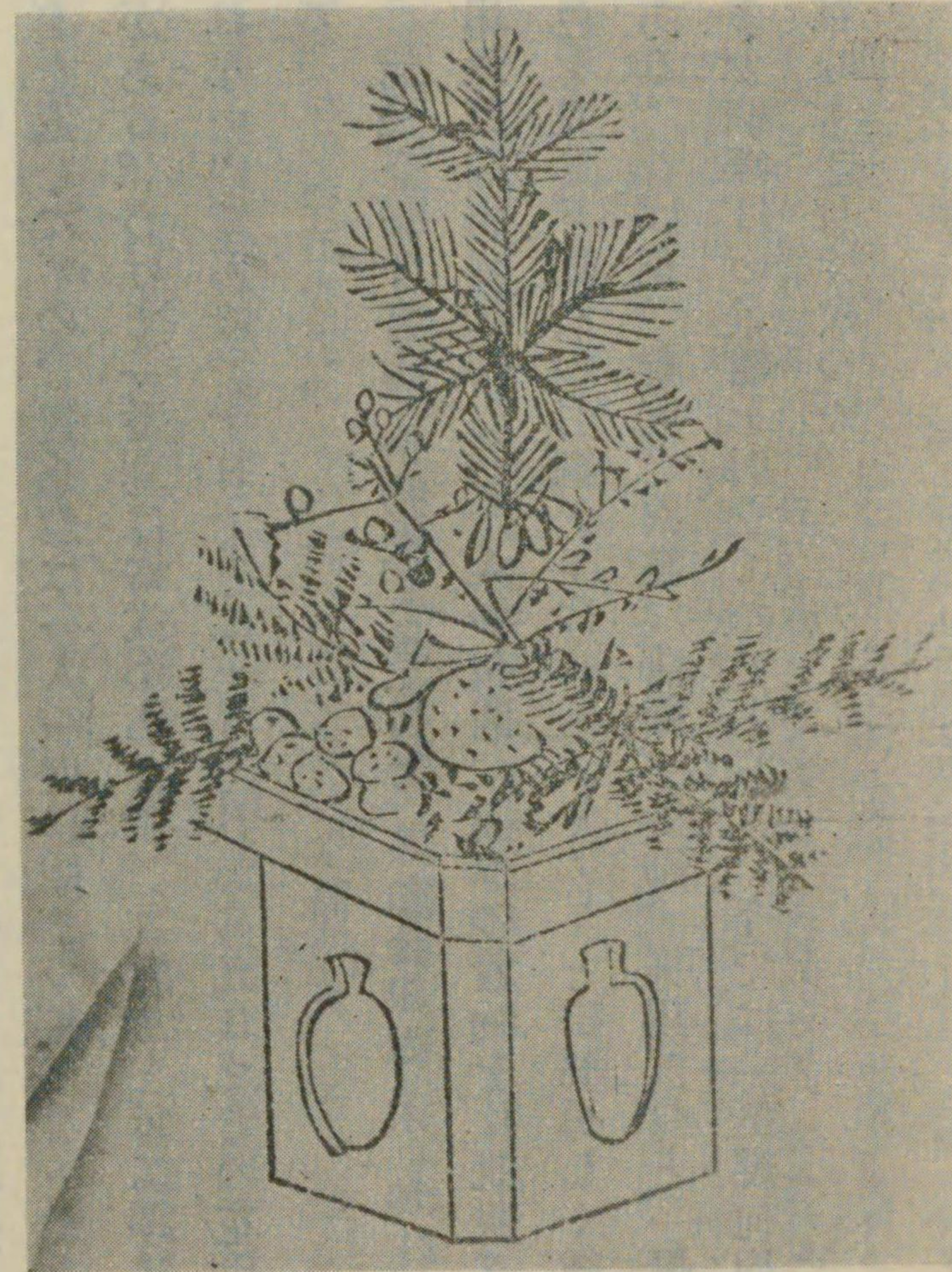
十日戎の景物に寶惠駕が出て、俗又俗を加ふ。その盛んだつたのは文化文政の交、餘程羽目を端したものと見え、天保に至つて中絶となり、後再興されて現在に及ぶ。

駕の上には緋毛氈の覆ひ、その上を更らに紅白縮緬にて幾重にも巻き、棒鼻より長く出して引綱とする。駕蒲團は三五枚を襲ね縮緬緞子で作る。

乗込む藝妓の扮装は、頭は向ふどきの髷、前挿は四本鼈甲、後挿二本に珊瑚の根挿し、全く元旦そのまゝ。衣裳は黒紫の裾模様、帯は縮珍錦織、長襦袢の襟は白博多に金糸の縫、緋縮緬の襟裏を返したもの、寶惠駕は一人一度に極まつてゐないから參詣する毎に着更して、派出を競ふ風がある。わけて一番駕は格式があつた。誰でもと云ふ譯には行かぬ。十日々の筆頭でなくては乗れないのである。十日々とは正月元旦から九日までの花代をよめて、一番花數の多いのを一とする。

駕飛全盛今宮詣 指物衣裳驚 目勢 其顔金銀如 不知 一年切増一時費 年中狂詩

用意萬端出來れば二三十人の幫間、揃ひの着物を片肌脱ぎ、白緋友禪縮緬とり／＼の襦袢の袖に色を見せ、紅白の引綱を手にホエ／＼と掛聲勇しく練つて行く。寶惠駕の名此處に起るのである。昔は花、祝儀、衣裳、蒲團、髮飾、雜用ざつと一挺三四百兩、數十挺目白押しに練出せば多少婀娜ぼい景越を引立てたであらう。今では一挺幾何均一で祝儀一切無用と簡便になつただけ雅味も乏しくなつた。



稿漫貞守 圖七十六第

商人のお正月

(町方歳中行事抄)

元朝 正月元朝、寅の上刻井戸を

開き、恵方に向ひ、若水を向ふ事。

但前夜に屠蘇を下け置なり。

恵方に向 蓬菜三寶鋤

新白米一升 橙、搗栗、

榎、穂俵、蜜柑、串柿、

昆布柑子、野老、海老、

橘、小呂柿、

土産、盃、銚子、屠蘇酒を入れる。

大福茶祝 梅干三つ入る、家内の箸紙に名を書くなり。

鹽水にて板、家内清める事。

御神前え御燈明を上る事。

歳徳神様 二對

御神前様 金燈籠一對

大金神様 燈明臺三對

水神様

天満宮天神様

御札様

三寶荒神様 天社十二神様

大黒天様 烏瑟沙摩明王様

千木秤、天秤、看板、井戸、搗臼、土藏、上藏

土藏、疱瘡の神。

御神供御膳上る事。

歳徳神様 四枚

御神前様 三枚

大金神様 三枚

水神様 三枚

天神様 三枚

三寶荒神様 三枚

大黒天様 一枚

天秤、看板 二枚

土藏、井戸、搗臼 五枚

御佛前 御食椀五勺、御膳二膳

御雑煮、餅、大根、芋、豆腐、鰯節

元日 年始御禮相勤める事。

東西御奉行様並町内中。

氏神様並一家親類。

御得意衆中様並御近附方同役。

晝中飯 常例。

夕節祝御神様朝の通差上る。

節献立 御脍 大根、鰯、平 鹽物、煮出し汁 御飯、鹽鯛焼物。

夜燈明 朝の通り上る。

二日 寅の上刻より御神前御燈明、並其外御神供家内鹽水清め、元朝の通。

大福茶雑煮家内一統祝、並組重にて年始の盃致す、初風呂致す。

雑煮餅、大根、芋、豆腐の精進。

歳徳恵方明き方より藏開致事。

質物初藏入可致事。

初藏入帳面を書始める事。

晝中飯 常の通。

夕節御神前其外、元日の通。

十日 節献立 御脍 大根、鰯、平 昆布、鹽物、山芋とろ、汁、鯛鹽物。

三日 卯の上刻より元朝の通可致事。

雑煮 元朝の通、鰯節入る。

午時中飯 常例の通。

夕節御神前其外、元日の通。

節献立 御脍、平 鯨、水菜、汁、大根、鹽鯛。

夜燈明 元日の通。

四日 朝福わかしの祝。

元日、二日、三日に御神前を備候、御雑煮を御粥に煮て、家内朝飯に頂戴す。

今日又御神前を備候、御鏡餅下る。

五日 正月内に初の日、巳の日朝巳の刻、初水を汲み燈明神供、夜巳の刻に巳の方に向て稜、家根へ撤き火災除け祭る事。

六日 今日年越につき例年氏神御津八幡宮へ御神湯献上、家内安全商賣繁昌の御祈禱、正月十五日奉献候儀を御頼に可參事。

夜燈明 三ヶ日の通。

七種菜の宵噺子致事。今日御神酒改て上る事。

六日

寅の上刻に御神前御燈明、三ヶ日通り上る。七種菜御神供、三ヶ日通り上る。七種菜粥祝ふ。

七日

七種菜 粥板

噺子齋 菜 連木、火箸

若水桶に七五三飴る。

七種湯沸す事。

八日

宵戎今宮戎様御神影並諸帳面を祭る、御神酒掛鯛を上る。明日初金毘羅様につき、取越の精進可致事。

今夜明燈明 三ヶ日の通。

九日

卯の上刻より御神前御燈明前の通。商賣繁昌、家内安全、富運延命、壽命長久、福徳子孫長久の御祈に、今宮戎様え家内一統參詣致す事、笹、寶袋、御神影相調る事。晝中飯に三ヶ日に居え候、鹽鯛を焼物に致す事、並膾、汁、御飯。

十日

帳祝。

十四日 今日年越につき家内に鈔り候、七五三繩を目出度取納め、晝御膳を上げ膾、御膳、鯉節相備え、氏神様を拂ひ遣す事。

夜燈明 三ヶ日通り。

十五日

卯の上刻より御神燈三ヶ日の通、御神供三ヶ日通り、小豆粥を備える、家内も相祝ふ。今日天氣宜候はゞ、例年境萬代八幡宮え參詣可致事、若し雨天に候はゞ年内中五月、八月、九月に參詣可致事。

但精進にて參る。

今日氏神御津八幡宮様え、例年の御神湯御神樂、家内安全、諸願満足、御祈禱、白銀十二匁御初穂上げ、參詣可致事。

夕節祝 御膾、平、汁、御飯で祝ふ。

御神供、御燈明 三ヶ日の通。

二月年越

あゝらめでたいなく、めでたいことで拂ふなら、まづ御當家さまを寶の舟に擬へて、御家内様は七福神、旦那を蛭子に見立てます、金と銀との釣竿で、黄金の鯛を釣



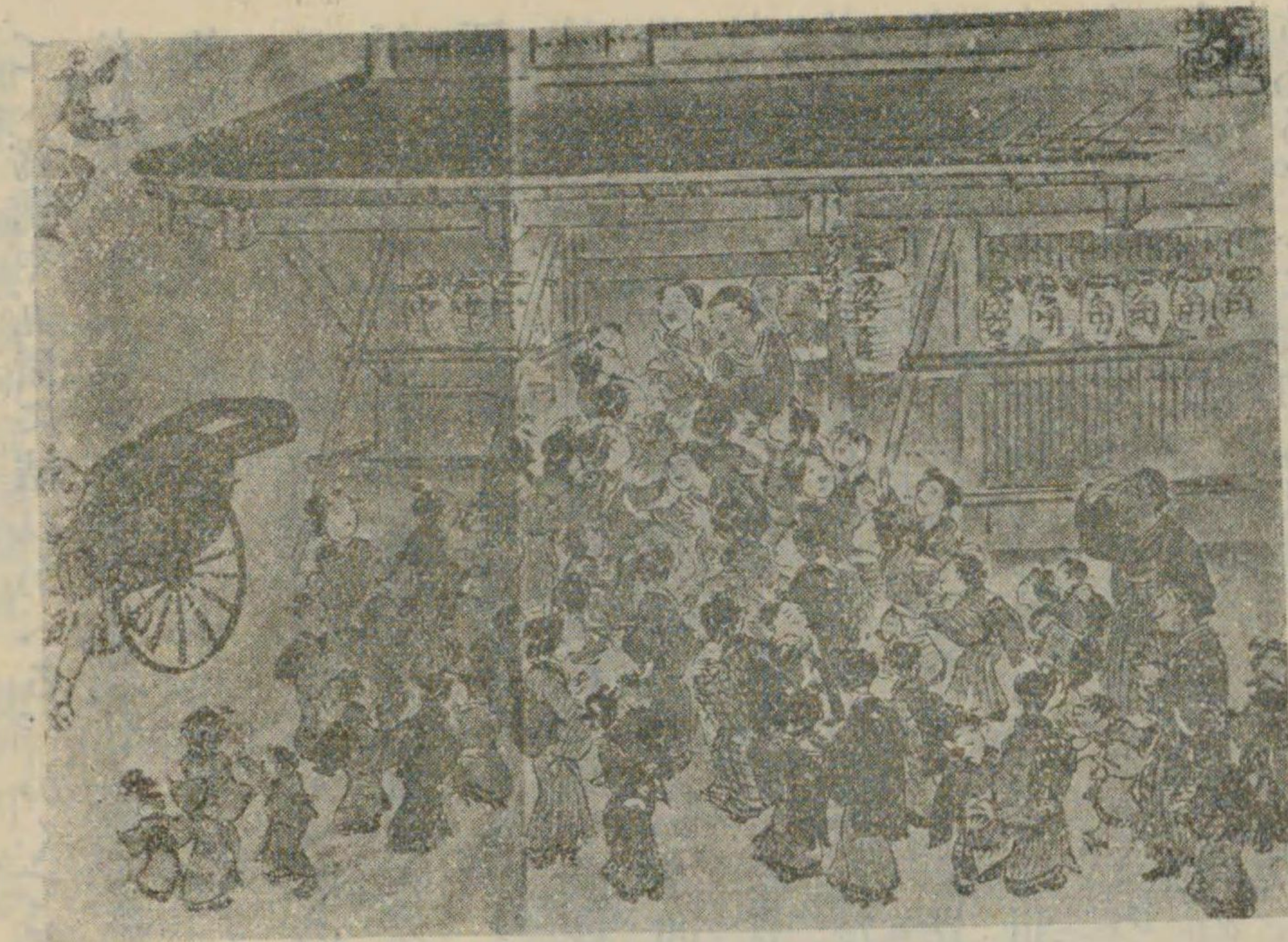
藏所氏助之吉宅三 抄繪作耕和大 圖八十六第

リ上げて、實の袋に投げこんで、御藏の沖の金箱へ、ヤンヤ聲にて納めて、さらり、厄拂の文句
年越となつてもこの厄拂の聲は、めつたに聞かれない。よばし麥、柘賣、囃豆、砲烙賣の賣聲
も、もうちつとも耳に届かない。やつと陽も暮れてから、豆打の「福は内鬼は外」がちらほら洩
れて来る。けれど目突かう鼻突かうも「うごろもちの内にかとらごんのおんまひじや」もつ
ひぞ聞えなかつた。それ位お年越も昔と今とは違つてゐる。近代人の關心は、一切合切こんな空
虚な歳事に拘泥してゐぬのであらう。日も今では節分の日となつてゐるが、昔は正月の六日に行は
れてゐる（佐古町方歳中行事抄けふ其八）。これは七日月を祝つた關係上、それ迄に是非とも
年を越して置きたかつた古人の律義がさす仕業。

たゞ變らないものは神詣である。この日にはきつと恵方の神社か、さもなくば氏神様へ參る。
詣であるには、必らず夫婦同道と云ふお定まりは、これも以前のこと。昔の人の考では、男も女も
獨身ものが參つたのでは、神様がよろこばれないと信じてゐたらしい。詣を買つて甜めるのは十
日戎、初天神と同様。詣は一に年越の命詣とも呼ばれ、引き延ばすと云ふ延喜を擔いで、長壽長
生を冀ふのに外ならぬ。また難波黎を買ふのは、氣味がよいとの洒落であらう。鶴の羽の簪は婦
女子に購はれて、頭上に挿される。

窮鬼今宵奔且逃 階前撒豆祝聲高 女兒戸戸新模樣 香髻斜簪白鶴毛 田中 金峯
露店で鬻いてゐるのは名ばかりで、その實白鷺、白家鴨の羽で作つた胡魔化しもの。鶴は千年の
延喜から來るのみでなく、その來歴が至極振るつてゐる。七代目の片岡仁左衛門が、ある正月最

氣先から貰つた鶴を、六日の年越の吸物にして祝つた。その故か年中興行毎に大當りを占めたの

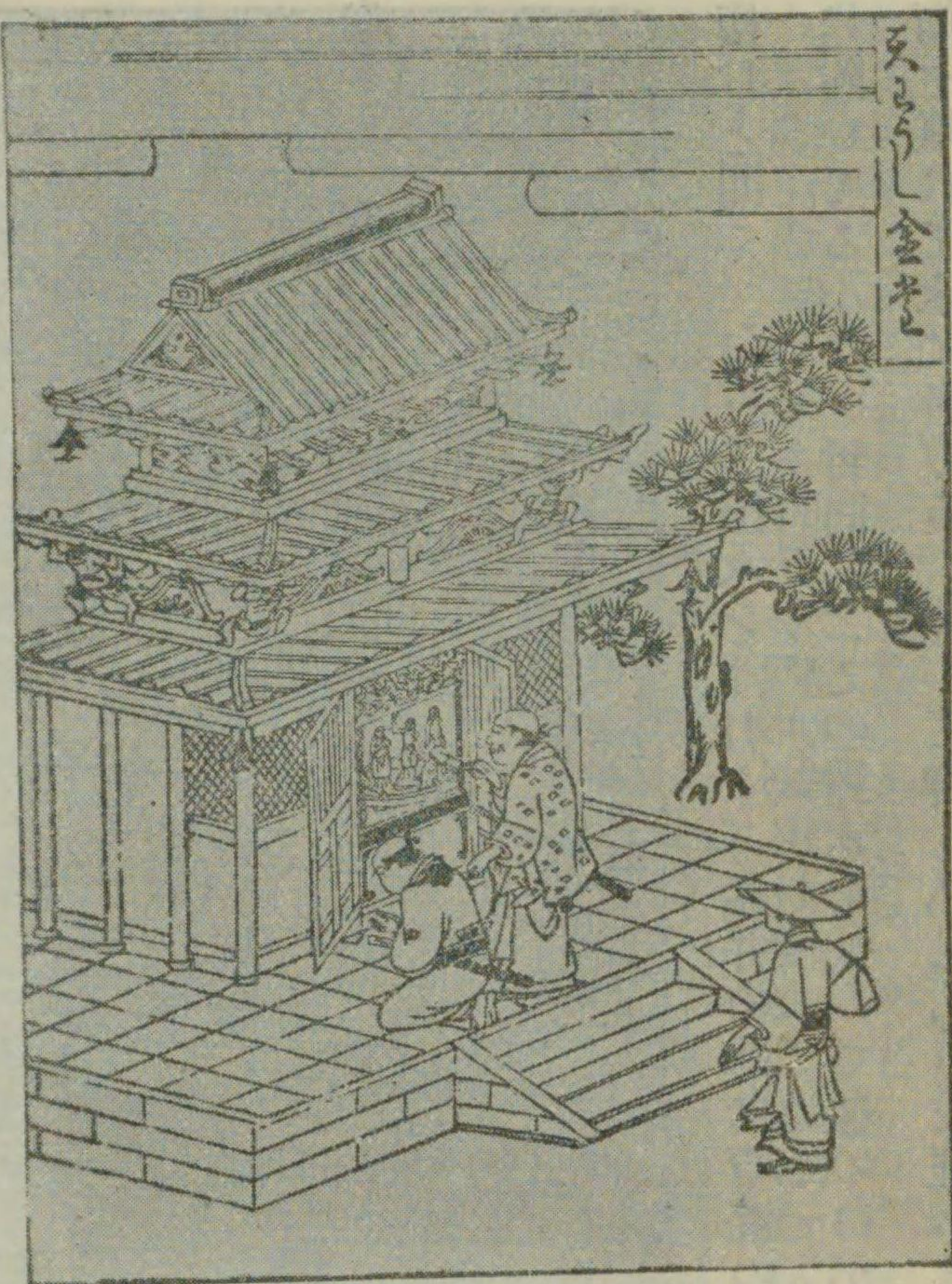


第百九十六圖 古 帖 希有文庫

で、何はさて措いても、縁起を擔ぐ役者のこと故爾
來吉例として年越にはきつと鶴を食べる。食えない
鶴の羽は、色が白うて大變品がよく簪に眞向なとこ
ろから、娘達に遣つたのが大いにうけて、他の役者
も負けじ劣らじと出した。仁左の方では一々丸に二
つ引きと銀杏鶴の紋を捺して、本家をば誇つたと云
ふ。そしてこの簪をやる方法がまた大袈裟である。
役者自身は黒紋付に仙臺平の袴と云ふ出掛で玄關先
でそれ／＼に手渡したのである。役者に人氣が寄つ
てる土地柄だけに、それに素顔が見られるのだから
潮のやうに市中の婦女子が押し寄せたのも無理から
ぬ話。怪我人さへ生ずるお騒であつたので警察のお
ぢさんも注意して、今では役者が日頃の量氣先へ配
ばるだけ。そこでこの光榮に浴せない多數の可憐な
婦女子は、せめての氣安めに露店の代物で我慢する
町方ではあまり行らないが、色町では今も尙お化を競ふ氣味がある。白髪の婆さんが染めて文

金の高鬘を結ふたり、まだ春を知らぬ少女が作りもの、丸鬘を戴せたり、玄人は島田や銀杏を捨て、鴛鴦や丸鬘に結ひかへる。かくて老女は若き日を追懐し、少女は良縁の早からんことを念じ、玄人は一日も早く堅氣にならんことを冀ふ、いみじき心願の表現と聞く。このお化の由來も亦役者である。

年豆だけは大低の家でやる。先づその年の恵方に向つて豆を熬る。本當は主人がするのであるが、家内の者に委せて置くのが常例となつて居る。熬つた豆は一升枺に入れて、歳徳棚に供へ神酒徳利に燈明を點して年祭りをする。これも主人の役筋。それから豆打となる。惣じて形だけで済ますのが多い。本格にやれば豆男は社衾か袴羽織で、白木の三寶に下げた一升枺を戴せて持ち書院から、庭、次間、仲間、納戸、茶間、玄關まで次第追ひに「福は内、福は内、鬼は外」と豆を撒いて鬼を逐立てる。すると従者は豆打と同時に、急いで戸を立て、行く。土藏があれば一戸前毎にこれを繰り返す。目出度濟んだら、家内一同吉方に向つて一座し、各自に年取豆をする。年取豆とは自分の年數よりも一つ多く豆を數へて食ふことを云ふ。それから夕節せつが始まる。よばし麥で大根の味噌汁と鹽鰯一尾。麥は邪氣を攘ふものとせられる。この鰯の頭は柀に突き刺して家の入口や裏口に挿される。これは鬼の入りぬ咒。年取豆を祝ふ際、別に年豆を紙でひねつて置くのは、これを持つて氏神へ納めるためである。さる荷受問屋では「福は内おには内」と云ふ向もある。おには即ち鬼でなくして大荷を指したもの。入荷の多いのを祝する縁起を擔ぐところ流石出船千艘入船千艘を誇る大阪だけの貫六が窺はれる。



藏所學大國帝都京 鑑波難 圖十七第

三月 彼岸詣

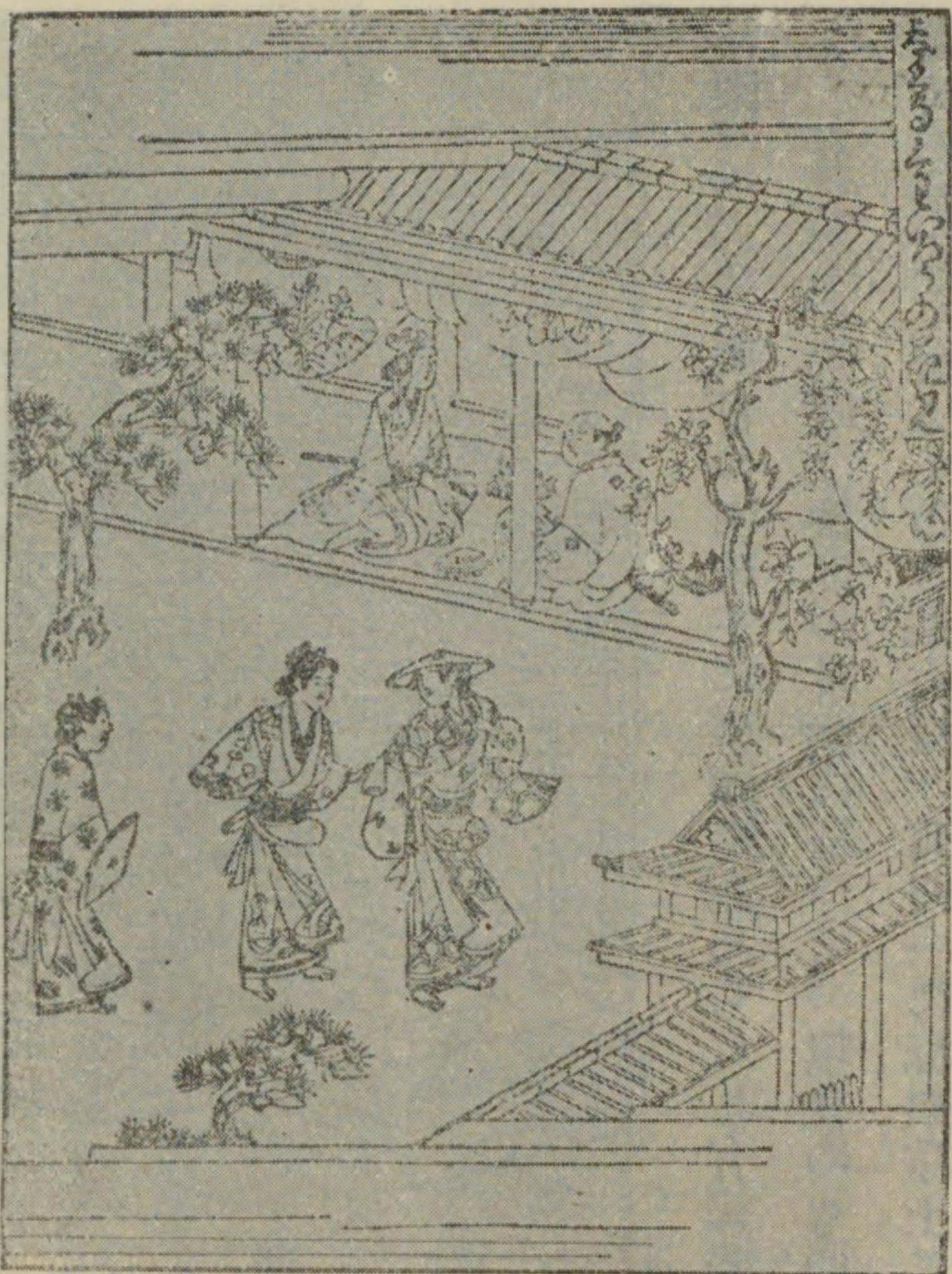
有難いみのりや爰が天王寺、よその彼岸は
ほんのお茶の子 湖 水

春と秋のお彼岸にはお寺詣りをして祖靈の冥福を祈るのが我が習俗である。諸國ともに何寺と定まつてゐないで菩提寺なり所在の古刹に出掛ける。それが大阪に限つて四天王寺と決つてゐるのが面白い寺はその昔、聖徳太子がその弘法に逆ひし物部守屋を征誅するに當つて、多聞

持國、增長、廣目の四天王に誓願を籠められし有縁の伽藍で本邦最古の部に屬する。一に難波大寺とも云ふ。堂塔は數度の災禍に罹つて、現在のものは皆徳川末期の作なれど、その結構は創建當時の形式を襲ふてゐる推古様。西門一に極樂淨土に向つてゐる門と呼ばれる。その門外に發心門がある。一大石の華表で他の寺院には見られない景物、額は俗に極樂當物の額と呼ばれて、釋迦如來、轉法輪所富極樂土、東門中心の十六字、寺記には太子の眞筆と説く。もとは衡門として木造であつたのが忍性上人以來石造と替ると。この邊からもう道の右に左に經木書きが陣を布いて

る。御賽錢用の穴明錢の兩替屋も、また二三は點在してゐる。引導鐘の響八丁鉦の音は、市中の騒音と趣を異にて彼岸氣分を著しく引き立てる。

人々は經木に亡き父母の法名、逝きにし子女の戒名を書いて貫つて、金堂講堂に賽して無常院



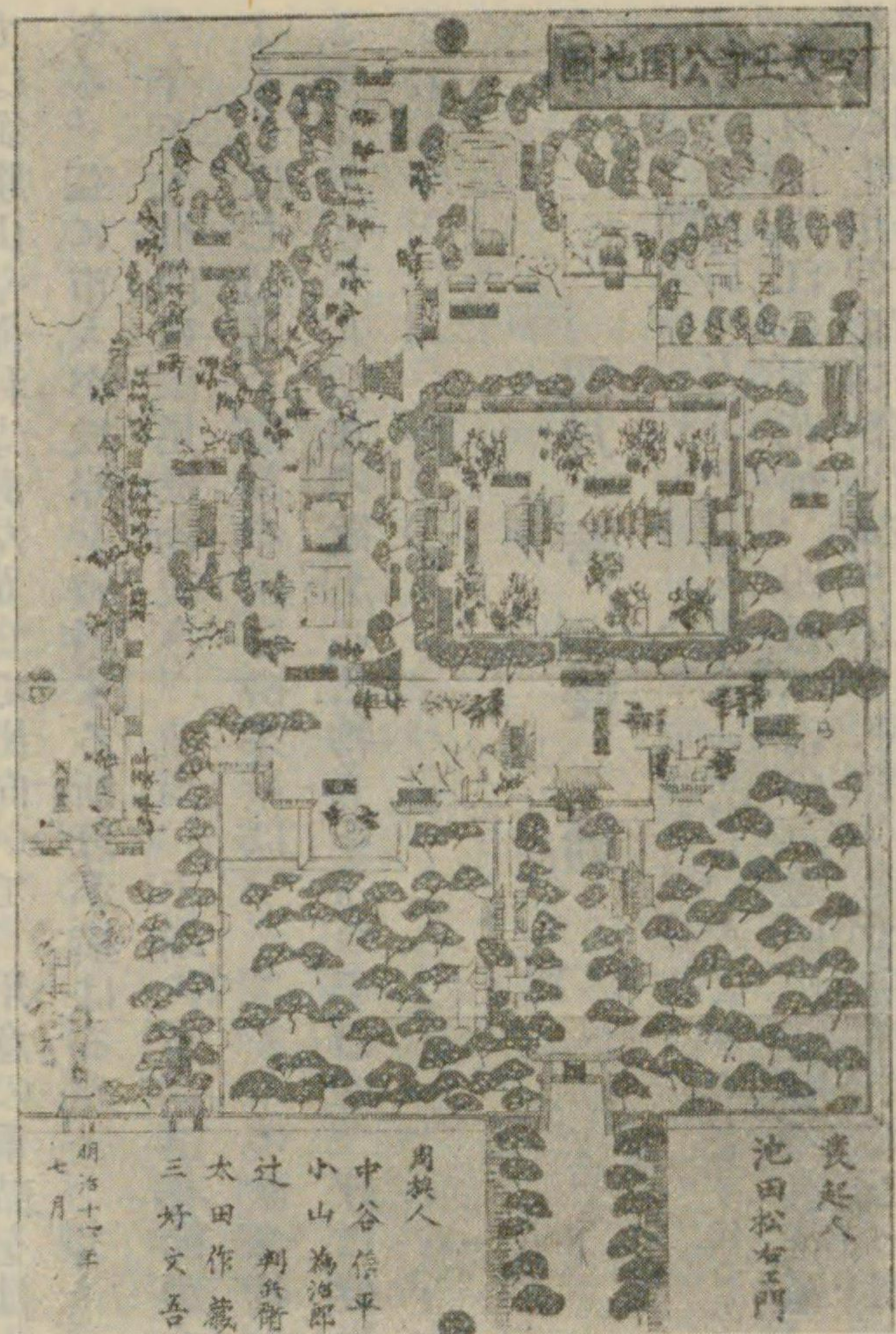
第百一十七圖 雜波鐘 京都帝國大學所藏

に至る。院の實の名は鐘樓である。鐘は黃鐘調を帯びて、天竺は祇園精舎の鐘の音に通ふと。僧は經木を讀み上げては鐘を撞く。詣者は稱名念佛して死者の回向を願ふ。故に俗人は引導鐘とも稱へてゐる。回向の濟んだ經木は、龜井の水に流して追善をする。水は影向水の名があつて、太子が自畫像を描き給へる際この水に御影を映つし給ひしと傳ふ。その水上は金堂の地底にある荒陵地、別の名を青龍池とて青龍が

棲むと聞く、白石玉出水をば引く。龜井の稱は石鑄の龜から湧き出づるのに由來する。長柄の先に附いてる小さい竹筒に、この經木を挟みて龜の口から出でる水に當てる。すると經木は容易に筒を離れて水に潜ぐる。懸がて押し込められた經木も再び浮び上がる。それを見届けて香盤に線

香を炷き合掌してゆく。これで供養した人たちは、靈も浮ぶことが出来るのだと安堵する。

勿論引導鐘に經木供養は四六時中杜絶えなためしはないが彼岸には特に多い。これ生死の此岸



第七十二圖 希有文庫

この圖は境内が衆人遊樂の公園となつて開放されてゐた(明治六―三四)その折の櫻時分をものして一枚摺、現在の天王寺公園へ(明治四二開設)とこの四天王寺公園とは場所も違つてゐる全く別箇のもの。

を離れて煩惱の中宇に迷ふ幽魂も安樂淨土の彼岸に着くと擔くからであらふ。ある佛者は春分秋分の日は陽が眞東より眞西に入る。阿彌陀の淨土はこの直西日没の所に當たるに依つて、そこを正しく衆生に示し往生の願を遂げしめる爲に、この彼岸會の佛事が修められるのだ(觀無量壽經)

と説明する。さあれ古往今來彼岸詣りが受けるのは、生き佛の耽樂往生にある。

引導の鐘しばしまて天王寺櫻花見のうちが極樂

好古

家中惣出で天王寺に詣ふでの戻道境内なり附近は安井の天神山、新清水の舞臺、少し足を伸ばしては御勝山や舍利寺あたりまで出向いて、用意の重詰をばくつき、持參の瓢箪酒で一日の行樂をやる。茲に市人が彼岸を禮讚する所以が横はる。

今でも境内には見世物覗き、曲馬、手踊に琵琶浪花節から人形入りの淨瑠璃まであつて耳目をよろこばしめる。無數の露店掛茶屋は、くさくさの飲食物を嚙いで口をも嬉しがらせる。それにこま／＼と大人小人の欲がる品物もそろつてゐる。げに彼岸こそ此の假世に現出したる欣求淨土であらう。

四月 芦邊 踊

なには乙女のひなぶりを、世の中よくの笛竹に、めてたきふしを千代こめてちらし

三月は堀江の木花踊、四月は南の芦邊踊に新町の浪花踊、五月は北の浪花踊と、實に浪華の春は踊に明けて踊に暮れる。よしや櫻の宮は寂れてもこの解語の花はいよ／＼咲きまざるのみ。わけて南地五花街（宗右衛門町、九郎右衛門町、阪町、櫛町、難波新地）の芦邊踊は、最も來歴古く明治二十一年十一月森下露風の考案平瀬露香の作歌で、第一回を開演したのである。爾來回を重ねること四十有餘。バタ好の新町（明治四一）太棹の堀江（大正三）芝居かゝりの北（大正四再

興）に對し、終始新奇を衒はず、舊習にも泥づまないで、お國振を發揮してゐる點、流石に一日の長あるを偲ばしめる。春の踊として大阪名物の一となるのも、亦かゝる由縁に負ふのであらう踊はいづれも京の都踊（明治五）の亞流を汲み、踊子、地方、囃子に分れて、長袖軽く翻へすあたり、秦の始皇の宴樂もかくやとばかり觀者を恍惚惱殺する。春宵一刻もかくて、僅かに數金を以て購ふことが出来る上、尙舞妓に抹茶のお手前もして貰へる。

最初の歌詞は豪商千種屋の平瀬露香翁の作、

浪花風流 蘆邊舞 御津の初汐

本てうし住の江の岸に生てう忘れ草、うきを忘れて幸を、まつに滴る下露の、自と凝りし淡路島あはじと讀むは假名文字の、書き誤りと松露とり、

二上り浦の乙女の打伴れて、かたみに夫と眞砂かき、散りしく葉をば掃き分けて、拾へばこぼす笑ひ貝、手と手引き合ひ、さア／＼おいで、小春日和の磯ばたづたひ、貝をとろとてちよと小褌をぬらした、あアレよんかいな、友呼びかはし聲々に散りやちり／＼三四五つ、むつび戯れ村千鳥、さてはしほらし浪の花、包めど狭き蟹が身の潮垂衣羞しや、

つらみ高き屋に登りて見れば民草も、三津の浦輪の賑ひは、他に比ひも浪速の梅の都に咲くやこの、花の街の伊達衣装、何日も春邊とあや錦、あやに惶き大君の廣き御かげど有がたき、

本駒子八重

五ひらの花を結びし一廓、たとへ色香は淡くとも、厚き情を一節に二道かけぬ、三の緒

の世は糸竹の直なる操は人のかゞみなれ、

「鏡みるたび省みて、思へばほんに我姿、誰に見せうとて粧ひ立つる、月の黛花の貌、雪の衣の不襲ね、とけて寝る夜の面白や、

三下句 いや茂る、豊芦原は津の國の、芦によしある言の葉や、「解けぬ氷室の憂き事を、誰に闘鶏野の鹿の聲、妻戀ふ夢を手枕に、三角の柏流しては、我身ながらの櫺紅葉、梅の楓は此里の名に大阪の夕映を、「心あらん、人に見せばや難波女の、立ち舞ふ袖の追風に、



庫文有希帖古放圖三十七第

浮室、ゑいやゝの櫓拍子も、めでたゝの船歌も、榮え柳葉木綿かけて、水干姿鞆卷や、烏帽子をかりの男舞、挿す扇に幣帛の、黄午眩ゆき風情なり「木香も薫れる舞殿に、今を始めの一奏、四方に普く梅が香を吹き傳へては尋め來せし、諸君達を松風の律呂は千代の聲すなりゝ。

五月 牡丹

誰玩沈香亭花 移栽道頓堀港

東家、春林有箇孟之反、獨殿無雙富貴葩

田中 金峯

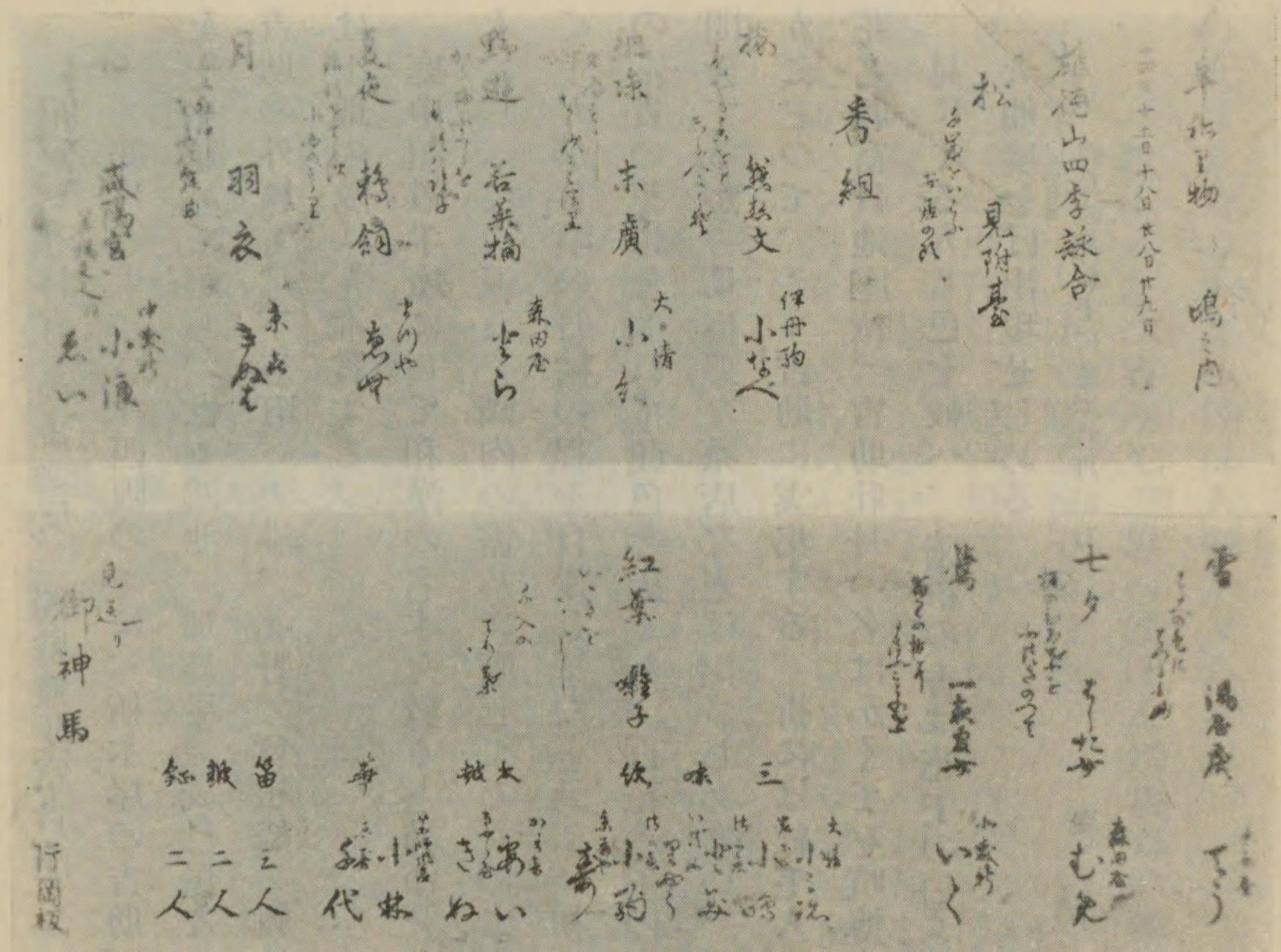
二つ井戸の東、高津西阪の下に、植木屋の吉助があつたと聞く。元祿年間松井吉助が植木渡世をやり始めてから、世々鴻池、加島屋、辰巳屋などの豪商へ出入してゐた。植木を扱ふものは吉助の外にも、下寺町、天満、北野、曾根崎、難波のほとりにもあつたが、この吉助を以て市人は土地の随一と推賞する。

庭中頗る手廣にして和漢の名木を数々と植ゆ。莊子が八千代の椿、王晋が三槐も、赤梅檀の香木も貯へて、遍なく國內の需めに應じてゐたのである。わけても、その花畑の牡丹は美事であつて主人が日頃の丹精の程を自慢してたと云ふ。初夏六月牡丹の時節となれば萬紫千紅は盡く、この富貴の花に奪はれて顔色を失くし、百花の王の天地となる。閑雅を好める庵主は花園を擧げて開放するが一切俗悪な茶店などは出さしめない。賞美の雅俗風流の男女は、待つてましたとばかりこぞつて、こゝ吉助に雲集する。折には紅毛人も風評を耳にして拜見に來る位有名なもの（浪花名物富貴地座位）吉助牡丹の名はかくてぞ喧傳される。

見にくる人も色を較べ、脂粉の香は花玉の匂と競ひて、實に美人似牡丹、牡丹似美人かの一大仙境をば出現せしめる。

蝶鳥のあかずに遊ぶ牡丹かな

慶 子



藏所氏要本杉 圖四十七第

六月 遼物

夏祭人も潮のわくがこと 關 更
 名にしおふ島之内八幡宮の祭禮（六月十五日）は、流石江南の色里を控へてゐる丈に、女伶妓婦の輩いろ／＼に姿を扮して艶を競む、前後に囃子を付けて練る遼るとは梁塵愚按の註に、人の徐かに歩るくを云ふと。これは崎陽年中行事の一として著聞される。前囃子には太鼓、箏木琴、三絃、笛、鼓、大太鼓、後囃子には太鼓、鼓、三絃、摺鉦、篠笛と調子はなやかに練つて行く。毎歳寄物語神祇の如き、定成の兼題の如き課題に應じて打扮する。あと押さへの見送りはいつも白き神馬である。唯先頭の見附臺のみ年々趣向を凝らした造物をする。蓋し弓矢の神である八幡社の神いさめであるからで

あらう。

その遼物の番附を一つ。（第七十四圖参照）
 この遼物がしまを行く際などは、左右兩側の青樓は格子を除け簾を捲き上げ棧敷を設らへ、こゝでも伯人がねり物姿にて艶を競ふて、見にくる馴染客をもてなしてゐる。



庫文有希 月二十本畫 圖五十七第

七月 地藏盆

その發句を取つて、かくは名付けるのであらう。尤も大阪では江戸や京の如く横列とならないで必らず縦列を作る。これ町幅の狭き土地柄から来る。幼を先きに年長の順に、前なるものゝ帯をつかまへて、おんごくを唄ひながら、蛇の如く歩き廻はるのである（守貞漫稿）。時には花笠を載

くこともある（大阪繁昌詩）。

わけて七月二十四日の地藏盆は、子供本位のお祭りである。町々の辻にあるお地藏さんへ、童は飲食を供へ香花を献じ燈明を點ける。薄暮となると百萬遍とて、圓座を作り丈餘の大念珠をく



歳所學大國帝都京 鑑波難 圖六十七第

つて、南無陀々々々を誦ふ。けだし地藏菩薩は、來世で子供を勞はる佛だと云ふ因縁に由るらしい。後の世では紅提灯や地口行燈をも吊して、大人まで隱藝の開帳をやらかす。

風變りなのは阿波座堀北側西横堀西の將軍地藏である。この祭りでは瀬戸物町一帯に、陶器一式の造物をする、今でも瀬戸物の人形として華城の名物。

大人も亦盆には盆踊とて子女に敗けじと踊り狂ふ。踊は踊躍歡喜を意味し、そ

の頃の人々は無上の悅樂をこの踊に見出したものである。大人は大方夜にやりわらんべは晝にする（俳諧五節句）。踊りは町の空地や廣場を見付けてやる。聲自慢の音頭取りは列外に、さもくば一寸した櫓上に頑張つて、朗々と盆踊唄を歌ふ。踊り子はその周圍に圓陣を作つて、手足を動

かし身振面白くぐるぐら巡ぐる。それに大阪では糸が入るので、仲々陽氣なもの。唄の文句は種々あるが、そのうちの一を紹介すると、

「よいとさつき、そこちや、お醫者さあえ、やつとこどつこいしよ、よいとさつき、そこちや、お醫者さんでも、有馬の湯でもさ

「よいとさつき、そこちや、ほれたなあええ、やつちきどつこいしよ、よいとさつき、そこちや、惚れた病はそいつや治りやせぬ



歳所學大國帝都京 鑑波難 圖七十七第

八月 賞月

湯豆腐のあんには違はず照月は、高津の山のはにもかゝらず 権花

高津の賞月は狂歌難波見やけに、觀音堂の觀月は難波十二景に、それくうたはれてゐる。水の上では難波堀江の月見が、難波鑑に載つてゐる。けれど今日のやうにぎつくりと建て詰つては、何の風情も起らない。高津の社の舞臺でも西の展望だけしか利かぬ。月の出なんて景趣は所詮駄目の話。しかもその西方でさへ

「鼻さらばむかふに海の時雨を見」(淡々)ることが出來ぬ位、人家が連らなつてゐる。だから道